

史料館所蔵史料目録 第70集

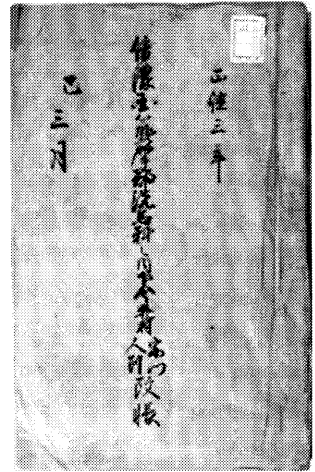
信濃国筑摩郡下今井村桃井家文書目録

平成12年 3月

史 料 館

史料館所蔵史料目録 第70集

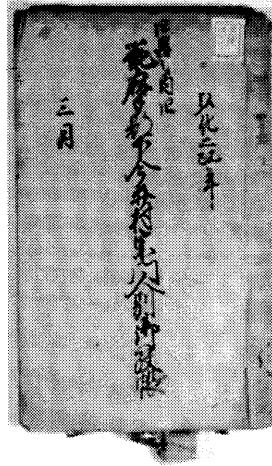
信濃国筑摩郡下今井村桃井家文書目録



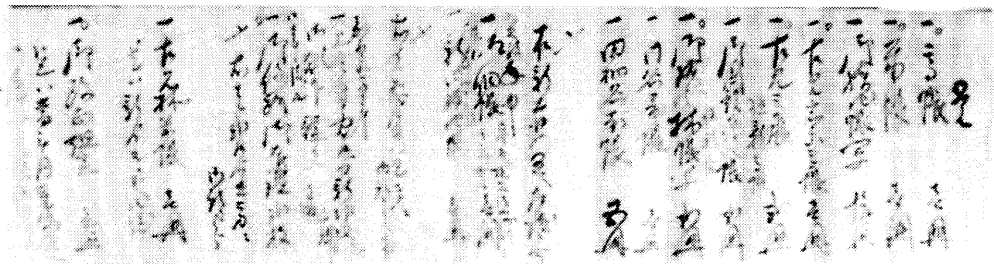
(整理番号1)



(弘化2年 重左衛門分)



(整理番号16)



(諸帳面引渡目録) (整理番号995-02)

凡 例

- 本目録は、『史料館所蔵史料目録』第70集として、「信濃国筑摩郡下今井村桃井家文書目録」（文書記号31H）を収めた。
- 史料は、文書群の構造に留意するとともに、利用上の便宜を考慮して大中小の項目を立てて分類配列した。

本目録では、各項目の境目に横線を引き、区切りが分かりやすいようにした。また、必要が生じた場合にはさらに小項目の下に細項目をつけた。各頁の肩には、「下今井村／戸口／宗門改」などと示し、各文書の編成における位置を把握しやすいように配慮した。
- 小項目の中での文書の配列は、原則として年代順とした。ただし、一括の形のもので分割して配列することが適切でないものについては、文書の配列順（整理番号順）を優先した。また、年欠の文書は、それぞれの小項目の末尾に配列した。
- 本目録の記載欄は、まず、(1) 標題、(2) 作成者または差出人、→宛名、(3) 備考、を「標題・作成等」の欄に一括して記載し、つぎに (4) 作成年月日、(5) 形態・数量、(6) 整理番号、の順に示した。ただし、奥書・追書などのある複合文書で上記(2)～(3)を単一に表現できないもの、また、包紙・封筒の有無、表紙に書かれたその他の情報などについては、適宜備考欄に注記した。
- 標題は、原標題のあるものはそれを採り、原標題のないものについては内容に応じて仮標題を与え、() を付した。
- 宛名は史料上の記載を採り、敬称などを付したまま示した。
- 史料の形態は、冊子型史料では、半（半紙縦折判）、美（美濃縦折判）、半大（半紙縦折大判）、横長半（半紙横折判）、横長美（美濃横折判）、横長半半（半紙横折半判）、横長美半（美濃横折半判）などの略称を採用した。書付型史料では、縦紙、縦切紙、横切紙、小切紙、横切継紙、罫紙、罫紙綴、などの表記をした。
- 史料の利用にあたっては、解題を参照されたい。
- 本目録は、高木俊輔がこれを担当したが、整理・入力作業では守田逸人氏、データ処理では野田隼人氏の協力を得た。記して謝意を表したい。

総 目 次

口 絵

凡 例

総目次

信濃国筑摩郡下今井村桃井家文書目録

本文目次	1
解 題	6
1. 桃井家文書の伝来と本文書群の特色	6
2. 下今井村関係引継目録について	7
資料1 文化2年丑3月2日 諸帳面引渡シ目録	8
資料2 天保15辰年正月8日 御水帳並諸帳面引渡目録	9
資料3 (嘉永6年か) 覚	10
3. 関連史料について	10
1) 桜井弘直家文書	11
2) 桃井憲子家文書	11
3) 筒井澄夫文書	12
4) 下今井区長文書	12
5) 村山茂登家文書	12
4. 下今井村の概要	12
5. 桃井家について	13
資料4 下今井村階層表	14
資料5 信濃国筑摩郡下今井村村役人表	15
資料6 桃井家系図	17
6. 桃井家文書の構造と内容	18
目録本文	21

信濃国筑摩下今井村桃井家文書目録 本文目次

1. 下今井村	21
1-1. 領主	21
1-1-1. 触・達	
1-1-2. 御用留	
1-1-3. 下物	
1-1-4. 家中	
1-1-5. 出勤	
1-1-6. 金札	
1-2. 村政	24
1-2-1. 御用	
1-2-2. 請書	
1-2-2-1. 王政復古	
1-2-3. 廻文	
1-2-4. 村況	
1-2-5. 村明細	
1-2-6. 村役人	
1-2-7. 争論	
1-2-7-1. 濟口証文	
1-2-8. 騒動	
1-2-9. 願書	
1-2-10. 村入用	
1-2-11. 休泊入用	
1-2-12. 売買	
1-2-13. 酒代	
1-2-14. 植付	
1-2-15. 開発	
1-2-16. 治安	
1-2-17. 困穀・救恤	
1-2-18. 風聞	
1-3. 戸口	39
1-3-1. 宗門改	
1-3-1-1. 五人組	
1-3-2. 宗門送り	
1-3-2-1. 受取状	
1-3-2-2. 送り状	
1-3-3. 逗留	

1-3-4. 増減帳	
1-3-5. 馬数歳毛附	
1-3-6. 戸籍	
1-3-7. 相統	
1-3-8. 取引	
1-3-9. 出嫁人	
1-3-10. 出家人	
1-3-11. 家出人	
1-3-12. 捨子	
1-3-13. 死亡人	
1-3-14. 書上	
1-3-15. 大工弟子入	
1-4. 土地	81
1-4-1. 検地	
1-4-2. 反別帳・名寄帳	
1-4-3. 新田	
1-4-4. 荒地	
1-4-5. 売買	
1-4-6. 譲渡	
1-4-7. 林野	
1-4-8. 絵図	
1-4-9. 除地	
1-5. 年貢	84
1-5-1. 割付・割付状	
1-5-2. 勘定目録	
1-5-3. 皆済目録	
1-5-4. 助郷	
1-5-5. 定免	
1-5-6. 上納	
1-5-7. 年貢通帳	
1-5-8. 夫錢・夫役	
1-5-9. 兵賦	
1-5-10. 出作割賦	
1-5-11. 掛米請取	
1-5-12. 畑田成	
1-5-13. 納粉	
1-5-14. 取立	
1-5-15. 献金	
1-5-16. 御用金	
1-5-17. 歎願	
1-6. 金融	94

1-6-1. 通貨	
1-6-2. 講	
1-6-3. 質地	
1-6-4. 借金証文	
1-6-5. 貸借	
1-6-6. 書入証文	
1-6-7. 請取証文	
1-7. 用水	98
1-7-1. 川普請	
1-7-2. 水論	
1-8. 寺社	99
1-8-1. 任免	
1-8-2. 取調	
1-8-3. 検地	
1-8-4. 修造・権化	
1-8-5. 奉加・寄進	
1-8-6. 入用	
1-8-7. 祭礼	
1-8-8. 講・参詣	
1-8-9. 内済	
1-9. 伊那県商社	102
1-9-1. 西信会所	
1-10. 交通	102
1-10-1. 通手形	
1-10-2. 宿継	
1-10-3. 道路	
1-10-4. 橋	
2. 今井村	104
2-1. 政治	104
2-1-1. 規定	
2-1-2. 請取	
2-1-3. 村名控	
2-1-4. 出勤	
2-1-5. 三村合併	
2-1-6. 歎願	
2-1-7. 争論	
2-2. 村	105
2-2-1. 布達	

2-2-2. 村況	
2-2-3. 割金	
2-2-4. 学校	
2-2-5. 治安	
2-2-6. 病院	
2-2-7. 交通	
2-2-8. 徴兵	
2-2-9. 農林	
2-3. 戸口	109
2-3-1. 戸籍	
2-3-2. 寄留	
2-4. 土地	110
2-4-1. 地租改正	
2-4-1-1. 野帳	
2-4-1-2. 地券・地価・入費等	
2-4-1-3. 地価修正	
2-4-2. 譲渡	
2-4-3. 売買	
2-4-4. 払下	
2-4-5. 絵図	
2-5. 租税	113
2-5-1. 上納	
2-5-2. 毛附	
2-5-3. 請取	
2-5-4. 山本村	
2-6. 金融	113
2-6-1. 貸借	
2-6-2. 証文	
2-7. 用水	114
2-7-1. 川除	
2-7-2. 水論	
2-8. 寺社	116
2-8-1. 明細	
2-8-2. 造営	
2-8-3. 奉加・寄進	
2-8-4. 下金	
2-8-5. 檀中	
2-8-6. 参詣	
3. 桃井家	118
3-1. 家	118
3-1-1. 由緒	
3-1-2. 親戚	

3-1-3. 政情	
3-1-4. 日記	
3-1-5. 冠婚葬祭	
3-2. 土地	120
3-2-1. 質地	
3-2-2. 売却	
3-3. 小作	127
3-3-1. 小作帳	
3-3-2. 証文	
3-3-3. 書状	
3-4. 貸借	131
3-4-1. 借用証文	
3-4-2. 貸金	
3-4-3. 勘定	
3-4-4. 質物	
3-4-5. 書入証文	
3-4-6. 訴状	
3-5. 経営	138
3-5-1. 勘定	
3-5-2. 売買	
3-5-3. 質屋	
3-5-4. 酒造	
3-5-5. 繭仕切	
3-5-6. 肥料	
3-5-7. 郵便局	
3-6. 家計	141
3-6-1. 大福帳	
3-6-2. 万出入日記	
3-6-3. 通	
3-6-4. 小遣帳	
3-6-5. 奉公人	
3-7. 学芸・信仰	147
3-8. 藤太及び桃井家書状	147
3-9. 丸山登之助	150
3-10. 山崎家	150

信濃国筑摩郡下今井村桃井家文書目録 解題

1. 桃井家文書の伝来と本文書群の特色

桃井家文書は、史料館が昭和31年度（1956）に古紙回収業者より購入した文書群である。信濃国筑摩郡下今井村（現松本市今井）の名主・戸長を勤めた桃井家旧蔵にかかるこの文書群は、桃井家を離れたのち当館に購入されたものである。先に松本・塩尻・東筑摩郡地域の文書群の悉皆調査を行い、その結果を目録化して孔版で刊行した東筑摩郡郷土資料編纂会刊「古文書目録」がある。昭和28年に作成されたこの目録の第14集は、下今井村関係の古文書の目録を集めている。しかし、ここには当史料は所載されていない。すでにこれ以前に、所蔵者桃井家の手を離れていたため、現地の悉皆調査からも洩れたのであった。この文書旧蔵の桃井家は、昭和二十年代に松本市を離れるにあたって、家財・その他を一切処分したといわれてきていた。この度の目録作成にあたって聞き書きを行った際に、現地松本の近隣の地区町村誌編纂関係者でも、旧蔵桃井家の文書が史料館に現存することをはじめて知ったほどであり、この文書群は、長い間その存在自体が知られて来なかったものである。

この史料群を受け入れた当時の史料館内部の管理カードは、709枚作成されている。そこには605冊、122通、66綴、2枚、の計795点が記されていた。一方、この度未封入史料の追加と、目録整理の途中で見出した大袋入りの書簡集の別置分、これらをあわせて整理した結果は点数が急増して、合計2364点になった。さらに、他家文書中に混入していた分の数点を加えたものが、当文書群の総合計で2372点になる。

この文書群が史料館に購入されるまでに、いかなる人の手を経て古紙回収業者に渡ったかは、はっきりしない。この間あるいは受け入れ時に、本史料群の原秩序は大きく崩されていることは確かである。例えば、点数からいってもっとも多く400点近い「宗門送り状」には整理の手が加えられており、このことによってある程度年代順に並べられているが、とくに「案文」には年月を欠くものが多くあり、それが置かれていた位置が不明となることによりその年代推定を不可能にしているものがある。人物を村方に受け入れた結果集積された「送り状」と、村外に送り出すために作成されて手元に残されたもの（その多くが「案文」とは、もともとは年度ごとに括られていた可能性があるが、すでに原型は変更されている。また「宗門送り状」は、下今井村からの送り状か受取り状かによるのではなく、案文かどうかというあいまいな判断で大別されていたのであった。とにかく、下今井村に宛てたものは「受取状」、下今井村から他村宛のものを「送り状」に分けたが、後考の余地を残すため、整理番号は大きな袋から取り出したときの「原秩序」を示すこととし、年欠のものも大きな袋の中の配列順を尊重して番号を与えたが、それが正当な位置を示すかは保障できない。

年代からすると、寿永2年（1183）の木曾義仲から今井四郎宛書状がもっとも古いということになるが、これはもとより「写」であり、桃井家に関する文書は元禄年間に始まるとみてよい。本文書は、

元禄2年(1689)(写)～大正10年(1921)におよぶ期間の文書群であるが、より限定していえば天保末～明治10年代という、桃井家が村役人の座についていた幕末の弘化年間から慶応～明治初年、さらに戸長となった明治期の史料がこの文書群の大半を占めているのである。

2. 下今井村関係引継目録について

この地方では、江戸時代の村方作成文書は原則的にいって名主を経験した家に保管されてきており、この文書群も、幕末から明治期の名主・戸長として作成・授受したものと、個人の家関係の文書を内容としていることから、旧蔵桃井家が村役人をしてきた時期の関係文書ということができる。では、下今井村において村役人は、当時役職を引継ぐにあたってどのような文書を引き継いでいたのだろうか。桃井家文書の中には、覚え書き的なもの1点しか見られないが、同じ下今井村に関しては、桜井家文書(後述)の中に2点の引継文書があったので、それを示しながら特徴点をみておこう。

資料1に示した文化2年(1805)の文書には、55種類80点以上が掲げられていて、そのうち古見原御検地帳／上今井忠右衛門水車濟口証文並絵図共／社木分付帳／水代より取候書付／上下水二ツ割之節反別帳／新御定目の6点は請け取らなかったと書いている。最後に、「右の外何ニ而も書物等村入用之節ハ見出し村用に立可申候、夫より此目録ニ相載せ役元ニ預置可申候、以上」と書かれ、作成者「先役五郎左衛門」から「名主藤右衛門殿・村役人中」に宛てている。

文化2年(1805)は、名主と組頭1名が交代した年である。年貢徴収に関わって検地帳・名寄帳など土地関係が多いのはもちろんであるが、子年つまり前年文化元年の文書が多い。名主の先役から新役宛に送られた文書であるが、子年のものは見取御水帳・御年貢帳・御検見帳・御年貢御通などである。また、宗門人別帳や五人組帳など年々変化するものは、引き継ぎは前年だけに留めていた可能性がある。

資料2に示したように天保15年も引き継ぎの対象となった文書は、41種類65点以上である。この年は、村方騒動(後述)が一応収まって、新名主は隣村岩垂村名主茂右衛門で下今井村の越名主になって引き継ぎを受けたということになる。目録リストに見るように、検地帳から御年貢取立帳・夫銭帳・宗門人別帳・人別増減帳・馬数毛付帳・五人組帳など天保14年に限って受け継いでいるものが多い。この引き継ぎには、「惣役人立会相改、慥ニ受取申候処相違無御座候 以上」とあるように、先役名主三右衛門と百姓代・組頭すべてが立会っていたのである。

次に、嘉永6年(1853)のものと思われる桃井家文書中の史料(資料3)をみておこう。

ここでも村方の年貢負担に関する基本的な帳簿が引き継がれていることがわかる。天保年間の引き継ぎ目録とくらべて、点数が厳選されて少なくなっている。17種類、31点と数では半減している。と同時に、村方文書の分散保管とでもいい得るように、新右衛門・五郎左衛門・式左衛門・重左衛門と少なくとも4人の村役人の家に分散されていることは明らかである。新右衛門は、天保中期から組頭役を勤めている人物で、村の基本的な土地台帳を一手に保管している。五郎左衛門は、安永期より名主・百姓代を何代かにわたり続けて勤めてきている家で、過去の帳簿について詳しいようにみえる。式左衛門は、父式右衛門以来組頭を勤めている家である。この4人の村役人が揃うのは、弘化5年

資料1 文化2年丑3月2日 諸帳面引渡シ目錄 (桜井弘直家文書32)

1. 御水帳	四五六	3冊
1. 御水帳冊寄		1冊
1. 子見取御水帳		1冊
1. 酉見取御水帳		1冊
1. 芝地御檢地帳		1冊
1. 上今井分御水帳	一武參	3冊
1. 新御檢地帳		2冊
1. 古見原名寄帳		1冊
外御檢地帳		1冊
1. 上下定書連判		1本
1. 御水帳上下二面而預取替		1本
1. 古見山御證文並證拋書物		
其外水論内濟証文並境繪図上下拾年ニ預書付		
1. 皆濟目錄 但申酉戌亥子迄メ		5本
1. 上今井忠右衛門水車濟口		1冊
1. 同人やしき繪図		1冊
1. 林小前控帳		1冊
外古見分林小前帳		1冊
1. 控水帳		5冊
外子見取控帳		
1. 名寄帳		5冊
1. 新御檢地野帳写		2冊
1. 米帳		1冊
1. 子ノ草高帳		1冊
1. 子ノ御年貢帳		1冊
1. 子ノ村入用出物帳		1冊
1. 子ノ夫錢帳		1冊
1. 子ノ古見岩垂割帳		1冊
1. 子ノ山手帳割付帳		1冊
1. 子ノ極月メ込帳		1冊
1. 申酉戌亥子差抜控		5冊
1. 社地取替証文		1通
1. 社木分付帳並殘金借付帳		2冊
1. 御普請使用目論見帳		1冊
1. 安永九年高遠領三ヶ村、田竿入候哉ニ付罷出候願書並返答書ノ被仰渡候書		3通
1. 古見岩垂取粉帳		1冊
1. 水代より取候書付		1通
1. 宗門人別帳		4冊
1. 毛付帳		1冊
1. 五人組帳		1冊
外五人組合帳		1冊
1. 川除荒地起返帳		6冊
1. 芝地御檢地野帳		1冊
1. 子御檢見帳		1冊
1. 同御用番帳		1冊
1. 上下水ニツ割之節反別帳		1冊
1. 明細帳		1冊
1. 上下田方切添改帳		1冊
1. 切添方糺候書付連印		1通
1. 新御定目		1冊
1. 子御年貢御通		1通
1. 御鑑印		1枚
右目錄之内		
1. 古見原御檢地帳		
1. 上今井忠右衛門水車濟口証文並繪図共		
1. 社木分付帳		
1. 水代方取候書付		
1. 上下水ニツ割之節反別帳		
1. 新御定目		
メ六ヶ条受取不申候		
右之通ニ御座候、右之外何ニ而モ書物等村入用之節ハ見出シ村用ニ立可申候、夫より此日		
録ニ相載セ役元ニ預置可申候 以上		
文化二丑年三月二日		
	先役	五郎左衛門
名主	藤右衛門	
	村役人中	

資料2 天保15辰年正月8日 御水帳並諸帳面引渡目録（桜井弘直家文書313）

1. 田畑御改ニ付水帳写（右肩に「天保十四卯年」とあり）	6冊	是ハ五郎左衛門より受ニ付
1. 検見合毛付帳（右肩に「天保十四卯年」とあり）	1冊	右同断
1. 元禄三年御検地帳	3冊	（六冊之内）
1. 元禄三年御検地帳写	3冊	（六冊之内）
1. 安永九子年御検地帳写	2冊	
1. 元禄三年古見原御検地帳	1冊	
1. 寛政元酉年高反別明細帳	1冊	
1. 天保六未年御裁許之写	1通	
1. 天保六未年御請證文	1通	
1. 宝暦十二年上下定書	1通	
1. 寛政六寅年新開皆潰證文	1通	但上今井より惣連印
1. 天保八酉年為取替證文	1通	但上今井より役人連印
1. 天保七申年為取替證文	1通	但山方三ヶ村より流木一件
1. 安永四未年社地取替證文	1通	
1. 天保十三寅年村規定書	1通	
1. 天保十三寅年御改正組定	1通	
1. 天保十一子年古見原林小前帳	1冊	
1. 天保六未年為取替絵図面（小野沢村新田3枚、針尾村、古見村、小野沢村本郷、下今井村各一枚）	7枚	
1. 龜絵図	5枚	但村限り分
1. 文化四卯年困穀御改方帳	1冊	
1. 米帳	1冊	
1. 高帳	1冊	
1. 名寄帳	5冊	
1. 林名寄帳	1冊	
1. 享和二戌年古見岩垂取初小前帳	1冊	
1. 天保十四卯年御年貢取立帳	1冊	
1. 天保十四卯年夫錢帳	1冊	
1. 天保十四卯年古見岩垂年貢夫錢取立帳	1冊	
1. 天保十四卯年山手割帳	1冊	
1. 天保十四卯年上下割帳	1冊	
1. 天保十四卯年三納ノ込帳	1冊	
1. 天保十四卯年宗門帳	4冊	是ハ五郎左衛門より受取申候
1. 天保十四卯年人別増減帳	1冊	是ハ五郎左衛門より受取申候
1. 天保十四卯年馬数毛付帳	1冊	
1. 天保十四卯年五人組帳	1冊	
1. 外組合帳	1冊	
1. 秤	1挺	是ハ村方ニ残し置申候
1. 箆笥	1鈞	
1. 印袋	1ツ	是ハ村方ニ残し置申候
1. 判木	1ツ	是ハ右同断
1. 床机	1ツ	是ハ右同断

ノ四拾六品

内四品村方ニ残し置申候、右之内五品五郎左衛門より受取候分
右之通惣役人立会相改、樋ニ受取申候処相違無御座候 以上
天保十五辰年正月

名主 茂右衛門（印）

先役 三右衛門殿
百姓代・与頭御衆中

1. 高帳	1冊
1. 米帳	1冊
1. 御検地帳	10冊
1. 古見岩垂高帳	1冊
1. 古見高帳 但新高帳	2冊
1. 御囲穀御改帳 但新古	2冊
1. 御検地林帳写	2冊
1. 御検地名寄帳	1冊
1. 田畑名寄帳	5冊
メ	
右新右衛門殿へ相渡分 寛政年中	
1. 明細帳	1冊上今井村江従公儀御沙汰ニ付其節出ス
天保年中	
1. 新田検地帳	1冊
メ	
右者五郎左衛門殿方ニ御預り之分 嘉永五子年	
1. 上今井忠右衛門新切潰御願下証文	1通
同年渡ス	
1. 御役所御印鑑	2枚
メ	
右者式左衛門殿方ニ御預り候分	
1. 古見林米帳	1冊
是ハ新右衛門殿方へ御渡候分	
御改正組定	1冊
是ハ当三月重左衛門殿へ御渡申候分	

(1848) からであるが、式左衛門が預かったものは嘉永5年であるから、この文書の作成時期はこれ以後とみられ、新右衛門が村役の座を降りる（あるいは死去か？）嘉永6年と見なしてもよさそうである。むしろ、新右衛門保管の文書を変更する必要性が生じたため、このような「覚」が残されたといえるようである。なお、新右衛門が保管してきた文書類は、桃井家文書にはほとんど含まれていないから、土地関係の重要帳面類は、主として組頭の一人が保管にあたったのであろう。

3. 関連史料について

下今井村の関連する史料については、昭和28年から29年に行われた長野県東筑摩郡教育会に置かれた郷土資料編纂会による『古文書目録』から、関係する5つの目録についてみていきたい。先にふれたように、この『古文書目録』には、「桃井家文書」は所収されていないが、当時存在が知られた文書についてはその全部について目録取りがなされている。今回、それぞれ個別に直接あたって検討することが出来なかつたので、すでに孔版で刊行の『古文書目録』により検討していくことにしたい。

1) 桜井弘直家文書

この文書群は、『古文書目録』第14集所収の「桜井三内氏所蔵古文書」（昭和29年3月10日調）にあたり、316番まで651点のリストが所収されている。この文書群の中心となる「宗門人別御改帳」と「宗門人別増減帳」をみると、寛政3年（1791）、寛政8年、文政4年（1821）～天保13年（1842）のものがあり、当史料館所蔵「桃井家文書」の直前の時期の史料群である。名主名でいえば三右衛門とその祖父三左衛門の時期の文書にあたる。なお、三右衛門の父親久右衛門は、名主でなく百姓代を文化2年（1805）～文政2年（1819）まで勤めているが、この間の文書を欠いている。文書の内容は、古くは元禄3年（1690）「御検地帳」・同年「御検地屋敷分」・同年「草高反別帳」があり、享保5年（1720）「下今井村見取場改帳」、元文4年（1739）・延享2年（1745）・宝暦2（1752）～天明7年（1787）の「鎖川除御普請帳」13冊、とまだ桜井家が名主でなかった時期のめぼしい村方文書が含まれている。もちろん、「宗門人別御改帳」とともに文政3年～13年の「御用書留帳」15冊があり、名主役の任期中の基本的な文書が含まれている。鎖川の下流に位置することによって用水問題で苦勞してきた村柄から、上流の古見村の開発に関わる文書が散見される。訴訟文書は、圧倒的に古見・小野沢村との水論・山論に関するものである。なおこの文書群には、桜井一族が名主役を退いた天保末年以後の文書はほとんど見られない。

2) 桃井憲子家文書

この文書群は、『古文書目録』第14集所収の「桃井三保氏所蔵古文書」（昭和28年調）にあたり、331番まで684点のリストが所収されている。この文書群の中心的な文書である「宗門人別御改帳」と「宗門増減帳」は、安永5年（1776）から天明5年（1785）までと、およそ20年後の文化2年（1805）から文化15年までが揃っている。また、この時期の「人別送り状」が123通ある。この文書群は、桜井弘直家文書段階より前の名主藤右衛門の時期のものである。桃井家に保管されてきた文書であるが、実際に「宗門人別御改帳」から系譜をたどっていくと、名主藤右衛門は桜井家の血筋につながる。その後の調査で、桜井藤右衛門家は絶家したが、その子孫がある時期に桃井家と姻戚関係を結んだときに、桜井藤右衛門文書を桃井家に持参したということである。この文書群の内容は、下今井村の基本的な史料である元禄3年（1690）の「御検地水帳」6冊・「御検地寄帳」2冊・「御検地野取帳」10冊、それから天保5年（1834）「御検地控帳」4冊（10冊の内）、「御用書留帳」は享和4年（1804）・文化11年（1814）から文政3年（1820）まであり、年貢の「割付帳」と「皆済目録」は享保17年（1732）から天明期と文化元年から7年までの間に断続的にある。正徳6年（1716）の「古見山論訴訟之事」・「古見村山論返答書」・「古見山論之件取替証文之事」にはじまる山論－水論関係の記録は、天保末年にも「古見針尾小野沢新田山論訴訟書」や鎖川除関係書類、「水論済口証文」などがあり、明治11年（1878）「上組呑用水堰出訴書」、明治12年「畑田成ノ件訴訟書」などがある。この村にとって、水をめぐる動きが重要課題であったことがこの点からも分かる。なお、この文書群には桃井吉兆治－績－三保－三輝－憲子と続く桃井家の文書が若干混在しているように思われる。

3) 筒井澄夫家文書

この文書群は、『古文書目録』第14集所収の「筒井幸雄氏所蔵古文書」(昭和29年3月10日調)にあたり、全部で217点ある。古くは元禄・正徳・享保期から、元文・寛保・延享・寛延・明和・安永・天明までの村方文書である。桜井一族(名主名:久右衛門・五郎左衛門・藤右衛門・三左衛門)が村政のリーダーシップをとる以前の70~80年間の文書にあたる。のちの天保期のもの十数点が含まれている。上述の1) 2) の文書とちがいで、検地帳や名寄帳などの年貢に関する基本的帳面はなく、「宗門人別御改帳」とそれに関連する史料を全然含まない。古いものでは、村の定書・御条目・申渡・先触など、名主として受け取った書状が多く、それに用水・助郷などの済口証文・質入手形・借入金手形、また諸々の願書などがある。

4) 下今井区長文書

この文書群は、『古文書目録』第14集所収の「下今井区長所蔵古文書」(昭和28年調)にあたり、全部で156番まで223点ある。江戸時代の寛政~天保期のもので、元禄3年「御検地帳」(写)をはじめ「皆済目録」、天保5年(1834)「御検地清野帳」、「済口証文」などがある。多くは、明治6年(1873)以降の文書で、「改正地引帳」や学校関係書状、山地用水関係の訴訟問題、明治30年「古見山入会山約定書」など下今井区関係の文書が中心である。井筋や堰樋、畑田成の件については、江戸時代のものが少なくない。これら村方の共同性のつよい文書が、区長の成立以前から名主文書と別な文書群として独自に引き継がれてきたのかどうかについては、判断の素材不足でよくわからない。

5) 村山茂登家文書

これは、先述した『古文書目録』第7集に所収されているもので、28点という少ない文書群である。時期的には、寛延2年(1749)から、明治2年(1869)にわたり、その内容は証文と願書類である。質物証文も含むが、助郷人馬賃銭にかかわるものと、文政3年(1820)と天保13年(1842)~同15年の名主役替り取極めに関するものが含まれている。これは、村運営にかかわる重要なものと意識して保存されてきたものと思われる。村山家が名主を勤めたことがあるかは定かでないが、化政期までは組頭役を経験し、その後は村役人についていない家とみられる。村役人としての立場でなくなった家に保存されてきた文書は、村山家の上記名主役替り文書以外にはほとんどないと思われ、貴重なものである。

4. 下今井村の概要

旧下今井村は、行政上公には上下に分けられてはおらず、江戸時代は下今井村だけの石高は示されていないので、今井村の一部としてしか扱えないが、松本市の西南に位置し、奈良井川支流鎖川などの河川によって作られた緩やかな扇状地上にある。鎖川以外に流れこむ川のない地域であって、水に恵まれない畑作地域で、近世から明治初年にかけては、赤松の平地林が多かった。そのため水の確保をめぐる水論が多発し、水争いの絶えない地域であった。

今井村は、天正検地では今井郷として出てきて、488石2升と石高が示されている。江戸初期は、松本藩領であった。元和3年（1617）に伊那の高遠藩領となり、正保4年（1647）の「正保御書上」御事跡稿では503石6斗1升8合の石高であった。元禄3年（1690）の検地を経て翌元禄4年から幕府領に組み入れられたが、元禄15年の「郷帳」では1235石2斗5升2合へと増加している。正徳3年（1713）より松本藩の分家笹部水野家領となり、その後享保11年（1726）に松本藩へ戸田氏が入部するとともに幕府領となり、寛保3年（1743）からは松本藩預り領となった。その後幕府領（松本藩預り）のまま120年以上を経て、明治維新を迎えることになった。この間、天保5年（1834）の「信濃国郷帳」では1508石6斗8升1合、そして明治2年（1869）の「旧高旧領取調帳」でも村高ではなお上下に分けないで今井村として示され、1523石5斗2升7合の高であった。

今井村は、明治元年（1868）の新政下では、まず名古屋藩支配塩尻御取締所の支配となり、明治2年には伊那県、明治4年には筑摩県の管轄下に置かれ、明治9年に長野県に属した。なお、今井村は、江戸中期から実際の村運営では上下今井村に分かれていた。この上今井村・下今井村に、隣地に開発されていた野口新田村（安政5年、35石5斗1升8合）、古池新田村（同安政5年、21石2斗2升2合）を加えて、明治7年に新今井村として誕生し、のちに、昭和29年に松本市に合併した。

今井村の商品生産の状況を見ると、近世期には商品として売り出すような農業生産物は無く、馬数は168匹（元禄12年）を数えたが、商品流通にかかわったのではなく、農耕と肥料を得るためであった。明治9年「今井村概況」によると、戸数386戸、人口2034人、繭580貫目、米100石、小麦120石、大豆50石で、民業は、男は「農業の者三六〇戸、大工職八戸、杣職二戸、左官職二戸、畳職一戸、鍛冶職二戸、屋根職二戸、銃猟九戸、熟れも富民少く貧民多し」、女は「悉皆農業なりと雖も、農間養蚕或縫織を兼営す」とある。幕末期には商品生産がおこり、余業に従事するものもみられるようになったが、依然として主穀生産中心の村に変わりがなかった。

5. 桃井家について

桃井家が「宗門人別帳」で確認されるのは、安永3年（1774）からである。この年、幸次郎（48）、女房はつ（37）、倅太郎吉（17）、倅八十吉（12）、娘そめ（8）、倅虎吉（3）の直系家族と、弟幸右衛門（27）、女房さき（29）、甥吉次郎（8）、姪さよ（5）／従弟彙右衛門（44）、女房しな（31）、倅太郎八（17）、倅太吉（8）、娘とめ（3）、伯母とふ（72）の大家族で、男9人女7人、計16人の複合家族で、持高は10石9斗6升であった。

この後、寛政3年（1791）以前に従弟彙右衛門が別家している。弟幸右衛門とその血筋の者は、その子吉蔵の時（文政期）まで同居していたが、文政12年（1829）には4人家族、持高5石1斗で分家している。

安永3年以前の桃井家については、桃井家自身が過去を語ったものであるが、天保13年（1842）に名主三右衛門後役の入札があった時の記録からみておこう。桃井重左衛門は、97枚の札を得て最高札であったが、百姓代五郎左衛門・弥右衛門、与頭式右衛門・三左衛門の「不承知」のため不調に終わった。この時の嘆願書下書で、重左衛門は自家桃井家のことを次のようにいっている。

「私家とても古者元禄三年御検地之時節、私先祖ニ而吉右衛門与書載御座候、此儀隣村迄も申唱候様ニ奉存候」

「其後大難仕、夫より段々貧窮ニ相成御役等も相勤奉り不申、古之事ニ御座候得者御役も失ひ、今日之家業艱難ニ暮シ来候様申伝承り罷居候」 (桃井家文書 783)

桃井家は元禄3年(1690)からの由緒を持つ家だとして、いずれも桜井姓である「不承知」の4人に対して反撃したのである。五郎左衛門・弥右衛門は、元禄3年の検地帳には名前が載っていないこと、桜井家本家ともいべき久右衛門は宝暦年中、藤右衛門は安永年中、の入札から村役人となったもので、桃井家の歴史は桜井家より古いことを強調している。

さて、桃井本家幸次郎は吉左衛門が後を嗣ぎ、文化2年(1805)は13石9斗6升、文化7年は25石9斗、文化11年は30石8斗、文化13年は35石3斗、と順調に持高を伸ばしている。文政4年(1821)には吉左衛門弟重左衛門が後継となる。この時の持高は、55石8斗まで増加していた。文政4年の家族構成は、重左衛門(59)、女房ひく(48)、倅種吉(13)、倅奥弥(11)／兄吉左衛門(65)、女房かね(60)、

資料4 下今井村階層表

石高	年度	安永3年 (1774)	天明5年 (1785)	文化2年 (1805)	文化13年 (1816)	文政4年 (1821)	天保3年 (1832)	天保15年 (1844)	嘉永6年 (1853)	文久4年 (1864)	明治2年 (1869)
100石～								1			
50石～100石		1	1	1		3	4	1	1	1	1
40石～50石		1	1					1	1	1	1
35石～40石					(35.3石)						
30石～35石						1					
25石～30石								1	1		
20石～25石								2	2	11	
19石～20石								1			
18石～19石		1		1							
17石～18石		1	1	1		1		1	1		
16石～17石		2						1	1		
15石～16石						2	1			1	2
14石～15石								1	3	4	1
13石～14石		1	2	3		2		2	2		
12石～13石		2	2	3			1	2	3	2	1
11石～12石		2	2	2		3	1	1		1	2
10石～11石		2	2	1		4	6		1	3	2
9石～10石		1	2	3		2	2	2	1	3	4
8石～9石		4	3	2		2	2	2	2	2	6
7石～8石		3	3	4		2	2	4	4	6	6
6石～7石		3	6	3		3	3	4	10	7	9
5石～6石		7	6	5		11	13	10	6	7	11
4石～5石		6	6	7		3	5	8	12	11	8
3石～4石		6	7	5		20	17	11	14	18	13
2石～3石		20	19	16		17	15	17	24	2	525
1石～2石		14	16	25		11	16	14	27	29	30
1石以下		23	25	27		20	28	28	47	42	41
無高		10	8	7		9	6	9	7	14	15
戸数		110	112	116		116	122	124	170	178	179

(典拠、各年度宗門人別御改帳、ゴチ数字は桃井家石高の位置を示す)

資料5. 信濃国筑摩郡下今井村村役人表

西曆	和年号	名主	組頭				百姓代		
1713	正徳3	与左衛門	久四郎	左右衛門	兵右衛門	-	忠兵衛	-	-
1766	明和3	久右衛門	与右衛門	九左衛門	松右衛門	庄左衛門	幸内	-	-
1774	安永3	久右衛門	傳七郎	清之丞	仲右衛門	-	幸内	-	-
1776	安永5	五郎左衛門	傳七郎	重右衛門	仲右衛門	庄左衛門	久右衛門	-	-
1778	安永7	藤右衛門	傳七郎	重右衛門	仲右衛門	庄左衛門	久右衛門	五郎左衛門	-
1779	安永8	藤右衛門	傳七郎	重右衛門	仲右衛門	庄左衛門	久右衛門	五郎左衛門	-
1780	安永9	藤右衛門	新右衛門	佐野右衛門	-	庄左衛門	三左衛門	五郎左衛門	-
1781	安永10	藤右衛門	忠次郎	佐野右衛門	-	庄左衛門	三左衛門	五郎左衛門	-
1782	天明2	藤右衛門	忠次郎	佐野右衛門	孫左衛門	庄左衛門	三左衛門	五郎左衛門	-
1783	天明3	藤右衛門	忠次郎	佐野右衛門	孫左衛門	庄左衛門	三左衛門	五郎左衛門	-
1785	天明5	藤右衛門	忠次郎	佐野右衛門	孫左衛門	庄左衛門	三左衛門	五郎左衛門	-
1791	寛政3	三左衛門	-	吉左衛門	孫左衛門	庄左衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	藤右衛門
1796	寛政8	三左衛門	-	-	次右衛門	庄左衛門	-	-	-
1800	寛政12	五郎左衛門	七郎右衛門	平右衛門	次右衛門	庄左衛門	弥次右衛門	-	藤右衛門
1801	享和1	五郎左衛門	七郎右衛門	平右衛門	次右衛門	庄左衛門	弥次右衛門	-	藤右衛門
1805	文化2	五郎左衛門	七郎右衛門	平右衛門	次郎左衛門	告四郎	弥次右衛門	-	藤右衛門
1806	文化3	藤右衛門	七郎右衛門	伝兵衛	次郎左衛門	告四郎	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1807	文化4	藤右衛門	七郎右衛門	伝兵衛	次郎左衛門	告四郎	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1808	文化5	藤右衛門	七郎右衛門	伝兵衛次郎	左衛門	告四郎	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1809	文化6	藤右衛門	七郎右衛門	伝兵衛次郎	左衛門	告四郎	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1810	文化7	藤右衛門	七郎右衛門	平右衛門	杉右衛門	告四郎	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1811	文化8	藤右衛門	七郎右衛門	-	杉右衛門	告四郎	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1812	文化9	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	告四郎	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1813	文化10	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1814	文化11	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1815	文化12	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1816	文化13	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	久右衛門
1817	文化14	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	三右衛門
1818	文化15	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	三右衛門
1819	文政2	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	三右衛門
1820	文政3	藤右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	三右衛門
1821	文政4	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1822	文政5	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1823	文政6	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1824	文政7	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1825	文政8	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1826	文政9	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1827	文政10	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1828	文政11	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1829	文政12	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1830	文政13	三右衛門	七郎右衛門	式右衛門	杉右衛門	嘉右衛門	弥次右衛門	五郎左衛門	-
1832	天保3	三右衛門	重右衛門	式右衛門	重郎右衛門	嘉右衛門	-	五郎左衛門	-
1834	天保5	三右衛門	重右衛門	式右衛門	重郎右衛門	嘉右衛門	-	五郎左衛門	-
1836	天保7	三右衛門	新右衛門	式右衛門	重郎右衛門	嘉右衛門	-	五郎左衛門	-
1839	天保10	三右衛門	新右衛門	式右衛門	重郎右衛門	-	-	五郎左衛門	-
1841	天保12	三右衛門	新右衛門	式右衛門	重郎右衛門	-	弥右衛門	五郎左衛門	-

1843	天保14	-	新右衛門	式右衛門	重郎右衛門	-	弥右衛門	五郎左衛門	-
1844	天保15	茂右衛門	新右衛門	-	重郎右衛門	-	弥右衛門	五郎左衛門	-
1845	弘化2	茂右衛門	新右衛門	-	重郎右衛門	-	弥右衛門	五郎左衛門	-
1846	弘化3	茂右衛門	新右衛門	式左衛門	重郎右衛門	-	弥右衛門	五郎左衛門	-
1847	弘化4	茂右衛門	新右衛門	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	弥右衛門	五郎左衛門	-
1848	弘化5	茂右衛門	新右衛門	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	弥右衛門	五郎左衛門	-
1849	嘉永2	茂右衛門	新右衛門	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	弥右衛門	五郎左衛門	-
1850	嘉永3	茂右衛門	新右衛門	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	弥右衛門	五郎左衛門	-
1851	嘉永4	茂右衛門	新右衛門	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	弥右衛門	五郎左衛門	-
1852	嘉永5	茂右衛門	新右衛門	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	弥右衛門	五郎左衛門	-
1853	嘉永6	茂右衛門	新右衛門	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	弥右衛門	五郎左衛門	-
1854	嘉永7	茂右衛門	-	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	-	五郎左衛門	-
1855	安政2	茂右衛門	-	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	-	五郎左衛門	-
1856	安政3	茂右衛門	伝七	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	-	五郎左衛門	-
1857	安政4	茂右衛門	伝七	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	-	五郎左衛門	-
1858	安政5	茂右衛門	伝七	式左衛門	重郎右衛門	重左衛門	重左衛門	寿太治	-
1859	安政6	彦三郎	伝七	倉次郎	重郎右衛門	重左衛門	重左衛門	寿太治	-
1860	安政7	彦三郎	伝七	倉次郎	重郎右衛門	重左衛門	重左衛門	寿太治	-
1861	文久1	彦三郎	伝七	-	重郎右衛門	-	重左衛門	寿太治	-
1862	文久2	彦三郎	伝七	-	重郎右衛門	-	重左衛門	寿太治	-
1863	文久3	重左衛門	伝七	-	重郎右衛門	-	久右衛門	寿太治	-
1864	文久4	重左衛門	治左衛門	-	重郎右衛門	-	久右衛門	寿太治	-
1865	元治2	重左衛門	治左衛門	-	重郎右衛門	-	久右衛門	寿太治	-
1866	慶応2	重左衛門	治左衛門	-	重郎右衛門	-	久右衛門	寿太治	-
1867	慶応3	重左衛門	治左衛門	-	重郎右衛門	-	久右衛門	寿太治	-
1868	慶応4	重左衛門	治左衛門	-	重郎右衛門	-	久右衛門	寿太治	-
1869	明治2	重左衛門	治左衛門	-	重郎右衛門	-	久右衛門	寿太治	-
1870	明治3	重左衛門	治左衛門	-	重郎右衛門	-	久右衛門	寿太治	-
1871	明治4	桃井重九郎	古田治市	-	村山七郎	-	桜井久内	桜井寿太治	-

(典拠：諸家各年度宗門人別改帳)

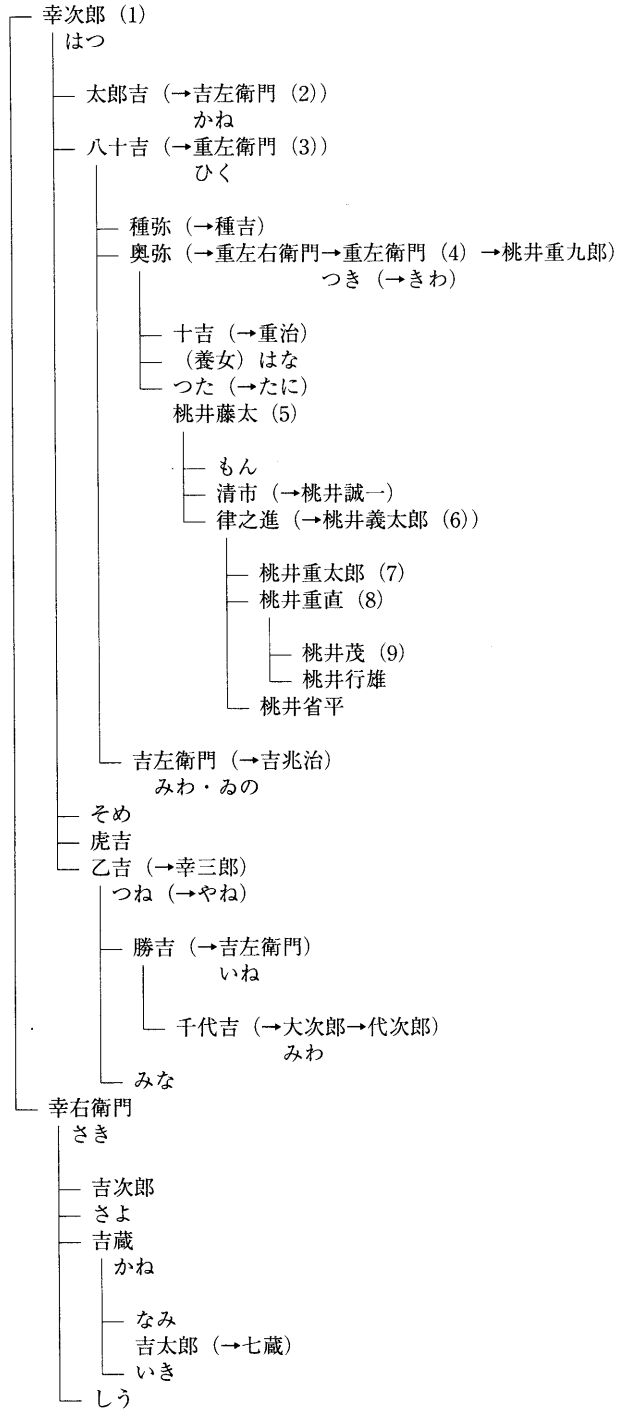
娶つね (35)、孫勝吉 (13) / 従弟吉蔵 (47)、女房かね (36)、娘なみ (13)、娘いき (11) で、男6人、女6人の12人家族であった。

重左衛門の後は子の奥弥が嗣ぎ、奥弥は重右衛門、また重左衛門と改名する。この間、桃井家の状況をみるために持高をみると、文政末年から天保12年 (1841) までは55石4斗と変わらないが、天保15年は101石6斗5升4合まで増加をみせている。桃井家はこの持高を頂点として、弘化4年 (1847) に従弟の子、代次郎に吉左衛門を名乗らせ、47石8斗2升9合をつけて分家させている。重左衛門は、文久2年 (1862) に55石9斗8升6合、明治2年 (1869) に52石8斗1升8合、明治4年に52石1斗8升6合と若干持高を減らしているが、50石以上を維持している。

桃井重左衛門は、分家を出した弘化4年に組頭となった。この組頭役は、万延元年まで続くが、この間安政5年からは百姓代も兼ねた。そして文久元年 (1861) に名主となったのである。重左衛門の名主就任は、村方騒動を経てのことであったので、その経過を簡単にのべておこう。

天保期に下今井村最大の地主となった桃井重左衛門家は、力を蓄えて村内一の有力農民となったが、桜井一族三右衛門の名主後役の入札では97枚の高札を得ながら、百姓代五郎左衛門はじめ桜井一族の

資料6. 桃井家系図



(桃井家文書「宗門人別御改帳」より作成)

反対（不承認）で名主役に就けず、問題がこじれたことはすでに述べた。関連していえば、前年天保12年の組頭役選出時から、問題が起きていた。それは、天保9年に死去した北耕地組頭嘉右衛門の後役をめくり入札反対の動きがおこり、同12年に入り嘉右衛門の子供達から入札「不承認」の申し出があった。その理由は、入札にした場合「不筋之者」が集札し村政が乱れるということであった。この時は、組頭役は名主三右衛門・百姓代五郎左衛門預かりにする形で当面をしのいだのであるが、下今井村では村法で決めたはずの入札方式には、旧来からの村役筋から不信の声があったことになる。

このような状態であったので、天保13年の入札の結果ももつれ、隣村岩垂村名主茂右衛門が立ち入り人となって「内済」した。そして天保15年には、不在であった名主役には茂右衛門が越名主となって、下今井村の名主を兼ねることになった。茂右衛門の下今井村兼帯名主は、嘉永・安政・万延・文久と15年間続くことになった。この間、茂右衛門は度々持病の悪化を理由に辞職（退役）を申し出ていたが、それが認められたのは文久2年3月になってからのことであった。この時岩垂村名主は茂右衛門から彦三郎へと代わっていたが、松本藩役所は岩垂村彦三郎の兼帯名主を解消して下今井村自身の代表者を名主とするには、単に新名主の名を届けただけでは交代を認めず、村内の確かな合意を条件とした。下今井村では村役人以下惣百姓連印の承諾を内容とする願書を届け出て、ようやく重左衛門の新名主就任が実現したのであった。惣百姓の総意をうけて名主となった重左衛門は、幕末から明治初年への今井村村政の中心人物として活動することになった。そして、この時期の関係文書がこの文書群の主内容になるのである。

6. 桃井家文書の構造と内容

桃井家文書には、まず大項目として①下今井村、②今井村、③桃井家の三つの柱を立てた。すでに述べているように、桃井家文書は幕末から維新、明治期と桃井家が村の役人となったことにより集積された文書群を中心として構成されている。そこで、この文書群には名主、戸長という大項目を立てることが可能であるが、しかし明治期になっての村関係文書は必ずしも戸長としての文書に限らないので、レベル1の大項目は今井村とし、村の名称を表に出してみた。下今井村には、明治5年までの文書を配列し、今井村は、上今井・下今井・野口新田・古池新田が合併した明治7年からの基本であるが、それ以前でも、明治期として新たな政策によって作成されることになった文書については、明治7年以前のものも加えた。さらに、村政と切り離して考えることができる桃井家の家関係の文書群について、桃井家という大項目を与えて分類したのである。それぞれの文書の件数を示すと、つぎのようになる。

レベル1（大項目）	① 下今井村（名主）	1371点
	② 今井村（戸長）	241点
	③ 桃井家	760点
	合 計	2372点

である。

①大項目「下今井村」について

これは、桃井家が下今井村の名主を勤めたことにより集積した文書群であるが、すでに述べたように、下今井村の名主は天保15年より文久2年までは、隣村岩垂村の名主が兼帯していたのであった。にもかかわらず、この時期の村政に関わる基本的な文書（例えば、「諸事書留帳」「御用書留帳」など）は桃井家文書に含まれている。表向きは兼帯名主が村を代表する形をとりながら、実質的に村の文書作成及び保存・管理は桃井重左衛門に委ねられていた、という二重構造をとっていたようである。

大項目「下今井村」には、領主／村政／戸口／土地／年貢／金融／用水／寺社／伊那県商社／交通の10の中項目を立てた。桃井家文書には、領主からの命令・伝達を内容とするものは少ないが、村に密着したものは多い。村政には、村役人として作成し発した請書や御用状・廻文・村明細は勿論のこと、村況・村役人などを含み、村役人の項目の村役退役や入札などは明治初年にまで及んでいる。戸口には、「下今井村」のおよそ半数にあたる638点がある。宗門人別御改帳関係がおよそ100冊、増減帳26冊、戸籍（明治4年まで）20冊の冊子ものをはじめ、状ものでは宗門送り状、不縁戻り状・逗留一札などが450点以上ある。宗門送り状は、天保末年から明治4年までのものだが、点数は突出している。その他戸口では、家出人13点が目につく。

土地関係では、この地域の村々で基本的史料とされている元禄3年の検地帳の写があるが、その他の検地帳は幕末期のものである。地租改正関係は、②今井村の土地の項に分類してある。年貢では、割付状・皆済目録ともに点数が少ない。この文書群では、年貢上納・御用金、それに助郷関係が多い。金融の項には、村役として関わる質証文や借金証文、また済口証文があるが、相互融通としての講とともにあまり多くはない。一方この村が直面していた用水確保に関わる普請関係は多い。寺社以下の点数は多くはないが、伊那県商社など桃井家が関係したことに注目して、あえて中項目とした。

②大項目「今井村」について

この大項目は、桃井家文書中の明治期今井村関係のものを配しているが、およそ240点であり多くはない。編成上、政治／村／戸口／土地／租税／金融／用水／寺社の8つの中項目を立てた。政治関係はまとまりを欠き、桃井家の戸長時代の動きはみえにくく、また明治9年の大区・小区制廃止後の村内での立場も明らかでないので、大項目には「戸長」を採用できず「今井村」としたのである。村という項目では、小学校取立から地域の学校に関わるものがまとまっている。戸口は壬申戸籍以降のもので、土地はほとんどが地租改正関係である。野帳や地券・地価は勿論のこと、ここでは明治19年の「丈量誤謬訂正願」「脱落地編入願」「地目変換地価修正願」など地価修正関係が比較的多い。その他、水論が36点ある。江戸時代に引き続く用水争論が明治4年から7年にかけて集中している。

③大項目「桃井家」について

桃井家と分類した家関係は、およそ760点である。中項目は、家／土地／小作／貸借／経営／家計／学芸・信仰／藤太および桃井家書状／丸山登之助／山崎家、の10項目とした。桃井重九郎には男子が無く、上今井村の中原家から藤太を婿養子に迎えたが、その代替わり前後に不明の点が多い。由

緒関係も整理されたものでなく、家に関する経歴を調べるには十分な素材がない。この家の項では「音信受納簿」など冠婚葬祭に関するものが多い。土地の項の小項目質地の127点、それに書入証文などはそのほとんどが質地に関係している。これは、幕末から明治初年にかけて、桃井家の土地集積が急速に進んだことを物語り、それに対応して小作帳・小作証文も多い。加えて、貸借の項にある借用（借金）証文・貸金も多く、幕末から明治初年の村役として活動する背景にあった活発な金融活動の状況を知ることができよう。金融活動を含むさまざまな経済活動は、状ものの勘定書や家計に分類した「通」（かよい）、大福帳などによって明らかとなろう。なお、最後に分類した書簡は、袋詰めにして別置されていたものであり、今まで全く整理されてこなかったものである。廃棄を予定していたことを伺わせるものもあるが、その封入り状態や括りの原状を尊重して整理番号を付したのであるが、断片的なものも含まれており書簡として一括して示すことにした。桃井家の大項目の下に、丸山登之助や山崎家に関するものを中項目としたが、丸山はこの地域の有力農民であり、山崎は書簡数が多いので、あえて項目立てしたのである。

標題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
1. 下今井村			
1-1. 領主			
1-1-1. 触・達			
御沙汰書	文久2年8月	横長半・1	683
覚 松本御預役所 7月公儀よりの京都騒動に関する触書写	元治1年9月9日	小切継紙・1	982-18
覚 松本御預役所 長防征伐に付公儀触書	元治1年9月13日	小切継紙・1	982-19
被仰渡觸書之写 松本御預役所→境村・下和田村・和田村・中村・南和田村・殿村・衣外村・荒井村・水代村・下神井村・上神井村・二子村・神戸村・神戸新田・小俣村・今村・岩垂村・上今井村・下今井村・古池原新田・野口新田・大池村・小坂村・竹田村・右村々名主・組頭下今井村名主重左衛門控検約金の儀に付	慶応2年1月	半・1	550
覚 岡田宇左衛門(判) 上下四人	慶応2年8月18日	小切紙・1	982-07
覚 杉本久馬之助 上下四人に夜支度申付	慶応2年8月18日	小切紙・1	982-08
覚 野々山天心組中村常三郎(判) 夕支度申付	(慶応2年8月18日)	切紙・1	982-09
覚 小出仙之丞・安田春右衛門・関口円之丞→今村百姓代小沢庄右衛門・下今井村名主桃井重左衛門 包紙あり、呼出状	慶応2年11月25日	小切継紙・1	982-01
覚 都築柳太郎→(竹田村・小坂村・野口新田・上今井村・下今井村) 右村々名主組頭 包紙あり、呼出状	慶応3年5月13日	小切継紙・1	982-06
(東山道鎮撫総督府執事布告) 東山道鎮撫総督府執事→東山道諸国宿々村々役人共江 「忠臣孝子義夫節婦等之聞有之者ハ、夫々御褒美可被為在思召」に付	(慶応4年1月)	横切継紙・1	864-1
農商江布告 東山道鎮撫総督、同副総督	(慶応4年1月)	横切継紙・1	864-2
(急廻状) 尾州日高助九郎・箕浦儀兵衛→下今井村桃井重左衛門殿 御談申度儀有之に付 包紙あり、包紙表「此廻状至而急御用早速可相達事本山より下今井村々問屋名主江、(朱筆) 大急、西上刻」	慶応4年2月23日	小切紙・1	969-1
(急廻状) (尾州) 日高助九郎→上今井村名主中 岩倉殿御通行に付人足多人数入用に付 包紙あり、包紙表「此廻状無滞繼立可相届、本山より先々問屋名主、(朱筆) 飛切大急」	慶応4年2月27日	小切紙・1	969-2
(急廻状) 尾州日高助九郎・小出房次郎→今井村今井忠左衛門殿、桃井重左衛門殿 此状着次第塩尻へ出張儀に付 包紙あり、包紙表「此廻状早速可相届候也、塩尻宿問屋中、(朱筆) 飛切大急」	慶応4年2月晦日	小切紙・1	969-3
(急廻状) 尾州柴田増右衛門・嶋崎織三郎・箕浦儀兵衛→下今井村名主桃井重左衛門様 御談申度儀有之に付 包紙あり、包紙表「此状早速可相過候也、塩尻名主問屋、(朱筆) 急、辰中刻」	(慶応4年3月3日)	小切紙・1	969-4
(急廻状) 塩尻御取締役所→上今井村今井忠右衛門・桃井藤吉・秀之助・源一郎 火急の用事に付、呼出状	(慶応4年閏4月16日)	小切紙・1	969-5
御觸書写 塩尻局 今井組下今井村控 「諸錢通用之儀に付」ほか	明治2年4月	半・1	551

1. 下今井村/1-1. 領主/1-1-1. 触・達

(達) 塩尻局(判)→塩尻宿より麻績宿 塩尻局吏員三人と上下七人、見分廻村に付達	明治2年5月17日	小切継紙・1	996-06
(服部東一郎様御沙汰書写)	明治2年5月28日	小切紙・1	971-03
御觸(留) 塩尻局→下今井村・野口新田・竹田村・小坂村・大池村・古池原新田・上今井村・岩垂村 筑摩郡下今井村控	明治2年	半・1	548
御沙汰ノ写	明治3年3月	横長半・1	684
御觸書写(伊那縣塩尻庁) →今井組岩垂村・上今井村・下今井村・古池原新田・野口新田・大池村・小坂村・竹田村	明治3年5月17日	半横半・1	544
(正副戸長書下ヶ分) 塩尻出張所→(下今井村名主重九郎) 戸長竹田村名主五郎、副戸長下今井村名主重九郎	明治4年(5月)	小切紙・1	989-01-04
(錢札発行ニ付觸書) 塩尻局→今井組岩垂村・上今井村・下今井村・古池原新田・野口新田・大池村・小坂村・竹田村	(明治初年カ)	半・1	546
覚 松本御預役所→竹田村、小坂村、大池村、上今井村、下今井村、岩垂村、右村々名主・組頭 御公方様薨御被遊候に付、御名の文字可致遠慮候事	丑年12月8日	小切継紙・1	805-2
触書 塩尻御取締役所→別紙村々名主塩尻組・今井組・和田組・笹下組	辰年11月10日	半・1	553
(御觸書留) 下今井村控	巳年	半・1	547
(人相書并桃灯陣笠之御印図) 塩尻局	午年4月8日	半・1	545
覚 松本御預役所→竹田村、小坂村、大池村、上今井村、下今井村、岩垂村、右村々名主・組頭 御公方様薨御被遊候に付祝儀、殺生停止之事	8月12日	小切継紙・1	805-1
(塩尻局觸書) 塩尻局→今井組、岩垂村・野口新田・上今井村・大池村・下今井村・小坂村・古池原新田・竹田村 不通用の貳分金有高取調の儀に付廻状	9月20日	横切紙・1	814
(塩尻局觸書) 塩尻局→大池村・小坂村・竹田村・岩垂村・上今井村・下今井村・古池原新田・野口新田 錢幣相場の儀一両に付九貫六百文相場者廢止に付廻状	10月23日	小切紙・1	815
(卷曆を分配すべき旨達)控 橋爪孫太夫・為田太夫・松本太夫・福嶋鳥羽太夫・村田次之太夫・中西内藏進・山口信濃・久保但馬	11月	横切紙・1	983-03
(質入之儀に付觸書写) 塩尻局→岩垂村、上今井村、下今井村、古池原新田、野口新田、大池村、小坂村、竹田村	12月13日	横切紙・1	861-1
(関所通ノ方觸書) 写		小切継紙・1	221
(金札等ニ付觸書) 塩尻局		半・1	552
覚 御沙汰書写		横切紙・1	685
(駒通掛觸書) 当国藩驛駒通掛→(中山道下諏方宿・塩尻宿・洗馬宿・本山宿) 右給々役人共 觸書着次第松本領浅間村へ罷出候様 給々役人共、(本洗馬・岩垂・小曾部・西洗馬・針尾村・古見村・今井村・今村・小俣村) より右村々名主中様宛取次文付		小切継紙・1	816
御觸書之写 御大老職井伊掃部頭、御老中太田備後守・松平和泉守・久世大和守・内藤紀伊守・脇坂中務太夫・間部下総守、御若年寄本田越中守・遠藤但馬守・本庄安芸守・酒井右京亮・本郷丹波守、御寺社奉行松平右京亮・		小切継紙・1	839-1

松平豊前守・安藤対馬守・板倉周防守 浦賀表へ異国船到来に付触			
御触書之写 御老職井伊掃部頭、御老中太田備後守・松平和泉守・久世大和守・内藤紀伊守・脇坂中務太夫・間部下総守、御若年寄本田越中守・遠藤但馬守・本庄安芸守・酒井右京亮・本郷丹波守、御寺社奉行松平右京亮・松平豊前守・安藤対馬守・板倉周防守 浦賀表へ異国船到来に付		小切継紙・1	839-2
(御触書之写) 浦賀表へ異国船到来に付海岸防備他触		横長半・1	839-3
(書付) (松本御役所) 登城達のこと		小切継紙・1	982-20

1-1-2. 御用留

諸事書留帳 桃井重左衛門	天保13年1月吉日	横長半・1	659
当辰御用書留帳 御預所下今井村	天保15年1月	横半・1	1002
諸事書留控帳 桃井重左衛門	天保15年1月吉日	横長半・1	660
御用書留帳 役場	嘉永2年1月	横半・1	1003
御用書留帳 下今井村	嘉永3年1月	横半・1	1004
御用書留帳 下今井村役席	嘉永7年3月	横半・1	1005
御用書留帳 下今井村役元	安政5年3月	横半・1	1006
御用書留帳 下今井村役席	万延1年8月	横半・1	1007
御用書留帳 下今井村名主重左衛門	文久3年1月吉日	横長美・1	661
書留日記帳 重左衛門控	元治1年6月吉日	横長半・1	657
寅暮書抜帳 上今井村三ツ井	慶応2年12月吉日	横長美・1	662
御用書留帳 名主桃井重左衛門	慶応4年1月吉日	横長美・1	663

1-1-3. 下物

高齢者御賞下ケ渡控 筑摩郡下今井村役場	明治1年12月28日	半・1	168
(被下之品) 伊那県庁(判) →下今井村重右衛門 盃老	明治3年12月	横切継紙・1	985-06
(被下之品) 伊那県庁(判) →下今井村重右衛門・又右衛門・唯吉・治郎左衛門・拓四郎・勝右衛門・籠之助・重右衛門・伝次郎・伝八・武助 盃一宛	明治3年12月	横切継紙・1	985-07
(被下之品) 伊那県庁(判) →下今井村七郎右衛門・忠治郎・富五郎・藤治郎・佐野吉・治左衛門・唯右衛門 扇一對宛	明治3年12月	横切継紙・1	985-08
(御下ケ金明細)	2月16日	小切紙・1	981-10
包紙 金七百疋、騒動に付御役所より頂戴分		包紙・1	983-05
(上ヨリ被下物) 下今井村 大盃七、中盃四		切紙・1	985-03
(被下金) →下今井村 鳥目一貫四百文		切紙・1	985-11

1-1-4. 家中

高遠御家中鑑	文久4年2月	綴・仮・1	928
--------	--------	-------	-----

1. 下今井村/1-1. 領主/1-1-5. 出勤

1-1-5. 出勤

(役所出勤覚) (下今井村)	閏2月	小切紙・1	985-09
----------------	-----	-------	--------

1-1-6. 金札

悪貳分金持耐分歩合	(明治2年12月20日)	小切紙・1	971-08
(記) 塩尻局下商法会所(判) 一分判代幣高	(明治3年3月20日)	小切紙・1	974-04

1-2. 村政

1-2-1. 御用

御用状請取通 下今井村役元(判)	明治2年2月	横長美半・1	613
乍恐以書付御詫奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・寿太次(判)、組頭治左衛門(判)・重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)→塩尻御役所 三十日毎の報告怠り詫状	明治2年5月29日	横切紙・1	709-2
御用状請取通 下今井村役元(判)	明治3年7月より	横長美半・1	664
御用ニ付郷宿毛附帳 戸長名主桃井重九郎	明治5年1月吉日	横長美・1	184
覚 渡辺太郎大夫→下今井村百姓代重左衛門 申談候儀有之候間、御役所へ可罷出、呼出状	5月1日	小切紙・1	812
覚 御用先中村岡村郡右衛門、渡辺太郎大夫→(南和田村・升田村・大池村・上今井村・下今井村)右村々名主、組頭 取締御用に付中村本立村々へ罷越候に付	6月1日	小切紙・1	811
覚 今村名主→下今井村御名主中様 御用状請取書	9月16日	小切紙・1	794
(副戸長要用書状) 副→下今井戸長様 御役所へ日延の処奉願上、調印済次第入用に付報告書	9月30日	小切紙・1	781-2

1-2-2. 請書

筑摩郡下今井村御請印帳 筑摩郡下今井村頭七郎右衛門(判)、以下165名連署判并百姓代寿太治・重左衛門、組頭伝七・同式右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門 「下今井村御請印帳」合綴	安政4年12月	横長半・1	292
御請書 筑摩郡今井村今井忠左衛門、桃井重左衛門、久兵衛、清兵衛、源一郎、秀之助、長兵衛、左五右衛門、藤三郎、伝兵衛、吉左衛門、富五郎、葛右衛門、右差添与頭治左衛門(判)→御吟味御掛御役人中様 再呼出請書	5月	横切紙・1	779-1
奉差上御請書 筑摩郡今井村名主今井忠左衛門→御吟味御掛御役人中様 今井村組頭治左衛門外四名御呼出書次第罷出候請書	5月	縦切紙・1	779-2
差上申御請書 何時成共罷出候請書	閏5月	小切紙・1	779-3
奉差上御請書 筑摩郡今井村右差添人組頭治左衛門印→御吟味御掛御役人中様 御用之節何時成共御呼出の儀請書	慶応3年5月18日	横切紙・1	779-4

1-2-2-1. 王政復古

奉差上御請書之事 信州筑摩郡今井組今井村庄屋桃井重左衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)・同治左衛門(判)、百姓代寿太次(判)・同久右衛門(判)→上松御陣屋御役所 王政復古被 仰出、旧幕府高札取外し新政府高札	慶応4年2月	横切紙・1	789-1
--	--------	-------	-------

建替請書			
奉差上御請書之事 信州筑摩郡下今井村庄屋桃井重左衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)・同治左衛門(判)、百姓代寿太次(判)・同久右衛門(判)→上松御陣屋御役所 王政復古被 仰出、旧幕府料悉被召上以後、何事に依らず御陣屋へ御訴申上べく請書	慶応4年2月	横切継紙・1	789-2
奉差上請書之事 信州筑摩郡今井組今井村庄屋今井忠左衛門、組頭久右衛門 王政復古被 仰出、旧幕府高札取外し新政府高札建替請書	(慶応4年2月)	横切紙・1	789-3

1-2-3. 廻文

廻章 和田町村役人→下今井村桃井重左衛門様・久右衛門様・重郎右衛門様 無極寺方丈様遷化通知。包紙あり	寅年11月16日	小切継紙・1	983-01
(廻章) 下今井村名主→古見村・大池村・小坂村・竹田村・右御村々御名主中様 原地一条	3月2日	小切紙・1	981-01
(御取締役様廻村二付) 上神林村役元→下今井村役元	3月13日	横切紙・1	981-04
(御出役様御移り二付) 上名主→下御名主様急用	3月14日	小切紙・1	981-05
(廻章案文) (下今井村名主) → (古見村・大池村・小坂村・竹田村) 原地一条		小切継紙・1	981-02
(廻章につき返答案文) (下今井村名主) 原地一条		小切紙・1	981-03

1-2-4. 村況

覚 松本領今村庄屋忠五郎、長百姓与右衛門・九兵衛・源五郎、同領小俣村庄屋伊之七、長百姓長右衛門・半之助・源之丞・源兵衛・太兵衛→高遠領岩垂村御年寄中岩垂村へ出作村々取極め写	宝永2年9月10日	小切折紙・1	995-01
差上申一札之事 信州何郡何村五人組頭→松本御役所 人別・牛馬・家数取調の件	弘化3年	小切紙・1	996-03
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡今井村名主忠左衛門・同重左衛門→松本御役所 天明四年家数人別書上ヶ候様、蒙御沙汰候得共、不明届書	文久3年11月	横切紙・1	755
乍恐以書付奉願上候 今井村重左衛門、小俣村源次郎→高遠御役所様 当七月晦日迄帰村御日延仕奉願上書	元治1年7月13日	横切紙・1	770-12
差上申一札之事 筑摩郡今井村・今村・小俣村・神戸新田、右四ヶ村惣代名主重左衛門、小俣村組頭源次郎→高遠御役所様 山崩等不慥な届御下ヶ渡し願	元治1年7月	横切継紙・1	770-30
乍恐以書付奉願上候 →伊那県塩尻御出張所 戸籍改正・区画定に付	(明治2年)	小切紙・1	996-04
口上 梶原(神主)→桃井様 家内人別、私肩書のこと	(明治4年2月28日)	小切紙・1	989-01-06
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡今井組今井村百姓代桜井久内(判)・同桜井寿太治(判)、組頭古田治平(判)・同南山長平・藤本平吾・同溝上栄治、名主桃井重九郎(判)・中原周治→伊那県塩尻御出張所 作間稼鎖川の儀に付届	明治4年3月	横切紙・1	891
乍恐以書付奉願上候 今井組下今井村百姓代桜井久内(判)・同桜井寿太次(判)、組頭村山七郎(判)・同古田治平(判)、名主桃井重九郎(判)→筑摩県御役所 農間稼絞油仕度に付鑑札願	明治5年2月	横切紙・1	892
乍恐以書付奉願上候 今井村名主重左衛門→高遠御役所		横切紙・1	770-25

1. 下今井村/1-2. 村政/1-2-4. 村況

様 逗留永く帰村願書			
------------	--	--	--

1-2-5. 村明細

信濃国筑摩郡今井村高反別明細帳 (名主平兵衛・同五郎左衛門、組頭吉左衛門・庄左衛門・伴四郎・同仲右衛門・幸右衛門・同清之丞・同友右衛門・伝七、百姓代三郎左衛門・同久右衛門・同忠左衛門・同幸内・同弥市右衛門、以上全員連署判)→松本御役所 表紙附紙「寛政元年高反別明細帳、松平彈正少弼御預所、信州筑摩郡今井村」	安永2年3月	半・1	426
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡岩垂村組頭平右衛門(判)、名主茂右衛門(判)→伊那県塩尻御役所 「質屋鉄炮等之鑑札之類無御座候二付御届」包紙あり、包紙表「上、今井組岩垂村」	明治3年7月	横切紙・1	707

1-2-6. 村役人

乍恐以書付奉願上候 下今井村名主茂右衛門印、組頭重郎右衛門印・同新右衛門印・同式左衛門印、百姓代五郎左衛門印・同弥右衛門印、拾九人惣代弥三郎印、式拾八人惣代勝右衛門印・同富八印→御出役様、上条与市様、渡辺太郎太夫様 下今井村北耕地組頭役重左衛門被仰付度願書	弘化4年9月	横切紙・1	829-1
乍恐以書付奉願上候 下今井村名主茂右衛門(判)→村御役人中 下今井村名主越役御免被成下置候様願上 包紙あり、包紙表「上、下今井村、」	嘉永1年12月	横切紙・1	831
覚 新右衛門・五郎左衛門・重左衛門へ御申度、御預分の村方帳面	嘉永5年	小切折紙・1	995-02
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村名主茂右衛門(判)→村御役人中 下今井村名主御役御免奉願上候に付組頭四名、百姓代一名の署名による取り次ぎ文(松本御役所宛)付包紙あり、包紙表「上、下今井村、岩垂茂右衛門退役願書」	安政4年1月	横切紙・1	720-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村名主茂右衛門→村御役人中 下今井村名主御役御免奉願上候に付組頭四名、百姓代一名の署名による取り次ぎ文(松本御役所宛)付本文書枝番号文書の控	安政4年1月	横切紙・1	720-2
乍恐以書付奉願上候 下今井村百姓代五郎左衛門(判)→名主茂右衛門殿、与頭重郎右衛門殿・同式右衛門殿・同重左衛門殿・同伝七殿 包紙あり、包紙表「下今井村、桜井五郎左衛門退役願書」以下枝番号文書までを包む	安政4年3月	横切紙・1	724-1
乍恐以書付奉願上候 下今井村百姓代五郎左衛門→名主茂右衛門殿、与頭重郎右衛門殿・同式右衛門殿・同重左衛門殿・同伝七殿 724-1の案文	安政4年3月	横切紙・1	724-2
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村組与頭伝七・同重左衛門・同式右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→松本御役所 724-1の取次文書	安政4年4月	横切紙・1	724-3
乍恐以書付奉願上候 願人組頭式左衛門→村御役人中 病氣に付御役御免奉願上候	安政5年1月	横切紙・1	728-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太治・同重左衛門、組頭伝七・同重郎右衛門、名主茂右衛門→松本御役所 跡役の儀、倉次郎へ被仰付置候様願上候	安政5年3月	横切紙・1	727
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太治・同重左衛門、組頭伝七・同重郎右衛門、名主茂右衛門→御役所 728-1の取次文書	安政5年3月	小切紙・1	728-2

乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎(判)→松本御役所 組頭倉治郎病死に付	安政7年3月	横切継紙・1	736
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次(判)・同重左衛門(判)、組頭伝七(判)・同重郎右衛門(判)、名主彦三郎→松本御役所 倉次郎後役に付入札紛糾之次第願書	万延1年10月	横切継紙・1	738-2
差上申済口証文之事 下今井村訴訟人助右衛門、文治郎、清九郎、三郎右衛門、平五郎、万兵衛、相手方勝五郎、百合藏、九兵衛、右村名主彦三郎、組頭重郎右衛門・同伝七、百姓代重左衛門・同寿太治、上今井村立入人名主登兵衛→松本御役所 倉次郎後役に付	文久1年5月	横切継紙・1	738-3
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次(判)、組頭伝七(判)、同重郎右衛門(判)→松本御役所 名主彦三郎退役に付、後役の儀に付願書届書	文久2年2月	横切継紙・1	746
乍恐以書付奉願上候 (名主、組頭、百姓代以下179名連署判(但し二名無判))→松本御役所 名主彦三郎退役に付、跡役之願書	文久2年3月	横切継紙・1	745
乍恐以書付奉願上候 願人組頭伝七→御役人中 病身に付組頭役御免被 仰付被成下置候様奉願上退役願	文久3年2月	横切紙・1	761
組惣代勤帳 下今井村名主重左衛門控	明治3年1月吉日	横長半半・1	159
乍恐以口上書奉申上候 筑摩郡今井組竹田村名主兵右衛門(判)、小坂村名主栄助(判)、大池村名主文右衛門(判)、下今井村名主重左衛門(判)、上今井村名主忠左衛門(判)→伊那県塩尻御役所 百姓代被仰付候に付	明治3年6月	横切継紙・1	879
乍恐以書付奉申上候 今井組下今井村重左衛門(判)→村御役人中 名主重左衛門退役願書	明治4年1月9日	半・1	653
組頭重郎右衛門退役願書之控 今井組下今井村願人重郎右衛門→村御役人中 今井組下今井村村役人四名署判、伊那県塩尻御出張所宛取次文付他、書付一通含む	明治4年3月28日	半・1	650
年中村役人毛附帳 桃井重九郎	明治5年1月	横長美・1	178
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組下今井村唯衛、六郎次郎、吉兆太、百姓代久内・同寿太次、組頭治平、名主重九郎→伊那県塩尻御出張所 組頭入札任命願	(明治年間)	横切紙・1	706-2
(某)記 今井組下今井村 入札の札数表		横切折紙・1	706-1
乍恐以書付奉願上候 倉次郎後役に付紙差あり		横切継紙・1	738-1
乍恐以書付奉願上候 名主跡役入札結果に故障申立候者有に付言分御調願書		横切継紙・1	783
(某覚) 五郎左衛門方に御座候書付之宛名并差出人覚		小切継紙・1	804
乍恐以書付奉願上候 下今井村北耕地組頭役重左衛門へ被仰付度願書		小切継紙・1	829-2
(重郎右衛門組頭役御免願)		小切紙・1	971-04

1-2-7. 争論

差上申済口証文之事 筑摩郡下今井村訴訟方紋四郎(判)、講仲問惣代相手方重四郎(判)・同同市郎右衛門(判)、異見人重左衛門(判)・同富五郎、上今井村立入人百姓代品之丞(判)→下今井村御役人衆中 紋治郎儀講仲問へ対し手違の筋致候済口証文	天保15年7月	横切継紙・1	826
--	---------	--------	-----

1. 下今井村/1-2. 村政/1-2-7. 争論

差上申済口証文之事 筑摩郡小坂村訴訟人民弥(判)、相手同人娘はな(爪印)、差添与頭万次郎(判)、同郡下今井村相手市太郎(判)、差添与頭重左衛門(判)、岩垂村異見人名主茂右衛門(判)、上今井村同名主品之丞(判)→松本御役所 筑摩郡小坂村民弥より同人娘はな并下今井村市太郎へ相掛り、縁談出入奉出訴候に付	嘉永6年3月	横切継紙・1	843
差出申一札之事 下今井村七郎右衛門(以下22名連署)→当村御役人衆中 渴水の村方に付、井筋堀継水口を明け水行決而仕間敷候一札	嘉永6年10月	横切継紙・1	842-3
乍恐以書願上候 下今井村当人嘉源次、百姓代寿太次・重左衛門、組頭倉次郎・重郎右衛門・伝七、名主彦三郎→岡村分太夫殿・橋本伝太殿 ほか、詫状。(1)下今井村泰吉、(2)判下九十外七人、(3)村内玉吉外四人、の心得置き詫状	安政6年11月	小切継紙・1	989-01-02
覚 下今井村当人祐吉(判)、差添名主重左衛門(判)→当村佐野右衛門殿 「紛失之品無宿喜市之由ニ而御操戻被下請取覚」	文久3年4月	堅切紙・1	759
差上申済口証文之事 (筑摩郡上今井村願人・相手方・村役人15名連署判、下今井村立入人名主重左衛門(判))→渡辺太郎太夫様、山本留八郎様 元右衛門立木伐取并種堀水道口を差留候に付、出入済口証文	文久3年8月	横切継紙・1	757
差出申一札之事 下今井村猶吉(判)、為五郎(判)→村御役場 屋敷争論に付 差紙あり、以下枝番号をくるむ差紙表「猶吉・為五郎屋敷境論書付、元治元年三月」	元治1年3月	横切紙・1	766-1
差出申一札之事 下今井村百姓代久右衛門印・同寿太次印、組頭治左衛門印・同重郎右衛門印、名主重左衛門印→御取締樋口沖右衛門様、荒川右門太様 枝番号文書の写書上	元治1年3月	小切継紙・1	766-2
元治元年甲子年御用金出入二付写、高遠領岩垂村与越石村々与出入諸書付写 桃井重左衛門控書付12通書写	元治1年	半・1	294
済口一札之事 下今井村当人梅治郎(判)・同三郎右衛門(判)、立入人寿太次(判)・同清九郎(判)・同兵右衛門(判)→当村御役人御衆中 当村梅次郎女房いそ、三郎右衛門俸早太郎、不儀不埒の儀有之候に付	慶応3年9月	横切継紙・1	960-6
乍恐奉申上候口上之覚 筑摩郡上今井村鶴弥(判)、(以下七名署判)→尾州様御取締御役所 個別に包紙あり	(慶応4年4月23日)	横切紙・1	863-4
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡上今井村武右衛門、(以下九名署名)、口添入組頭久兵衛(判)、同郡下今井村異見人名主桃井重左衛門(判)・同郡和田町村同断名主九郎兵衛(判)→塩尻御役所	慶応4年4月	横切継紙・1	863-2
乍恐以書付奉御歎願候 筑摩郡上今井村惣代鶴弥(判)、(以下九名署判)→尾州様御取締御役所 百姓代四人不正筋有之、右四人御除歎願書 個別に包紙あり	慶応4年4月	横切継紙・1	863-3
乍恐以書付奉願上候 上今井村願人秀一(判)→名主桃井重佐衛門様、外御役人衆中様 年季奉公前給金取逃候に付願書	明治4年3月	綴・仮・1	887
(梶原一家交名)		小切継紙・1	955-6

1-2-7-1. 済口証文

差上申済口証文之事 本山宿願人里右衛門(判)、差添組頭又右衛門(判)・同年寄三左衛門(判)、下今井村相手九兵衛(判)、差添組頭伝七(判)、組頭十左衛門(判)、同式右衛門(判)、同十郎右衛門(判)→御取締御掛り辻	安政4年5月	横切継紙・1	725
---	--------	--------	-----

栄一郎殿、山本寛次郎殿			
済口証文之事 筑摩郡下今井村重郎右衛門(判)、倅喜源太(爪印)、弟重吉、親類祐吉(判) 兄弟分地の儀に付済口証文 追書「前書之通熟談相懇為取替致候処相違無之候以上、名主重左衛門(判)、組頭伝七(判)」	文久2年6月	横切継紙・1	747
差出申済口証文之事 松本御預所岩垂村本人次郎兵衛印、受人弥一後家印、同断願次郎印→同組預所上今井村源一郎殿 次郎兵衛娘しん年季奉公中逃去、受取給金返済迄田地質入の件に付済口証文	慶応2年3月朔日	横切紙・1	778
差上申済口証文之事 筑摩郡上今井村訴訟方小前百五拾四人惣代覚弥(判)、(以下四名署判)、相手方名主今井忠左衛門(判)、(以下七名署判)、同郡下今井村差添異見人名主桃井重左衛門(判)→御取締高木此右衛門殿、上条与一殿 諸々の相論の件につき 包紙あり、以下枝番文書を包む 包紙表「慶応三卯四辰兩年分、上今井村方一件書付」	慶応3年11月	横切継紙・1	863-1
1-2-8. 騒動			
乍恐以書附ヶ奉願上候 筑摩郡下今井村預人八郎次・同断勝右衛門→右村御役人衆中 本洗馬村東漸寺内根羽土送被下度願書	文久2年7月	横切継紙・1	749
騒動一件入用帳 下今井村名主桃井重左衛門 贅川日出塩 本山牧野洗馬より押出	慶応2年8月18日	横長半・1	930-1
贅川本山并其辺宿村之者徒党乱妨之始末書上帳 信州筑摩郡下今井村富五郎(判)、吉左衛門(判)、葛右衛門(判)、久右衛門(判)、寿太次(判)、治左衛門(判)、重郎右衛門(判)、桃井重左衛門(判)→松本御役所	慶応2年8月	半・1	295
大騒動二付壞物紛失物書上帳 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、与頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→御取締橋本伝太殿、河野友六殿 焚出并右一件書上	慶応2年8月	横長半・1	931
(贅川本山并其辺宿村之者徒党乱妨之始末御届書) 信州筑摩郡下今井村富五郎(判)、吉左衛門、葛右衛門(判)、百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、組頭治左衛門、重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→松本御役所	慶応2年10月	半・1	296
贅川本山并其辺宿村之者徒党乱妨始末書上帳 筑摩郡下今井村富五郎(判)、吉左衛門(判)、葛右衛門(判)、久右衛門(判)、寿太次(判)、治左衛門(判)、重郎右衛門(判)、桃井重左衛門(判)	慶応2年	豎半・1	932
乍恐以書付奉歎願候 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→松本御役所 寿三郎儀騒動之節入牢被仰付罷在候処、同人母大病に付寿三郎村御下ヶ歎願書	慶応3年3月	横切紙・1	784-1
乍恐以書付奉歎願候 百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、組頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→松本御役所 寿三郎儀騒動之節入牢被仰付罷在候処、同人母大病に付寿三郎村御下ヶ歎願書	慶応3年3月	横切継紙・1	784-2
御尋二付以書付奉申上候 下今井村百姓代久右衛門・同寿太治、与頭治左衛門・十郎右衛門、名主桃井重左衛門→御吟味御掛御役人中様 松平丹波守御預所信州筑摩郡下今井村百姓紋四郎卯廿三歳、同吉三郎倅政之助卯廿歳、同富弥卯六十七歳、同八郎右衛門倅九十卯廿九歳、右者共棒斧等携帯押来候に付届	(慶応3年5月)	横切継紙・1	787-1
乍恐御尋二付以書付奉申上候 下今井村組頭治左衛門→	(慶応3年5月)	横切紙・1	787-2

1. 下今井村/1-2. 村政/1-2-8. 騒動

御吟味御掛御役人中様 下今井村吉左衛門乱妨人押来之節、米荷物可請取及強談候御尋に付答書			
御尋ニ付以書付奉申上候 右村百姓吉左衛門、差添→御吟味御掛御役人中様 吉左衛門弁明書	(慶応3年5月)	横切紙・1	787-3
(御取締役所打渡状) 御取締役所→今井組村々江 賊徒為御討伐官軍御発向の件、東山道鎮撫総督府より御沙汰有之候に付	(慶応4年3月)	小切継紙・1	864-4
(東山道鎮撫総督府執事布告) 東山道鎮撫総督府執事→東山道諸国宿々村々役人共江 賊徒の者於有之は御本陣へ可訴出候に付	(慶応4年)	横切継紙・1	864-3
差上申御請書之事 (会田組、川手組、坂北組、麻績組、和田組、塩尻組、笹下組、今井組、各々村々役人惣代総十名連名) 下今井村名主より上今井村・岩垂村御名主中様宛順達	明治2年12月16日	豎半・1	937
(乍恐以書付奉願上候) →御吟味御掛御役人中様 弁明書下案		横切紙・1	787-4
(覚) 騒動一件に付諸入用控		横長半・1	930-2

1-2-9. 願書

乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村名主品之丞(判)、百姓代重左衛門(判)、同竹田村名主五郎左衛門(判)→松本御役所 穀留願書 包紙あり、包紙表「上、本山口穀留願書、今井村、竹田村」	安政4年11月	横切紙・1	722
御役所書上ケ向写控帳 下今井村桃井重左衛門	安政5年10月吉日	横長半・1	656
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡伊奈郡惣代永井村名主増五郎、中村同忠左衛門、刈谷原町村同中沢与次右衛門、今井村同重左衛門、今村同甚兵衛、和田町村八郎右衛門、上西条村同乃助、柿沢村同上条又左衛門、三日町村年寄久五郎、木下村百姓代孫四郎、北殿村年寄弥五左衛門、田畑村百姓代伝四郎→松本御役所 極外之高直段之石高に付八ヶ年御平均御直段被 仰付被下置願書	文久2年11月	横切継紙・1	748
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡岩垂村名主藻右衛門(ほか、今井村・大池村・小坂村・竹田村名主連署名)→松本御役所 米・大豆手形願	慶応1年9月	小切継紙・1	996-01
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡上神林村差舟郡右衛門、百姓代啓治郎・同源左衛門・同庄次郎、組頭利兵衛・同直十郎・同恒右衛門、名主佐五郎・同元右衛門、同郡今井村名主忠右衛門・同重左衛門→塩尻御役所 御普請許可願	明治2年3月	横切紙・1	867
奉差上一札之事 下今井村酒造重郎右衛門、五人組重左衛門→右村(下今井村)百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門・重左衛門 当巳年秋作不熟に付、酒造の儀見合候様被仰付候に付 下今井村役人より塩尻局御役所宛送り文付	明治2年9月	横切紙・1	869
乍恐以書付奉願上候 信州筑摩郡今井組上今井村名主忠左衛門、下今井村名主重左衛門、小坂村名主幾蔵→塩尻御役所 貳分金引換切手廢絶に付五百両拝借願	明治2年10月16日	綴(豎)・仮・1	872
乍恐以書付奉願上候 信州筑摩郡会田組、坂北組、麻績組、川手組、塩尻組、笹下組、今井組、和田組、右村々名主印→伊那県塩尻御出張所 塩尻御出張所御廢止に付		豎半・1	866
乍恐以書付奉願上候 神戸新田村吉十郎倅与七日々稼方無之、酒商ひ致度に付		横切紙・1	955-5

1-2-10. 村入用

上下割請帳写 割元名主茂右衛門→名主文左衛門殿 寄人馬、伝馬臨時、その他を上今井、下今井に割	弘化3年11月25日	横長半・1	229
未邑入用帳 下今井村	弘化4年8月吉日	横長美半・1	150
御囲穀御出役之節控帳	弘化4年12月	横長半・1	151
石代御救安願ニ付御挨拶金割賦帳 会席扇彦	嘉永1年9月	横長半・1	156
(御奉行根岸弥次右衛門様外七名御囲穀御改之節宿入用帳)	嘉永1年10月23日	横長半・1	223
御挨拶金并出府雑用割賦帳 会席紙屋磯吉	嘉永1年10月	横長半・1	158
申年上下割帳 割元下今井 百姓代五郎右衛門(判)、割元名主茂右衛門→名主文左衛門殿	嘉永1年11月27日	横長美・1	230
御囲出穀御出役之節控帳 下今井村	嘉永1年11月30日	横長半・1	152
今井組秋割帳 会席紙屋磯吉	嘉永1年11月	横長半・1	157
御取締春日井藤之丞様渡辺太郎太夫様御出役節入用帳 下今井村 「十四日御弁当ニ而竹田村江御移リ」	嘉永2年2月13日	横長半・1	222
子夫銭割賦帳 下今井村名主茂右衛門	嘉永5年12月吉日	横長美・1	393
丑年上下割帳 割元名主品之丞 割元名主品之丞 「今井村人足・馬帳」合綴	嘉永6年11月28日	横長美・1	232
丑夫銭割賦帳 下今井村名主茂右衛門	嘉永6年12月	横長美・1	394
上下割内訳帳 下今井村重左衛門控	嘉永6年	横長美・1	231
当寅村入用控帳 下今井村役場	嘉永7年3月	横半・1	999
村入用書留帳 下今井村役元 表紙付箋「安政四丁巳年分此帳二記」	安政3年8月1日	横長美・1	155
辰年上下割帳 下今井村割元名主茂右衛門 下今井村割元名主茂右衛門 「今井村人足・馬帳」合綴	安政3年11月29日	横長美・1	233
己年上下割帳 上今井村割元名主品之丞 名主品之丞(判)→名主茂右衛門殿、百姓代重左衛門殿	安政4年11月20日	横長美・1	234
当己夫銭割賦帳 下今井村名主茂右衛門	安政4年12月吉日	横長美・1	395
上下割内訳帳	安政4年	横長美・1	235
村内諸入用覚帳 下今井村役元	安政5年3月	横半・1	1000
村入用已割後より午三月迄書留 重左衛門席	安政5年11月	横半・1	1001
出金証文之事 下今井村組頭伝七(判)、重郎右衛門(判)、寿太次(判)→同村重左衛門殿 宮普請入用金として出金証文	万延1年9月	横切紙・1	739
酉年上下割帳 割元上今井村 上名主登兵衛→名主彦三郎殿、百姓代重左衛門殿	文久1年12月2日	横長美・1	236
村入用控帳 下今井村名主重左衛門	文久3年1月	横長美・1	626
亥年上下割帳 割元上今井村 割元上今井村	文久3年10月26日	横長美・1	237
(上下割勘定)	文久3年12月	横長美・1	245
覚 「村方乱妨働候ニ付上下役人談示御出役願入用」	(文久3年)	横長美・1	225

1. 下今井村/1-2. 村政/1-2-10. 村入用

上下割取入分	文久3年	横長美・1	238
当寅上下割可入調帳 重左衛門控	慶応2年12月3日	横長美・1	239
寅年上下割帳割元下今井村 下今井村名主桃井重左衛門 →名主今井右左衛門殿	慶応2年12月5日	横長美・1	240
卯年上下割江可入分取調帳 下今井村桃井重左衛門	慶応3年12月	横長美・1	242
辰年上下割入調帳 下今井村控	明治1年12月3日	横長美・1	241
(卯会入用・入米差引) 包紙あり、包紙表「格別入用書 二無之候、紙入より調出し役元懸分」	(慶応4年)	小切紙・1	971-01
行列山城国愛宕郡小原村大原式部夫婦子一人ノ三人三 月二十九日ヨリ四月十日朝廷送出し迄之節入用帳 下今井村役元 868参照	明治2年4月	横長半・1	165
覚 会田町弥三右衛門出府中雑用割	丁卯年12月21日	折紙・1	986-02
覚 村入用帳	丑年	横長半・1	676
己夫錢目録	巳年	横長美・1	243
覚 下今井村重左衛門・重郎右衛門→辻喜太夫様 鳴物停 止の触れ覚あり	午年9月29日	小切継紙・1	982-21
(寄人馬之覚) 割元名主茂右衛門→名主文左衛門殿	午年11月25日	横長美・1	246
(三月四日勤候分) (桃井) 北組・南組・西組・東組 人別列記、下書	3月4日	小切紙・1	988-01-04
覚 村入用帳		横長美・1	677
(入用割覚) 筑摩郡第三拾壹区今井村下分		折紙・1	986-04

1-2-11. 休泊入用

出府遣金覚帳 桃井重左衛門	天保5年10月吉日	半縦半・1	153
御休泊諸入用控帳 下今井村名主重左衛門	文久3年1月吉日	横長半・1	224
高遠出府雑用控帳 名主重左衛門 表紙「六月十日ヨリ 八月六日迄、ノ五拾六日分」	元治1年6月10日	横長半半・1	164

1-2-12. 売買

乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人富弥(判)→ 村御役人中 当年作間に紙くず、古鉄其外青物、菓もの 等、小売買渡世仕度候に付許可願 下今井村百姓代五郎 左衛門(判)、組頭式左衛門(判)、名主茂右衛門(判) より、松本御役所宛取次文付 包紙あり 包紙表「上、 下今井村」	嘉永7年1月	横切継紙・1	844
檉注文引請之事 下今井村賣主岸右衛門(判)、請人増藏 →同村桃井重左衛門殿 材木売渡請書	慶応3年12月	横切紙・1	788
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組下今井村願人紋四郎、 百姓代久内・同寿太治、与頭治平、名主重九郎→伊那県 塩尻御出張所 卵種本分増加買入余分御預願	明治4年5月	横切紙・1	888-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組下今井村願人伊十 (判)、百姓代久内・同寿太治、与頭治平、名主重九郎→ 伊那県塩尻御出張所 卵種本分増加買入余分御預願	明治4年5月	横切紙・1	888-2

1-2-13. 酒代

(酒料など) 金百疋神林・金百疋(高遠様)・金五十疋酒一樽(古見七郎左衛門より)・金百疋(御神主・勝左衛門より)		包紙・4	983-04
--	--	------	--------

1-2-14. 植付

乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村与頭重左衛門、名主茂右衛門→松本御役所 田方・早稲・中稲植付届 端裏書「田方植付願届」	安政4年5月	小切紙・1	721-1
乍恐以書付御届ヶ奉申上候 筑摩郡下今井村組頭伝七(判)・同重左衛門(判)、名主茂右衛門(判) 田方・早稲・中稲植付届	安政4年閏5月	横切紙・1	721-2
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次(判)、組頭重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)→松本御役所 稲草不残植付相済候届書 本文書全体墨引	文久3年5月	横切紙・1	752

1-2-15. 開発

為取替規定証文之事 (松平丹波守御預所信州筑摩郡大池村・今井村・小坂村・竹田村・荒井村・中村・下和田村・境村・衣外村・殿村・南和田村・和田町村・上神林村・水代村・二子村・下神林村・神戸村・神戸新田・梶海渡村・北栗林村・下神林村、内藤駿河守領分同州同郡古見村、各々村役人) 古見大池原入会地開発に付関係村々規定証文	弘化2年10月	横切継紙・1	827
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人惣代勝右衛門(判)→御取締御役所 開発の儀に付	明治2年3月	横切継紙・1	870
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡今井組上今井村(役人六名連名)、下今井村立入人名主桃井重九郎印、岩垂村同断名主岩垂彦三郎→伊那県塩尻御出張所 入会之秣場新開発仕度に付	明治4年10月	横切紙・1	885-1
差出申一札之事 今井組上今井村(十二名連名)→村御役人中 上今井村持芝地新開仕度に付	明治4年10月	横切折紙・1	885-2
乍恐以書付奉願上候 右三十一区今井村副戸長村山七郎・同溝山栄治・同古田治郎・中原周治、戸長桃井重九郎→筑摩県参事永山盛輝殿 入会秣原開発に付	明治6年2月25日	小切継紙・1	900

1-2-16. 治安

乍恐以書付御届ヶ奉申上候 筑摩郡下今井村百姓代五郎左衛門(判)、組頭重左衛門(判)、名主茂右衛門(判)→松本御役所 下今井村伝七倅文重郎保高町丈助方ニ盗難届 包紙あり 包紙表「上、下今井村」	嘉永7年2月	横切継紙・1	846
差上申御詫書之事 筑摩郡下今井村当人喜助、親類栄三郎、組合治左衛門・利右衛門、百姓代五郎左衛門、組頭伝七、名主茂右衛門→御取締中様 喜助儀、兼々身持不宜に付、御利害蒙候得共、御赦免被下度奉願上候	安政3年4月	横切紙・1	716
差上申一札之事 何郡何村判頭役人→御取締岡村分太夫様・橋本伝太郎様・小出登弥太様 博奕・賭禁止等役所よりの触	安政6年6月	横切紙・1	968-01
乍恐以書付御注進奉申上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→松本御領御役所 武兵衛・五兵衛、久四郎を及打擲候儀に付	安政6年8月18日	横切紙・1	731-07

1. 下今井村/1-2. 村政/1-2-16. 治安

(小河玄伯養躰書) 堅石町村小河玄伯 下今井村久四郎 怪我いたし候に付	安政6年8月	横切紙・1	731-01
差上申内済証文之事 筑摩郡下今井村訴訟方久四郎、親類惣代九兵衛、組合惣代万兵衛、相手方武兵衛・同五兵衛、親類惣代惣五郎、組合惣代文次郎、右村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主立入人彦三郎、上今井村名主立入人登兵衛、(全員与判)→松本御領御役所 武兵衛・五兵衛、久四郎を及打擲候儀に付	安政6年8月	横切継紙・1	731-05
差上申内済証文之事 筑摩郡下今井村訴訟方久四郎、親類惣代九兵衛、組合惣代万兵衛、相手方武兵衛・同五兵衛、親類惣代惣五郎、組合惣代文次郎、右村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主立入人彦三郎、上今井村名主立入人登兵衛、(全員与判)→松本御領御役所 武兵衛・五兵衛、久四郎を及打擲候儀に付	安政6年8月	横切継紙・1	731-06
差出申引請一札之事 下今井村親類惣代惣五郎(判)、組合万兵衛(判)、同断文次郎(判)→当村御役人中 武兵衛・五兵衛、手鎖封印之俣村預ヶ候儀に付	安政6年8月	横切紙・1	731-08
差上申一札之事 下今井村寿太次、同重左衛門、倉次郎、伝七、重郎右衛門、彦三郎→石橋妻右衛門殿、岡村郡太右衛門殿 武兵衛・五兵衛、手鎖封印之俣村預ヶ候儀に付	安政6年8月	横切紙・1	731-09
一札之事 御預所何村誰→堅石町村小川玄伯様 御尊医様へ御苦難相掛申間敷候に付難形	安政6年8月	横切紙・1	731-10
差出申詫書一札之事 下今井村当人武兵衛・同断五兵衛、組合万兵衛、同断文次郎、同断親類惣代兼惣五郎→当村久四郎殿 武兵衛・五兵衛、久四郎を及打擲候儀に付詫書追書「前文詫書差出し候通り、相違無之候以上、未八月、立入人名主彦三郎・同断名主登兵衛」	安政6年8月	横切紙・1	731-12
差上申内済証文之事 筑摩郡下今井村訴訟方久四郎、親類惣代九兵衛、組合惣代万兵衛、相手方武兵衛・同五兵衛、親類惣代惣五郎、組合惣代文次郎、右村百姓代寿太次・同重左衛門、与頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主立入人彦三郎、上今井村名主立入人登兵衛、→石橋妻右衛門殿、岡村郡太右衛門殿 武兵衛・五兵衛、久四郎を及打擲候儀に付	安政6年8月	小切継紙・1	731-14
養躰書 堅石町村医師小河玄伯→松本御領御役所様 下今井村久四郎	安政6年9月	堅切紙・1	731-03
差出申一札之事 下今井村勝弥(爪印)、伝吉(判)、浪蔵(爪印)、九十郎、喜左衛門(爪印)、寅吉(爪印)、豊次郎(爪印)、鶴喜代(爪印)→村役人中様 心得違有之候に付	安政6年11月21日	横切紙・1	730-01
差出申一札之事 下今井村勝治、伝吉、浪蔵、九十郎、喜左衛門、寅吉、豊次郎、鶴喜代→村御役人中様 心得違有之候に付	安政6年11月21日	小切継紙・1	730-05
差上申御詫一札之事 筑摩郡下今井村判頭忠右衛門・同断亀太郎・同断富五郎・同断惣兵衛・同断九兵衛・同断弥左衛門→岡村分太夫殿、小出登弥太殿 心得違有之候に付	安政6年11月	横切紙・1	730-02
乍恐以書付奉歎願候 筑摩郡下今井村当人伊藤太、百姓代寿太次・同重左衛門、組頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→岡村分太夫殿、橋本伝太殿 心得違有之候に付	安政6年11月	横切紙・1	730-03
乍恐以書付奉歎願候 筑摩郡下今井村八郎右衛門倅当人	安政6年11月	横切紙・1	730-04

九重、百姓代寿太次・同重左衛門、組頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→岡村分太夫殿、小出登弥太殿 心得違有之候に付			
差出申御詫一札之事 下今井村玉吉、泰吉→同村喜左衛門殿、豊吉殿、外六人 心得違有之候に付	安政6年11月	小切継紙・1	730-07
差出申一札之事 下今井村当人玉吉・同断泰吉、判頭治左衛門・同断紋弥→御取締御手先佐野右衛門殿 心得違有之候に付	安政6年11月	小切紙・1	730-08
差出申御詫一札之事 下今井村松弥倅当人玉吉・同断泰吉、判頭治左衛門・同断紋弥→村御役人御衆中様 心得違いたし候に付詫状	安政6年11月	小切継紙・1	791-1
差上申一札之事 信州筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→山本留八郎殿 武兵衛・五兵衛、手鎖封印之俣村預ヶ候儀に付	安政7年3月8日	横切紙・1	731-11
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人武兵衛・同五兵衛、差添百姓代重左衛門→松本御役所 武兵衛・五兵衛、久四郎を及打擲候に付	安政7年閏3月	横切継紙・1	731-02
乍恐以書付御届奉申上候 下今井村百姓代寿太次(判)、組頭伝七(判)、名主重左衛門(判)→松本御役所 下今井村庄三郎留守の内に被盜取候品書	文久2年3月	横切紙・1	751
筑摩郡下今井村鉄炮帳 鉄炮証文	文久3年3月	半・1	167
乍恐以書付御詫奉願上候 筑摩郡下今井村当人留弥、召抱人重左衛門→岡村文太夫様、小出仙之丞様 留弥心得違有之御糺蒙り候に付詫状	文久3年3月	横切紙・1	754
御詫申一札之事 下今井村当人武兵衛(判)、組合文次郎(判)→当村御役人中様 万兵衛過科銭被仰付候処、組合手違相成候に付	元治1年5月	横切紙・1	767
乍恐以書附奉願上候 筑摩郡下今井村頼人藤太(判)※但し(判)に墨引 →村御役人中 下今井村藤太江獵師鉄砲譲渡許可願 下今井村百姓代寿太次(判)、組頭治左衛門(判)、名主重左衛門(判)、松本御役所宛取次保証書付	元治2年1月	横切紙・1	771-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡上今井村願人百姓代三郎左衛門→村御役人中 眼病にて(鉄砲)役下今井村藤太へ譲渡願書	元治2年1月	小切紙・1	771-2
差出申一札之事 下今井村北耕地嘉助、豊太郎、権次郎、市太郎→当村御役人衆中 御差留置候川木拾取候に付詫書	慶応1年5月	横切継紙・1	772
乍恐以書付御注進奉申上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次(判)、組頭治左衛門(判)、名主重左衛門(判)→松本御役所 雪隠焼失に付注進書	慶応1年閏5月	横切紙・1	773
差上申鉄炮証文之事(案) 筑摩郡下今井村持主六郎右衛門、五人組幸之助、百姓代久右衛門、与頭重郎右衛門、名主重左衛門→松本御役所	慶応2年3月	堅切紙・1	98
乍恐以書付奉願上候 下今井村当人政之助、親類惣代紋蔵、組合惣代福治郎、百姓代久右衛門、組頭治左衛門、与頭桃井重左衛門→御取締辻規太夫様、山本留八郎様 吉三郎倅政之助心得違の儀、蒙御糺候に付有免歎願書	慶応3年3月	横切紙・1	785-1
乍恐以書付御詫奉願上候 下今井村当人重三郎、親類惣代重右衛門、組合惣代治郎左衛門、百姓代久右衛門、組頭治左衛門、名主桃井重左衛門→御取締辻規太夫様、山本留八郎様 重四郎倅重三郎心得違の儀に付	慶応3年3月	横切紙・1	785-2

御詫申一札之事 下今井村当人金次郎(爪印)、親兵右衛門(判)、当人紋四郎(判)、当人銀弥(爪印)、親与右衛門(判)、判頭伝八郎(判)・同源次郎・同清左衛門(判) →村御役人衆中 酒ニ酔口論いたし村役人中より蒙御察候に付、以来改心禁酒可仕候に付詫書	慶応3年7月	横切紙・1	782
差出申一札之事 五人組頭誰々→御役人衆中 博打其外賭之諸勝負前々より御法度の儀、今般御伺之上謹責之箇条取定書 三ヶ組廿四ヶ村惣代和田組和田町村名主九郎兵衛、南和田村名主萩原長十郎、出川組神戸村名主丸山蔵三郎、上神林村名主上條元右衛門、今井組大池村名主中村平作、今井村桃井重左衛門、連署取次文付	慶応3年9月	横切継紙・1	786
乍恐以書付奉嘆願候 筑摩郡下今井村新助伯父当人新左衛門、新左衛門甥新助、組合惣代松右衛門、当人浪蔵、親類惣代久兵衛、組合惣代富五郎、百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→御取締高木此右衛門様、渡辺民左衛門様 心得違いたし候に付御宥免歎願書	慶応3年9月	横切紙・1	791-2
博奕御請書 (筑摩郡下今井村村役人以下百七十二人) →塩尻御取締役所	慶応4年6月	半大・1	649
奉差上御請書之事 今井組下今井村当人佐重・組頭治左衛門→伊那県塩尻御出張所 七月十二日忍入盗賊吟味	明治3年8月22日	切紙・1	971-12
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡今井組下今井村百姓代桜井久右衛門(判)・百姓代桜井寿太次(判)、組頭古田治左衛門(判)・同上条重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→伊那縣塩尻御出張所 出火届	明治3年閏10月19日	半・1	652
上 筑摩郡今井組下今井村百姓代桜井久右衛門(判)・同桜井寿太治(判)、組頭古田治左衛門(判)・同上条重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→伊那縣塩尻御出張所 裏屋八軒焼失に付、出火御届	明治3年閏10月	半・1	549
乍恐以書付奉歎願候 筑摩郡今井村竹田村名主中村平助・組頭百瀬文五右衛門、小坂村名主永田幾蔵・同山口栄助、大池村名主中村平作・同大池文右衛門・同上条勘左衛門、上今井村名主今井忠左衛門、下今井村名主桃井重左衛門、岩垂村名主岩垂茂右衛門→伊那県塩尻御出張所 心得違の儀有之、入牢被仰付罷在候に付御宿御預願	明治3年11月	横切紙・1	881
乍恐以書付奉歎願候 上今井村源右衛門倅澄次郎、富左衛門父定四郎、源右衛門親類久左衛門、同人組合源一郎、富左衛門親類元右衛門、同人組合仲右衛門→村御役人中不当の儀有之御吟味申入牢被仰付候に付御赦免願	明治3年12月	横切紙・1	880
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡今井組下今井村百姓代桜井久内(判)・同桜井寿太次(判)、与頭古田治平(判)、上条重郎(判)、桃井重九郎(判)→伊那県塩尻御出張所無宿政五郎御尋ニ付返答書事実書一部、および署判に墨引	明治4年2月	横切紙・1	699
乍恐以口上書奉申上候 筑摩郡今井組下今井村百姓代久内(判)、同寿太治(判)、与頭治平(判)、名主重九郎(判)→伊那縣塩尻御出張所 盗賊御尋に付口上書	明治4年5月13日	半・1	654
記 右村名主桃井重九郎(判)、組頭古田治平(判)、桜井久内(判)→御宿村御名主衆中様 心得違有之者、行衛不相分に付廻状。諸々駅名主(判)、和田町村名主(判)、芝居村名主(判)、水代村・上神林村(判)、二子村役元(判)、小俣村役元(判)、今村役元(判)、各々止宿不仕候旨の注進同綴	明治4年10月	横長半・1	940
一札之事 下今井村庄三郎→祖母様 私共婦夫祖母様過言遊と申し心得候に付詫状	明治4年11月	小切紙・1	886

差出申御詫一札之事 下今井村西耕地当人桜井梅次郎、当人兄桜井寿三郎、組合惣代大槻清五郎→東耕地古田重三郎、御役人御衆中 酒狂之上、及口論に其上為疵負候 処内済被下詫状	明治4年12月29日	横切紙・1	791-3
覚 盗難品書上、盗難品富弥置主、メ拾品、計三両三分	辰年5月17日	小切紙・1	990-01
口演 郷宿 村々御用出張人近頃猥相成候に付郷宿への注意書	2月	横切紙・1	802
覚 岡村郡太右衛門→下今井村名主、組頭 武兵衛・五兵衛、久四郎を及打擲候儀に付	8月22日	小切紙・1	731-13
差上申一札之事 心得違有之候に付、村役人御詫請書		小切紙・1	730-06
(博打一件諸書付分) 覚 本文書、或いは本整理番号文書の包紙か 端裏書「博奕一件諸書付分」		小切紙・1	730-09
(某交名)		横切折紙・1	730-10
乍恐以口上書奉申上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→松本御役所 武兵衛・五兵衛、久四郎を及打擲候儀に付		横切紙・1	731-04
乍恐以書付奉願上候 摩郡上今井村願人何——、→村御役人中 鉄砲役讓渡度願書		小切紙・1	771-3
乍恐以書付御届奉申上候 兼蔵居宅メ七品被盜取候品書		横切紙・1	780-1
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡今井組 文治郎居宅留守中盜賊忍入メ七品被盜取候品書		横切紙・1	780-2
盗難品書之覚 市場方茂助盜難品書		小切紙・1	780-3

1-2-17. 困穀・救恤

御救金御貸渡拾ヶ年府返納割附帳 名主三右衛門	天保10年11月	横長半・1	290
御困穀割賦帳 北耕地分	弘化4年11月17日	横長美・1	253
御困穀割賦帳 西組分	弘化4年12月17日	横長美・1	254
乍恐以書付奉願上候 松本丹波守御預所信州筑摩伊奈兩郡百參拾ヶヶ村惣代大小屋村名主兵左衛門、会吉新田新助→御奉行所様 震火水難困窮に付、願書	嘉永1年6月	綴・仮・1	927
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門(判)・同五郎左衛門(判)、組頭重左衛門(判)・同式左衛門(判)・同新右衛門(判)・同重郎右衛門、名主茂右衛門→渡辺太郎太夫殿、西川曾右衛門殿 困穀之内、鼠喰之痛出来之分売却許可願	嘉永5年7月	横切紙・1	837
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次(判)・同重左衛門(判)、組頭倉次郎(判)・同伝七(判)・同重郎右衛門(判)、名主彦三郎(判)→松本御役所 当村困穀蔵修復仕度に付	安政6年8月	横切紙・1	732-1
差上申請書之事 筑摩郡下今井村名主彦三郎、組頭重郎右衛門・同伝七・同倉次郎、百姓代重左衛門・同寿太次→石橋妻右衛門殿、岡村郡太右衛門殿 当村困穀蔵修復仕度に付	安政6年8月	横切紙・1	732-2
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭伝七・同重郎右衛門、名主重左衛門→松本御役所 困穀蔵修復に付詰置候使数御預ヶ願書	文久3年8月	横切紙・1	763-2

1. 下今井村/1-2. 村政/1-2-17. 困穀・救恤

尾州様并大通行二付御拝借返納覚帳 下今井村名主桃井重左衛門控	文久3年	横長半半・1	227
添証 大宮司中沢左右衛門大夫良（花押）→国々宿駅御役人中 「宿駅在々通行之節長病亦者行暮候ハバ、世話可給候」	慶応4年2月	横切紙・1	868-4
乍恐以書付奉願上候 小俣村神戸新田兼（役人三名署名）、今村（役人二名連名）、今井村（役人五名連名）、岩垂村（役人七名連名） 極難之もの為取統金式百兩拝借願	明治2年2月	横切紙・1	873
乍恐以書付奉願上候 願人重左衛門 粉子御下ヶ被下候様願候に付 附札あり	明治2年2月	横切紙・1	877
一札之事 山城国愛宕郡大原村大原神社大原式部之輔→信濃国筑摩郡下今井村御役人中 宿村御継送の儀奉願上候に付	明治2年4月	横切紙・1	868-3
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代寿太次、組頭治左衛門、名主重左衛門→塩尻御役所 大原式部当村地内行倒難渋仕候に付	明治2年4月	横切紙・1	868-5
上 筑摩郡下今井村百姓代寿太次（判）、組頭治左衛門（判）、名主重左衛門（判）→塩尻御役所 大原式部当村地内行倒難渋仕候に付	明治2年4月	縦半・1	868-6
（御困穀調） （桃井重左衛門） 下今井村分	明治2年5月	小切紙・1	974-02
窮民力佃取調帳 下今井村名主重左衛門（判）→塩尻御役所 帳間文書「川除普請之儀に付」「駆通御改心親定書之儀に付」「中馬稼之もの共之儀に付」三通あり	明治2年6月	半大・1	248
窮民力佃取調帳 下今井村名主重左衛門（判）→塩尻御役所	明治2年6月	半大・1	249
（覚） 下今井村 困糶七十二俵拝借願	明治2年8月24日	切紙・1	985-01
覚 塩尻局（判）→下今井村 困糶貸付許可	明治2年8月29日	横折紙・1	985-02
窮民救助金書上帳 筑摩郡今井組下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）・組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）・名主重左衛門（判）→塩尻御役所	明治2年9月	半大・1	250
村方難澁者取調帳 下今井村	明治2年12月	横長半・1	247
差上申御請一札之事 何郡何村百姓代印・組頭印・名主印→伊那県権大属准席千野儀正殿 貯穀御請之事	（明治2年）から（明治3年）	小切紙・1	981-07
覚 （小坂村）→塩尻御役所 拝借初・積立穀書上難形、「是ハ小坂村ニテ書上ヶ」	明治2年	小切紙・1	990-06
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組岩垂村名主茂右衛門、上今井村名主忠左衛門、下今井村名主重左衛門、大池村名主勘左衛門、小坂村名主幾藏代与三郎御改出、竹田村名主兵右衛門代文五右衛門出、→塩尻御役所 違作に付困穀拝借願	明治3年4月17日	小切紙・1	987-01-03
窮民救取金書上帳控 上 筑摩郡今井組下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）・与頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）・名主重左衛門（判）→伊那縣塩尻御出張所 帳間文書：「窮民窮助金 上今井村」一綴	明治3年8月	半大・1	252
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組古池原新田 難渋人へ寄物取扱金の儀に付	明治3年8月	小切紙・1	961-14
差出申一札之事 甲州巨摩郡十五所村米吉弟熊之助（判）、親類庄之衛（判）→信州筑摩郡下今井村御役人中 旅人急病差発し落命仕迷惑相掛間敷 包紙あり、包紙表「上、	明治3年9月8日	横切紙・1	884

甲州巨摩郡十五所村」			
(御困穀調) (桃井重左衛門) 下今井村村方郷蔵にあるべく分	明治3年	小切紙・1	974-03
困穀書 (桃井) 明治二・三年の困穀受取メ四十七俵	(明治3年)	小切紙・1	989-02-02
差上申御請一札之事 筑摩郡下今井村百姓代桜井久内(判)・同桜井寿太治(判)、組頭古田治平(判)、名主桃井重九郎(判)→伊那県権大属准席千野儀正殿 御貯穀奉預候に付	明治4年3月16日	横切紙・1	961-04
窮民極難之者人口書上帳 筑摩郡今井組下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)・与頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)・名主重左衛門(判)→塩尻御役所	午年1月13日	半大・1	251
差上申御請書之事 当村役人中→松本御役所 困穀蔵修復に付詰置候俵御預ヶ請書		横切紙・1	763-1
窮民方田取調書上帳 帳間文書二紙あり		綴・仮・1	797

1-2-18. 風聞

あほだら経 ベリー来航	嘉永6年11月	小切紙・1	982-15
(京都騒動書付) (桃井重左衛門)	元治1年7月23日	横切紙・1	982-16
覚 (桃井重左衛門) 京都騒動建札	元治1年7月24日	小切紙・1	982-17
川触御請書 筑摩郡下今井村重左衛門 御用材納方申付候儀に付 幕末の政情に関する記録写	子年7月4日	切紙・1	968-03
(宿継状控) 水戸浪人に関する宿継状控	子年11月	切紙・1	968-04

1-3. 戸口

1-3-1. 宗門改

信濃国筑摩郡洗馬料之内下今井村宗門人別改帳 下今井村名主与左衛門印・与頭久四郎印・同左右衛門印・同兵右衛門印・長百姓忠兵衛印→御代官様 長興寺・正覚院・宝輪寺・真光寺・安養寺・見性寺・興龍寺・古川寺・正行寺・無極寺分	正徳3年3月	半大・1	1
信州筑摩郡下今井村宗門人別御改帳 筑摩郡下今井村名主久右衛門・与頭与右衛門・同九左衛門・同松右衛門・同庄左衛門・百姓代幸内→野間権左衛門殿、宇野庄二郎殿、渡辺市郎左衛門殿、関左右衛門殿 正覚院・真光寺・無極寺・安養寺・正行寺・長興寺・興龍寺・松岳寺・古川寺・宝輪寺分	明和3年3月	半大・1	2
信州筑摩郡下今井村宗門御改帳 筑摩郡下今井村名主代久右衛門・与頭伝七郎・同清之丞・同仲右衛門、百姓代幸内→野間権左衛門殿、渡辺市郎左衛門殿、関左右衛門殿、多湖岸右衛門殿 正覚院・真光寺・無極寺・安養寺・正行寺・長興寺・興龍寺・松岳寺・古川寺・宝輪寺分	安永3年3月	半大・1	3
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳(四册之内巻) 筑摩郡下今井村与頭式左衛門・同重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→古橋金右衛門殿、長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥次右衛門殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	天保14年3月	半・1	29
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳(四册之内式) 安養寺・正行寺→(御奉行様) 安養寺・正行寺分	天保14年3月	半・1	4

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-1. 宗門改

筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 村役人→御奉行様 宝輪寺・古川寺分	天保14年3月	半・1	5
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 村役人 →御奉行様 無極寺・真光寺・榮安寺・正覚院分	天保14年3月	半・1	6
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、組頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、都筑三太夫殿 宝輪寺・古川寺分	天保15年3月	半・1	10
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、組頭重郎右衛門・新右衛門、百姓代五郎左衛門・弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、都筑三太夫殿 無極寺・真光寺・正覚院・（榮安寺）分	天保15年3月	半・1	11
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、組頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、都筑三太夫殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	天保15年3月	半・1	8
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、組頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、都筑三太夫殿 安養寺・正行寺分	天保15年3月	半・1	9
当辰宗門改 出生人死失人等之覚	天保15年～弘化5年	横折紙・1	694-01
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、与頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	弘化2年3月	半・1	13
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、与頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥次右衛門殿、真木喜一郎殿 安養寺・正行寺分	弘化2年3月	半・1	14
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、組頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 宝輪寺・古川寺分	弘化2年3月	半・1	15
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、与頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 無極寺・真光寺・正覚院分	弘化2年3月	半・1	16
宗門人別増減帳 下今井村 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、組頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→松本御役所 「出生死失出入人書上帳」「下今井村馬数歳毛御改帳」ともに合綴	弘化2年3月	半・1	17
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、与頭重郎右衛門・同新右衛門・同式左衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	弘化3年3月	半・1	18
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩	弘化3年3月	半・1	19

郡下今井村名主茂右衛門・組頭重郎右衛門・同新右衛門・同式左衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 安養寺・正行寺分			
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門・与頭重郎右衛門・同新右衛門・同式左衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 宝輪寺・古川寺分	弘化3年3月	半・1	20
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村名主茂右衛門・組頭重郎右衛門・同新右衛門・同式左衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 無極寺・真光寺・正覚院分	弘化3年3月	半・1	21
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内式） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 安養寺・正行寺分	弘化4年3月	半・1	23
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 宝輪寺・古川寺分	弘化4年3月	半・1	24
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 無極寺・真光寺・正覚院分	弘化4年3月	半・1	25
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	弘化5年3月	半・1	27
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、神尾喜作殿、根岸弥次右衛門殿、真木喜一郎殿 無極寺・真光寺・正覚院分	弘化5年3月	半・1	28
覚 出生人死失人等之覚	弘化5年	横長美・1	694-02
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、根岸弥次右衛門殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	嘉永2年3月	半・1	30
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内式） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、根岸弥次右衛門殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿 安養寺・正行寺分	嘉永2年3月	半・1	31
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同十郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿 宝輪寺・古川寺分	嘉永2年3月	半・1	32
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛	嘉永2年3月	半・1	33

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-1. 宗門改

門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿 無極寺・真光寺・正覚院分			
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	嘉永3年3月	半・1	35
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿 安養寺・正行寺分	嘉永3年3月	半・1	36
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同十郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿 宝輪寺・古川寺分	嘉永3年3月	半・1	37
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、与頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、根岸弥治右衛門殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿 無極寺・真光寺・正覚院分	嘉永3年3月	半・1	38
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	嘉永4年3月	半・1	40
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 安養寺・正行寺分	嘉永4年3月	半・1	41
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 宝輪寺・古川寺分	嘉永4年3月	半・1	42
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 無極寺・真光寺・正覚院分	嘉永4年3月	半・1	43
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同十郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	嘉永5年3月	半・1	45
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同十郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 安養寺・正行寺分	嘉永5年3月	半・1	46
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同十郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 宝輪寺・古川寺分	嘉永5年3月	半・1	47

筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、与頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	嘉永6年3月	半・1	49
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 安養寺・正行寺分	嘉永6年3月	半・1	50
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、与頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 宝輪寺・古川寺分	嘉永6年3月	半・1	51
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、与頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、真木喜一郎殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿 無極寺・真光寺・正覚院分	嘉永6年3月	半・1	52
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代五郎左衛門、与頭伝七・同重左衛門・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿、渡辺幸右衛門殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	安政3年3月	半・1	54
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村百姓代五郎左衛門、組頭伝七・同重左衛門・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿、渡辺幸右衛門殿 安養寺・正行寺分	安政3年3月	半・1	55
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代五郎左衛門、与頭伝七・同重左衛門・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿、渡辺幸右衛門殿 宝輪寺・古川寺分	安政3年3月	半・1	56
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代五郎左衛門、与頭伝七・同重左衛門・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿、渡辺幸右衛門殿 無極寺・真光寺・正覚院分	安政3年3月	半・1	57
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代五郎左衛門、組頭伝七・同重左衛門・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿、渡辺幸右衛門殿 宝輪寺・古川寺分	安政4年3月	半大・1	59
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代寿太治・同重左衛門、与頭伝七・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	安政5年3月	半・1	60
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭伝七・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 安養寺・正行寺分	安政5年3月	半・1	61
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭伝七・同式	安政5年3月	半・1	62

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-1. 宗門改

左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 宝輪寺・古川寺分			
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭伝七・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 無極寺・真光寺・正覚院分	安政5年3月	半・1	63
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内叁） 筑摩郡下今井村百姓代寿太治・同重左衛門、与頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	安政6年3月	半・1	65
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内貳） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、与頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 安養寺・正行寺分	安政6年3月	半・1	66
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、与頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 宝輪寺・古川寺分	安政6年3月	半・1	67
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（四册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 無極寺・真光寺・正覚院分	安政6年3月	半・1	68
宗門人別増減帳 下今井村 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、与頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→松本御役所「下今井村馬数歳毛御改帳」 「神葬祭人別書上帳」ともに合綴	安政6年3月	半・1	69
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、与頭倉治郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→長谷川是非之助殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 長興寺・松岳寺・興龍寺分	安政7年3月	半・1	70
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之内貳） 筑摩郡下今井村百姓代寿太治・同重左衛門、与頭倉治郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→長谷川是非之助殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 安養寺・正行寺分	安政7年3月	半・1	71
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、与頭倉治郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→長谷川是非之助殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 宝輪寺・古川寺分	安政7年3月	半・1	72
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之内五） 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、与頭倉次郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→長谷川是非之助殿、渡辺幸右衛門殿、公保小兵衛殿 無極寺・真光寺・正覚院	安政7年3月	半・1	74
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之内壹） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太治（判）、与頭伝七（判）・同重郎右衛門（判）、名主重左衛門（判）→公保小兵衛殿、野未三十郎殿 長興寺・松岳寺・興龍寺・正麟寺分 袋あり、以下整理番号80番までを本袋に収める 袋表紙「文久三癸亥年、宗門帳五冊、増減帳老冊、五人組帳老冊、鉄砲帳老冊、三月下今井役元」とするも、五人組帳、及び鉄砲帳は見あたらず 袋紙に紙背	文久3年3月	美・1	75

文書あり			
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之内式） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太治、組頭伝七・同重郎右衛門、名主重左衛門→公保小兵衛殿、野未三十郎殿 安養寺・正行寺分	文久3年3月	美・1	76
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之内三） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太治、組頭伝七・同重郎右衛門、名主重左衛門→公保小兵衛殿、野未三十郎殿 宝輪寺・古川寺分	文久3年3月	美・1	77
筑摩郡下今井村神葬祭人別御改帳（五册之内四） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太治、与頭伝七・同重郎右衛門、名主重左衛門→公保小兵衛殿、野未三十郎殿	文久3年3月	美・1	78
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之内五） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太治、組頭伝七・同重郎右衛門、名主重左衛門→公保小兵衛殿、野未三十郎殿 無極寺・真光寺・正覚院分	文久3年3月	美・1	79
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之壹） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、与頭治左衛門・同重郎右衛門（判）、名主重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野未三十郎殿、井上六之丞殿 長興寺・松岳寺・興龍寺・正麟寺分 袋あり、以下整理番号89番までを本袋に収める 袋表紙「文久四甲子年五冊、宗門帳五冊、増減帳壹冊、三月、下今井村役元」袋紙に紙背文書あり	文久4年3月	美・1	81
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之貳） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門・同重郎右衛門（判）、名主重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野未三十郎殿、井上六之丞殿 安養寺・正行寺分	文久4年3月	美・1	82
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之三） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野未三十郎殿、井上六之丞殿 宝輪寺・古川寺分	文久4年3月	美・1	83
筑摩郡下今井村神葬祭人別御改帳（五册之四） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、与頭治左衛門・同重郎右衛門（判）、名主重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野未三十郎殿、井上六之丞殿	文久4年3月	美・1	84
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之五） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野未三十郎殿、井上六之丞殿 無極寺・真光寺・正覚院分	文久4年3月	美・1	85
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之壹） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、与頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野未三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 長興寺・興龍寺・正麟寺分 袋あり、以下整理番号98番までを本袋に納める 袋表紙「慶應寅年二年、宗門帳五冊、増減帳壹冊、馬帳壹冊、鉄砲帳壹冊、五人組帳壹冊、ノ九冊入」袋紙に紙背文書あり	慶応2年3月	美・1	90
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之貳） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野未三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 安養寺・正行寺分	慶応2年3月	美・1	91

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-1. 宗門改

筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之三） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野末三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 宝輪寺・古川寺分	慶応2年3月	美・1	92
筑摩郡下今井村神葬祭人別御改帳（五册之四） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野末三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿	慶応2年3月	美・1	93
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之五） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野末三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 無極寺・真光寺・正覚院分	慶応2年3月	美・1	94
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之壹） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野末三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 長興寺・興龍寺・正麟寺分 包紙あり、以下整理番号104番までを本包紙に納める 袋表紙「慶應三卯年、宗門帳五册、増減帳壹册」包紙に紙背文書あり	慶応3年3月	美・1	99
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之貳） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野末三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 安養寺・正行寺分	慶応3年3月	美・1	100
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之三） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野末三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 宝輪寺・古川寺分	慶応3年3月	美・1	101
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之四） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野末三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 表紙にて「宗門人別五改帳」とするも、内容は「神葬祭人別書上帳」である	慶応3年3月	美・1	102
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之五） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→増田万右衛門殿、公保小兵衛殿、野末三十郎殿、井上六之丞殿、根岸庄左衛門殿 無極寺・真光寺・正覚院分	慶応3年3月	美・1	103
信州筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之壹） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→白井逸藏殿 長興寺・興龍寺・正麟寺分 包紙あり、以下整理番号104番までを本包紙に収める 袋表紙「慶四年、辰人別改帳、馬帳、役元」包紙に紙背文書あり	慶応4年3月	美・1	105
信州筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之貳） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→白井逸藏殿 安養寺・正行寺分	慶応4年3月	美・1	106
信州筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五册之三） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→白井逸藏殿 宝輪寺・古川寺分	慶応4年3月	美・1	107

信州筑摩郡下今井村神葬祭人別御改帳（五冊之四） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→白井逸藏殿	慶応4年3月	美・1	108
信州筑摩郡下今井村宗門人別御改帳（五冊之五） 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・百姓代寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→白井逸藏殿 無極寺・真光寺・正覚院分	慶応4年3月	美・1	109
御書下ヶ写宗門雛形并五人組帳 →（塩尻御取締役所） 信州筑摩郡下今井村控	慶応4年3月	半・1	117
神葬祭人別改帳・宗門人別改帳 伊那縣ヨリ雛形 →（塩尻御取締役所） 信州筑摩郡下今井村役元控 帳間文書あり 法輪寺・古川寺より白井逸藏殿宛「右雛方宝輪寺より差送り候処最早宗門認後二而古見町（村カ）分辰年旧支配江書上之通二致」	明治2年2月	半大・1	118
信州筑摩郡下今井村宗門人別御改帳 信州筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭重郎右衛門（判）・同治左衛門（判）、名主重左衛門（判）→伊那縣塩尻御役所 長興寺・興龍寺・正麟寺・安養寺・正行寺・古川寺・宝輪寺・無極寺・真光寺・正覚院分 包紙あり、以下整理番号119番までを本包紙に納める 袋表紙「信州筑摩郡下今井村宗門人別御改帳、已宗門人別改帳巻冊、増減帳巻冊、鉄砲帳巻冊、明治二年」包紙に紙背文書あり	明治2年3月	美・1	113
筑摩郡下今井村宗門人別御改帳 信州筑摩郡下今井村百姓代桜井久内（判）・同桜井寿太治（判）・与頭古田治平（判）・同村山七郎・名主桃井重九郎（判）→伊那縣塩尻御出張所	明治4年3月	美（罫紙）・1	540
差上申一札之事 宗門人別御改帳雛型	4月	半・1	112
宗門覚 死去、出生、不縁戻り、等書留書		小切糺紙・1	795

1-3-1-1. 五人組

下今井村五人組名前帳 役元 表紙「先帳ヲ以写之」	慶応3年1月	横長半・1	577
--------------------------	--------	-------	-----

1-3-2. 宗門送り

1-3-2-1. 受取状

宗門送り一札之事 高遠領小曾部村名主浅右衛門（判）→松本御預り所下今井村百姓代五郎左衛門殿、与頭新右衛門殿 禅宗興龍寺（判）より寺送り文付、小曾部村段兵衛娘	天保14年1月	横切紙・1	686-002
宗門送り一札之事 尾張領入山村名主宇右衛門（判）、組頭源四郎（判）→松本御預り所下今井村百姓代五郎左衛門殿、与頭式右衛門殿 禅宗安楽寺（判）より寺送り文付、入山村長左衛門弟長右衛門	天保14年2月	横切紙・1	686-003
宗門送り一札之事 松本御預所下今井村名主茂右衛門（判）、組頭式右衛門（判）→松本御領吉田村庄屋清七殿、組頭三左衛門殿 真言宗宝輪寺（判）より寺送り文付、下今井村助四郎倅定吉	天保15年1月	横切紙・1	686-004
宗門送り一札之事 松本御領上野組水室村組頭吉太郎（判）、同席蔵（判）、庄屋治兵衛（判）→松本御預り所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 水室村平太郎娘いく	天保15年1月	横切紙・1	686-005
宗門送り一札之事 高遠領小曾部村名主平右衛門（判）	天保15年1月	横切紙・1	686-007

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 禪宗興龍寺(判)より寺送り文付、惣太郎娘いや			
宗門送り一札之事 高遠領古見村名主治左衛門(判)→ 松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式右衛門殿 真言宗古川寺(判)より寺送り文付、古見村七太郎娘と わ	天保15年1月	横切紙・1	686-008
宗門送り一札之事 (御預所)上今井村名主喜多右衛門 (判)→(松本御預所)下今井村名主茂右衛門殿 真言宗 宝輪寺(判)より寺送り文付、上今井村万之助孫みわ	天保15年1月	横切紙・1	686-009
宗門送り一札之事 筑摩郡神戸村名主定三郎(判)→松 本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重郎右衛門殿 真言宗法船寺(判)より寺送り文付、神戸村繁吉娘しん	天保15年1月	横切紙・1	686-010
不縁宗門送り一札之事 小坂村名主牧右衛門(判)、与頭 惣八(判)→下今井村名主茂右衛門殿、組頭重郎右衛門 殿 下今井村村蔵娘	天保15年1月	横切紙・1	691-03
寺送り一札之事 上野組大久保村金松寺(判)→御預所下 今井村御役人中 氷室村平太郎娘いく	天保15年2月	横切紙・1	686-006
宗門送り一札之事 松本御領分下平瀬村与頭佐五右衛門 (判)、庄屋松尾六郎兵衛(判)・同浜与五兵衛(判)→ 松本御預り所下今井村名主茂右衛門殿、百姓代五郎左衛 門殿、与頭新右衛門殿 下平瀬村清十弟兼八	天保15年2月	横切紙・1	686-011
寺送り一札之事 松本御領下平瀬村松蔭寺(判)→松本御 預り所下金井村御役人中 下平瀬村清十弟兼八	天保15年2月	横切紙・1	686-012
宗門送り一札之事 御預所下今井村名主茂右衛門(判)、 組頭新右衛門(判)→御預所和田殿村名主伊兵衛殿、組 頭佐野右衛門殿 真言宗宝輪寺(判)より寺送り文付、 下今井村九左衛門妹との	弘化2年1月	横切紙・1	686-013
宗門送り一札之事 内藤駿河守領分上横川村名主善四郎 (判)→松本御預り所下今井村名主茂右衛門殿、与頭新右 衛門殿 臨濟宗瑞光寺(判)より寺送り文付、上横川村 六郎右衛門妹はな	弘化2年1月	横切紙・1	686-014
宗門送り一札之事 筑摩郡下今井村与頭重郎右衛門 (判)・同新右衛門(判)、百姓代五郎左衛門(判)→神 戸村名主定三郎殿 真言宗宝輪寺(判)より寺送り文付、 下今井村助四郎娘ふみ	弘化2年1月	横切紙・1	686-015
宗門送一札之事 上今井村名主文左衛門→下今井村名主茂 右衛門殿、組頭重郎右衛門殿 上今井村寅吉娘はま(20 才)	弘化2年1月	縦切紙・1	688-02
不縁宗門送り一札之事 松本御領分下神林村与頭奎左衛 門(判)、庄屋六之丞(判)→松本御預所下今井村茂右衛 門殿、重左衛門殿 禪宗長久寺(判)より送り文付、下 今井村松太郎娘とめ	弘化2年1月	横切紙・1	691-04
不縁送り一札之事 諏訪領北内田村年寄権左衛門(判)、 名主惣左衛門(判)→下今井村名主茂右衛門殿、与頭新 右衛門殿 諏訪領北内田村峯吉妹きく	弘化2年2月	横切紙・1	691-05
宗門送り一札之事 御預所衣外村名主幸藏(判)→松本 御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重郎右衛門殿 禪 宗万年寺(判)より寺送り文付、衣外村仙右衛門甥源弥	弘化3年1月	横切紙・1	686-016
宗門贈一札之事 尾州御領費川宿名主今村右衛門次(判) →松本御預所下今井村名主茂右衛門殿 真言宗観音寺 (判)より寺送り文付、費川宿助吉弟広藏	弘化3年1月	横切紙・1	686-017
宗門送り一札之事 松本御領堅石町村組頭助右衛門 (判)・庄屋三村重左衛門(判)→御預所下今井村名主茂	弘化3年1月	横切紙・1	686-018

右衛門殿、組頭重郎右衛門殿 郷福寺 (判) より寺送り 文付、堅石村勘之助娘こま			
宗門送り一札之事 松本領上野組水室村組頭吉太郎 (判)、 同席蔵 (判)、庄屋治兵衛 (判) →御預所下今井村名主茂 右衛門殿、組頭新右衛門殿 水室村九郎右衛門姉つな	弘化3年1月	横切紙・1	686-019
寺送り宗門一札之事 成相組真々部村浄土真宗門通寺 (判) →御預り所下今井村御役人中 水室村九郎右衛門姉 つな	弘化3年1月	横切紙・1	686-020
宗門送り一札之事 御預所上神林村名主佐左衛門 (判)、 組頭常右衛門 (判) →御預所下今井村名主茂右衛門殿、 組頭新右衛門殿 禅宗長照寺 (判) より寺送り文付、上 神林村勝右衛門娘	弘化3年1月	横切継紙・1	686-021
宗門送り一札之事 御預所小保村組頭次郎右衛門 (判)、 名主五助 (判) →御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭 新右衛門殿 禅宗松岳寺 (判) より寺送り文付、小保村 定次郎娘みき	弘化3年1月	横切紙・1	686-022
宗門送一札之事 池田組池田町組頭善左衛門 (判) ・同甚 三郎 (判)、庄屋伴之丞 (判) ・同七左衛門 (判) →御預 所下今井村名主茂右衛門殿、与頭新右衛門殿 池田町村 忠斎弟忠保	弘化3年1月	横切紙・1	686-023
寺送り一札 池田組北山村成就院 (判) →御預所今井村法 輪寺丈宝 池田町村忠斎弟忠保	弘化3年1月	横切紙・1	686-024
宗門送一札之事 上今井村名主文左衛門→下今井村名主茂 右衛門殿 上今井村兵左衛門娘るひ (23才) 端裏書 「上今井村次郎左衛門娘送り」	弘化3年1月	竖切紙・1	688-03
寺送り一札之事 御預所和田町村浄土宗無極寺→下今井村 御役人中 下今井村房次郎弟繁十	弘化3年1月	横切紙・1	689-01
宗門送り一札之事 諏訪領南内田村名主民次 (判)、年寄 勘右衛門 (判) →御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭 新右衛門殿 真言宗法船寺 (判) より寺送り文付、南内 田村定之丞俵源吉	弘化3年2月	横切紙・1	686-025
宗門送り返シ一札之事 高遠御領分洗馬村名主三右衛門 (判)、組頭藤左衛門 (判) →松本御預所下今井村名主茂 右衛門殿、組頭新右衛門殿 本洗馬村新九郎弟鉄三郎養 子縁組不縁	弘化3年3月	竖切紙・1	688-04
請取一札之事 諏訪御領分南熊井村年寄長吉 (判)、名主 茂平 (判) →松本御預所下今井村組頭式右衛門殿、名主 茂右衛門殿 下今井村奥蔵妻はつ	弘化3年10月	横切紙・1	690-01
宗門送り一札之事 (高遠領) 小曾部村名主浅右衛門 (判) →松本御預り所下今井村御名主茂右衛門殿、与頭十 郎右衛門殿 禅宗興龍寺 (判) より寺送り文付、小曾部 村林弥娘はな	弘化4年1月	横切紙・1	686-026
宗門送り一札之事 高遠領古見村名主六郎右衛門 (判)、 与頭惣左衛門 (判) →松本御預所下今井村名主茂右衛門 殿、組頭新右衛門殿 真言宗古川寺 (判) より寺送り文 付、古見村九左衛門弟吉三郎	弘化4年1月	横切紙・1	686-027
宗門送り一札之事 諏訪領埴原村年寄九郎右衛門 (判)、 名主伝五郎 (判) →松本御預り所下今井村名主茂右衛門 殿、与頭新右衛門殿 真言宗円城寺 (判) より寺送り文 付、埴原村浅左衛門倅八郎右衛門	弘化4年1月	横切紙・1	686-028
宗門送り一札之事 松本領嶋々村庄屋弥三吉 (判) ・同 権左衛門 (判)、組頭作左衛門 (判) →松本御預所下今井 村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 曹洞宗金松寺 (判) より寺送り文付、嶋々村文右衛門娘いそ	弘化4年1月	横切紙・1	686-029

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

宗門送り一札之事 松本領分下波田村与頭治右衛門(判)、庄屋熊太郎(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 禪宗盛泉寺(判)より寺送り文付、下波田村権之丞借家半右衛門妹おそ	弘化4年1月	横切紙・1	686-031
宗門送り一札之事 御預領上西条村名主陣左衛門(判)、組頭源蔵(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 真言宗常光寺(判)より寺送り一札付、上西条村与三郎世倅縫次郎	弘化4年1月	横切紙・1	686-032
宗門送り一札之事 御預所小侯村組頭次郎右衛門(判)、名主五助(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿、百姓代五郎左衛門殿 禪宗長照寺(判)より寺送り文付、小侯村弥治兵衛妹にわ	弘化4年2月	横切紙・1	686-030
宗門送り一札之事 御預所神戸村与頭友右衛門(判)、百姓代藤三郎(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 禪宗長照寺(判)より寺送り文付、神戸村孫左衛門娘かね	弘化4年2月	横切紙・1	686-033
宗門送り一札之事 御預所小侯村与頭次郎右衛門(判)、名主五郎(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重郎右衛門殿 禪宗長照寺(判)より寺送り文付、小侯村佐左衛門娘たま	弘化4年2月	横切紙・1	686-034
宗門送り一札之事 (松本領) 下波田村組頭治右衛門(判)、庄屋熊太郎(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 浄土宗専称寺(判)より寺送り一札付、下波田村弥右衛門男子牧弥	弘化5年1月	横切紙・1	686-035
宗門送り一札之事 (高遠領) 岩垂村名主茂右衛門(判)、組頭折右衛門(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村弥兵衛娘みな	弘化5年1月	横切紙・1	686-036
宗門送り一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎(判)、組頭義右衛門(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村繁右衛門倅繁太郎	弘化5年1月	横切紙・1	686-038
宗門送り一札之事 松本御領分東新村与頭清作(判)、庄屋田中武兵衛(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 浄土宗専称寺(判)より寺送り一札付、東新村利右衛門娘いし	弘化5年1月	横切紙・1	686-039
宗門送り一札之事 御預所衣外村名主幸蔵(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 浄土宗無極寺(判)より寺送り一札付、衣外村勘五郎娘しつ	弘化5年2月	横切紙・1	686-037
宗門送一札之事 松本領池田町村庄屋伴之丞(判)・同七左衛門(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 池田町村弥吉娘ゆう	弘化5年2月	横切紙・1	686-040
寺送り一札之事 池田組池田町村浄念寺(判)→松本御預所下今井村御役人中 池田町村弥吉娘ゆう	弘化5年2月	横切紙・1	686-041
宗門送り一札之事 成相組高松村与頭嘉左衛門(判)・同佐左衛門(判)、庄屋綱五郎(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭新右衛門殿 曹洞宗真光寺(判)より寺請一札付、高松村亀次郎妹りき	嘉永2年1月	横切紙・1	686-042
宗門送り一札之事 松本領嶋立組荒井村庄屋幸右衛門(判)、組頭与次郎(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重右衛門殿 曹洞宗正麟寺(判)より寺送り一札付、荒井村弥惣次妹やすそ	嘉永2年1月	横切紙・1	686-043
宗門寺送り一札之事 上今井村真言宗宝輪寺(判)→下今井村御役人中 下今井村富弥弟清次郎	嘉永2年1月	横切紙・1	689-02

宗門送り一札之事 御預所下今井村名主茂右衛門(判)、組頭重左衛門(判)→御預所中村名主嘉左衛門殿、組頭治兵衛殿 禪宗長興寺(判)より寺送り一札付、下今井村儀兵衛倅伊太郎(端裏書)「宗門送り一札、下今井村、濱右衛門養子義兵衛倅伊太郎不縁戻」	嘉永2年2月	横切紙・1	686-044
宗門送り一札之事 松本領出川町村庄屋中藤茂久右衛門(判)・同中田藤右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 法華宗本立寺(判)より寺送り一札付、出川町村仲右衛門娘かね	嘉永2年12月	横切紙・1	686-045-1
寺送り一札之事 松本仲町本立寺(判)→御預り所上今井村宝輪寺 出川町村仲右衛門	嘉永2年12月	横切紙・1	686-045-2
宗門請合之事 松本仲町本立寺(判)→下今井村御役人中出川町村仲右衛門	嘉永2年12月	横切紙・1	686-045-3
宗門送り一札之事 御預所堀之内村名主金左衛門(判)、組頭為右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 禪宗西福寺(判)より寺送り一札付、堀之内村政次郎弟重太郎	嘉永3年1月	横切紙・1	686-046
宗門送り一札之事 (御預所) 和田村名主八郎右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭新右衛門殿 浄土宗無極寺(判)より寺送り一札付、和田町村政十郎弟文重	嘉永3年1月	横切紙・1	686-047
宗門送り一札之事 御預所上神林村名主佐左衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重郎右衛門殿 浄土宗専称寺(判)より寺送り一札付、上神林村民弥娘はつ	嘉永3年1月	横切紙・1	686-048
宗門送り一札之事 御預所竹田村名主五郎左衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 浄土宗見性寺(判)より寺送り一札付、竹田村牛五郎娘しも	嘉永3年1月	横切紙・1	686-049
宗門送り一札之事 御預所小坂村名主牧右衛門(判)、組頭惣八(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 曹洞宗宝積寺(判)より寺送り一札付、小坂村諫右衛門孫もせ	嘉永3年1月	横切紙・1	686-050
宗門送り一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村弥曾八弟源右衛門	嘉永3年2月	横切紙・1	686-051
宗門送り一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村元三郎妹ちよ	嘉永3年2月	横切紙・1	686-052
宗門送り一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村亀次郎姉との	嘉永3年2月	横切紙・1	686-053
宗門送り一札之事 高遠領本洗馬村名主太左衛門(判)、組頭茂右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 禪宗長興寺(判)より寺送り一札付、本洗馬村幸助倅寿摩太郎	嘉永4年1月	横切紙・1	686-054
宗門送り一札之事 松本領堀米村庄屋松田勘之丞(判)・同八十次郎(判)、与頭嘉右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭新右衛門殿 浄土宗浄林寺(判)より寺送り一札付、堀米村空弥姉ます	嘉永4年1月	横切紙・1	686-055
宗門送り一札之事 御預所上神林村名主佐左衛門(判)、与頭恒右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 禪宗長久寺(判)より寺送り一札付、上神林村久米次姉りん	嘉永4年1月	横切紙・1	686-056

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

宗門送一札之事 御預所南和田村名主喜左衛門(判)、与頭重四郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 浄土真宗安養寺(判)より寺送り一札付、南和田村与惣右衛門妹いつ	嘉永4年1月	横切紙・1	686-057
宗門送り一札之事 高遠領西洗馬村名主久左衛門(判)、組頭新十郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 真言宗光輪寺(判)より寺送り一札付、西洗馬村政吉娘こと	嘉永4年1月	横切紙・1	686-058
宗門送り一札之事 諏訪領南熊井村年寄忠右衛門(判)、名主坂野万三(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重郎右衛門殿 真言宗松林寺(判)より寺送り一札付、南熊井村斧吉妹はつ	嘉永4年1月	横切紙・1	686-059
宗門送り一札之事 高遠領小曾部村名主浅右衛門(判)→御預所下今井村御名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 禪宗興龍寺(判)より寺送り一札付、小曾部村湊左衛門娘	嘉永4年1月	横切紙・1	686-060
宗門送り一札之事 高遠領西洗馬村名主久左衛門(判)、組頭新十郎(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 禪宗長興寺(判)より寺送り一札付、西洗馬村清四郎姪せい	嘉永4年1月	横切紙・1	686-061
宗門送り一札之事 松本領青嶋村与頭利左衛門(判)、庄屋小原政次(判)・同綱五郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 浄土宗淨林寺(判)より寺送り一札付、青嶋村幸七妹はと	嘉永4年1月	横切紙・1	686-062-1
宗門請合一札之事 松本伊勢町淨林寺(判)→松本御預所下今井村御役人中 青嶋村幸七妹はと	嘉永4年1月	横切紙・1	686-062-2
(不縁宗門送り請取) 御預所小俣村名主玄九郎(判)、組頭源次郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重郎右衛門殿 小俣村佐左衛門娘たま	嘉永4年1月	小切紙・1	690-03
不縁宗門送一札 松本御預所竹田村名主市左衛門(判)、組頭儀十郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 竹田村右助女房ミち(31才) 包紙あり、包紙表「不縁宗門送一札、請竹田村、佐代吉姉不縁戻り」	嘉永4年1月	横切紙・1	691-01
宗門送り一札之事 御預所岩垂村名主茂右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村又兵衛姉とみ	嘉永5年1月	横切紙・1	686-063
宗門送り一札之事 高遠領小曾部村名主浅右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 禪宗興龍寺(判)より寺送り一札付、小曾部村小左衛門弟徳太郎	嘉永5年1月	横切紙・1	686-064
宗門送り一札之事 御預所大池村名主平作(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 曹洞宗宗福寺(判)より寺送り一札付、大池村梅吉倅初蔵	嘉永5年1月	横切紙・1	686-065
宗門送り一札之事 諏訪領御小池村名主七郎右衛門(判)、年寄要右衛門(判)・同善次郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 曹洞宗泉龍寺(判)より寺送り一札付、小池村市郎兵衛姉きん	嘉永5年1月	横切紙・1	686-066
宗門送一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村八十八兄弥市	嘉永5年2月	横切紙・1	686-067
宗門送り一札之事 御預所岩垂村名主政三郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村仲三郎弟定七	嘉永5年2月	横切紙・1	686-068

宗門送り一札之事 松本御領野溝村組頭半之丞(判)、庄屋九内蔵(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭新右衛門殿 禪宗松岳寺(判)より寺送り文付、野溝村徳三郎弟岡七妻かや	嘉永5年2月	横切紙・1	686-069
宗門送り一札之事 諏訪領南熊井村年寄伴右衛門(判)、名主奥次郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭新右衛門殿 真言宗松林寺(判)より寺送り一札付、南熊井村八百吉弟喜代蔵	嘉永6年1月	横切紙・1	686-070
宗門送り一札之事 高遠領西洗馬村名主弥治右衛門(判)、与頭孫右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 禪宗長興寺(判)より寺請送一札付、西洗馬村孫右衛門倅源作	嘉永6年1月	横切紙・1	686-071
宗門送一札之事 高遠領古見村名主六郎右衛門(判)、組頭惣左衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 真言宗古川寺(判)より寺送り一札付、古見村吉兵衛女房さの男子兼吉	嘉永6年1月	横切紙・1	686-072
宗門送り一札之事 御預所床尾村名主吉左衛門(判)、組頭市郎左衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 禪宗長興寺(判)より寺請送一札付、床尾村音弥姉みね	嘉永6年1月	横切紙・1	686-073
宗門送り一札之事 高遠領分小野沢村名主小一郎(判)、組頭清兵衛(判)→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 浄土宗東漸寺(判)より寺送り一札付、小野沢村熊三郎姉やほ	嘉永6年1月	横切紙・1	686-074
宗門送一札之事 松本領青嶋村組頭紋三郎(判)、庄屋政治(判)・同綱五郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 浄土宗浄林寺(判)より寺送り一札付、青嶋村津右衛門孫ふじ	嘉永6年1月	横切紙・1	686-075
宗門請合一札之事 松本御城下伊勢町浄林寺(判)→松本御預所下今井村御役人中 青嶋村津右衛門孫ふじ	嘉永6年1月	横切紙・1	686-076
不縁宗門送り受取一札 小曾部村御名主御印→下今井村名主茂右衛門殿、組頭重郎右衛門殿 小曾部村林弥娘はな 包紙あり、包紙表「不縁受取下書、下今井村一通」	嘉永7年1月	横切紙・1	691-18
宗門送り戻シ一札之事 小坂村名主幸蔵(判)、組頭与三郎(判)→下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 小坂村市太郎妹はな	嘉永7年9月	横切紙・1	691-06
宗門送り戻シ一札之事 小坂村名主幸蔵(判)、与頭与三郎(判)→下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 小坂村又四郎娘りつ 包紙あり、包紙表「宗門送り戻シ一札、小坂村」	嘉永7年9月	横切紙・1	691-08
宗門請取一札之事 御預所床尾村名主市郎左衛門(判)、組頭斧右衛門(判)→御預所下今井村御役人中 床尾村音弥姉みね 包紙あり、包紙表「不縁請取一札、床尾村」	嘉永7年10月	横切紙・1	691-07
宗門送り一札之事 高遠領西洗馬村名主弥治右衛門(判)、組頭弥与蔵(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭伝七殿 真言宗光輪寺(判)より寺送り一札付、西洗馬村秋太郎娘ゆみ	安政2年1月	横切紙・1	686-077
宗門送り一札之事 松本領高出組高宮村組頭村治(判)、庄屋細野林右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 曹洞宗長松院(判)より寺送り一札付、高宮村広右衛門妹とせ	安政2年1月	横切紙・1	686-078
宗門送り一札之事 御預所二子村名主又右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 浄土宗慶林寺(判)より寺送り一札付、二子村松弥娘いの	安政2年1月	横切紙・1	686-079

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

宗門送一札之事 松本御領小柴村与頭小兵衛(判)、庄屋庄右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 曹洞宗東龍寺(判)より寺送り一札付、小柴村与頭小兵衛娘あき	安政2年1月	横切紙・1	686-080
宗門送り返候 北小野村名主佐左衛門(判)→下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 小野村勝弥妹ミヤ	安政2年1月	小切紙・1	691-09
宗門送一札之事 諏訪御分知竹淵村年寄御子柴喜太右衛門(判)、名主竹淵喜左衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 曹洞宗生連寺(判)より寺送り一札付、竹淵村与五兵衛倅今朝十	安政2年2月	横切紙・1	686-081
宗門送一札之事 御預所岩垂村名主政三郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村彦吉女房さく・倅松太郎・倅竹次郎	安政2年2月	横切紙・1	686-082
宗門送一札之事 松本御預所上西条村名主伝左衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 真言宗常光寺(判)より寺送り一札付、上西条村勇次郎弟代五郎	安政3年1月	横切紙・1	686-083
宗門送一札之事 松本領下波田村庄屋六之丞(判)、組頭治右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 曹洞宗盛泉寺(判)より寺送り一札付、下波田村末次郎姪りと	安政3年1月	横切紙・1	686-084
宗門送一札之事 松本御領下長尾村与頭平七(判)、庄屋松岡治郎右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 浄土宗浄心寺(判)より寺請一札張継、下長尾村与惣右衛門娘さつ	安政3年1月	横切継紙・1	686-085
宗門送一札之事 御預所筑摩郡七嵐村名主清兵衛(判)、組頭源右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 禅宗保福寺(判)より寺送り一札張継、七嵐村民左衛門倅庄五郎	安政3年1月	横切継紙・1	686-086
宗門送一札之事 諏訪領北熊井村名主市右衛門(判)、年寄広右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 真言宗常光寺(判)より寺送り一札付、北熊井村善右衛門娘きせ	安政3年1月	横切紙・1	686-087
宗門送一札之事 嶋立組荒井村組頭与次郎(判)、庄屋幸左衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 曹洞宗正麟寺(判)より寺送り一札継、荒井村裕蔵娘りん	安政3年1月	横切継紙・1	686-088
宗門送一札之事 諏訪御分知白川村名主百瀬善兵衛(判)、年寄市郎右衛門(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、同与頭重左衛門殿 臨濟宗瓊林院(判)より寺送り一札付、白川村瀧次郎娘きミ	安政3年1月	横切紙・1	686-089
宗門送一札之事 松本御領所南和田村名主喜左衛門(判)、与頭幸四郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭伝七殿 浄土宗真光寺(判)より寺送り一札付、南和田村倉太郎弟兼吉	安政4年1月	横切紙・1	686-090
宗門送一札之事 松本領成相組小宮村組頭八百右衛門(判)、庄屋村治(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重左衛門殿 浄土宗高松寺(判)より寺送り一札継、小宮村岑之助娘いち	安政4年1月	横切継紙・1	686-091
宗門送一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎(判)→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重郎右衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村郡左衛門第一郎右衛門	安政4年1月	横切紙・1	686-092
宗門送一札之事 松本和泉町名主土橋佐助(判)→松	安政4年1月	横切紙・1	688-05

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重郎右衛門殿 松本和泉町豊吉妹いく (27才)			
宗門送り一札之事 松本御城下下横田町名主市川八十右衛門 (判) → 松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、御百姓代式左衛門殿 浄土真宗正行寺 (判) より寺送り一札付、下横田町玄正寺住持天端姉ちの	安政4年2月	横切紙・1	686-093
宗門送一札之事 高遠領本洗馬村名主太郎左衛門 (判)、組頭孫十 (判) → 御預所下今井村御名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 浄土宗東漸寺 (判) より寺送り一札付、本洗馬村又兵衛娘きみ	安政5年1月	横切紙・1	686-094
宗門送り一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎 (判) → 松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 真言宗真正寺 (判) より寺送り一札付、岩垂村留次郎仲弟伊三郎	安政5年1月	横切紙・1	686-095
宗門送り一札之事 御預所上神林村名主上条佐五郎 (判)、与頭吉次郎 (判) → 松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭式左衛門殿 浄土宗専福寺 (判) より寺送り一札付、上神林村松三郎娘じゃう	安政5年1月	横切紙・1	686-096
宗門送り一札之事 御預所竹田村名主市左衛門 (判)、与頭儀十郎 (判) → 御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭式左衛門殿 浄土宗見性寺 (判) より寺送り一札付、竹田村左兵衛弟留次郎	安政5年1月	横切紙・1	686-097
宗門送り一札之事 松本御預所二子村名主又右衛門 (判) → 松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、百姓代重左衛門殿 浄土宗慶林寺 (判) より寺送り一札付、二子村重左衛門養女たみ	安政5年1月	横切紙・1	686-098
宗門送り一札之事 高出組高宮村組頭村治 (判)、庄屋細野林右衛門 (判) → 御預所下今井村名主茂右衛門殿、百姓代重左衛門殿 浄土真宗極楽寺 (判) より寺送り一札付、高宮村四五右衛門倅末治	安政5年1月	横切紙・1	686-099
宗門送一札之事 松本御預所南和田村名主喜左衛門 (判) → 御預所下今井村名主茂右衛門殿、百姓代重左衛門殿 浄土宗萬年寺真光寺 (判) より寺送り一札付、南和田村嘉右衛門娘しめ	安政5年1月	横切紙・1	686-100
宗門送り一札之事 御預所小坂村名主幸蔵 (判) → 同御領預下今井村名主茂右衛門殿、組頭伝七殿 禅宗宝積寺 (判) より寺送り一札付、小坂村喜右衛門娘ちよ	安政5年1月	横切紙・1	686-101
宗門送り之事 上今井村名主品之丞 (判) → 下今井村御名主茂右衛門殿 上今井村久左衛門娘きし (23才)	安政5年1月	横切紙・1	688-06
宗門送り之事 上今井村名主品之丞 (判) → 下今井村御名主茂右衛門殿 上今井村文左衛門弟藤太 (18才)	安政5年1月	横切紙・1	688-07
宗門送り一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎 (判) → 松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、百姓代重左衛門殿 真言宗真正寺 (判) より寺送り一札付、岩垂村弥兵衛姉そで	安政5年2月	横切紙・1	686-102
宗門送り一札之事 松本御領野溝村組頭半之丞 (判)、庄屋丸内蔵 (判) → 御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭伝七殿 曹洞宗松岳寺 (判) より寺送り一札付、野溝村八郎治組合佐一郎	安政6年1月	横切紙・1	686-103
宗門送り一札之事 松本御領下波田村与頭治右衛門、庄屋六之丞 (判) → 御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭倉次郎殿 真言宗若沢寺 (判) より寺送り一札付、下波田村富吉娘わさ	安政6年1月	横切紙・1	686-105
宗門送り一札之事 御預所上神林村名主上条佐五郎 (判)、	安政6年1月	横切紙・1	686-106

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

与頭吉次郎(判)→御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭伝七殿 禪宗長久寺(判)より寺送り一札付、上神林村喜代蔵娘いと			
宗門送り一札之事 同御領吉田村組頭倍蔵(判)、庄屋清七(判)→御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭倉次郎殿 真言宗牛伏寺(判)より寺送り一札付、吉田村覚左衛門娘きん	安政6年1月	横切紙・1	686-107
宗門送り一札之事 高遠領古見村名主六郎右衛門(判)、与頭惣左衛門(判)→御預所下今井村御名主彦三郎殿、御与頭重郎右衛門殿 真言宗古川寺(判)より寺送り一札付、古見村喜源次娘さい	安政6年1月	横切紙・1	686-108
宗門送り一札之事 信州筑摩郡木曾荻曾村庄屋奥原助之丞(判)→松本御預所下今井村御名主彦三郎殿、御組頭倉次郎殿 木曾荻曾村平左衛門倅辰之助	安政6年1月	横切継紙・1	686-109-1
宗門寺送一札之事 筑摩郡木曾荻曾村極楽寺(判)→松本御領上今井村宝輪寺 平左衛門倅辰之助	安政6年1月	横切紙・1	686-109-3
宗門送り一札之事 高遠領岩垂村名主政三郎→松本御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭倉次郎殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村源右衛門弟庄三郎	安政6年2月	横切紙・1	686-104
宗門地請状一札之事 松本御領所郡何村名主誰印、組頭誰印→尾張様御領方信州筑摩郡木曾荻曾村庄屋奥原助之丞殿 雛型	(安政6年)	横切紙・1	686-109-2
宗門送り一札之事 松本御領上波田村庄屋百瀬善五郎(判)・同織右衛門(判)、与頭良左衛門(判)・同九郎兵衛(判)→松本御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭倉次郎殿 禪宗盛泉寺(判)より寺請一札付、上波田村勘次郎姪こと	安政7年1月	横切紙・1	686-110
宗門送り一札之事 松本領郷原町村庄屋徳右衛門(判)、与頭忠右衛門(判)→松本御預所下今井村庄屋彦三郎殿、与頭倉次郎殿 真言宗郷福寺(判)より寺送り一札付、郷原村所左衛門妹すえ	安政7年1月	横切紙・1	686-111
宗門送り一札之事 諏訪領北熊井村名主小松伝八(判)、年寄彦右衛門(判)→松本御預り所下今井村名主彦三郎殿、組頭重郎右衛門殿 真言宗常光寺(判)より寺送り一札付、北熊井村仲右衛門妹きと「人別請取一札之事」寄文付	安政7年1月	横切継紙・1	686-112
宗門送り一札之事 御預所衣外村名主虎右衛門(判)、与頭伝五右衛門(判)→御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭伝七殿 浄土真宗無極寺(判)より寺送り一札付、衣外村虎右衛門第九一	安政7年1月	横切紙・1	686-113
宗門送り一札之事 松本御領成相組小宮村与頭八百右衛門(判)、庄屋村治(判)→松本御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭倉次郎殿 曹洞宗真光寺(判)より寺送り一札付、与頭八百右衛門はな	安政7年1月	横切継紙・1	686-114
宗門送り一札之事 高遠領針尾村名主平治(判)・同断万三右衛門、組頭十兵衛(判)→松本御預所下今井村御名主彦三郎殿、組頭兼百姓代重左衛門殿 真言宗古川寺(判)より寺送り一札付、針尾村新右衛門娘りき	安政7年1月	横切継紙・1	686-115
宗門送り一札之事 御預所洗馬宿名主志村勘之丞(判)→御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭兼百姓代重左衛門殿 禪宗長興寺(判)より寺送り一札付、洗馬宿仁左衛門養女この	安政7年1月	横切紙・1	686-116
宗門送一札之事 御預所下今井村名主彦三郎(判)、与頭重郎右衛門(判)→松本御預所長畝村名主惣右衛門殿 浄土宗無極寺(判)より寺送り一札付、下今井村幸蔵娘	文久2年1月	横切紙・1	686-117

ふみ			
宗門送り一札之事 高遠領針尾村名主平治(判)、組頭十兵衛(判)→御預所下今井村名主彦三郎殿、組頭伝七殿 禪宗長興寺(判)より寺送り一札付、針尾村勢左衛門娘はま	文久2年1月	横切紙・1	686-118
宗門送り一札之事 御領分嶋立組下波田村庄屋上条四郎五郎(判)、与頭治左衛門(判)→御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭重郎右衛門殿 禪宗盛泉寺(判)より寺送り一札付、下波田村梅吉弟四郎	文久2年1月	横切紙・1	686-119
人別送り一札之事 松本領嶋立組下新村与頭冲次郎(判)、庄屋忠兵衛(判)・同庄右衛門→御預所下今井村名主彦三郎殿、与頭重郎右衛門殿 浄土宗専称寺(判)より寺送り一札付、下新村民次郎従弟とわ	文久2年1月	横切紙・1	686-120
宗門送り一札之事 上今井村百姓代文左衛門(判)→下今井村御役人中 上今井村音蔵倅喜重郎(23才)	文久2年2月	横切紙・1	688-08
宗門送り一札之事 御預所下今井村名主重左衛門(判)、与頭伝七(判)→高遠領小曾部村名主平右衛門殿 浄土宗正覚院(判)より寺送り一札付、下今井村吉三郎倅平治郎	文久3年1月	横切紙・1	686-121
宗門送一札之事 松本御預所和田町村名主八郎右衛門(判)、組頭政吉(判)→同御支配所下今井村名主重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 浄土宗無極寺(判)より寺送り一札付、和田町村伝兵衛借地金蔵従妹きつ	文久3年1月	横切紙・1	686-122
宗門送り一札之事 松本御領荒井村庄屋腰与市右衛門(判)、与頭与次郎(判)→同御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 曹洞宗正麟寺(判)より寺送り一札付、荒井村政之助娘いそ	文久3年1月	横切紙・1	686-123
宗門送り一札之事 御預所竹田村名主五郎左衛門(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭伝七殿 浄土宗見性寺(判)より寺送り一札付、竹田村又左衛門娘ちか	文久3年1月	横切紙・1	686-124
宗門送り一札之事 高遠領針尾村名主平治(判)、代判留左衛門(判)、組頭市五郎(判)→御預所今井村御名主重左衛門殿、組頭伝七殿 真言宗古川寺(判)より寺送り一札付、針尾村弥源次倅常次	文久3年1月	横切紙・1	686-125
宗門送一札之事(案文) 松本御預所下今井村名主重左衛門(判)、与頭重郎右衛門(判)※ただし、両判形部墨引。→松本御領宮瀨村御役人中 禪宗瑞松寺(判)より寺送り一札付、下今井村新助家内入重助・同人母とみ	文久3年1月	横切紙・1	686-126
宗門送り一札之事 松本領真々部村与頭力之助(判)・同仁左衛門(判)、庄屋平左衛門(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭伝七殿 曹洞宗金松寺(判)より寺送り一札付、真々部村定兵衛後家むら弟弥助	文久3年1月	横切紙・1	686-127
宗門送り一札之事 御預所下今井村名主重左衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)→高遠領岩垂村名主平八殿 浄土宗正覚院(判)より寺送り一札付、下今井村利喜太郎姉りつ	文久3年1月	横切紙・1	686-128
宗門送り一札之事 松本御領野溝村松岳寺(判)→御預所下今井村重左衛門殿 松岳寺旦那	文久3年1月	横切紙・1	689-04
宗門送り之覚 上今井村名主登兵衛→下今井村名主重左衛門殿 上今井村重郎次娘なよ(16才)	文久3年2月	横切紙・1	688-09
宗門送り一札之事 松本御預所洗馬宿名主志村勘之丞(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 曹洞宗長興寺(判)より寺送り一札付、洗馬宿八十郎家内入やつ	文久4年1月	横切紙・1	686-129

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

宗門送り一札之事 松本御預所床尾村名主吉左衛門(判)、与頭斧右衛門(判)→預所下今井村名主重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 曹洞宗長興寺(判)より寺送り一札付、床尾村房右衛門妹さね	文久4年1月	横切紙・1	686-130
宗門送り一札之事 松平丹波守御預所今村名主甚兵衛(判)、与頭宇源太(判)→同御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 真言宗牛伏寺(判)より寺送り一札付、今村八代吉娘かね	文久4年1月	横切紙・1	686-131
宗門送り一札之事 御預所上神林村名主上条佐五郎(判)、与頭直十郎(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭治左衛門殿 浄土宗専称寺(判)より寺送り一札付、上神林村積次郎娘よし	文久4年1月	横切紙・1	686-132
宗門送一札之事 諏訪領北熊井村名主逸藏(判)、年寄六之丞(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭治左衛門殿 真言宗常光寺(判)より寺送り一札付、北熊井村作右衛門妹はい	文久4年1月	横切紙・1	686-133
宗門送り一札之事 御預所二子村名主又右衛門(判)、年寄市郎右衛門(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭治左衛門殿 禅宗長照寺(判)より寺送り一札付、二子村重太郎娘つや	文久4年1月	横切紙・1	686-134
宗門送り一札之事 御預所平出村名主滋右衛門(判)、組頭甚兵衛(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭治左衛門殿 禅宗西福寺(判)より寺送り一札付、平出村友次郎娘しげ	文久4年1月	横切紙・1	686-135
宗門送り一札之事 松本領村井町村与頭林左衛門(判)、庄屋中村定兵衛(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭治左衛門殿 曹洞宗泉龍寺(判)より寺送り一札付、村井町村伝之助妹わき	文久4年1月	横切紙・1	686-136
宗門請合一札之事 松本伊勢町浄林寺(判)→御預所下今井村御役人中 松本本町清左衛門娘とみ	文久4年1月	堅切紙・1	689-05
不縁宗門送戻し一札之事 御預所大門村百姓代庄右衛門(判)→下今井村下名主重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 大門村喜右衛門妻てい 包紙あり、包紙表「不縁宗門戻し一札、大門村」	文久4年1月	横切紙・1	691-10
宗門送り一札之事 高遠領本洗馬村名主伊兵衛(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 曹洞宗長興寺(判)より寺送り一札付、本洗馬村平七娘ちつ	元治2年1月	横切紙・1	686-137
宗門送り一札之事 御預所竹田村名主兵右衛門(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、百姓代久右衛門殿 浄土宗見性寺(判)より寺送り一札付、竹田村孫左右衛門娘かわ	元治2年1月	横切紙・1	686-138
宗門送り一札之事 松本御預所洗馬宿名主志村勘之丞(判)→松本御預所下今井村御名主重左衛門殿、御百姓代久右衛門殿 曹洞宗新福寺(判)より寺送り一札付、洗馬宿佐右衛門妹ミち	元治2年1月	横切紙・1	686-139
宗門送り一札之事 松本御預所小坂村名主幾藏(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 浄土宗見性寺(判)より寺送り一札付、小坂村九右衛門倅孫右衛門	元治2年1月	横切紙・1	686-140
離縁寺送一札 松本本所浄土真宗極楽寺(判)→下今井村御役人中 北内田村種弥後家ひさ 包紙あり、以下小枝番文書を包む 包紙表「寺送、極楽寺」	元治2年1月	堅切紙・1	691-11-01
離縁寺送一札 松本本所浄土真宗極楽寺(判)→下今井村	元治2年1月	堅切紙・1	691-11-02

正覚院 北内田村種弥後家ひさ			
不縁宗門送り一札之事 高嶋御領北内田村年寄岡右衛門(判)、名主酒井権之丞(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、百姓代久右衛門殿 浄土真宗極楽寺(判)より寺送り一札付、北内田村利助娘ひさ 包紙あり、包紙表「不縁宗門送り一札、北内田村」	元治2年1月	横切紙・1	691-12
宗門送り一札之事 松本御領鎌田村庄屋池田勝十郎(判)、与頭善太郎(判)→御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭治左衛門殿 真言宗正福寺(判)より寺送り一札付、鎌田村吉兵衛娘たひ	慶応2年1月	横切紙・1	686-141
宗門送一札之事 松本御預所下今井村名主重左衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)→松本御領青嶋村庄屋綱五郎殿・同覚之助殿、組頭紋三郎殿 真言宗宝輪寺(判)より寺送り一札付、下今井村富次郎娘しん	慶応2年1月	横切紙・1	686-142
宗門送一札之事 松本御領並柳村与頭勘五郎(判)、庄屋庄右衛門(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭治左衛門殿 浄土真宗極楽寺(判)より寺送り一札付、並柳村喜十娘くみ	慶応2年1月	横切紙・1	686-143
宗門送一札之事 御預所殿村名主八郎右衛門(判)、組頭佐乃右衛門(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭治左衛門殿 禅宗萬年寺(判)より寺送り一札付、殿村重吉弟留次郎	慶応2年1月	横切紙・1	686-144
宗門送り一札之事 松本領堅石町村与頭善兵衛(判)、庄屋三村市左衛門(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 曹洞宗泉龍寺(判)より寺送り一札付、堅石町村式太郎倅菊弥	慶応2年1月	横切紙・1	686-145
宗門送り一札之事 松本御領上波田村与頭九郎兵衛(判)、庄屋平林織右衛門(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 曹洞宗若沢寺(判)より寺送り一札付、上波田村栄次郎娘みわ	慶応2年1月	横切紙・1	686-146
宗門送り一札之事 松本領下波田村庄屋上条四郎五郎(判)、与頭治左衛門(判)→御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭十郎右衛門殿 浄土宗専称寺(判)より寺送り一札付、下波田村弥右衛門弟留次郎	慶応2年1月	堅切紙・1	686-147
宗門送り一札之事 松本領堅石町村与頭善兵衛(判)、庄屋三村市左衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 曹洞宗泉龍寺(判)より寺送り一札付、堅石町村太兵衛妹ふん	慶応2年1月	横切紙・1	686-148
宗門送一札之事 御預所南和田村萩原九左衛門(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭治左衛門殿 浄土宗真光寺(判)より寺送り一札付、南和田村丈右衛門家内入儀兵衛後家娘みす	慶応2年1月	横切紙・1	686-149
宗門送一札之事 高遠領本洗馬村名主太次兵衛(判)、与頭孫十(判)→松本御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 禅宗長興寺(判)より寺送り一札付、本洗馬村萬平妹すみ	慶応2年2月	横切紙・1	686-150
宗門送一札之事 松本領庄内組小嶋村組頭忠兵衛(判)、庄屋横山伝三(判)→御預所下今井村名主重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 小嶋村安次郎娘なほ	慶応2年2月	横切紙・1	686-151
寺送り一札之事 松本宮村町瑞松寺(判)→御預所下今井村御役人中 小嶋村安次郎妹なほ	慶応2年2月	横切紙・1	686-152
宗門送り一札之事 松本領野沢村組頭幸右衛門(判)、庄屋務台与一右衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 曹洞宗金松寺(判)より寺送り一札付、野沢村務台久左衛門娘さき	慶応2年2月	横切紙・1	686-153

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

宗門送り一札之事 松本御預所本山宿名主花村助助(判)、組頭左一右衛門(判)→同御預所下今井村名主重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 曹洞宗長久寺(判)より寺送り一札付、本山宿長四郎娘あき	慶応2年2月	横切紙・1	686-154
宗門送り一札之事 松本御預所下今井村名主桃井重左衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)→高遠領針尾村名主高橋慶八殿、組頭重兵衛殿 浄土州無極寺(判)下今井村久右衛門姉けさの	慶応3年1月	横切紙・1	686-155
宗門送り一札之事 松本御預所下今井村名主桃井重左衛門(判)、与頭重郎右衛門(判)→松本領堅石町村庄屋三村市左衛門殿 真言宗宝輪寺(判)より寺送り一札付、下今井村亀松妹みき	慶応3年1月	横切紙・1	686-156
宗門送り一札之事 松本御預所平出村名主滋右衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 禅宗西福寺(判)より寺送り一札付、平出村只三郎弟千重	慶応3年1月	横切紙・1	686-157
宗門送り一札之事 竹田村名主中村平作(判)、組頭文五右衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 浄土宗見性寺(判)より寺送り一札付、竹田村政之助、孫いち	慶応3年1月	横切紙・1	686-158
宗門送り一札之事 松本御預所上今井村名主今井忠左衛門(判)→下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 真言宗宝輪寺(判)より寺送り一札付、上今井村竹重弟平重	慶応3年1月	横切紙・1	686-159
宗門送り一札之事 松本御領上波田村与頭藤沢助三郎(判)・同松田九郎兵衛(判)、庄屋平林織右衛門(判)・同百瀬善五郎(判)→御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭次左衛門殿 浄土宗専称寺(判)より寺送り一札付、上波田村彦三郎娘こう	慶応3年1月	横切紙・1	686-160
宗門送り一札之事 (松本御預所)上今井村名主今井忠左衛門(判)→(松本御預所)下今井村名主桃井重左衛門殿 浄土宗正行寺(判)より寺送り一札付、上今井村皆十姉ふき	慶応3年1月	横切紙・1	686-161
宗門送り一札之事 高遠領岩垂村名主岩垂政三郎(判)→松本御預所下今井村御名主桃井重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 真言宗真正寺(判)より寺送り一札付、岩垂村金三郎娘かね	慶応3年1月	横切紙・1	686-162
宗門送一札之事 諏訪領北熊井村名主赤羽松之進(判)、年寄跡治(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 真言宗常光寺(判)より寺送り一札付、北熊井村金助娘さち	慶応3年1月	横切紙・1	686-163
宗門送り一札之事 千村平右衛門御預所小野村名主小野八左衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭治左衛門殿 曹洞宗祭林寺(判)より寺送り一札付、小野村伊右衛門娘たま	慶応3年1月	横切紙・1	686-164
不縁宗門一札之事 松本御預所上神林村与頭猶十郎(判)、名主上条佐五郎(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 上神林村民弥娘はつ	慶応3年2月	竖切紙・1	691-14
不縁宗門送り請取一札 諏訪御領南百瀬村名主百瀬重左衛門(判)、年寄万次郎(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、年寄寿太次殿 南百瀬村万次郎伯母なか 包紙あり、包紙表「不縁宗門請取一札、従南百瀬村」	慶応3年3月	横切紙・1	691-15
宗門送り一札之事 高遠領小曾部村名主新倉増蔵(判)→松本御預所下今井村御名主桃井重左衛門殿 禅宗興龍寺(判)より寺送り一札付、小曾部村三蔵娘やつ	慶応4年1月	横切紙・1	686-165

宗門送り一札之事 松本御領野村名主平出岡右衛門(判)、組頭五左衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 浄土宗善立寺(判)より寺送り一札付、野村捨蔵娘たみ	慶応4年1月	横切紙・1	686-166
宗門送り一札之事 松本御領荒井村名主萩原九左衛門(判)→同支配所下今井村名主桃井重左衛門殿 浄土宗全寺(判)より寺送り一札付、荒井村紀太郎姉みつ	慶応4年1月	横切紙・1	686-167
宗門送り一札之事 松本御領郷原町村庄屋赤羽佐土弥(判)、与頭忠右衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 真言宗郷福寺(判)より寺送り一札付、郷原町村覚左衛門娘つや	慶応4年1月	横切紙・1	686-168
宗門送り一札之事 高遠領小曾部村名主新倉伝右衛門(判)→松本御預所下今井村御名主桃井重左衛門殿 禅宗興龍寺(判)より寺送り一札付、小曾部村市郎兵衛倅十	慶応4年1月	横切紙・1	686-169
宗門送り一札之事 諏訪領南百瀬村年寄萬次郎(判)、名主百瀬金左衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿 真言宗法船寺(判)より寺送り一札付、南百瀬村萬次郎妹いそ	慶応4年1月	横切紙・1	686-170
宗門送り一札之事 諏訪領北熊井村名主赤羽松之進(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿 真言宗常光寺(判)より寺送り一札付、北熊井村藤七妹なへ	慶応4年1月	横切紙・1	686-171
宗門送り一札之事 松本御領所荒井村名主萩原九左衛門(判)→同支配所下今井村名主桃井重左衛門殿 浄土宗全寺(判)より寺送り一札付、荒井村音松娘きさ	慶応4年1月	横切紙・1	686-172
宗門送り一札之事 松本御領下神林村庄屋倉科右兵衛(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿 曹洞宗長久寺(判)より寺送り一札付、下神林村森右衛門娘えん	慶応4年1月	横切紙・1	686-173
宗門送り一札之事 高遠領古見村真言宗古川寺(判)→御預所下今井村名主桃井重左衛門殿 下今井村新助母きん	慶応4年1月	横切紙・1	689-06
宗門送り一札之事 高嶋領南内田村名主横山忠之丞(判)、年寄惣右衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 真言宗牛伏寺(判)より寺送り一札付、南内田村久蔵妹ひこ	慶応4年2月	横切紙・1	686-174
不縁送り一札之事 諏訪御分知竹淵村名主勝弥(判)→御料下今井村名主桃井重左衛門殿 竹淵村大助娘しち。包紙あり、包紙表「不縁に付請取一札、竹淵村」	明治1年12月	堅切紙・1	691-17
宗門送り一札之事 松本御領南栗林村庄屋上条忠九郎(判)・同佐兵衛(判)、組頭勘五郎(判)→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭治左衛門殿 浄土宗正行寺(判)より寺送り一札付、南栗林村和右衛門倅金吾	明治2年1月	横切紙・1	686-175
宗門送り一札之事 御料二子村名主平林清三郎(判)、与頭杉山儀助(判)→御料下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭治左衛門殿 浄土宗慶林寺(判)より寺送り一札付、二子村徳右衛門家内入みよ	明治2年1月	横切紙・1	686-176
宗門送り一札之事 松本領上波田村組頭俊之助(判)、庄屋百瀬九左衛門(判)→御料下今井村名主桃井重左衛門殿 禅宗盛泉寺(判)より寺送り一札付、上波田村市郎右衛門娘たい	明治2年1月	横切紙・1	686-177
宗門送り一札之事 諏訪御領分中狭村年寄藤左衛門(判)、名主中村条左衛門(判)→松本御預所下今井村名主桃井	明治2年1月	横切紙・1	686-178

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-1. 受取状

重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 曹洞宗西福寺 (判) より寺送り一札付、中狭村猶右衛門娘きし			
宗門送り一札之事 松本領野溝村組頭覚右衛門 (判)、庄屋加藤市郎右衛門 (判) →御料御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭治左衛門殿 曹洞宗松岳寺 (判) より寺送り一札付、野溝村重太郎娘しゅう	明治2年1月	横切紙・1	686-179
宗門送り一札之事 高遠領小曾部村名主新倉伝右衛門 (判) →松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭治左衛門殿 禅宗興龍寺 (判) より寺送り一札付、小曾部村新右衛門娘はな	明治2年1月	横切紙・1	686-180
宗門送り一札之事 松本御領吉田村庄屋新五兵衛 (判)、与頭依蔵 (判) →御領下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭治左衛門殿 真言宗光明寺 (判) より寺送り一札付、吉田村左門次娘りん	明治2年1月	横切紙・1	686-181
宗門送り一札之事 高遠領本洗馬村浄土宗東漸寺→御預所下今井村名主重左衛門殿 本洗馬村東禅寺弟子行典	明治2年1月	横切紙・1	689-08
宗門送り戻シ請取之事 高遠領小曾部村名主新倉伝右衛門 (判) →御料下今井村御名主桃井重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 禅宗興龍寺 (判) より寺送り文付、小曾部村武左衛門娘もよ 包紙あり、包紙表「送り戻し請取一札、小曾部村」	明治2年1月	横切紙・1	691-16
宗門請合一札之事 松本本町名主猿田与五左衛門 (判) →御料下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭治左衛門殿 松本本町清左衛門娘とみ	明治2年2月	横切紙・1	686-182
宗門送一札之事 松本伊勢町浄林寺 (判) →御料下今井村御役人中 松本本町清左衛門娘とみ	明治2年2月	横切紙・1	686-183
宗門送り一札之事 高遠藩御預所本洗馬村名主伊兵衛 (判) →伊奈県御支配下筑摩郡下今井村名主重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 浄土宗東漸寺 (判) より寺送り一札付、本洗馬村繁吉娘きく	明治3年1月	横切紙・1	686-184
宗門送一札之事 筑摩郡刈谷原町村与頭空助 (判)、名主与次右衛門 (判) →同郡下今井村名主重左衛門殿、与頭重郎右衛門殿 真言宗洞光寺 (判) より寺送り一札付、刈谷原町喜左衛門娘とみ	明治3年1月	横切紙・1	686-185
宗門送り一札之事 松本藩支配所筑摩郡下波田村与頭与一左衛門 (判)、名主精一郎 (判) →塩尻御支配下筑摩郡下今井村名主重左衛門殿、与頭治左衛門殿 禅宗盛泉寺 (判) より寺送り一札付、下波田村勘蔵娘りよ	明治3年1月	横切紙・1	686-186
宗門送り一札之事 高遠御支配所筑摩郡岩垂村名主政三郎 (判) →伊奈県御支配所筑摩郡下今井村御名主重左衛門殿、御組頭十郎左衛門殿 真言宗真正寺 (判) より寺送り一札付、岩垂村留次郎姉かね	明治3年2月	横切紙・1	686-187
宗門送一札之事 伊奈県御支配所大門村百姓代米久保庄右衛門 (判) →同御支配所筑摩郡下今井村名主重左衛門殿 禅宗西福寺 (判) より寺送り一札付、大門村治左衛門娘けさ	明治4年1月	横切紙・1	686-188
宗門送り一札之事 松本藩支配所筑摩郡上波田村名主松田九郎 (判) →伊奈県塩尻御支配所今井組今井村名主桃井十左衛門殿 浄土真宗安養寺 (判) より寺送り一札付、上波田村百瀬喜兵衛娘いつ	明治4年1月	横切紙・1	686-189
宗門送り一札之事 松本藩御支配所堅石町村組頭郷原権右衛門 (判)、名主郷原庄兵衛 (判) →伊奈県塩尻御支配所下今井村名主桃井重左衛門殿、与頭古田治左衛門 (判) 郷福寺 (判) より寺送り一札付、堅石村塩原与兵衛娘さい	明治4年1月	横切紙・1	686-190

宗門送り一札之事 松本藩支配所三之宮村名主浅野萬造(判)→伊奈県塩尻御支配所下今井村名主桃井重左衛門殿真言宗神宮寺(判)より寺送り一札付、三之宮村由左衛門倅七之丞	明治4年1月	横切紙・1	686-191
宗門送り一札之事 名古屋藩御支配所敷原村庄屋古畑又左衛門(判)→伊奈県塩尻御支配所下今井村名主桃井重左衛門殿 敷原村与惣治内茂十郎後家	明治4年1月	横切紙・1	686-192
不縁人別請取一札之事 松本御藩支配所筑摩郡荒井村名主塩原真作(判)→伊奈県塩尻御支配所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭古田治左衛門殿 荒井村七兵衛娘いそ	明治4年1月	横切紙・1	690-04
宗門寺送一札 名古屋藩御支配所禅宗極楽寺(判)→伊奈県塩尻御出張御治下下今井村名主桃井重左衛門殿 敷原村与惣治家内茂十郎後家	明治4年2月	横切紙・1	686-193
不縁宗門送り一札之事 上今井村名主今井周治(判)→下今井村桃井重九郎殿 下今井村重右衛門娘いし(25才)	明治4年2月	横切紙・1	691-02
人別請取一札 高嶋御支配所諏訪郡下桑原村名主宮坂左久二(判)・同断小松園右衛門(判)→伊奈県御支配所筑摩郡下今井村名主桃井重左衛門殿 下今井村村山七郎右衛門娘こほ	明治4年2月	横切紙・1	693-01
不縁戻り一札之事 松本御領飯田村御名主御印→御預所下今井村名主桃井重左衛門殿 儀右衛門娘かつ		横切紙・1	691-21
(宗門送り) 樋二受取申候二付) 上波田村金重郎→下今井村御役人様		小切紙・1	693-02

1-3-2-2. 送り状

宗門送り一札之事 筑摩郡今井村名主三右衛門(判)、組頭式右衛門(判)→成相組下村庄屋太忠次殿、組頭伊兵衛殿 今井村助四郎娘みよ(21才)	天保12年5月	横切紙・1	688-01
宗門送り一札之事 松本御預所下今井村名主三右衛門(判)、組頭式右衛門(判)→松本御領平田村庄屋左門太殿、組頭助左衛門殿 真言宗宝輪寺(判)より寺送り文付、下今井村助四郎倅定吉	天保13年1月	横切紙・1	686-001
宗門送り一札之事 何村名主誰印、組頭誰印→御預所上神林村組頭恒右衛門殿、年寄庄次郎殿 上神林村惣兵衛女房へ縁付	天保14年1月	横切紙・1	687-001
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→(高遠領)西洗馬村名主久左衛門殿、組頭新十郎殿 西洗馬村勝右衛門娘	天保15年1月	横切紙・1	687-002
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→高遠領岩垂村名主政三郎宛・同断忠左衛門宛、組頭又右衛門宛 岩垂村太次兵衛妻	天保15年1月	横切紙・1	687-003
宗門送一札之事 何御領何村御役人御印→御預所大池村名主喜太右衛門殿 大池村せき養子相続	天保15年1月	横切紙・1	687-005
不縁宗門送り一札之事 何村御役人→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭重郎右衛門殿 (当人下今井村峰吉妹さく) 下今井村虎吉妻離縁	天保15年2月	横切紙・1	687-007
宗門送り一札之事 同郡預所何村御役人中御印→松本御領分東新村庄屋武兵衛殿、与頭弥右衛門殿 東新村喜代太郎倅多左衛門妻	天保15年	横切紙・1	687-006
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→松本御		横切紙・1	687-004

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-2. 送り状

領分島立組下神林村庄屋百瀬六之丞殿、与頭空左衛門殿 下神林村弁治郎妻			
宗門送り一札之事 何領何村御役人中御印→松本御預所 二子村名主又右衛門殿、年寄重郎右衛門殿 二子村弥五 右衛門倅縫之助妻	弘化2年1月	横切紙・1	687-008
宗門送り一札之事 何領何村名主誰、与頭誰印→筑摩郡 神戸村名主定三郎殿 神戸村兼蔵妻	弘化2年1月	横切紙・1	687-010
宗門送り一札之事 何領何村御名主誰御印→高遠領小曾 部村名主平右衛門殿 小曾部村卯蔵妻	弘化2年1月	横切紙・1	687-012
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→御預所小坂 村名主牧右衛門殿、与頭惣八殿、 小坂村八十太郎養子	弘化2年1月	横切紙・1	687-014
宗門送り一札之事 何領何村御役印→御預所和田殿村名 主伊兵衛殿、与頭佐野右衛門殿 和田殿村藤四郎倅佐次 兵衛妻		横切紙・1	687-011
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→松本御領堅 石町村庄屋三村重左衛門殿、組頭助右衛門殿 堅石町村 鶴松倅岸次妻		横切紙・1	687-013
宗門送り一札之事 何郡何村御役人御印→保高組寺所村 庄屋岡村源市郎殿、組頭清左衛門殿・同源右衛門殿 寺 所村三十倅富弥妻		横切紙・1	687-015
宗門送り一札之事 何領何村御役人中御印→松本御領 山家組南方村庄屋又三郎殿、組頭源三郎殿 南方村新五 右衛門倅新五兵衛妻		横切紙・1	687-016
逗留請合一札之事 何村何誰→松本御領筑摩郡村井町村 庄屋中村宮次郎殿、御子柴伝次郎殿 今度勝手に付村井 町村林右衛門借家へ逗留	弘化3年1月	横切紙・1	687-009
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→高遠領西洗 馬村名主弥次右衛門殿、与頭治郎兵衛殿 西洗馬村勘助 妻	弘化3年1月	横切紙・1	687-018
宗門送り一札之事 何村御役人御印→(御預所) 竹田村 名主市左衛門殿、与頭儀十郎殿 竹田村定吉妻	弘化3年1月	横切紙・1	687-019
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→御預所上神林 村名主佐左衛門殿、与頭辰次郎殿 上神林村藤右衛門姫	弘化3年1月	横切紙・1	687-020
宗門送り一札之事 何領何村名主誰印→御預所神戸新 田村名主定之助殿 神戸新田村与右衛門女房	弘化3年1月	横切紙・1	687-023
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→御預所小坂村 名主牧右衛門殿、組頭惣八殿 小坂村治太郎姫	弘化3年1月	横切紙・1	687-024
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→御領分島立 組下神林村庄屋百瀬六之丞殿、与頭空左衛門殿 下神林 村庄左衛門倅音蔵妻	午年1月	横切紙・1	687-025
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→御領分島立組 下神林村庄屋百瀬六之丞殿、与頭空左衛門殿 下神林村 善五郎妻	午年1月	横切紙・1	687-026
宗門送一札之事 何村名主誰印→松本御領塩尻宿名主吉 田太次右衛門殿 塩尻佐右衛門	弘化3年2月	横切紙・1	687-021
寺送之事 何村何宗何寺→塩尻宿役人中	午年2月	横切紙・1	687-022
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→松本御領古 宮村庄屋源太郎殿、同柳次殿、与頭八百右衛門殿 小宮 村北右衛門妻	弘化3年	横切紙・1	687-017

宗門送一札之事 何領何郡何村御役人御印→松本御預所筑摩郡荒井村名主長十郎殿 荒井村助作倅音松妻		横切紙・1	687-027
宗門送り一札之事 何御領何村御名主誰御印→高遠領小曾部村名主平右衛門殿、小曾部村宇八弟忠八女房	弘化4年1月	横切紙・1	687-030
宗門送り一札之事 何領何村名主→御預所神戸村定三郎殿 神戸村太兵衛妻	弘化4年1月	横切紙・1	687-031
宗門送り一札之事 何村御役人→竹田村名主市左衛門殿、与頭儀十郎殿 竹田村鹿次郎女房	弘化4年1月	横切紙・1	687-032
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所岩垂村名主茂右衛門殿、与頭折右衛門殿 岩垂村要右衛門女房	未年1月	横切紙・1	687-028
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所小侯村名主五助殿、組頭次郎右衛門殿 小侯村清七倅春蔵女房	弘化4年2月	横切紙・1	687-034
宗門送り一札之事 何御領何村名主誰御印、年寄同→諏訪領南熊井村名主和助殿、年寄利助殿 南熊井村坂野万蔵女房	弘化4年2月	横切紙・1	687-035
不縁宗門送り請取 御領所何村組頭、名主印→松本御領吉田村庄屋清七殿、組頭三左衛門殿	弘化4年4月	横切紙・1	690-02
宗門送り一札之事 何領何村御役人中御印→松本御領分東新村庄屋茂兵衛殿、与頭清作殿 東新村利兵衛妻	弘化4年	横切紙・1	687-033
宗門送り一札之事 何御領何組何村御役人中御印→松本御預所中村名主嘉左衛門殿、与頭治兵衛殿 中村勘之丞養子以下枝番文書を貼継		横切紙・1	687-029-1
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→松本御預所中村名主嘉左衛門殿、与頭治兵衛殿 中村文左衛門倅孫右衛門妻		横切紙・1	687-029-2
宗門送一札之事 何御領何村御役人御印→上今井村名主文左衛門殿 上今井村又左衛門倅浅次郎妻	弘化5年1月	縦切紙・1	687-036
宗門送り一札之事 何御領何村名主誰→御預所神戸新田村倅三郎殿、神戸新田村伝右衛門女房(市太郎姉いき)	弘化5年1月	縦切紙・1	687-039
宗門送り一札之事 ——、一、——御印、一、——御印、→松本博勞町名主平田庄太郎殿 松本博勞町平五兵衛妻	弘化5年1月	横切紙・1	687-041
寺送り一札之事 何領何村何宗何寺→長尾組長尾村真言宗平福寺 松本博勞町平五兵衛妻	弘化5年1月	横切紙・1	687-042
宗旨請合一札之事 何村何寺御印→松本博勞町御役人衆中 松本博勞町平五兵衛妻	弘化5年1月	横切紙・1	687-043
宗門送一札之事 何御領何村御役人中御印→松本領郷原町村庄屋赤羽太郎左衛門殿、組頭忠次郎 郷原町村元吉妻	申年1月	縦切紙・1	687-037
宗門送り一札之事 何御領何村年寄誰印、名主誰印→松本御領野村庄屋平出岡之助殿、与頭五左衛門殿 野村良右衛門弟熊次郎妻	申年1月	縦切紙・1	687-038
宗門送案書 何御領何村御役人御印→松本御領三溝村庄屋治左衛門・同亮吉、組頭伊兵衛・権之丞 三溝村組頭伊兵衛せがれ為次郎妻(付箋)「是ハ木又村より不縁ニテ三溝へ遣ス」(式右衛門娘うら)	申年1月	横切紙・1	687-044
宗門送り一札之事 何村御役人御印→竹田村名主市左衛門殿、与頭儀十郎殿 竹田村半右衛門せがれ熊次郎妻(嶋左衛門娘こう)	申年1月	横切紙・1	687-047

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-2. 送り状

宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領古見村名主六郎右衛門殿 古見村牛弥女房(林右衛門娘きハ)	申年	横切紙・1	687-045
宗門送り一札之事 松本御預所何郡何村御役人御印→松本御領成相組青嶋村庄屋小原惣次郎殿、組頭三左衛門青嶋村紋次郎せがれ文左衛門妻		縦切紙・1	687-040
宗門送一札之事 何御領何村御役人中御印→松本領郷原町村庄屋赤羽大三郎右衛門殿 郷原町村徳次郎倅休太郎妻		横切紙・1	687-046
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠御領本洗馬村名主三右衛門殿、与頭藤左衛門殿 本洗馬村亦四郎妻(浅右衛門娘とみ)		横切紙・1	687-048
不縁帰り一札之事 何御領何御領何村御役人御印→御預所大池村名主岡右衛門殿 下今井村宇太助方より大池村次右衛門方へ差戻し	嘉永2年1月	縦切紙・1	687-049
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所大池村名主喜之右衛門殿 大池村寅之助女房	嘉永2年1月	横切紙・1	687-050
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→松本御預所大池村名主林之助殿 大池村佐左衛門倅利兵衛妻	嘉永2年2月	横切紙・1	687-051
宗門送り一札之事 何領何村御役人中→神戸村名主定三郎殿 神戸村清三郎倅兼吉妻	嘉永3年2月	横切紙・1	687-052
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領分小野沢村名主小一郎殿、組頭清兵衛殿 小野沢村勝蔵女房	嘉永4年1月	横切紙・1	687-053
宗門送一札之事 下今井村御役人→上今井村名主品の丞殿 上今井村新六倅愈太郎女房。(端裏書)「理右衛門姉下書」	嘉永4年1月	横切紙・1	687-054
宗門送り一札之事 何領何村御役人中御印→松本御預所竹田村名主五郎左衛門殿 竹田村喜右衛門妻	嘉永4年1月	横切紙・1	687-055
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→御預所下今井村名主茂右衛門殿、与頭新右衛門 下今井村鶴喜代女房	嘉永4年1月	横切紙・1	687-056
不縁宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→島立組荒井村庄屋幸左衛門殿、与頭与次郎殿 荒井村与五蔵娘引取のところに不縁熟談、与五郎方へ差戻す	嘉永4年2月	横切紙・1	687-057
宗門送り一札之事 何御領何村名主誰、組頭誰→御預所小俣村名主玄九郎殿、組頭佐次右衛門殿・同源次郎殿 小俣村彦四郎倅市郎次妻	嘉永5年1月	横切紙・1	687-058
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所大池村名主平作殿 大池村仙三郎倅猶右衛門妻	嘉永5年1月	横切紙・1	687-061
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所小坂村名主幾蔵殿 小坂村長之助倅宮蔵女房	子年1月	横切紙・1	687-059
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→高遠領西洗馬村名主久左衛門殿、組頭新十郎殿 西洗馬村亀吉女房	子年1月	横切紙・1	687-063
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪領北熊井村名主小松祖兵衛、年寄広右衛門宛 北熊井村長七弟長八女房	嘉永5年2月	横切紙・1	687-060
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→御領分下神林村庄屋百瀬六之丞殿、与頭空左衛門殿 下神林村空左衛門借家源兵衛倅亀吉妻		横切紙・1	687-062
宗門送一札之事 何領何村名主誰、与頭誰→松本預所大池村名主助七殿、組頭庄右衛門殿 大池村与一右衛門娘	嘉永6年1月	横切紙・1	687-064
宗門送り一札之事 何御領何村御役人→松本御預所出川	丑年1月	横切紙・1	687-066

町村庄屋中田東右衛門殿・同中藤茂久右衛門殿、組頭中藤喜代八殿・同与治右衛門殿 出川町村吉郎次せがれ末吉妻			
宗門送り一札之事 何領何村名主誰印→筑摩郡神戸村名主定三郎殿 神戸村繁吉倅与左衛門妻	嘉永6年1月	横切紙・1	687-065
宗門不縁送り一札之事 御預所今井村御役人御印→松本領出川町村御役人中 出川町村仲右衛門娘不縁差戻し		横切紙・1	687-067
宗門送一札之事 何領何村名主御印、与頭御印→松本御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 下今井村藤次郎養子	嘉永7年1月	横切紙・1	687-068
宗門送り一札之事 何領何村名主御印、与頭御印→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭重左衛門殿 下今井村佐右衛門せがれ代吉妻	嘉永7年1月	横切紙・1	687-069
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領西洗馬村名主弥治右衛門殿、与頭弥与藏殿 西洗馬村末八方養子(娘)	嘉永7年1月	横切紙・1	687-070
宗門送戻し一札之事 何御領何村御役人御印→御預所小坂村名主幸藏殿、与頭与三郎殿 小坂村諫右衛門孫もせ	嘉永7年4月	横切紙・1	691-19
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所小俣村名主玄九郎殿、組頭佐治右衛門殿・同源次郎殿 小俣村彦三郎女房	安政2年1月	横切紙・1	687-071
不縁宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所上西条村名主伝左衛門殿、組頭弥吉殿 上三条村勇次郎弟不縁差戻し	安政2年1月	横切紙・1	687-073
宗門送一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪領北熊井村名主赤羽政右衛門、年寄逸藏殿 北熊井村神主内蔵之助弟覚内女房	安政2年2月	横切紙・1	687-074
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪領小池村名主六右衛門殿、年寄林左衛門殿・同断三郎次殿 小池村善次郎倅常弥女房	安政2年2月	横切紙・1	687-075
宗門送り一札之事 何領何村御役人衆中御印→松本御預所大池村名主助七殿、組頭庄右衛門殿 大池村津衾養子(倅)		横切紙・1	687-072
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→松本領下波田村庄屋六之丞殿、与頭治右衛門殿 下波田村久四郎倅象藏妻	安政3年1月	横切紙・1	687-076
宗門送り一札之事 何御領何村名主誰印、与頭誰印→御預所今村名主甚兵衛殿、与頭宇源太殿 今村忠左衛門弟銀次郎妻	安政3年1月	横切紙・1	687-077
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領針尾村名主平右衛門殿、年寄伝左衛門殿 針尾村孫左衛門女房	安政3年2月	横切紙・1	687-081
宗門送り一札之事 何組何村御役人中印→島立組中波田村庄屋腰六左衛門殿、与頭甚兵衛殿 中波田村彦次郎倅宇之助妻		横切紙・1	687-078
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所二子村名主又右衛門殿 二子村亀次郎倅儀三郎妻	安政4年1月	横切紙・1	687-082
宗門送り一札之事 何領何村御役人中御印→松本領北新村庄屋小文治殿・同源右衛門殿、与頭兵市殿 北新村弥兵衛孫養子弥十郎妻	安政4年1月	横切紙・1	687-083
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所	安政4年1月	横切紙・1	687-084

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-2. 送り状

下今井村名主茂右衛門殿、組頭伝七殿 下今井村惣兵衛 俸政次郎妻			
宗門送り一札之事 何御領何村名主誰印、組頭誰印→御 預所上神林村名主上条佐五郎殿、与頭吉次郎殿 上神林 村儀重姫	巳年1月	横切紙・1	687-079
差出し申一札之事 下今井村当人常弥(判)、組合惣代紋 弥(判)→当村御役人中様 宗門送り返ニ差滞候に付村 役を通さず直交渉状	安政4年6月	横切紙・1	723
人別送一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪御領北熊 井村名主小松勘右衛門殿、年寄逸藏殿 北熊井村縫左衛 門女房		横切紙・1	687-080
宗門送り一札之事 何領何村名主、組頭御印→高遠領針 尾村名主平治殿、組頭十兵衛殿 針尾村定兵衛名跡かや 方養子(倅)	安政5年1月	横切紙・1	687-085
宗門送一札之事 松本御預所下今井村御役人御印→御預所 竹田村名主市左衛門殿、与頭儀十郎殿 竹田村作左衛門 せがれ藤太妻	安政5年1月	横切紙・1	687-088
宗門送り一札之事 上今井村御名主御印→下今井村名主 茂右衛門殿 下今井村源次郎倅鶴喜代妻	安政5年1月	横切紙・1	687-091
宗門送一札之事 何御領何村御役人御印→松本領三溝村庄 屋九兵衛殿・同治左衛門殿、組頭品次殿 三溝村丈右衛 門弟友藏妻	午年1月	横切紙・1	687-089
宗門送一札之事 何所何村御役人御印→松本領小柴村庄屋 庄右衛門殿、与頭小兵衛殿 小柴村佐市甥佐右衛門妻	午年1月	横切紙・1	687-090
宗門送り一札之事 何領何村御役人御印→諏訪領埴原村 名主仙石牛鹿宛、百瀬半左衛門宛 埴原村百瀬五郎左衛 門二男松十郎女房	安政5年2月	横切紙・1	687-092
宗門送一札之事 何御領何村御役人御印→松本領南栗林村 庄屋茂左衛門殿・同忠九郎殿、与頭初五郎殿 南栗林村 彦之丞妻		横切紙・1	687-086
宗門送一札之事 何領何村御役人中御印→松本御領鎌田村 庄屋権右衛門殿、組頭市兵衛殿 鎌田村嘉門次妻		横切紙・1	687-087
宗門送一札之事 何領何村御役人→洗馬宿名主志村源五左 衛門宛 洗馬宿幸左衛門女房	安政6年1月	横切紙・1	687-093
宗門送り一札之事 何御領分何村御役人御印→高遠領小 野沢村名主小一郎殿、組頭清兵衛殿 小野沢村種藏妻	安政6年1月	横切紙・1	687-094
宗門送り一札之事 何組何村御役人→島立組上波田村庄 屋百瀬善五郎殿、与頭良左衛門殿 上波田村彦三郎倅忠 右衛門妻	安政6年1月	横切紙・1	687-095
宗門送り一札之事 何領何村御役人中御印→松本領梶海 渡村庄屋小文治殿、与頭半右衛門殿 梶海渡村又次郎倅 浪藏妻	安政6年1月	横切紙・1	687-096
宗門送り一札之事 何領何村御役人中御印→松本領梶海 渡村庄屋小文治殿、与頭半右衛門殿 梶海渡村伝兵衛倅 多市妻	安政6年1月	横切紙・1	687-097
宗門送一札之事 何御領何村御役人中御印→松本御預所和 田殿村名主八郎右衛門、与頭東一郎殿 和田殿村弥次兵 衛倅八百次郎妻	安政7年1月	横切紙・1	687-098
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本領堅石 町村庄屋三村市左衛門殿、与頭助右衛門殿 堅石町村左 兵衛妻	安政7年1月	横切紙・1	687-099

宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所下和田村名主幸左衛門殿 下和田村国太郎弟金右衛門女房	安政7年1月	横切紙・1	687-100
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所大池村名主平作殿 大池村菊之丞せがれ峯吉女房	安政7年1月	横切紙・1	687-102
人別送一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪御領北熊井村名主小松伝八殿、年寄彦右衛門殿 北熊井村与惣兵衛弟佐野右衛門女房		横切紙・1	687-101
宗門送り一札之事 何領何村名主御印、組頭御印→御預所下今井村名主彦三郎殿、組頭伝七殿 下今井村重右衛門養子	万延2年1月	横切紙・1	687-103
村送一札之事 御預所下今井村御役人御印→松本御領野村庄屋岡右衛門殿、組頭十七藏殿・同五左衛門殿 野村正覚院弟子を野村善立寺住持に遣わす	文久1年6月	横切紙・1	687-104
一札之事 下今井村正覚院→松本御領野村御役人庄屋岡右衛門殿、組頭十七藏殿・同五左衛門殿 野村正覚院弟子を善立寺住持へ遣わす	文久1年6月	横切紙・1	687-105
宗門送り一札之事 誰何領何村名主誰→高遠領小曾部村名主平右衛門殿 小曾部村折右衛門女房	文久2年1月	横切紙・1	687-106
宗門送り一札之事 何領何村役名誰→諏訪御領北内田村名主新八殿、年寄源兵衛殿 北内田村種弥女房	文久2年1月	横切紙・1	687-107
宗門送一札之事 松本御預所何村御役人誰御印→御預所大門村百姓代庄右衛門殿 大門村栄市妻	文久2年1月	横切紙・1	687-108
宗門送り一札之事 何郡何村庄屋印、与頭印→松本領高出組吉田村庄屋清七殿、与頭三左衛門殿 吉田村虎次郎倅子之蔵妻	戊辰年1月	横切紙・1	687-170
寺送一札之事 島立組北新村浄土宗専称寺(判)→島立組三溝村安養寺 下新村民次郎徒弟とわ(16才)	文久2年1月	横切紙・1	689-03
宗門送一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪御分知白川村名主百瀬善兵衛殿、年寄又左衛門殿・同九郎兵衛殿 白川村吉之丞妻	文久3年1月	横切紙・1	687-109
宗門送一札之事 何御領何村名主誰御印→高遠領小曾部村名主平右衛門殿 小曾部村筆弥養子	文久3年1月	横切紙・1	687-110
宗門送り一札之事 松本御預所今井村御役人御印→高島領南内田村名主書左衛門殿、年寄市之右衛門殿 南内田村介太女房	文久3年2月	横切紙・1	687-111
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所二子村名主又右衛門殿、年寄市郎右衛門殿 二子村重太郎倅助十郎妻	亥年	横切紙・1	687-171
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所大池村名主勘左衛門殿 大池村勘右衛門妻	文久4年1月	横切紙・1	687-112
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所大池村名主平作殿 大池村梅吉甥養子縁組離縁二付引取	文久4年1月	横切紙・1	687-114
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→松本御預所南和田村名主萩原九左衛門宛、組頭幸四郎宛 南和田村鶴蔵弟芳蔵妻	文久4年1月	横切紙・1	687-115
宗門送一札之事 何御領何村名主誰御印、組頭誰御印→高遠領西洗馬村名主勘右衛門殿、組頭助三郎殿 西洗馬村治郎兵衛倅仁右衛門女房	文久4年1月	横切紙・1	687-116
宗門送り一札之事 何御領何村名主誰御印→御預所大門	文久4年1月	横切紙・1	687-117

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-2. 送り状

村百姓代庄右衛門殿 大門村千吉女房			
宗門送一札之事 何御領何村名主誰御印、組頭誰御印→高遠領西洗馬村名主勘右衛門殿、組頭仲太郎殿 西洗馬村市左衛門倅慶治郎女房	文久4年1月	横切紙・1	687-118
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所下今井村名主重左衛門宛、与頭重郎右衛門宛 下今井村忠治郎倅造酒藏妻	文久4年1月	横切紙・1	687-119
宗門請取一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪御領北熊井村名主逸藏殿、年寄六之丞殿 北熊井村作右衛門妹縁付参る		竖切継紙・1	687-113
宗門送り一札之事 何領何村御名主御印、組頭御印→筑摩郡神戸村名主昌三郎殿、組頭友右衛門殿 神戸村亮左衛門妻	元治2年1月	横切紙・1	687-120
宗門送り一札之事 御預り所何村御名主衆中御印→松本領筑摩郡兎川寺村庄屋源内殿、組頭政之丞殿 兎川寺村与曾右衛門養子縁組差遣 (倅)	元治2年1月	横切紙・1	687-121
寺送り一札 何御領何村何寺御印→諏訪領赤木村年寄市郎左衛門・同断権左衛門、名主重郎治 赤木村角兵衛女房	元治2年1月	横切紙・1	687-122
宗門送り一札之事 何御領何村与頭誰殿御印、名主誰御印→諏訪領赤木村名主重郎治殿、年寄権左衛門殿・同市郎左衛門殿 赤木村角兵衛女房	元治2年1月	横切紙・1	687-123
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本領堅石町村庄屋三村市左衛門殿、与頭助右衛門殿 堅石町村吉五郎養子	丑年1月	横切紙・1	687-125
宗門送り一札之事 何村御役人中御印→松本本町名主村治郎兵衛殿・同猿田与五左衛門殿 包紙あり、包紙表「不縁送り一札下書、松本本町」	慶応1年5月	竖切紙・1	691-13
由緒請合一札之事 何村由緒惣代誰印→松本領兎川寺村御役人中 兎川寺村与曾右衛門養子		横切紙・1	687-124
宗門送一札之事 何御領何村御役人御印→松本領青嶋村庄屋綱五郎殿・同覚之助殿、組頭紋三郎殿 青嶋村紋左衛門倅槌弥妻		横切紙・1	687-126
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領針尾村名主慶八殿、与頭重兵衛殿 針尾村蒔治郎妻	慶応2年1月	横切紙・1	687-131
人別送り一札 何御領何村名主御印→御預所平出村名主清右衛門殿 平出村民右衛門倅	慶応2年1月	横切紙・1	687-132
宗門送一札之事 何御領何村御役人御印→御料殿村名主八郎右衛門殿 殿村浜八妻	慶応2年1月	横切紙・1	687-134
宗門送り一札之事 何御領分何村御役人御印→松本御領分上波田村庄屋平林織右衛門殿、与頭九郎兵衛殿 上波田村久藏倅与一郎妻	寅年1月	横切紙・1	687-128
宗門送り一札之事 何御領何村名主御印、組頭御印→松本御預所下今井村名主桃井重左衛門殿、組頭重郎右衛門殿 下今井村奥右衛門弟良之助女房	寅年1月	横切紙・1	687-158
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領分西洗馬村名主勘右衛門殿、与頭谷右衛門殿 西洗馬村玉三郎養子	慶応2年2月	横切紙・1	687-130
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→松本領村井町村庄屋中村定兵衛殿、組頭次郎右衛門殿 村井町村吉之助養子	寅年2月	横切紙・1	687-127

宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪領南百瀬村名主百瀬重左衛門殿、年寄万次郎殿 南百瀬村才次郎妻		横切紙・1	687-129
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領針尾村名主慶八殿、組頭重兵衛殿 針尾村佐治兵衛妻		横切紙・1	687-188
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所長畝村名主半兵衛殿 長畝村瀧次郎妻	慶応3年1月	横切紙・1	687-135
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領岩垂村名主忠左衛門宛 岩垂村仲太郎妻	慶応3年1月	横切紙・1	687-136
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本領野村御役人中 野村幾太郎倅元太郎女房	慶応3年1月	横切紙・1	687-137
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所神戸新田村名主丸山登之助殿 神戸新田村徳右衛門女房	慶応3年1月	横切紙・1	687-138
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高遠領御古見村名主上条治左衛門宛、組頭九平治宛 古見村弥五四郎妻	慶応3年1月	横切紙・1	687-139
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本領堅石町村庄屋三村市左衛門殿 堅石町村村藏妻	卯年1月	横切紙・1	687-169
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所神戸新田村名主登之助殿 神戸新田村初太郎女房	戌年1月	横切紙・1	687-177
人別受取一札 松本御預り所下今井村御役人中御印→諏訪領北熊井村名主赤羽松之進殿、年寄跡次郎殿 北熊井村藤七妹なへ(下今井村重太郎倅寅蔵女房二)	慶応4年1月	堅切紙・1	687-140
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御領分松本領下波田村御役人中 下波田村広吉養子豊次郎妻	慶応4年1月	横切紙・1	687-141
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所上神林村名主上条佐五郎宛 上神林村久七姫	慶応4年1月	横切紙・1	687-143
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→高出組小屋村庄屋増次左衛門殿、与頭新之丞殿 小屋村代次郎妻	慶応4年1月	横切紙・1	687-144
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所大池村名主中村平作殿 大池村猶右衛門鞆養子	慶応4年1月	横切紙・1	687-145
宗門送り一札之事 何領何村名主御印→松本御預所塩尻宿吉江八郎左衛門殿 塩尻宿作右衛門嫁	辰年2月	横切紙・1	687-142
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→松本領筑摩郡兎川寺村庄屋源内殿、組頭政之丞殿 兎川寺村甚三郎倅甚左衛門妻	明治2年1月	横切紙・1	687-133
宗門送り一札之事 何御領何村名主誰→御取締所床尾村名主吉左衛門殿 床尾村斧右衛門倅音之助女房	明治2年1月	横切紙・1	687-154
宗門受取一札之事 何御領何村御役人中誰御印→諏訪領中挾村名主中村丈左衛門殿、年寄藤右衛門殿 中挾村豊吉妻	明治2年1月	横切紙・1	687-155
寺請一札之事 御料筑摩郡下今井村浄土宗正覚院(判)→安曇郡柏原村御役人中 正覚院弟子行典(52才)	明治2年1月	小切紙・1	689-07
送り状之事 尾州御取締所信州筑摩郡下今井村年寄久右衛門・同寿太次、与頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→国々御関所御役人中様、信州筑摩郡下今井村より木曾海道山城国愛宕郡小原村迄渡船川越、宿々村々御役人衆中様 神職式部・女房・倅虎丸無故障国元迄御継送可被下候に付	明治2年4月	横切紙・1	868-1

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-2. 送り状

送り状之事 尾州御取締所信州筑摩郡大門村年寄——、名主——、→国々御関所御役人中様、信州筑摩郡大門村より伊奈海道三州額田郡岡村迄渡船川越、宿々村々御役人衆中様 本文書枝番1号文書の雛形カ		小切紙・1	868-7
一札之事 本多美濃守領分三州何郡何村——、——、——、→信州筑摩郡大門村御役人衆中様 本文書枝番1号文書の雛形カ		小切紙・1	868-8
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御中→松本藩御支配所島立組下神林村名主卯兵衛殿、与頭政五郎殿 下神林村菊藏方養子	明治3年1月	横切紙・1	687-147
人別送り一札之事 何御支配所何村御役人御印→塩尻御支配所小坂村名主幾蔵殿 小坂村市左衛門嬢	明治3年1月	横切紙・1	687-162
宗門送り一札之事 御料何村御役人御印→高出組並柳村名主甚五兵衛殿、組頭兵八郎殿 並柳村喜十倅新太郎妻	午年1月	横切紙・1	687-146
宗門送り返シ一札之事 何御領何村御役人御印→伊奈県御支配所殿村名主佐野右衛門宛 殿村弥二兵衛嬢とめ不縁に付	明治3年2月	横切紙・1	687-161
宗門送り一札之事 何御料何村御役人御印→塩尻御支配所二子村名主清三郎殿 二子村円右衛門妻	午年2月	横切紙・1	687-151
宗門送り一札之事 何御支配下何村御役人御印→塩尻局支配下神戸新田村名主登之助殿 神戸新田村初太郎弟佐吉女房	明治3年3月	横切紙・1	687-149
宗門送り一札之事 何御支配所何村御役人御印→松本支配所筑摩郡下波田村名主六左衛門殿、与頭志兵衛殿 下波田村惣五郎養女		横切紙・1	687-148
宗門送り一札之事 何御支配所何村御役人御印→伊那県塩尻御出張所御治下小俣村名主大和邦八郎殿 小俣村三左衛門絶家跡目相続		横切紙・1	687-150
宗門送り一札之事 何御領何郡何村名主誰印→御領筑摩郡本山町村名主紋助殿 本山町村源左衛門妻		横切紙・1	687-152
宗門送り一札之事 何御支配所何郡何村御役人中→松本御支配所筑摩郡南新村名主幸内殿、与頭五郎三郎殿・同佐十郎殿 南新村民治郎倅作弥妻		横切紙・1	687-153
宗門送り一札之事 何御藩御支配所何村御役人御印→松本藩御支配所高出組堅石町村名主郷原庄兵衛殿、与頭郷原権右衛門殿 堅石町村見百瀬左兵衛方へ差戻	明治4年1月	横切紙・1	687-163
宗門送り一札之事 何御支配所何村御役人誰御印→高遠御支配所古見村名主武田実弥殿、組頭上条九平次殿 古見村作弥妻	明治4年1月	横切紙・1	687-164
宗門送り一札之事 何御藩御支配所何村御役人御印→高遠藩御支配所西洗馬村名主中村三郎治殿、与頭曾根原利兵衛殿 西洗馬村与治右衛門女房	明治4年1月	横切紙・1	687-165
宗門送り一札之事 何御支配所何村御名主誰御印→高遠御支配所小野沢村名主大池忠五郎宛 小野沢村友次郎妻	明治4年1月	横切紙・1	687-167
宗門送り一札之事 何御支配所何村御役人中御印→松本藩御支配所上新村名主土谷八十雄殿、組頭土谷安吉殿 上新村鶴吉妻	明治4年1月	横切紙・1	687-168
人別送り一札 筑摩郡下今井村名主桃井重左衛門、組頭上条重右衛門→高島御支配所諏訪郡下桑原村名主宮坂左久二殿、同小松園右衛門殿 下桑原村宮坂与七弟藤三郎女房 端裏書：朱書「村山七郎右衛門嬢下書」	明治4年2月	横切紙・1	687-166

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-2. 送り状

宗門請取一札之事 何御領何村御役人→高島領南内田村 名主横山忠之丞宛、年寄惣右衛門宛 南内田村久蔵妹ひ こ下今井村誰女房ニ	縦切紙・1	687-156
宗門送り一札之事 何料何郡何村御役人中→松本領安曇 郡柏原村庄屋啓太郎殿、・同与一右衛門殿・伊与治殿・ 吉弥殿 柏原村阿弥陀堂後住ニ（住寺弟子）	横切紙・1	687-157
宗門送り一札之事 何御支配所何郡何村御役人中御印→ 松本藩御支配所安曇郡氷室村名主中野九郎兵衛殿、与頭 中野太一右衛門殿・同保高吉十郎殿 氷室村中野平兵衛 孫、不縁に付差戻	横切紙・1	687-159
逗留請合一札之事 何御領何村御役人御印→松本御領庄 内村庄屋草間又兵衛殿、与頭草間五兵衛殿・同松森嘉左 衛門殿 庄内村久右衛門借家へ逗留願出	横切紙・1	687-160
宗門送り一札之事 御預所何郡何村御役人中御印→松本 町大名主大輪伝右衛門殿・同田中伝左衛門殿 松本中町 条助借家孫吉妻	横切紙・1	687-172
宗門請合一札之事 御預所何村何宗何寺御印→松本町大 名主大輪伝右衛門殿・同田中伝左衛門殿 松本中町条助 借家孫吉妻	横切紙・1	687-173
宗門送り一札之事 何組何村御役人御名印→上野組氷室 村庄屋上島太郎右衛門殿・同治兵衛殿、組頭虎蔵殿・同 吉十郎殿 氷室村作兵衛倅柿次妻	横切紙・1	687-175
人別送り一札之事 御領何村御役人御印→高遠御領分小 野沢村名主小一郎殿、組頭清兵衛殿 小野沢村沢右衛門 女房	横切紙・1	687-176
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→松本御城 下山家小路名主中川市郎兵衛殿 松本町市右衛門借家平 吉養女	横切紙・1	687-178
宗門送一札之事 何組何村御役人中御印→松本和泉町名主 杉浦空助殿 松本和泉町毛兵衛娘かね聳養子	横切紙・1	687-179
宗門寺請一札之事 何組何村何寺御印→松本和泉町御役 人中 松本和泉町毛兵衛娘かね聳養子	横切紙・1	687-180
宗門送一札之事 何御領何村御役人御印形→高遠領針尾村 名主与三右衛門殿、組頭市五郎殿 針尾村国太郎妻	横切紙・1	687-181
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪御領 御分知上和泉村名主又左衛門殿、年寄甚右衛門殿 和泉 村又兵衛妻	横切紙・1	687-182
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御預所小坂 村名主皆右衛門殿、組頭与三郎殿 小坂村善十養子	横切紙・1	687-183
宗門送り一札之事 何御領分何村御役人御印→御預所上 神林村名主元右衛門殿 上神林村音弥娘	横切紙・1	687-184
宗門送一札之案事 何所何村御役人中御印→松本御領宮 淵村御役人中 宮淵村郡藏家内入へ引越	横切紙・1	687-185
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→松本御領 南栗林村庄屋上条忠九郎殿、組頭勘五郎殿 南栗林村吉 兵衛倅今朝吉妻	横切紙・1	687-186
宗門送り一札之事 何組何村御役人衆中御印→松本御城 下町名主植松理左衛門殿・同原助十郎殿 松本町勝甚五 兵衛家内入与助妻	横切紙・1	687-187
宗門送り請取一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪領 南百瀬村年寄万次郎殿、名主百瀬金左衛門殿 南百瀬村	横切紙・1	687-189

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-2. 宗門送り/1-3-2-2. 送り状

三郎右衛門倅早太郎妻			
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→諏訪領北内田村名主源兵衛殿、年寄利兵衛殿 北内田村利兵衛倅皆次郎妻		横切紙・1	687-190
宗門送り一札之事 何御領何村御役人衆中御印→松本小池町林与左衛門殿 松本小池町五番組嘉兵衛妻		横切紙・1	687-191
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪領埴原村名主赤羽七郎治殿、年寄繁右衛門殿・同下里惣右衛門殿 埴桑村新五兵衛養子		横切紙・1	687-192
宗門送り一札之事 何御領何村御役人御印→御料竹田村名主兵右衛門宛 竹田村孫左衛門倅松吉妻		横切紙・1	687-193
不縁宗門送り一札之事 御預所何郡何村御役人御印→松本御領安曇郡二木村庄屋小穴小右衛門殿、与頭嘉十郎殿 二木村吉次郎姉不縁差戻し		横切紙・1	687-194
宗門送り一札之事 何御領何村御役人中御印→諏訪領分知竹淵村名主河西喜右衛門殿、年寄勘次郎殿・同長左衛門殿 竹淵村篠右衛門せがれ代助妻		横切紙・1	687-195
不縁戻り一札之事 御領所下今井村重左衛門(判)→御預所長畝村御名主半兵衛殿 下今井村幸藏姉 包紙あり、包紙表「不縁戻り一札案書、従下今井村」		横切紙・1	691-20
不縁宗門送り一札之事 何御領何村御役人衆中御印→松本御領所二子村名主又右衛門殿、組頭松山儀助殿 「御領何村何宗何寺御判」寺送り文付		横切紙・1	691-22
人別受取一札 何御領何村御役人中御印→諏訪領北熊井村名主赤羽松之進殿、年寄跡治殿 北熊井村金助娘きち 包紙あり、包紙表「人別受取案書、従北熊井村」		縦切紙・1	691-23
不縁送り一札之事 何御領何村御役人御印→松本御領庄内組鎌田村庄屋池田勝十郎殿、組頭善太郎殿 「何宗何寺御判」寺送り文付 包紙あり、包紙表「不縁送下書、従鎌田村」		横切紙・1	691-24
宗門送り一札之事 何領何村御役人中御印→御預所上神林村名主佐五郎殿、与頭吉次郎殿 上神林村豊之助女房	卯年1月	横切紙・1	687-174

1-3-3. 逗留

逗留一札之事 御預所何村名主御印、組頭御印→御預二子御役人中 年期逗留願包紙あり、包紙表「逗留請合案書、二子村」	弘化4年2月	横切紙・1	692-02
逗留請合一札之事 御預所何村御役人衆中御印→松本小池町名主江藤市兵衛殿 年期逗留願包紙あり 包紙表「逗留御請合一札案書、松本町」	嘉永7年10月	横切紙・1	692-15
逗留請合一札之事 御預所下今井村名主茂右衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、百姓代五郎左衛門(判)→松本小池町名主江藤市兵衛殿 年期逗留願(下今井村牧右衛門、妻、メ二人)	嘉永7年11月	横切紙・1	692-14
逗留請合一札之事 御預所下今井村名主茂右衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、百姓代五郎左衛門(判)→松本小池町江藤市兵衛殿 年期逗留願(下今井村牧右衛門、妻、メ二人)	安政2年2月	横切紙・1	692-12
逗留請合一札之事 何々郡何村御役人中御印→筑摩郡今村名主甚兵衛門殿、与頭宇源太殿、百姓代庄左衛門殿、同断次左衛門殿 年期逗留願 包紙あり、包紙表「逗留御請合一札下書、従今村」、伊那県清左衛門分	安政4年11月	横切紙・1	692-11

逗留請合一札之事 御預所竹田村名主富五郎左衛門(判)、与頭次郎右衛門(判)→下今井村名主彦三郎殿、与頭重郎右衛門殿・同伝七殿・同倉治郎殿、百姓代重左衛門殿・同寿太治殿 年期逗留願(牧右衛門并妻子共三人) 包紙あり、包紙表「逗留御請合一札、竹田村」	安政6年1月	横切紙・1	692-07
逗留請合一札之事 上伊那渡戸村名主清右衛門(判)、組頭兵右衛門(判)、年寄喜十郎(判)→松本御預所下今井村御名主彦三郎殿、御組頭十郎右衛門殿・同断伝七殿、御年寄十左衛門殿・同断寿太郎殿 年期逗留願(渡戸村善左衛門倅清左衛門親子三人) 包紙あり、包紙表「逗留請合一札、渡戸村」 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)、より松本御役所宛取次文付	文久2年1月	横切紙・1	692-03
逗留請合一札之事 柳原式部大輔御預所越後国頸城郡針村百姓代市左衛門(判)、組頭茂左衛門(判)、庄屋市郎右衛門(判)→松本御預所下今井村名主彦三郎殿、組頭重郎右衛門殿、百姓代重左衛門殿 年期逗留願(越後国頸城郡針村市四郎) 包紙あり、包紙表「逗留御請合書、柳原式部大輔御預所越後国頸城郡針村市四郎、同村役人中」	文久2年2月	横切紙・1	692-06
逗留請合一札之事 御預所下今井村組頭御印、庄屋御印→松本中町御役人中 年期逗留願(下今井村為吉)	文久2年11月	横切紙・1	692-16
乍恐以書付奉願上候 願人何為吉→村御役人中 年期逗留願(下今井村為吉、妹うめ、ゞ二人) 包紙あり、包紙表「上、下今井村為吉」 筑摩郡下今井村百姓代何右衛門、与頭寿太次、与頭重郎右衛門、名主重左衛門より松本御役所宛取次文付	文久2年	横切紙・1	692-13
乍恐以書付奉願上候 願人為吉→村御役人中 年期逗留願(下今井村為吉、女房とみ)	文久4年2月	横切紙・1	692-17
逗留請合一札之事 高遠御領分古見村名主岡右衛門(判)、与頭徳藏(判)、願人和三郎(判)、組合惣代又右衛門(判)→松本御預所下今井村御名主重左衛門殿、外御役人中 年期逗留願(古見村和三郎、女房さち、子供二人ゞ四人) 包紙あり、包紙表「逗留御請合一札、古見村」	元治1年11月	横切紙・1	692-09
逗留請合一札之事 何御領何村御役人御印→松本御預所竹田村名主兵右衛門殿、組頭治郎右衛門殿 年期逗留願。包紙あり、包紙表「逗留御請合案書、從竹田村」	元治2年1月	横切紙・1	692-08
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人為吉→村御役人中 年期逗留願(下今井村為吉夫婦) 端裏書「為吉逗留書ノ分」	慶応3年2月	横切紙・1	692-01
逗留請合一札之事 何藩御支配所何郡何村御役人中御印→伊那縣塩尻御出張所治下下今井村名主桃井重左衛門殿、外御役人中	明治4年5月	横切紙・1	692-18
逗留請合一札之事 何所何村御役人御印→松本小池町名主林与左衛門殿 年期逗留願	3月	堅切紙・1	692-04
逗留二付請合一札之事 何御領何郡何村御役人中御印→松本御領庄内村名主持井庄左衛門殿、与頭式左衛門殿・同五兵衛殿 年期逗留願 包紙あり 包紙表「逗留請合一札下書、從庄内村」		横切紙・1	692-05
逗留請合一札之事 何御領何郡何村願人誰印、由緒惣代誰印、組合惣代誰印、御役人中御印→松本領筑摩郡下新村御役人中 年期逗留願 包紙あり、包紙表「逗留御請合一札案書、下新村」		横切紙・1	692-10

1-3-4. 増減帳

宗門人別増減帳 筑摩郡下今井村 筑摩郡下今井村与頭式右衛門(判)・同新右衛門(判)、百姓代五郎左衛門(判)・同弥右衛門(判)→松本御役所	天保14年4月	半・1	7
宗門人別増減帳 筑摩郡下今井村 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、組頭重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→松本御役所 「下今井村馬数歳毛御改帳」「出生死失出入人書上帳」「下今井村去来願書拝見証文之下書」、ともに合綴	天保15年3月	半・1	12
宗門人別増減帳 下今井村 筑摩郡下今井村名主茂右衛門、与頭重郎右衛門・同新右衛門・同式左衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門→松本御役所 「下今井村馬数歳毛附御改帳」合綴	弘化3年3月	半・1	22
(宗門人別増減帳) 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→松本御役所 「下今井村馬数歳毛附御改帳」合綴	弘化4年3月	半・1	26
宗門人別増減帳 下今井村 筑摩郡下今井村百姓代弥右衛門・同五郎左衛門、組頭重左衛門・同式左衛門・同新右衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→松本御役所 「下今井村馬数歳毛附御改帳」合綴	嘉永2年3月	半・1	34
宗門人別増減帳 下今井村 下書 筑摩郡下今井村惣役人、名前→松本御役所 「下今井村馬数歳毛附御改帳」合綴	嘉永3年3月	半・1	39
宗門人別増減帳 下今井村 下書 筑摩郡下今井村百姓代、与頭、名主、名前・印→松本御役所 「下今井村馬数歳毛附御改帳」合綴	嘉永4年3月	半・1	44
宗門人別増減帳 下今井村 筑摩郡下今井村百姓代・組頭・名主、名前印→松本御役所 「下今井村馬数歳毛御改帳」合綴	嘉永5年3月	半・1	48
宗門人別増減帳 下今井村 筑摩郡下今井村百姓代・与頭・名主、名前印→松本御役所 「下今井村馬数歳毛御改帳」合綴	嘉永6年3月	半・1	53
宗門人別増減帳 下今井村 筑摩郡下今井村三役人印→松本御役所 「下今井村馬数歳毛御改帳」合綴	安政3年3月	半・1	58
神葬祭人別書上帳 筑摩郡下今井村 信州筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、組頭伝七・同式左衛門・同重郎右衛門、名主茂右衛門→長谷川是非之助殿、細見甚右衛門殿、岡無理弥殿、渡辺幸右衛門殿 「宗門人別増減帳」「下今井村馬数歳毛御改帳」ともに合綴	安政5年3月	半・1	64
宗門人別増減帳 下今井村神葬祭人別御改帳(五册之内四) 筑摩郡下今井村百姓代寿太次・同重左衛門、与頭倉治郎・同伝七・同重郎右衛門、名主彦三郎→松本御役所 「下今井村馬数歳毛御改帳」「神葬祭人別書上帳」ともに合綴	安政7年3月	半・1	73
筑摩郡下今井村宗門人別増減帳 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太治、与頭伝七・同重郎右衛門、名主重左衛門→松本御役所 「(文久三年二月増減)覚」合綴	文久3年3月	美・1	80
筑摩郡下今井村宗門人別増減帳 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、組頭治左衛門・同重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)→松本御役所 「(文久四年二月増減)覚」合綴	文久4年3月	美・1	86
当寅年宗門案書指出覚	寅年3月	横長半・1	87

宗門覚	慶応2年3月	横長半・1	89
筑摩郡下今井村宗門人別増減帳 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、組頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)→松本御役所〔(慶應二年二月増減)覚〕合綴	慶応2年3月	美・1	95
筑摩郡下今井村宗門人別増減帳 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、組頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→松本御役所	慶応3年3月	半・1	104
信州筑摩郡下今井村宗門人別増減御改帳 信州筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、組頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→塩尻御取締御役所	慶応4年4月	半大・1	110
増減御改帳 信州筑摩郡下今井村 信州筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・組頭重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→塩尻御役所	慶応4年4月	半大・1	111
信州筑摩郡下今井村宗門人別増減御改帳 信州筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→伊那縣塩尻御役所	明治2年3月	美・1	114
(宗門人別増減御改帳下書)	(明治2年)3月	横長美・1	119
信州筑摩郡下今井村宗門人別増減御改帳 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太治、与頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→伊那縣塩尻御役所	明治3年7月	美・1	121
信州筑摩郡下今井村宗門人別増減御改帳 筑摩郡下今井村(桜井)百姓代久門・(桜井)同寿太治、(古田)与頭治平・(上条)同重郎、(桃井)名主重左衛門→伊那県塩尻御出張所	明治4年3月	美・1	122
当卯年宗門抜指并本書案書控	卯年3月	横長美・1	97
宗門抜差覚		横長半・1	88

1-3-5. 馬数歳毛附

筑摩郡下今井村馬数歳毛御改帳 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、与頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→松本御役所	慶応2年3月	半大・1	96
信州筑摩郡下今井村馬数歳毛御改帳 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主桃井重左衛門→松本御役所	慶応4年3月	半大・1	115

1-3-6. 戸籍

(区分村名並びに各区戸長副戸長名書上) 梶原景貞 梶原景貞家内戸籍合綴	明治3年	横長半・1	938
四拾区家順番号録 下今井村 袋あり 以下整理番号128号までを本袋に収める 袋表「明治四辛未年、送籍案書入、戸副重九郎」	明治4年6月	横長半・1	123
戸籍覚 桃井藤太	明治4年6月	横長半半・1	124
(御正籍二付婦農請合一札) 銀蔵兄小松門治郎(判)、五人頭須沢源伍(判)→戸長岩垂彦三郎殿、戸副桃井重九郎殿	明治4年7月	堅切紙・1	140

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-6. 戸籍

情願入籍 第四十区控 (第四十区)	明治4年	半大・1	128
入籍願 第四十区戸長 縁組、寄留、出稼等、五綴 袋あり、以下整理番号141号までを本袋に収める 袋表紙「明治四、五年、送籍拭諸書附入袋」	明治4年	半・5	129
入籍(覚) 第四拾区戸長	明治4年	半・1	133
戸籍御規則編製諸表 伊那縣管轄筑摩郡第七区「桃井用」罫紙使用	明治4年	半(罫紙)・1	134
寄留并出稼記 第四十区戸長	明治4年	半・1	135
人別生死出入記	(明治4年)	半・1	136
戸籍遺漏人員請願録 第四大区七小区戸長桃井控	明治4年~6年	半・1	145
第四拾区戸籍改帳 四拾区之内下今井村・古池原新田・野口新田	明治4年	美(罫紙)・1	541
筑摩縣第三十一区戸籍総計 第三十一区戸長桃井重九郎(判)、副長中原周治(判)→筑摩縣參事永山盛輝殿 以下枝番文書と合綴 袋あり、以下整理番号149号までを本袋に収める 袋表「明治六年、末宗門帳老冊、増減帳老冊」 袋紙に紙背文書あり	明治5年1月~6年	半大・1	142-1
寄留証書 筑摩縣管轄筑摩郡第四拾区戸長副中原周治、戸長岩垂彦三郎・桃井重九郎(判)→筑摩縣管轄筑摩郡第三拾六区戸長志村巖殿、戸長小林吉先殿 筑摩縣管轄筑摩郡第四拾区下今井村古田久藏長女ちよ願 包紙あり、包紙表「寄留証書、第四拾区下今井村古田久藏願」	明治5年1月	横切紙・1	149
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡第三拾壹区上今井村組頭南山長平(判)・藤本平五郎(判)・田中裕藏(判)・溝上栄治(判)・戸副名主中原周治(判)・戸長名主桃井重九郎(判)→筑摩縣御役所 入籍願	明治5年3月	横切紙(罫紙)・1	126
筑摩縣管轄第三拾壹区戸籍之二 三拾壹区戸長桃井重九郎・同副中原周治 信濃国筑摩郡下今井村古池原新田野口新田合三ヶ村	明治5年3月	美・1	543
戸籍懸費用目的		半・1	125
戸籍文例		半・1	127
(秋三郎五人組戸籍調) 入書		半・1	130
(筑摩郡今井村諏方明神主梶原景貞家内戸籍)		半大・1	131

1-3-7. 相続

養子譲り証文之事 養父吉藏(判)、仲立仙藏(判)・同断重左衛門(判)→実父清兵衛殿	文政9年12月17日	横切紙・1	909-1
覚 下今井村名主桃井重左衛門→松本御役所 下今井村医師元碩養子伊沢銀三郎の儀、982-11と同内容、但し干支書誤	慶応3年1月	小切紙・3	982-10
済口一札之事 下今井村願人忠右衛門(判)、相手方為弥(判)、立入人祐吉(判)・同断折弥(判)→当村御役人御衆中 当村忠右衛門孫利忠太致死去相続養子致度に付	慶応3年9月	横切継紙・1	960-7
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人重郎右衛門(判)→村役人中 俣喜源太并女房まち、孫かつ、ノ三人持高一切無之に付、別家為仕度候に付願 下今井村役人四名(連署判)より、松本御役所宛取次文付	慶応4年1月	横切紙・1	955-7
覚 下今井村名主桃井重左衛門→松本御役所 下今井村医	慶応4年1月	小切継紙・2	982-11

師元碩養子伊沢銀三郎の儀			
1-3-8. 引取			
乍恐以書付奉願上候 願人茂左衛門→名主桃井重左衛門 殿 覚左衛門娘つや私娘ニ引取申度に付 下今井村村役 人三名より、松本御役所宛取次文付 包紙あり、包紙表 「上、下今井村」	慶応4年4月	横切紙・1	955-8
1-3-9. 出稼人			
(出稼二付鑑札願) 筑摩郡上今井村戸副桃井重九郎(判)、 戸長岩垂彦三郎(判)→伊那県塩尻御出張所 包紙あり 包紙表「上、第四拾区上今井村」	明治4年8月3日	横切紙・1	708
1-3-10. 出家人			
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村紋治郎 銀蔵儀出 家仕候得共、御役所之御許容送籍不仕候に付、願書	明治4年9月	横切紙・1	961-05
1-3-11. 家出人			
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村勝左衛門(判)、百 姓代寿太次(判)、組頭重郎右衛門(判)→松本御役所 勝左衛門倅勝弥行衛相知不申に付	安政7年1月	横切紙・1	734-1
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村勝弥親勝左衛 門(判)、親類惣代折弥(判)、与合惣代忠右衛門(判)、 百姓代重左衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、名主彦三 郎(判)→松本御役所 勝左衛門倅勝弥行衛相知不申に 付	安政7年3月	横切紙・1	734-2
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村勝弥親勝左衛 門、組合惣代折弥、親類惣代忠右衛門、百姓代重左衛門、 組頭重郎右衛門、名主彦三郎→松本御役所 勝左衛門倅 勝弥行衛相知不申に付	安政7年3月	横切紙・1	734-3
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村源喜代親忠右 衛門、組合惣代万治郎(判)、親類惣代勝左衛門(判)、 百姓代重左衛門(判)、与頭重郎右衛門(判)、名主彦三 郎(判)→松本御役所 下今井村忠右衛門倅源喜代家出 仕候に付	文久1年4月	横切紙・1	741-1
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村源喜代親忠右 衛門、組合惣代万治郎、親類惣代勝左衛門、百姓代重左 衛門、与頭伝七、名主彦三郎→松本御役所 下今井村忠 右衛門倅源喜代家出仕候に付、御届書	文久1年4月	横切紙・1	741-2
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村欠落人兄栄蔵、 組合惣代喜野右衛門、親類惣代奥右衛門、百姓代久右衛 門(判)、組頭重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判) ※ ただし(判)は墨引。 下今井村栄蔵弟乙吉家出仕候に付、 届書	文久4年2月	横切紙・1	741-3
乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村惣右衛門女房 さつ爪印、組合惣代伝治郎(判)、親類惣代増蔵(判)、 百姓代久右衛門(判)、組頭治左衛門(判)、名主桃井重 左衛門(判)→松本御役所 下今井村惣右衛門家出届	慶応4年1月	横切紙・1	796
乍恐以書付願上候 筑摩郡下今井村当人親重四郎→塩尻 御役所 重三郎并惣右衛門家出仕候に付除帳・帳外願上 候。端裏書「慶応四辰年改置候役元入用書付、極大事ノ 者ハ無之候」	(慶応4年) 4月	切紙・1	970-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村瀧右衛門女房はた	明治2年5月28日	横切紙・1	709-1

1. 下今井村/1-3. 戸口/1-3-11. 家出人

(判)、組合惣代伝八郎(判)、親類惣代定兵衛(判)、百姓代久右衛門・寿太次、組頭治左衛門・重郎右衛門、名主重左衛門→塩尻御役所 家出除帳願并請書			
乍恐以書付願上候 筑摩郡下今井村滝右衛門女房はま(判)、組合惣代伝八郎(判)、親類惣代定兵衛(判)→塩尻御役所 滝右衛門家出、行衛不知に付除帳願	明治2年5月28日	切紙・1	970-2
乍恐日数奉申上候 筑摩郡下今井村→塩尻御役所 滝右衛門相尋百八十日間申上候に付	明治2年5月29日	小切紙・1	970-3
奉差上御請書 筑摩郡下今井村組合惣代伝八郎、親類惣代定兵衛、百姓代久右衛門・寿太次、組頭治左衛門・重郎右衛門、名主重左衛門→塩尻御役所 百八十日詮議仕候得共、行衛相知不候間、除帳願	明治2年6月10日	横切紙・1	709-3
(家出人相尋儀二付) 山本初五郎倅多十、上条一郎倅初太郎		横切紙・1	961-02

1-3-12. 捨子

差上申御請書之事 三役人連印→塩尻御役所 男子捨子養育請書	明治2年5月12日	小切紙・1	702-2
(捨子引取一件書留包紙) 差紙表「捨子一件書付、明治二巳年五月、書き上げ帳控ニ委敷記」以下、枝番文書を包む	明治2年5月	小切紙・1	702-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、組頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)→塩尻御役所 捨子引取一件書留	明治2年5月	横切紙・1	702-4
詮議覚 下今井村 捨子一件	5月	小切紙・1	996-02

1-3-13. 死亡人

乍恐以書付御届奉申上候 信州筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭伝七・同重郎右衛門、名主重左衛門→松本御役所 乞食鉢之男死去仕に付	文久2年6月	横切紙・1	744
覚 信州筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭伝七・同重郎右衛門、名主重左衛門→松本御役所 乞食鉢之男病死致候之旨建札写	6月	横切紙・1	800

1-3-14. 書上

寺号山号宗旨寺格御除地書上帳 信州筑摩郡下今井村信州筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太次(判)、組頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→塩尻御役所 帳間文書あり「寺号・山号案書」	慶応4年3月	半大・1	116
除地人口戸数書上 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→塩尻御役所	明治2年3月	半大・1	120

1-3-15. 大工弟子入

留請合一札之事 何御領何村御役人印→御預所下今井村名主茂右衛門殿、組頭伝七殿、外御役人中 大工弟子入に付難形	安政2年	切紙・1	961-17
--	------	------	--------

1-4. 土地

1-4-1. 検地

見出検地野帳 今井村 奥書「中原姓今井權之助兼貴、書謹之」	元禄2年11月18日	豎半・1	924
元録(ママ)屋敷請調 御検地惣奉行望月監物、御検地大奉行海野源左衛門・同断鈴木治部右衛門、御検地本ノ役池村八太夫・同断太田助太夫、竿手奉行綿内彦五郎・同断渡利弥右衛門、安内之者(庄屋新助以下十名連署名)	元禄3年9月	横長半・1	925
元禄三午ノ御検地屋敷書拔帳 桃井重九郎控	(元禄3年)	横長半・1	408
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人七郎右衛門(以下24名連署)→村御役人中 当村鎖川縁へ畑切添仕候に付 下今井村名主茂右衛門以下村役人7名より、松本御役所宛取次文付	嘉永6年10月	横切継紙・1	842-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人→村御役人中 当村鎖川縁へ畑切添仕候に付 下今井村名主茂右衛門以下村役人7名より、松本御役所宛取次文付	嘉永6年10月	横切紙・1	842-2
御繩張野帳 下今井村控	嘉永6年11月	横長半半・1	617-01
乍恐以書付奉申上候 水役人七郎右衛門・伝七・名前一同、惣代同一同、判頭改同一同、役人同一同→上条奥一殿、辻喜太夫殿、荒川右衛門太殿	嘉永6年11月	小切継紙・1	617-02
切添切開畑小前帳 下今井村	嘉永6年11月	横長半大・1	621
御検地ニ附賄入用覚帳 下今井村役人惣代 袋あり 以下整理番号625番までおさめる 袋表紙「御検地掛帳入袋、安政四年丁巳年十月、下今井村重左衛門属」	安政4年10月2日	横長半・1	615
御検地ニ付賄入用覚帳 下今井村役人惣代	安政4年10月2日	横長美・1	616
御検地諸掛り諸事書留帳 下今井村重左衛門控	安政4年10月2日	横長半・1	620
信濃国筑摩郡今井村下分新田検地帳 松平丹波守家来 検地役人渡辺幸右衛門、同勘定役人辻栄一郎、同下役辻喜太夫・同下役三輪幸七・同下役森友左衛門、案内茂右衛門・同重郎右衛門・同式右衛門・同重左衛門・同伝七	安政4年10月	美・1	416
御検地野帳 筑摩郡下今井村	安政4年10月	横長美半・1	618
御検地野帳 下今井村控	安政4年10月	横長美半・1	619
下今井村検地野帳	安政4年10月	横長半・1	622
切開畑内見地位書上帳 筑摩郡下今井村	安政4年10月	横長半・1	623
地所調入用控帳 下今井村役元	文久2年8月	横長美・1	407
下分田畑所持之控 桃井藤太控	明治2年9月	横長半・1	409
乍恐以書付奉御伺候 今井組下今井村名主重九郎(判)→伊那県塩尻御出張所 除地目録	明治4年4月	横切紙・1	890-1
乍恐以書付奉御伺候 今井組下今井村名主重九郎→伊那県塩尻御出張所 除地目録	明治4年4月	横切紙・1	890-2
取替申規定証文之事 本人塩原実治・同断塩原喜司、立入人桃井重九郎、親類新倉伝内→小池利平殿 検地被仰付候に付	明治4年9月	横切継紙・1	955-4
検地清野帳 西耕地・南耕地	明治5年1月17日	横長美半・1	642

1. 下今井村/1-4. 土地/1-4-1. 検地

おほへ 綿新 (地積調) 絵図 覚 (某覚) 覚 (某覚)	10月5日	切継紙・1 横長美・1 切紙・2 切継紙・1 切紙・1 切継紙・1 切紙・1	625-01 415 624 625-02 625-03 625-04 625-05
---	-------	--	--

1-4-2. 反別帳・名寄帳

田畑屋敷高反別帳 表紙「久兵衛」 天保五年ノ御検地名寄帳 桃井重左衛門 田畑屋舗名寄帳 北耕地奥右衛門 高反別帳 須沢角重 新田高反別取調書 岩垂村外七ヶ村役人→塩尻出張所 難形 (高反別記) 桃井十九郎 (下今井村高反別書上) (桃井控)	天保5年 天保11年8月吉日 明治3年8月 明治4年9月28日 明治4年 11月	横長半半・1 横長半・1 横長半半・1 横長半半・1 半・1 切紙・1 横長半・1	420 419 637 640 262 608-03 993-02
---	---	---	---

1-4-3. 新田

古見原新開一件入用帳 →御出役様、西川曾右衛門様、 加藤弥作様 表紙「安政三年九月廿一日昼ヨリ廿二日昼 迄正覚院、同夕ヨリ廿三日・廿四日・廿五日・廿六 日・廿七日朝、重左衛門方」御出役様、西川曾右衛門様、 加藤弥作様」	安政3年9月	横長半・1	417
御預役所ヨリ古見原開発ニ付被下銭配当控 下今井村 役元	安政3年12月22日	横長美・1	418
古見原御竿請願書控 名主桃井重九郎 筑摩郡今井組 今井村組頭長平(判)・同栄治・同平吾、名主周治(判)、 下今井村百姓代久内(判)・同寿太次(判)、組頭治平 (判)・同重郎(判)、名主重九郎(判)→伊那縣塩尻御 出張所 他、書付一通含む	明治4年2月15日	半・1	651
(河開懇取調控) 「辛未十一月廿七日役人并惣代立会」	辛未年11月27日	横長半・1	410

1-4-4. 荒地

乍恐以書付御届奉申上候 筑摩郡下今井村百姓代久右衛 門・同寿太次、組頭次左衛門・同重郎右衛門、長百姓今 井忠左衛門、名主桃井重左衛門→塩尻御役所 田畑損亡 并普請所流失ニ付書上	慶応4年6月	横切紙・1	576
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組下今井村百姓代久右 衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重 左衛門→伊那縣塩尻御出張所 鎖川筋滴水石入川成候ニ 付御見分願	明治3年8月	小切紙・1	575
辰年荒地地下見之節帳 (川欠地書上)	辰年	横長美・1 横長美・1	171 413

乍恐以口上書奉申上候 (今井村惣代重左衛門、小俣村同源次郎) 荒地の儀に付		横切紙・1	770-31
---------------------------------------	--	-------	--------

1-4-5. 売買

地所替為取替証文之事 下今井村菊太郎(判)、立入人伝八郎→同村重左衛門殿 屋敷替えのため	嘉永5年4月	横切継紙・1	835
請取書之事 上今井村売主増左衛門(判)、同所受人音右衛門(判)→下今井村新助殿	安政5年5月28日	横切紙・1	729-2
家売渡証文之事 上今井村売主増左衛門(判)、同所受人音右衛門(判)→下今井村新助殿 追書「前書之通り無御座候、已上、証人宝輪寺」	安政5年5月	横切紙・1	729-1
古見原神戸新田分買請坪数改帳	明治5年4月4日	横長美半・1	425
為取替規定証文之事 林一所売渡候に付		横切紙・1	955-3

1-4-6. 譲渡

譲渡申林之事 上今井村本人半左衛門(判)、受人縫次郎(判)・同断久兵衛(判)→下今井村重左衛門殿 裏書「名主平兵衛(判)、表書之通相違無之候、以上」	天保6年12月	横切紙・1	609-02
譲り渡シ申芝地証文之事 下今井村百姓代 一、与頭 一、惣代 一、一 雛型	天保14年3月	横切紙・1	609-01
譲渡申林証文之事 上今井音右衛門(判)、受人浅吉(判)→下今井村重左衛門殿 以下枝番号6番まで四通綴紐	文久2年12月	横切紙・1	609-03
地所譲渡シ証文之事 譲主村山義文治(判)、請人村山治八・同断村山儀太郎→小又村上条伝作殿	明治5年3月	横切紙・1	609-04

1-4-7. 林野

古見分林帳 下今井村重左衛門控 (風祭ノ時払木)	天保11年11月 (明治3年7月晦日)	横長半半・1 小切紙・1	422 971-11
下今井林坪改帳	明治4年8月17日	横長美半・1	424
林坪金割賦帳	明治4年8月	横長美半・1	421
赤坂松木代附		横長美・1	678

1-4-8. 絵図

嘉永六年十一月下今井村西堰分見図 (村耕地絵図二付) 五郎(分) (桃井控) 美濃紙絵図 (一枚)・地券耕地絵図 (二度分)・古見原絵図、など勘定	嘉永6年11月 明治7年2月28日	横切継紙・1 小切継紙・1	842-4 989-02-07
覚 (桃井控) 林耕地絵図、地券絵図などメ (御役所へ絵図面差上二付) 上名主→下御名主様	明治7年2月28日 5月8日	小切折紙・1 小切紙・1	989-02-08 981-06

1-4-9. 除地

除地 諸木取調書上 今井組下今井村百姓代久右衛門(判)・同寿太治(判)、与頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)→伊那県塩尻御出張所 帳間文書四通あり	明治4年1月	豎半・1	943-1
--	--------	------	-------

1. 下今井村/1-4. 土地/1-4-9. 除地

上 今井組下今井村百姓代久右衛門・同寿太治、与頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→伊那県塩尻御出張所 除地諸木取調書	明治4年1月	豎半・1	943-2
産土社旧来ヨリ修覆始末書上控 右村（信濃国筑摩郡下今井村）百姓代桜井久内・同桜井寿太次、組頭村山七郎・同古田治平、名主桃井重九郎→伊那県塩尻御出張所 除地原記御尋に付 答書文書帳間にあり	明治4年8月	豎半・1	942-1
除地取調書上 今井組下今井村百姓代桜井寿太治・同桜井久内、与頭村山七郎・同古田治平、名主桃井重九郎→伊那県塩尻御出張所	明治4年10月13日	豎半・1	943-4
（除地取調書上） 筑摩郡下今井村副戸長村山七郎（判）・同古田治平（判）、戸長桃井重九郎（判）→筑摩県権令永山盛輝殿	明治6年11月	豎半・1	943-5
乍恐以書付奉願上候 諏訪社境内御除之外地代、木代被御扱下ケ奉願上候に付		豎半・1	943-3
（除地取調書上） 何村三役人連印→伊那県塩尻御出張所 帳間文書二通あり		豎半・1	943-6

1-5. 年貢

1-5-1. 割付・割付状

午年可納御年貢割付之事 嶋村惣左衛門御印、高室安右衛門御印→（信州筑摩郡今井村）名主、与頭 年貢割付状	元禄3年11月	横切継紙・1	710
御割付年々写帳 （名主、惣百姓）	寛延3年10月～宝暦4年10月	美・1	427
御割附写帳 （名主、惣百姓） 表紙「御割賦写帳（宝暦五亥年ヨリ同九年迄五カ年分）名主久右衛門」	宝暦5年～9年	美・1	428
年々御割附写 （名主、惣百姓）	宝暦12年～明和5年	半大・1	429
覚 （名主、組頭、百姓代以下157名連署） 御年貢割付に付村中大小百姓奉拜見候。端裏書「拜見証文難方控書付」	文久2年4月	横切継紙・1	750
乍恐以書付御届奉申上候 竹田村名主平次・小坂村名主幾蔵・古池村名主勘左衛門・今井村重左衛門、右村惣代今井村名主重左衛門・小坂村名主幾蔵 採種産額書上	（元治1年）	横切折紙・1	769
覚 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主重左衛門（判）、以下百姓155名連署判→松本御役所 御年貢御割附状	元治1年	横切継紙・1	792-1
覚 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主桃井重左衛門（判）、以下百姓162名連署判→松本御役所 御年貢御割附状	慶応2年	横切継紙・1	792-2
覚 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門（判）・同寿太次（判）、組頭治左衛門（判）・同重郎右衛門（判）、名主重左衛門（判）、以下百姓163名連署判→松本御役所 御年貢御割附状	慶応3年	横切継紙・1	792-3
辰年御年貢可納割付之事 御取締役所→（信州筑摩郡今井村）名主、組頭、惣百姓 年貢割付状	明治1年11月	横切継紙・1	711
（明治元辰年割付） （桃井重左衛門控） 今井村	明治元年	小切紙・1	972-01
奉差上請取一札之事 筑摩郡今井組岩垂村名主彦三郎	明治4年6月27日	横切紙・1	703

(判)、下今井村名主重九郎(判) →伊那県塩尻御出張所 年貢割付請状			
改 (桃井重左衛門控) 午御年貢可納割付之事、未皆済 目録写、差紙あり「御上納勘定」	明治4年	小切継紙・1	972-02
去未国役金割賦帳 今井村下分役元	明治5年11月	横長美・1	183
覚 年貢割付状前文書留控		竖切紙・1	712
(今井村割付書付) (桃井重左衛門)		小切継紙・1	982-13

1-5-2. 勘定目録

年貢勘定目録(断簡) 同一文書剥離	元禄8年1月30日	横切紙・1	606-87-01
年貢勘定目録(断簡) 七郎兵衛、五郎右衛門 同一文 書剥離	元禄8年3月8日	横切紙・1	606-87-02
去亥御年貢皆済并古見年貢林年貢等納方覚 下今井村 名主重左衛門	元治1年7月3日	横長美・1	172
倉次郎殿勘定覚 →倉次郎殿 年貢勘定目録	寅年	横長半・1	964-20
年貢勘定目録 七郎兵衛、五郎右衛門 同一文書剥離		竖切紙・1	606-87-03
(某覚) 米割分		横長半・1	964-21

1-5-3. 皆済目録

皆済目録之事 岩垂村名主仁左衛門(判) →下今井村地庄 屋重左衛門殿 当丑ノ御年貢初	嘉永6年12月	横切紙・1	817-1
皆済目録之事 岩垂村名主平八(判) →下今井村地庄屋重 左衛門殿 当戌ノ御年貢初	文久2年12月	竖切紙・1	817-2
皆済目録之事 岩垂村名主平八(判) →下今井村地庄屋治 左衛門殿 当亥ノ御年貢	文久3年12月	竖切紙・1	817-3
子御年貢皆済目録之事 岩垂邑名主吉兵衛(判) →下今 井邑地庄屋重左衛門殿 丑御年貢	元治1年12月	竖切紙・1	817-4
丑御年貢皆済目録之事 岩垂村名主忠左衛門(判) →下 今井村地庄屋重左衛門殿 寅御年貢	慶応1年12月	竖切紙・1	817-5
皆済目録之事 岩垂村名主政三郎(判) →下今井村地庄屋 重左衛門殿 当寅御年貢	慶応2年12月	竖切紙・1	817-6
(皆済目録包紙)	慶応2年~明治2年	包紙・4	955-9
皆済目録之事 岩垂村名主忠左衛門(判) →下今井村地庄 屋桃井重左衛門殿 当卯御年貢	慶応3年	竖切紙・1	817-9
皆済目録之事 岩垂村名主政三郎(判) →下今井村地庄屋 桃井重左衛門殿 当辰御年貢初子	明治1年12月	竖切紙・1	817-8
皆済目録之事 岩垂村名主 →下今井村御名主重左衛門殿 当巳御年貢	3月	竖切紙・1	817-7

1-5-4. 助郷

筑摩郡廿一ヶ村本山・洗馬両宿大助郷觸当 諸伝右衛 門、萩彦次郎、井三十郎、稲伊賀、松美濃、高伊勢、→ 本山町・洗馬町問屋・年寄、右宿助郷村々名主・百姓 名主吉左衛門控	元禄7年2月	横切継紙・1	215
--	--------	--------	-----

伝馬定勤觸当帳 下今井村	弘化5年3月	横長美・1	259
乍恐以書付奉願上候 松平丹波守御預所信州筑摩郡今井村・小俣村・今村・大門村・平出村・床尾村・日出塩村・牧野村、右八ヶ村惣代大門村年寄七左衛門印、今村同次郎左衛門印→道中御奉行所様 助郷休役願に付	嘉永3年3月	横切継紙・1	833
人馬平均・諸雑用・追割八ヶ割共ノ辻帳 下今井村重左衛門控	嘉永6年11月	横長美・1	214
差入申一札之事 牧野村名主勘之丞、組頭、百姓代→助郷村々御役人中 宿付助郷に付一札差入	嘉永6年11月	横切紙・1	838
和宮様御下向ニ付御請書 (松平丹波守御預所中山道洗馬宿二名、同本山宿四名、右在宿助郷惣代同人預所信州筑摩郡二名、内藤駿河守領分同州同郡惣代一名、署名) →道中御拭御役人中様 下今井村名主重左衛門控雛形	文久1年10月4日	半・1	257
助郷人馬觸当帳 下今井村名主重左衛門	文久3年1月吉日	横長美・1	212
乍恐以書付奉歎願候 洗馬宿同屋伝左衛門、百姓代八十郎、本山宿問屋駄助、助郷八ヶ村惣代右左衛門、宇源太洗馬・本山・助郷八ヶ村二而ハ人馬不足に付、300人以上辞退歎願書	文久3年3月	横切紙・1	756
人馬平均諸雑用其外ノ辻書拔 惣代今井村控写	文久3年11月	横長美・1	213
乍恐以書付奉申上候 右兩宿助郷八ヶ村今井村名主忠左衛門・同名主重左衛門(判)、小俣村名主玄九郎、今村組頭右源太、大門村百姓代庄右衛門(判)、平出村名主滋右衛門(判)、床尾村名主吉左衛門、牧野村与頭庄左衛門、日出塩村与頭伝左衛門→松本御役所 助郷免除願	文久4年1月	横切継紙・1	764
差出申書面之事 村井町村役人惣代庄屋久左衛門、郷原町村役人惣代庄屋徳右衛門、堅石町村役人惣代庄屋市左衛門→助郷組合御役人中	文久4年1月	切紙・1	986-01
和宮様御下向ニ付出府并越後御印状持参調帳 助郷廿壱ヶ村控・年番今井村控	文久4年	横長美・1	228
今井村人馬取調書帳	明治1年11月	横長美・1	578
乍恐以書付奉願上候 中山道本山洗馬兩宿助郷今井村(以下十七村)、右拾八ヶ村惣代今井村名主今井忠左衛門(以下三名署名) →塩尻御取締御役所 代助郷許可願	明治1年11月	横切紙・1	865
洗馬宿参着寄人足之覚 上役元→下御名主様	明治2年1月3日	横切継紙・1	973-02
(送付状) 藤兵衛・治郎右衛門・伝左衛門→本洗馬村、岩垂村、小曾部村・西洗馬村・小野沢村・針尾村・古見村・今井村・今村・小又村、右村々名主中様 包紙あり、包紙「明治二年己年伝馬触并ニ川除繩張書付入」 紙背に辰五月駅通御役所より宿助郷組替勤めるべき触書写あり	(明治2年) 1月7日	横折紙・1	973-01
洗馬宿参着寄人足之覚 洗馬宿百瀬伝一郎・志村勘之丞・伝左衛門・治郎右衛門→右村之御名主衆中様 伝馬人足割付触写	(明治2年) 1月25日	小切継紙・1	973-03
追書 洗馬詰伝左衛門(判)・治郎右衛門(判) →右村々御名主中様	(明治2年) 2月3日	小切継紙・1	973-04
(依頼状) 伝左衛門→桃井十左衛門 旧定助郷十八ヶ村のうち十ヶ村へ大急ぎ相談したい旨之書状を伝え直さんと出立を依頼	(明治2年) 3月8日	横切紙・1	973-06
乍恐以書付奉歎願候 筑摩郡今井村名主忠左衛門(判)・同重左衛門(判)、小俣村名主邦八郎(判)、床尾村百姓代伴右衛門(判)、平出村組頭甚兵衛(判)、大川	明治2年3月	半・1	293

村百姓代庄右衛門(判)→塩尻御取締御役所 本山宿助郷勤方困窮ニ付願書			
水揚(覚) 「人足三十四人、俵十六、酒三升、三ツ井」	(明治2年) 4月26日	横折紙・1	973-07
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡古池原新田名主利右衛門→塩尻御役所 重左右衛門古池原新田	明治2年4月	小切紙・1	996-05
水揚(覚) 「メ三拾人、酒四升」	(明治2年) 5月1日	小切折紙・1	973-08
水揚 「東組、市場方分、酒五升」	(明治2年) 5月10日	横切紙・1	973-09
覚 「メ二十四名、メ十四俵」	(明治2年) 5月13日	小切折紙・1	973-10
水揚 「メ二十二名、世話役勝五郎・助右衛門、酒二升」	(明治2年) 5月25日	小切折紙・1	973-11
本山宿参着寄人足之覚 上名主→下御名主様 九条左大臣様御供立	(明治2年) 6月17日	横切紙・1	973-12
大口水揚 「メ三十四人」	(明治2年) 7月15日	小切折紙・1	973-13
洗馬宿参着寄人足之覚 上役元→下御名主様	(明治2年) 7月15日	横切紙・1	973-14
正人馬取調賃銀積り書上帳 本山附属九ヶ村:床尾村・平出村・吉田村・小屋村・岩垂村・小曾部村・今井村・小野沢村・目出塩村、洗馬宿附属九ヶ村:牧野村・本洗馬村・西洗馬村・針尾村・古見村・今村・小俣村・大門村・野村 下今井村名主重左衛門控	明治2年7月	横長半・1	218
洗馬本山両宿助郷規則控 下今井村 (本山宿附属八ヶ村役人十一名連名、洗馬宿附属九ヶ村九名署名)	明治2年8月	半・1	217
覚 「メ十三俵、なわ八わ、酒八升」	(明治2年) 9月11日	小切折紙・1	973-15
(包紙) (桃井) 包紙「役元向書付紙入より出し」紙背あり	(明治2年) 9月18日	小切紙・1	996-09
洗馬宿参着寄人足 上役元→下御役元様 千種殿御供立	明治2年10月24日	横切紙・1	973-16
覚 人足調分入用書付間違消し	(明治2年)	小切折紙・1	973-05
大急廻状 吉田村武兵衛、本洗馬村新九郎、床尾村吉左衛門→小屋村・小俣村・今村・今井村・古見村・針尾村・小野沢村・西洗馬村・小曾部村・岩垂村・本洗馬村、右村々御名主中様 人馬勤方割に付、出勤依頼	(明治2年)	小切紙・1	996-07
差上申一札之事 筑摩郡上今井村割役七人・惣代十一人・村役人八人・立入二人→塩尻御取締御役所 助人馬賃銀割のみに	(明治2年)	小切紙・1	996-08
中山道本山宿附属御請印帳并洗馬宿分記 (信州筑摩郡伊奈縣支配塩尻附洗馬宿五ヶ村十五名連名) 下今井村控 「洗馬宿附属御請印帳」	明治3年1月	横長半・1	219
(中山道本山宿助郷勤二付書上) 写 伊那縣塩尻御支配所信州筑摩郡下今井村与頭溝上治右衛門・与頭横山秀之助・同藤本平助・南山長兵衛、名主今井忠左衛門、百姓代桜井久右衛門・同桜井寿太治、与頭古田治左衛門・同上条重郎右衛門、名主桃井重左衛門→伊那縣塩尻御出張所 「御触書写(今般御一新に付而ハ宿助郷共組替被仰付傾向)」合綴	明治3年11月12日	半・1	291
(洗馬宿参着寄人馬之覚)	亥年3月17日	横長美・1	244
御下向之節人馬賄銀雇替其外諸雜費入用帳 下今井村名主重左衛門控雛形		半・1	256
助郷勤高 桃井 近隣村石高書付		小切折紙・1	993-01

1-5-5. 定免

乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村役人惣代百姓代小兵衛、組頭重左衛門→松本御役所 今度定免御切替に付願書	嘉永2年2月	横切紙・1	832
乍恐以書付奉願上候 信州筑摩郡今井村百姓代左藏(判)、与頭重左衛門(判)、名主品之丞(判)→松本御役所 今般定免切替儀、増米被仰付候に付	嘉永7年1月	横切紙・1	845
筑摩郡下今井村定免願書 今井組下今井村百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→塩尻御役所 「質屋、水車、鉄炮、紺屋運上冥加繼年季願書」「演説書取」「何郡何村定免願書 下今井村控(雛形)」合綴	明治2年7月	半・1	173
定免繼年季願書 今井組上今井村組頭藤本平吾、名主中原周治、下今井村組頭古田治平、名主桃井重九郎→筑摩縣御役所 帳間文書「質稼繼年季願書下書」	明治5年2月9日	半・1	175
定免繼年季願書 筑摩郡下今井村百姓代桃井久内(判)・同寿太次(判)、組頭古田治平(判)・村山七郎(判)、名主桃井重九郎(判)→筑摩縣御役所	明治5年2月	半・1	174

1-5-6. 上納

覚 下今井村百姓代五郎左衛門・同弥次右衛門・同藤右衛門、組頭庄左衛門・同忠次郎・同孫左衛門・同吉左衛門、名主三左衛門→松本御役所 御年貢上納請書裏書「表書之金八拾五兩永三拾五文貳分三厘、去戌御年貢其外納方上納皆済之処相違之無候、以上、亥三月、権田外左衛門(判)、成瀬由兵衛(判)、殿村寿右衛門(判)、樋口仲右衛門(判)」	寛政3年3月	横切継紙・1	793-1
覚 下今井村百姓代五郎左衛門・同弥次右衛門・同藤右衛門、与頭同孫左衛門・同吉左衛門・庄左衛門・同忠次郎、名主三左衛門→松本御役所 御年貢上納請書裏書「表書之金百拾兩壹分永九拾四文四分三厘、去亥御年貢其外納方上納皆済之処相違之無候、以上、子三月、成瀬由兵衛(判)殿村寿右衛門(判)、吉村弥忠衛門(判)、樋口仲右衛門(判)、西川笹四郎(判)」	寛政4年3月	横切継紙・1	793-2
覚 下今井村百姓代弥次右衛門・同五郎左衛門・同藤右衛門、組頭庄左衛門、名主三左衛門→松本御役所 御年貢上納請書裏書「表書之金百貳拾兩貳分永百六拾四文三分三厘、去卯御年貢其外納方上納皆済之処相違之無候、以上、辰三月、殿村寿右衛門(判)、西川笹四郎(判)、安江龍八(判)、関口三郎兵衛(判)中村久米大夫(判)」	寛政8年3月	横切継紙・1	793-3
覚 下今井村百姓代弥次右衛門・同藤右衛門、組頭庄左衛門・同平右衛門(判)・同次右衛門(判)・同七郎右衛門(判)、名主五郎左衛門(判)→松本御役所 御年貢上納請書裏書「表書之金百五拾四兩壹分永貳百拾貳文三厘、去申御年貢其外納方上納皆済之処相違之無候、以上、子三月、西川笹四郎(判)、安江龍八(判)、石樽妻右衛門(判)岡村音次郎(判)、朝比奈紋藏(判)」	享和1年3月	横切継紙・1	793-4
金子借用申証文之事 北熊井村年寄角兵衛・年寄仁兵衛、名主勘右衛門・名主惣助→松本御預所今井村重左衛門上納金に差支候に付、御貸被下只今儘請取候に付	文政10年7月	横切継紙・1	820-2
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人重左衛門→村御役人中 諏訪御領分北熊野井村役人御上納金差支に付、金三十兩貸遣候処返金不致に付訴	天保11年10月	横切継紙・1	820-1
御冥加献上人別帳 筑摩郡下今井村名主茂右衛門(判)、与頭重郎右衛門(判)・同新左衛門(判)・同式左衛門	弘化5年3月	横長半・1	680

(判)・重左衛門(判)・伝七(判)、百姓代五郎左衛門 (判)・同弥右衛門(判)→松本御役所			
御上納金取立帳 下今井村名主茂右衛門	嘉永5年10月吉日	横長美・1	401
御上納金取立帳 下今井村名主茂右衛門	嘉永6年10月吉日	横長美・1	402
御上納金取立帳 下今井村名主茂右衛門	安政3年10月吉日	横長美・1	403
覚(年貢上納) (信州筑摩郡古池原新田)組頭藤右衛門、 名主心添重左衛門、名主九郎右衛門→松本御役所 裏書 皆済状付裏書「表書之金三両二分永七拾六文九分去午御 年貢其外納方上納皆済之處相違無之候、以上、未九月、 石樽妻右衛門印、林宅兵衛印、西川曾右衛門印、樋口沖 右衛門印」	安政6年9月	横切継紙・1	698
御上納金取立帳 下今井村名主彦三郎	万延1年10月吉日	横長美・1	406
御上納金取立帳 下今井村名主彦三郎	文久1年10月吉日	横長美・1	404
御上納金取立帳 下今井村名主重左衛門	文久3年10月吉日	横長美・1	405
請取申金子之事 松平主水正内南隼太印→信州筑摩郡今井 村諏方明神主榎原伊豆守内神主補闕榎原元碩殿	(慶応1年) 10月5日	横切紙・1	776-1
請取申金子之事 松平主水正内南隼太印→信州筑摩郡今井 村諏訪明神主榎原伊豆守殿	(慶応1年) 10月5日	横切紙・1	776-2
請取申金子之事 松平主水正内南隼太印→信州筑摩郡西條 村諏方明神主関筑前守倅関日向太郎殿	(慶応1年) 10月5日	横切紙・1	776-3
乍恐以口上書奉歎願候 筑摩郡下今井村桃井重左衛門→ 御出役様 「御用金五十両上納ニテ御聞済被成下置候様 歎願書」	慶応2年	横切継紙・1	777
去寅ノ御年貢四納書留	慶応3年7月2日	横長半・1	675
(村内各組石高書上) (桃井) 年貢高	慶応4年10月10日	小切継紙・1	988-02-03
(辰初納分) (桃井) 石代換算	慶応4年(10月)	小切継紙・1	988-02-01
(辰初納分) (桃井) 割下書二通あり	慶応4年(10月)	小切継紙・2	988-02-02
覚 辰年御年貢金西京へ差立入用	(明治2年) 6月	小切紙・1	971-07
(上納金差引)	(明治2年) 12月20日	小切紙・1	971-09
(贖式分金上納勘定覚)	(明治2年) 12月20日	小切紙・1	971-10
乍恐以書付奉歎願上候 今井村、今村、小俣村、神戸新 田、右四ヶ村惣代 年貢半数延年願に付	明治2年12月	縦(豎)・仮・1	875
租税延年願 上(筑摩郡今井組岩垂村名主岩垂茂右衛門、 上今井村同今井忠左衛門、下今井村同桃井重左衛門、大 池村中村平作・同大池文右衛門・同上条勘左衛門、古池 原新田同塩原利右衛門、小坂村同永田幾蔵・同山口栄助、 竹田村組頭百瀬文五衛門・同唐沢平右衛門、以上全員署 判。)→伊那懸塩尻御出張所	明治3年12月3日	半・1	170
差出申一札之事 塩尻御支配所下今井村名主重左衛門 (判)、与頭治左衛門(判)→高遠藩御支配所岩垂村御名 主文左衛門殿 御上納御延引被成下度願	明治3年12月	横切紙・1	883
覚 小坂村治左衛門、受人儀助→下今井村重左衛門殿 上 納金替金に差支は貳分金百四十九両を預け金札二十五両 の借用証	明治4年1月12日	小切紙・1	990-03
記 古見村正・副戸長(判)→古池原始、征矢野村迄、正 副戸長御中(至急用) 野手山手御上納粉、四月七日ま	明治5年4月5日	小切継紙・1	990-04

1. 下今井村/1-5. 年貢/1-5-6. 上納

でに差送るよう依頼状			
古見村分御上納請取之通 下今井村持	明治5年10月	横長美半・1	193
申ノ貢納皆済分 下今井村・古池原新田	明治5年	小切紙・1	974-05
乍恐以書付奉願上候 今井村神主梶原伊豆守印、名主重左衛門印→松本御役所 寺社御奉行所へ献金相納度に付願書	丑年9月	横切紙・1	776-4
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村神主梶原伊豆守(判) 寺社御奉行所へ上金に付関所手形願上書 今井村百姓代久右衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)、松本御役所宛取次文付	丑年9月	横切紙・1	776-5
乍恐—— 今井村神主梶原伊豆守 寺社御奉行へ上金可仕候に付添翰頂戴願 今井村百姓代久右衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)、松本御役所宛取次文付	丑年9月	小切紙・1	776-7
乍恐以書付奉申上候 今井村神主梶原伊豆守(判)→松本御役所 献金相納御請取書被成下置候に付、帰国届	丑年10月28日	横切紙・1	776-6
租税石代覚 (桃井) 石代相場覚	午年	小切紙・1	993-03
(火之用心并租税初納金ニ付廻状) 塩尻局→今井組村々	10月8日	豎半・1	935
乍恐以書付奉歎願候 当年御年貢二分の一延納願		小切紙・1	971-06
記 今井村 四月～六月上納金渡分		小切紙・1	974-07

1-5-7. 年貢通帳

御年貢通 重左衛門	文政2年10月	横長半半・1	186
御年貢之通 南組弥惣次	天保5年10月	横長美半・1	187
下和田村分御年貢金請取通 今井村納主重左衛門	天保10年3月	横長半半・1	189
御年貢夫錢通 西組伝兵衛	天保13年10月	横長美半・1	190
岩垂分中沢支配御年貢通 桃井重左衛門	自文久2年	横長半半・1	192
御年貢之通 武兵衛	慶応3年10月吉日	横長美半・1	191

1-5-8. 夫錢・夫役

夫錢目録	天保15年11月	横長半・1	177
古見岩垂御年貢夫錢割帳 下今井村	弘化2年12月	横長半・1	396
古見岩垂御年貢夫錢割帳 下今井村	弘化3年12月	横長美・1	397
古見岩垂御年貢夫錢割賦帳 下今井村役元	安政3年12月	横長美・1	398
古見岩垂御年貢夫錢割賦帳 下今井村役元	文久1年12月	横長半・1	399
当亥三納ノ込帳 下今井村名主重左衛門	文久3年12月吉日	横長美・1	392
古見岩垂御年貢夫錢割賦帳 下今井村名主重左衛門控	文久3年12月吉日	横長半・1	400
内藤若狭守様御領分岩垂村出石高歩役金割合帳 会席甚兵衛方	慶応1年11月21日	横長半・1	226
覚 関口温左衛門・西川曾右衛門→下今井村名主・組頭夫錢その他取締御用に付 包紙あり、包紙表「御用先竹	巳年6月10日	小切紙・1	980-14

田村西川曾右衛門より、下今井村名主・組頭宛]			
記 古見耕地村吏→今井村御役人御中 夫銭割合書出覚	12月28日	小切折紙・1	974-14
1-5-9. 兵賦			
乍恐以書付奉嘆願候 (筑摩郡23ヶ村役人惣代) 兵賦 差出之御沙汰難渋に付御宥免願		横切継紙・1	803
1-5-10. 出作割賦			
覚 高遠領岩垂村名主吉兵衛、年寄文左衛門、与頭角右衛門・同嘉右衛門→今井村年寄中 岩垂村へ今井村上下出作高役銭割賦等定	宝永5年12月26日	小切継紙・1	770-29
1-5-11. 掛米請取			
掛米請取帳	文久2年閏8月	横長美・1	636
1-5-12. 畑田成			
差上申一札之事 訴訟方信州筑摩郡今井村惣代名主 (以下村役人5名連署名)、相手方同州同郡古見村惣代名主 (以下村役人3名)・同州同郡小野沢村惣代名主 (二名)・同州同郡針尾村惣代名主 (二名連署名) →飯原芳藏殿畑田成引戻シ居置等分御定候に付	天保6年7月13日	罫紙綴・1	963-02
1-5-13. 納粉			
対談書之事 小俣村寅之丞→梶原伊豆守殿 昨年、今年納粉勝右衛門より相届兼段々延引候に付、借金・証文引き替え対談書	慶応2年12月	横切紙・1	775
1-5-14. 取立			
覚 上名主→下御名主様 北村九兵衛やしき北新切の分	万延1年8月21日	小切紙・1	981-08
(高反別取米書上) 筑摩郡今井組古池原新田名主利右衛門 (判)、百姓代重左衛門 (判)	明治3年8月	半・1	176
初納取立	明治6年10月17日	横長半・1	672
1-5-15. 献金			
献金ニ付御召出し名前覚	嘉永7年12月	横長美・1	255
献金割賦覚	(文久3年)	綴・仮・1	929
1-5-16. 御用金			
差上申済口証文之事 (内藤大和守領分筑摩郡岩垂村訴訟方村役人6名、松平丹波守御預所同郡小俣村神戸新田兼相手村役人7名・今井村相手村役人5名・今井村相手村役人14名、松平丹波守御預所同郡和田村立入人名主九郎兵衛・洗馬宿同断問屋伝左衛門、内藤大和守領分同小曾部村立入人名主源左衛門) →松本御預所 御用金、困殺差滞に付垂村と周辺の村々争いに付	文政11年	横切継紙・1	770-33
上ケ金願 信州筑摩郡下今井村百姓重左衛門	天保13年	半・1	169
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村・今村・小俣村・神	文久3年11月	横切継紙・1	762

1. 下今井村/1-5. 年貢/1-5-16. 御用金

戸新田、右四ヶ村役人惣代今井村与頭久兵衛(判)、小俣村名主甚九郎(判)→高遠御役所様 岩垂村出作分御用金御免候			
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村組頭清蔵、小俣村名主玄九郎→高遠御役所様 御用金の儀、高掛御用金等に付き出来兼ね歎願書	元治1年4月	横切継紙・1	770-21
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡今井村外三ヶ村役人惣代今井村与頭治左衛門、小俣村同五郎左衛門→高遠御役所様 御用金披免度被下置度に付願上書	元治1年4月	横切紙・1	770-23
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村外三ヶ村惣代与頭治左衛門、小俣村与頭五郎左衛門→高遠御役所様 御用金の儀、御日延奉願上候に付	元治1年5月	横切紙・1	770-20
高遠御用金一件御役所被仰聞答申上書留 名主重左衛門	元治1年6月11日	半・1	631
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門、小俣村組頭源次郎→高遠御役所様 御用金披免度被下置度に付	元治1年6月	横切継紙・1	770-02
乍恐以書付奉歎訴候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門、小俣村組頭源次郎→高遠御役所様 御用金の儀、披免度被下置度願御聞濟不相成願書願下帰村候願書	元治1年6月	横切継紙・1	770-10
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村与頭久兵衛、今村百姓代庄右衛門→松本御役所 高遠御用金の儀に付、今井村名主重左衛門、小俣村与頭源次郎惣代に当十四日出立願	元治1年6月	横切紙・1	770-15
(乍恐以書付奉申上候) 下今井村名主重左衛門(判)※但し(判)に墨引 →高遠御役所様 御用金の儀、地所差出候様被仰候に付	(元治1年7月12日)	縦切紙・1	770-06
(乍恐以書付奉申上候) 今井村惣代名主重左衛門印→高遠御役所様 御用金の儀、地所差出無之而者不相成御法に御座候に付 小切紙差紙4紙あり	(元治1年7月12日)	縦切紙・2	770-19
(乍恐以書付奉申上候) 今井村惣代重左衛門→高遠御役所様 御用金の儀、地所差出無之而者不相濟御大法に御座候伺書	(元治1年7月12日)	縦切紙・1	770-26
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門、小俣村与頭源次郎→高遠御役所様 御用金の儀、諸事不行届致方無により諸願書御返翰願	元治1年7月	横切紙・1	770-05
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門、小俣村組頭源次郎→高遠御役所様 御用金の儀、諸事不行届致方無に付是迄之諸願書御返翰願	元治1年7月	横切紙・1	770-07
乍恐以口上書奉申上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門(判)、小俣村組頭源次郎(判)→高遠御役所様 御用金の儀、勝手に荒し地にいたし候もの四ヶ村の内に一人も無御座候に付	元治1年7月	横切継紙・1	770-08
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門(判)、小俣村同断源次郎(判)→高遠御役所様 御用金益後迄御日延仕度に付包紙あり 包紙表「上、今井・小俣村」	元治1年7月	横切紙・1	770-09
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門、小俣村組頭源次郎→高遠御役所様 御用金の儀二付、帰村被仰付下置候様願上候	元治1年7月	横切継紙・1	770-11
乍恐以書付御答奉申上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門、小俣村組頭源次郎→高遠御役所様 御用金の儀、御用金岩垂村より出金可致候様申越候に付、当御役	元治1年7月	横切継紙・1	770-13

所様へ蒙赦免度願申出候願書の御答			
乍恐以口上書奉願上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門、小俣村与頭源次郎→高遠御役所様 御用金の儀、勝手に荒し地にいたし候もの四ヶ村の内に一人も無御座候に付書面等返還願	元治1年7月	横切継紙・1	770-14
差上申一札之事 今村・小俣村・神戸新田・今井村右四ヶ村惣代今井村名主十左衛門、小俣村組頭源次郎→高遠御役所様 御用金についての書面御下ヶ渡しの願書	元治1年7月	横切紙・1	770-17
差上申一札之事 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門(判)、小俣村組頭源次郎(判)→高遠御役所様 御用金の儀、諸願書御下ヶ被下置候様願申上書	元治1年7月	横切紙・1	770-24
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門、小俣村組頭源次郎→高遠御役所様 御用金の儀、一時帰村に付き、日延願	元治1年8月	横切継紙・1	770-03
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡四ヶ村惣代今井村名主重左衛門(判)、小俣村組頭源次郎(判)→高遠御役所様 御用金の儀に付、帰村被仰付下置候様願上書差紙(断簡文書)三紙あり	元治1年8月	横切継紙・1	770-28
乍恐以書付御日延奉願上候 松本御預所今井村外三ヶ村役人惣代今井村組頭久兵衛・同次左衛門、今村組頭宇源太、小俣村名主玄九郎→高遠御役所様 御用金御日延願	元治1年9月	横切継紙・1	770-04
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡三ヶ村惣代玄九郎、久兵衛、治左衛門、宇源太→松本御役所 高割御用金蒙御免度願書 包紙あり、以下枝番31号までを包む 包紙表「重左衛門、小俣村源次郎罷出居候内分、高遠一件願書下夫々書付」包紙、紙背文書あり	元治1年10月	横切紙・1	770-01
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡今井村・小俣村・今村・神戸新田、右四ヶ村惣代今井村名主忠左衛門・同重左衛門、与頭久兵衛・同治左衛門、百姓代文左衛門・同久右衛門、小俣村名主玄九郎、与頭源治郎、百姓代次郎右衛門、今村与頭宇源太、百姓代庄右衛門→松本御役所 高遠様御用金御免願	元治1年11月	横切継紙・1	765
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村組頭従兵衛、小俣村名主甚九郎 御用金の儀、御日延奉願上候に付	元治1年	堅切紙・1	770-16
上金取立帳 下今井村名主重左衛門 「献金名前」、合綴	慶応1年12月	横長美・1	679
乍恐以書付奉願上候 (断簡) 部分のみ、断簡2枚		堅切紙・2	770-18
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村惣代重左衛門、小俣村同断源次郎→高遠御役所様 御用金の儀、御日延奉願上書		横切紙・1	770-22
乍恐以書付御答奉申上候 (筑摩郡今井村・今村・小俣村・神戸新田、右四ヶ村惣代) 御用金を御赦免御願仕候得共、御聞濟難被下置候に付、御答書		横切継紙・1	770-27
乍恐以書附奉歎訴候 (筑摩郡今井村外三ヶ村惣代今井村名主十左衛門、小俣村与頭源二郎) 御用金の儀に付、帰村被仰付下置候様願上書		横切紙・1	770-32
乍恐以書付奉願上候 →高遠藩御役所殿 御用金御免願		小切紙・1	979-09

1-5-17. 歎願

指上ヶ申一札之事 七郎兵衛、五郎右衛門 御皆濟難儀に付	元禄8年3月8日	小切紙・1	606-88
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井村名主品之丞・同茂右	安政5年9月	横切継紙・1	726

1. 下今井村/1-5. 年貢/1-5-17. 歎願

衛門、組頭久兵衛・同重郎右衛門・清兵衛、百姓代忠左衛門・同小兵衛・同文左衛門・同平兵衛、下今井村茂右衛門事名主彦三郎、組頭重郎右衛門・同伝七・同倉次郎、百姓代重左衛門・同寿太次→松本御役所 当年実々不作ニ而、破免御検見入被成下候べく候様願上候差紙(切紙)一紙「立際ニ相成候得共」			
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組上今井村組頭伝兵衛・同忠右衛門・同源右衛門、下今井村百姓代久右衛門・同寿太次・組頭重郎右衛門・名主重左衛門→塩尻御役所「当年儀、誠ニ以之外之違作ナルモ安堵不相成御儀」に付破免検見入願安堵願上書二通	明治2年9月	綴・仮・1	934
乍恐以書付奉歎願上候 筑摩郡下今井村百姓代久右衛門、組頭治左衛門、名主重左衛門→塩尻御役所 三通の歎願綴 当秋田方違作の事、小作人共引方の儀に付大勢にて役元へ願出候に付	明治2年10月17日	綴(堅)・仮・1	876
乍恐以書付奉願上候 今井組今井村名主忠左衛門(判)・同重左衛門(判)→伊那県塩尻御出張所 川荒地御減米に付、下今井村分上今井村高にて御引米の御割付に相成候	明治3年8月10日	横切紙・1	961-03

1-6. 金融

1-6-1. 通貨

差上申御請証文之事 名主——、組頭——、百姓代——、 ——、——、——、→塩尻御役所 金札発行に付請書。 下今井村名主より上今井村・岩垂村宛廻状同綴	明治2年5月	豎半・1	936
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡今井組下今井村百姓代寿太次(判)・同久右衛門(判)、組頭治左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)→伊那県塩尻御役所 全国錢幣有無取調に付返答書	明治3年6月	横切紙・1	696
乍恐以書付奉申上候 今井組上今井村名主周治(判)、下今井村組頭治平(判)、竹田村組頭平雄(判)→伊那県塩尻御出張所 組札製造御尋に付返答書	明治4年2月27日	横切紙・1	700

1-6-2. 講

無盡掛覚帳 桃井重左右衛門	文政2年3月10日	横長半・1	633
無盡掛覚帳 桃井重左右衛門	天保2年1月吉日	横長半大・1	632
無盡拭金書留帳 桃井重左衛門	安政2年1月	横長半・1	627
無盡連名帳	安政3年2月21日	半・1	630
無盡帳終当ニ相成刻候分帳 桃井重左衛門	明治2年9月	横長半・1	628
惣益積金証文帳 会主文左衛門	明治3年10月	横長美・1	166
覚 柳沢曾左衛門(判)→桃井重左衛門様 無尽米御渡し可被下候に付六月・七月・十一月・十一月廿五日分計四通	寅年6月	小切紙・4	958-10
無盡連名記		横長半・1	635

1-6-3. 質地

差上申口証文之事 筑摩郡下今井村訴訟方豊太郎印、相手方同村五兵衛印、差添人百姓代重左衛門印→松本御役所 質地の儀請戻に付	安政5年4月	横切紙・1	856-1
--	--------	-------	-------

差上申済口証文之事 筑摩郡下今井村訴訟方豊太郎、相手方同村五兵衛、同村差添人百姓代重左衛門印→松本御役所 質地の儀請戻に付	安政5年4月	小切紙・1	856-2
差入申一札之事 上今井村本人品の丞(判)、和田村受人八郎右衛門(判)→竹田村五郎左衛門殿、下今井村伊豆守殿・重左衛門殿 質地差入金借用申候に付 包紙あり、以下枝番文書を包む 包紙表「安政六年未年改候分、品の丞証文、先年六ツケ敷きに付改取、夫より地所江入かへ不入用」	安政5年4月	横切紙・1	954-1
(安政六未年正月証文) 高反別、取米等定	安政6年1月	小切紙・1	954-2
(安政六未年正月より壱ヶ年季証文) 「上今井村品の丞地所屋しき際」「地代五十兩也」	(安政6年)	横切紙・1	954-4
質地証文之事 下今井村本人と右衛門(判)、受人利右衛門(判)→当村重左衛門殿 奥書「前書之通、高反別相違無御座候、以上、組頭伝七(判)」	文久3年4月	横切紙・1	957-1
差上申済口証文之事 下今井村願方定吉(判)・同増蔵(判)・組頭差添人治左衛門(判)、上今井村相手方友右衛門(判)・百姓代差添人三郎左衛門(判)、大池村立入人平作(判)→辻喜太夫様、山本留八郎様 質地請戻の儀に付 包紙あり、包紙表「済口証文、東耕地下新田友右衛門へ懸り、質地定吉分」	文久3年12月	横切紙・1	857
済口証文之事 筑摩郡下今井村願人唯右衛門(判)、相手方松右衛門(判)・同断伝次郎(判)→当村名主重左衛門殿外御役人中 質地の儀請戻に付	文久4年1月	横切紙・1	859
質地二付差出証文之事 下今井村本人重左衛門(判)→上今井村品の丞殿 文書全体、署判・宛書墨引	明治2年9月	横切紙・1	954-5
質地証文之事 下今井村本人寿太次(判)、請人と兵衛(判)→同村忠次郎殿 奥書「前書之通、高反別相違無御座候、以上、当村名主重左衛門(判)」	明治3年2月	横切紙・1	956-8
質地証文之事 下今井村本人寿太次(判)、受人重郎次(判)・墨引)→当村清九郎殿 奥書「前書之通、高反別相違無之候、右之地所忠次郎、清九郎寄合質地に付、双方江奥引致置候、以上、午ノ五月、名主重左衛門(判)」	明治3年5月	横切紙・1	956-9
(品の丞屋敷中之疎絵図分)		横切紙・1	954-3

1-6-4. 借金証文

借用申金子之事 下今井村大膳(判)、役人惣代与頭式左衛門(判)、百姓代五郎左衛門(判)→今村与次郎殿 神主家作普請のため	嘉永5年12月	横切紙・1	836
一札 松本御預所下今井村出作惣代役人五郎左衛門(判)・同重郎右衛門(判)・同式左衛門(判)・同重左衛門(判)・同伝七(判)→高遠領古見村名主六郎右衛門殿・同孫次右衛門殿 包紙あり 包紙表「古見分御頼金証文差出し当辰ニ皆済に付請取候御一札」	安政2年	横切紙・1	713
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村組頭重左衛門(判)→松本御役所 洗馬宿大火に付、金十五兩寄付願書 包紙あり、包紙表「上、下今井村」	安政3年9月	横切紙・1	715
借金証文之事 洗馬宿忠助(判)→下今井村御役人中様 火災に付、無利息借用証文	安政3年10月	横切紙・1	717-1
覚 御預所郷日付(判)→下今井村百姓代重左衛門 村々御救金差出候に付、来年より年々初式拾俵宛相渡候	安政4年12月	横切紙・1	719-1
覚 御預所郷日付印→下今井村百姓代重左衛門 村々御救	安政4年12月	横切紙・1	719-2

1. 下今井村/1-6. 金融/1-6-4. 借金証文

金差出候に付本文書枝番号前号文書の控			
借用申金子証文之事 洗馬宿助郷方御宿借主間屋源五左衛門(判)・同見習倅勘之丞(判)→今井村御役人御衆中様 類焼家作普請借入金返済支之為、借入証文	安政5年9月	横切紙・1	717-2
乍恐以書付御届奉申上候 下今井村名主桃井重左衛門→御取締高木此右衛門様、渡辺民左衛門様 八郎右衛門倅九十儀、御廻村之節、御呼出候得共、本人不在に付、日延願書	9月12日	横切紙・1	718

1-6-5. 貸借

覚 上今井平兵衛(判)→下今井村重左衛門殿 包紙あり、以下枝番文書を包む 包紙表「桃井重左衛門様、三村五重兵衛」、役裏印付分の儀に付	文政13年閏3月	小切紙・1	966-1
北組連番控	天保5年3月	横長半・1	674
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人重左衛門(判)→名主三右衛門殿御役人中 下今井村名主三右衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、百姓代五郎左衛門(判)より松本御役所宛取次文付	天保9年4月4日	横切紙・1	824-3
差上申済口御証文之事 筑摩郡下今井村訴訟方重左衛門(判)、名主三右衛門(判)、同郡上今井村忠太郎・直右衛門・吉兵衛・右三人代、相手方忠太郎(判)・同喜重郎(判)、与頭兵左衛門、松本町郷宿立入人友三兵衛(判)→松本御役所 上今井村弥曾兵衛へ金貸渡候処、利銀年々滞候出入済口	天保9年12月	横切紙・1	824-2
差上申済口証文之事 上神林村願人庄三郎、下今井村相手亀二郎、(他14人)、上神林村名主佐左衛門、与頭辰次郎、下今井村名主茂右衛門、与頭式左衛門・同重郎右衛門・同新右衛門、百姓代五郎左衛門・同弥右衛門 上神林村庄三郎より下今井村亀二郎外拾四人并に村役人へ懸質流之分、高積いたし度交渉済口証文	天保15年2月	小切紙・1	825
為取替規定証文之事 (今井村、小野沢村新田、針尾村、古見村、本洗馬村村役人四十名連署名)	弘化2年10月	横長半・1	926
差出申一札之事 下今井村願人富弥(判)、相手吉五郎(判)・同浅蔵(判)→村御役人衆中 嘉吉後家はつ跡式相統儀、質入候田所請戻候様書面御下ヶ被下度に付	嘉永6年3月	横切紙・1	841
覚 (重左衛門控) 当辰より拾ヶ年賦納の儀に付 高遠藩江戸屋敷焼失に付普請金借用式千両返済方手控	安政3年7月	小切紙・1	967-01
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人五兵衛 地所返し呉候様相頼候願書	安政4年3月	小切紙・1	955-1
(済口証文之事) 下今井村訴訟人助右衛門・文次郎・繕九郎・三郎右衛門・平五郎・万兵衛、相手方勝五郎・百合蔵・九兵衛、右村名主彦三郎・組頭重郎右衛門・同伝七、百姓代重左衛門・寿太次、上今井村立入人名主登兵衛(判)→松本御役所 前欠	文久1年5月	横切紙・1	955-2
御貸附拝借証文 信州筑摩郡下今井村拝借人小前惣代吞左衛門(判)、組頭治左衛門(判)・重郎右衛門(判)、百姓代寿太次(判)・同久右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)→松本御役所	慶応3年12月	半・1	258
御貸附金拝借証文 筑摩郡古池原新田拝借人九郎右衛門(判)、名主利右衛門(判)、同心添桃井重左衛門→松本御役所	慶応3年12月	半・1	629
(入用金利子請取) 覚 下今井村役元→小野沢村御役元様 捨子入用金請取覚	(明治2年) 5月	小切紙・1	702-3

乍恐以口上書奉申上候 下今井村兵右衛門事深沢仲重、古田治平→筑摩県御役所 金子借用の儀、不礼金請取候に付	(明治5年) 3月19日	横切紙・1	961-06
覚 岩垂茂右衛門 講料掛金取金差引に付	子年11月26日	小切紙・1	967-06
覚 上役元→下御役元 請取申金子之事	1月18日	小切紙・1	813-2
覚 上今井村名主(判)→下今井村重郎右衛門様 請取申金子之事	10月16日	小切紙・1	813-1
差上申仮規定之事 借金返済の儀、御高割頂戴仕候		切紙・1	961-18

1-6-6. 書入証文

書入申証文之事 下今井村借主唯右衛門(判)、請人重左衛門(判)→御連中 裏書「表書之通、高反別相違無御座候、以上、下今井村役席与頭重郎右衛門(判)」	安政6年11月	横切紙・1	956-2
書入地所証文之事 下今井村本人武兵衛(判)、請人寿太次(判)・同断圓右衛門(判)→御仲間衆中 裏書「表書之通、高反別相違無御座候、以上、下今井村役席与頭重郎右衛門(判)」	万延1年7月29日	横切継紙・1	956-7
書入申証文之事 下今井村借主武助(判)、請人松四郎(判)・同唯右衛門(判)→当村御連中衆中 裏書「表書之通、高反別相違無御座候、以上、下今井村役席与頭重郎右衛門(判)」	万延2年3月	横切紙・1	956-3
書入申証文之事 下今井借主国右衛門(判)、請人唯右衛門(判)→御連中様	文久1年11月	横切紙・1	956-5
借用申証文之事 下今井村借主唯右衛門、請人重左衛門・同断七郎右衛門→御連衆中	文久2年10月	横切紙・1	956-6
書入申証文之事 下今井村本人勝右衛門(判)、請人治左衛門(判)・同断助右衛門→当村御連衆中 奥書「前書之通、高反別相違無御座候、以上、当村名主重左衛門(判)」 個別に包紙あり、包紙表「書き入証文宅通、勝右衛門分」	元治2年3月	横切継紙・1	956-4
書入申証文之事 下今井村預主松四郎(判)、請人藤次郎(判)→当村御連衆中 包紙あり 以下枝番文書全体を包む 包紙表「無尽証文先不入分、寿太次無尽証文五通預り、柘四郎無尽松本分、証文十通」 包紙紙背あり	元治2年4月	横切紙・1	956-1
書入申証文之事 笹下組小俣村本人式三郎(判)、受人名主邦八郎(判)・同断治郎右衛門(判)→今井組下今井村重左衛門殿 金子借用に付 包紙あり、以下枝番文書すべてを包む 包紙表「本洗馬、西洗馬、小俣村外夫々二重二相成調出シ証文、証文二通」	明治3年12月	横切継紙・1	958-01

1-6-7. 請取証書

覚 岩垂村名主忠左衛門(判)→下今井村地庄屋重左衛門殿 御進発金割当受取	慶応1年12月	小切紙・1	988-01-03
請取証書 西信会所為替方(判)→下今井村重左衛門殿 金百両	明治3年5月2日	小切紙・1	959-2
請取証書 西信会所為替方(判)→下今井村重左衛門殿 金六十両	明治3年5月25日	小切紙・1	959-3
請取証書 西信会所為替方(判)→下今井村重左衛門殿 金貳拾五両	明治3年6月3日	小切紙・1	959-4

1. 下今井村/1-6. 金融/1-6-7. 請取証書

記 西信会所(判)→下今井村重左衛門殿 金五十兩請取。 繼紙(罫紙)あり、「右証書之金(中略)、為其証譲り証 ヲ附シ以本証相渡候処如件、明治九年六月廿日、譲り主 桃井重九郎、藤牧督次郎殿」	明治3年6月23日	横切紙・1	959-5
---	-----------	-------	-------

1-7. 用水

1-7-1. 川普請

信州筑摩郡今井村用水路御仕様帳	元文3年10月	半・1	556
(今井村鎖川御普請目論見帳) 桃井久右衛門	元文5年4月	美・1	559
信濃国筑摩郡今井村川除井堰御普請仕未帳 今井村名 主竹左衛門・同五郎左衛門、与頭九兵衛・久左衛門、百 姓代三郎左衛門・同重衛門→松本御役所(樋口茂右衛門 様・中村源七様・山田為右衛門様) 下今井村控	寛延1年11月	美・1	560
信濃国筑摩郡今井村未春川除御普請目論見帳 下今井 村控	宝暦12年11月	美・1	557
(今井村鎖川通川除御普請目論見帳)	寛政2年	美・1	558
上 筑摩郡上神林村差示郡右衛門、百姓代源左衛門・同啓 次郎・同庄次郎、与頭利兵衛・同直十郎・同恒右衛門、 名主元右衛門・同佐五郎、同郡今井村百姓代久右衛門・ 同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門・同忠右衛門・ 同源次郎・同伝兵衛・同源右衛門、名主重左衛門・忠左 衛門 川除普請目論見帳	明治2年3月	美・1	567
上 筑摩郡今井組下今井村百姓代寿多次(判)、組頭治左衛 門(判)・同重郎右衛門(判)、名主重左衛門(判)→服 部東一郎様、山路安兵衛様 鎖川満水ニ付御見分願	明治2年5月	半・1	571
御普請所自普請所区別書上帳 信州筑摩郡今井組今井村 百姓代久右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛 門・同伝兵衛・同源次郎・同忠右衛門・同源右衛門、名 主重左衛門・忠左衛門→塩尻御役所	明治2年10月	半・1	570
上 信州筑摩郡古池原新田名主利右衛門(判)、百姓代重左 衛門(判)→塩尻御役所 御普請所自普請所区別書上御 沙汰ニ付返答書	明治2年10月	半・1	572
乍恐以書付奉申上候 下今井村百姓代久右衛門・同寿太 治、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主重左衛門→塩尻 御役所 堤川除普請、物産に付書上	明治2年	横切紙・1	874
御普請所川除諸入用帳 下今井村役元	明治3年3月	横長美・1	563
覚 下今井村桃次郎(判)・孫之丞(判)→当村御役人衆 中 川除棒代金請取覚	明治3年3月	横切紙・1	579
(川除普請出来形帳) 信州筑摩郡今井村上分組頭伝兵 衛・源次郎・忠右衛門・源右衛門、名主忠左衛門、下分 百姓代久右衛門・同寿太治、組頭次左衛門・重郎右衛門、 名主重左衛門→塩尻御役所	明治3年4月	横長美・1	565
信州筑摩郡今井村巳川除營繕出来形帳 筑摩郡今井組 上今井村伝兵衛・源次郎・忠右衛門、下今井村百姓代久 右衛門・同寿太次、組頭治左衛門・同重郎右衛門、名主 重左衛門→伊那縣塩尻御役所 整理番号568~569号、合 綴表題朱筆「此請書者別紙ニ認メ差上候控」	明治3年6月10日	半・1	568
川除普請諸入用割賦勘定帳 名主桃井重左衛門	明治3年12月	横長美・1	566
信州川除御普請御下ケ金上下仕訳帳 下今井村役元控	明治3年	半・1	569
水揚人足繩俵書留帳 下今井村役元	明治5年4月	横長美・1	179

大川落名前附帳 名主桃井重九郎 表紙「四月廿四日初 り」	明治5年4月	横長美・1	181
乍恐以書付奉願上候 鎖川通川除要請出来に付欠分願 後欠	3月	小切継紙・1	971-05
信州筑摩郡村々川除定式御普請目論見帳 今井村 (川除普請諸入用帳)		美・1	562
乍恐以書付奉願上候 違作に付川除普請延月願		横長美・1	564
覚 川除目論見覚		半・1	573
		横長半・2	580

1-7-2. 水論

御嘆書 松平丹波守御領所信州筑摩郡今井村名主当病二付 当日代兼年寄品之丞訴訟方、内藤大和守領分同州同郡古 見村名主治左衛門、相手方名主九郎右衛門→御奉行所様 用水出入一件并議定書	天保3年5月11日	半・1	655
(一札) 上今井村名主文左衛門、名主心添品之丞、与頭 亀松・同次郎兵衛・同兵左衛門、百姓代忠左衛門・同平 兵衛・同登兵衛→山口又五郎殿、西川清一郎殿 当年余 水有之候とて畑田成いたし候に付	弘化3年5月	切継紙・1	962-01
(一札) 上今井村名主文左衛門、名主心添品之丞、与頭 亀松・同次郎兵衛・同兵左衛門、百姓代忠左衛門・同平 兵衛・同登兵衛→山口又五郎殿、西川清市郎殿 当年余 水有之候とて畑田成いたし候に付	弘化3年5月	横切紙・1	962-02
乍恐以書付奉申上候 松平丹波守御領所信州筑摩郡今井 村役人惣代名主今井忠左衛門・同桃井重左衛門、古池原 新田役人惣代名主利右衛門、野口新田役人惣代与頭忠次 郎→御檢地御奉行様 古池原新田、野口新田用水の儀に 付、取り替え規定証文 以下枝番5号文書迄綴紐 差紙あ り、差紙、慶応二年五月古池原・野口新田江、上新田大 口メ切下より原地江新井筋堰立水引揚節に付云々、	慶応2年5月	横切継紙・1	960-4
乍恐以書付奉申上候 松平丹波守御領所信州筑摩郡今井 村役人惣代名主今井忠左衛門・同桃井重左衛門、古池原 新田役人惣代名主利右衛門、野口新田役人惣代与頭忠次 郎→御檢地御奉行様 古池原新田、野口新田用水の儀に 付、取り替え規定証文	慶応2年5月	横切継紙・1	960-5
畑田成御調二付願書差上候控 筑摩郡今井組下今井村上 分組頭祐藏・同栄吉・同平吾・同長平、名主周治、下分 百姓代久内・同寿太次、組頭七郎・同治平、名主重九郎 →伊那県塩尻御出張所	明治4年8月	縦半・1	962-03
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代桜井久内・ 同桜井寿太次、組頭村山七郎・同古田治郎、桃井重九郎 →筑摩縣御役所 用水の儀、下今井村流末にて難儀罷在 候に付、見分願 「書付」一通同綴	明治5年4月29日	野紙・2	963-16
乍恐以書付奉願上候 水帳引渡シ願書		横切継紙・1	753
為取替規定書之事 今井村より山本村古見耕地へ相掛用 水の儀に付 袋あり 以下枝番文書入る 袋表「明治辛 未年五月改、御役所書付入袋、為心得不用」		野紙・1	961-01

1-8. 寺社

1-8-1. 任免

乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村百姓代五郎左衛門	安政2年4月	横切紙・1	714
---------------------------	--------	-------	-----

1. 下今井村/1-8. 寺社/1-8-1. 任免

(判)、組頭伝七(判)・同重左衛門(判)・同式左衛門(判)・同重郎右衛門(判)、名主茂右衛門(判)→松本御役所 看住実成本住職ニ仕度願書			
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人勝右衛門(判)、組合文五郎(判) 此度善光寺大勧進御用人御家来相統人に相譲り、私儀隠居被仰下度願	明治3年3月	横切紙・1	882
(差上申一札之事写) 小坂村神主免三郎之請書		小切紙・1	971-02

1-8-2. 取調

奉仕社書上 七社大宮司梶原伊豆守→(村役人) 追書「右之通取調候処相違無御座候以上、慶応四年戊辰年三月、信州筑摩郡下今井村百姓代久右衛門(判)・寿太次(判)、組頭治左衛門(判)・組頭重郎右衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)、塩尻御役所」	(慶応4年3月)	豎半・1	933-2
乍恐奉伺候口上書 今井村神主梶原景貞印→伊那県塩尻御出張所 産土社社地内住居の儀に付	(明治1年)	横切継紙・1	921
奉仕社書上 信濃国筑摩郡今井大宮司梶原伊豆守、名主重左衛門・名主忠左衛門、組頭治左衛門・組頭源右衛門→御役所	明治2年1月	豎半・1	933-3
第三拾壹区神社氏子書上帳 (上今井村・下今井村・古池原新田・野口新田、各名主・戸長・神職)→筑摩県御役所	(明治5年2月25日)	豎半・1	933-4
(今井村社社明細書上) 在村社社書上	(明治年間)	横切継紙・1	705
(大小神社取調帳定式) 太政官	辛未年7月	豎半・1	939-2
(本末寺号其外明細帳可差出候事) 筑摩県庁 雛形付	壬申年5月1日	豎半・1	945-3
奉仕社書上 下今井大宮司梶原伊豆守(判)		豎半・1	933-1
管轄内大小神社取調帳定式 塩尻出張所		豎半・1	939-1
本末一派寺院明細帳 何府県管轄何国 雛形		豎半・1	945-2

1-8-3. 検地

諏訪明神社地取調書上二改 筑摩郡第三十一区副戸長村山七郎・同古田治平、戸長桃井重九郎→筑摩県権令永山盛輝殿	明治6年3月17日	横長半・1	950-1
諏訪明神社地分間		横切折紙・1	950-2

1-8-4. 修造・勸化

取定一札之事 松本柿師棟梁富村町孫七(判)→下今井村御役人衆中様 八幡宮御家根葺替に付請負契約書	嘉永1年6月	横切紙・1	830
惣修覆助成帳 無極寺 無極寺	嘉永3年8月	横長半・1	524
善光寺五穀成就二付常夜燈割賦帳 松本町会席扇屋彦助宅	嘉永6年10月	横長半・1	531
覚 下今井村北耕地惣代誰一印、一、一→当村御役人中北耕地西河原山神保久良祠今般建替に付、祠代并酒代請取覚	元治1年8月	横切紙・1	768-1
本堂家根替勸化史 無極寺知事	慶応4年6月	横長美・1	526
本堂再建勸化帳 小俣邑千手山世話人(判)	明治2年4月吉日	半・1	520

上 右村（信濃国筑摩郡下今井村）百姓代桜井久内（判）・同桜井寿太治（判）、組頭村山七郎（判）・同古田治平（判）、名主桃井重九郎（判）→伊那県塩尻御出張所 社寺修覆等の儀に付書上	明治4年8月	豎半・1	942-2
勸法録 秋葉山出役伊東太兵衛・今村孝之進 秋葉山焼失に付勸法。綴本版後欠		豎半・1	523

1-8-5. 奉加・寄進

奉加出金帳 下今井村	文政12年3月	横長半・1	525
宮上京金奉加帳 組頭重郎右衛門（判）・同式左衛門（判）・同重左衛門（判）・同伝七（判） 六月二十五日大宮司（判）書取覚添付	安政3年4月	横長美・1	527
（某記） 和田町和常山無極寺 御本山祖師取越相勤候に付、奉加米代金に替相渡	万延2年1月	横切折紙・1	742-1
覚 遠州周智郡山住熊野権現神主役人篠原信之進（判）・同関武左衛門（判）→今井組惣代下今井村御役人御中 諸堂社大破に付寄付金受取証	年7月20日	豎切紙・1	790
（某記） 無極寺→桃井重左衛門 寄進申入覚	8月6日	小切継紙・1	742-2
（某覚） 無極寺寄進者覚か		小切継紙・1	742-3
賽銭初穂社入取調覚 梶原景貞 帳間文書あり		豎半・1	941

1-8-6. 入用

天王宮建替入用帳 下今井村	嘉永4年4月吉日	横長美・1	530
諏訪明神社抜木賣帳 重左衛門控分	安政6年8月	横長美・1	529
十玉堂再建入用帳 下今井村	文久3年7月	横長美・1	537
十玉堂再建入用帳 下今井村	文久3年7月	横長美・1	538
諏訪明神拝殿御普請入用帳 下今井村	明治6年6月	横長美・1	528

1-8-7. 祭礼

覚 下今井村北耕地惣代誰一、一、一→当村御役人中 端裏書「市場方山神社稲荷様祝に付書付下書」	元治1年8月	小切紙・1	768-2
（年頭祝詞） 鍋屋甚八→上	1月吉日	横折紙・1	985-10
（寺院献立）		半半・1	357

1-8-8. 講・参詣

永代日参護摩施主記 愛宕山福寿院（判） 愛宕山福寿院（木版）	安政2年9月	半・1	522
永代信心講名簿 信州善光寺別当大勧進知事 善光寺（木版）	慶応4年	半・1	521

1-8-9. 内済

内済一札之事 先訴一、一、一、後訴、異見人宝輪寺・同断正覚院→下今井御役元 両寺立入内済一札		小切継紙・1	823-2
--	--	--------	-------

1-9. 伊那県商社

1-9-1. 西信会所

請取申金子之事 西信商社(判)、会計懸(判)→今井村重左衛門殿 金一千両 裏書「表書之通相違無之者也、塩尻商社懸、午三月河内伊那県少属(判)」	明治3年3月	縦紙・1	959-1
印鑑 伊那県商社西信会所→下今井村組合弥右衛門	明治3年5月25日	小切紙・1	985-04
印鑑 伊那県商社西信会所→下今井村伝八郎	明治3年	小切紙・1	985-05

1-10. 交通

1-10-1. 通手形

差上申一札之事 筑摩郡今井村名主重左衛門(判)→贅川宿御番所 筑摩郡下今井村百姓縫之助願出候に付、御関所・御番所通手形	元治1年3月	横切紙・1	220-03
手形之事 筑摩郡今井村名主重左衛門、久右衛門、重郎右衛門→本山口御番所 筑摩郡下今井村賣主清九郎馬賣渡申に付、御関所・御番所通手形	元治1年8月	小切紙・1	220-08
差上申手形之事 信州筑摩郡今井村名主重左衛門(判)、組頭重郎右衛門(判)、百姓代久右衛門(判)→所々御番所 筑摩郡下今井村百姓縫之助高用に付、御関所・御番所通手形	元治1年9月	横切紙・1	220-07
差上申手形之事 筑摩郡今井村名主重左衛門(判)、与頭重郎右衛門(判)、百姓代寿太治(判)→福島御関所 筑摩郡下今井村百姓縫之助願出候に付、御関所・御番所通手形	元治1年11月	横切紙・1	220-02
差上申手形之事 信州筑摩郡松平丹波守御預所今井村名主重左衛門、与頭重郎右衛門、百姓代久右衛門→福島御関所 御関所・御番所通手形 本文書案文のためか、以下枝番文書の包紙となる	元治1年～慶応2	横切紙・1	220-01
差上申手形之事 筑摩郡今井村名主重左衛門(判)、与頭重郎右衛門(判)、百姓代寿太次(判)→福島御関所 筑摩郡下今井村百姓富五郎商用に付、御関所・御番所通手形	元治2年1月	横切紙・1	220-06
宿泊り附帳 下今井村名主十左衛門、組頭十郎右衛門、百姓代久右衛門→宿々問屋衆中様 御関所・御番所通手形	慶応1年8月2日	小切紙・1	220-10
差上申手形之事 信州筑摩郡今井村名主重左衛門(判)、与頭重郎右衛門(判)、百姓代久右衛門(判)→国々御番所 筑摩郡下今井村百姓縫之助商用に付、御関所・御番所通手形	慶応1年9月	横切紙・1	220-05
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人八郎右衛門(判)→名主桃井重左衛門殿・外御役人中 筑摩郡下今井村願人八郎右衛門願出に付、御関所・御番所通手形 筑摩郡今井村百姓代久右衛門(判)、組頭治左衛門(判)、名主桃井重左衛門(判)、より松本御役所宛取次文付、御関所・御番所通手形	慶応2年9月	横切紙・1	220-04
差上申一札之事 信州筑摩郡下今井村名主重左衛門、組頭次左衛門、百姓代久右衛門→道中国々御番所、駒木野御関所 御関所・御番所通手形		小切紙・1	220-09

1-10-2. 宿継

(神職大原式部礼状) 山城国愛宕郡大原村大原式部→信	明治2年4月	横切紙・1	868-2
----------------------------	--------	-------	-------

州筑摩郡下今井村御役人衆中 宿村御継送被成下に付			
--------------------------	--	--	--

1-10-3. 道路

御役所書上控寿朋姫君様節道造調書 今井組、出川組、 和田組、メ三ヶ組、今井組ノ分 今井組の分	文久1年8月	横長半・1	216
覚 道普請人足帳 合綴		横長美・2	574

1-10-4. 橋

木曾川定橋御取持御連名帳 名主又右衛門 (判)、与頭 弥三右衛門 (判)、百姓代市郎右衛門 (判)・同清三郎 (判)、世話方九右衛門 (判)・同嘉左衛門 (判)・忠四 郎 (判)	元治1年11月	横長半・1	260
--	---------	-------	-----

2. 今井村/2-1. 政治/2-1-1. 規定

標題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
2. 今井村			
2-1. 政治			
2-1-1. 規定			
取極規定之事 第三拾一小区下今井村武井元治郎(判)、武井八百吉(判)、高木牧治郎(判)、杉山市太郎(判)、三村宮治郎(判)、武居梅藏(判)、立入人古田伝八郎(判)、村山拓四郎(判)→当村御役元 道相定候に付	明治6年5月16日	横切紙・1	895
2-1-2. 請取			
御用状請取通 第三拾壹区下今井村役元(判)	明治5年5月	横長美半・1	665
御用書請取通 今井村下分役場(判) 以下整理番号614番まで三綴紙綴	明治6年1月13日	横長美半・1	612
御布告請取簿 四大区小七区今井村下分戸長(判)	明治6年8月2日	横長美半・1	614
2-1-3. 村名控			
(小区村名覚) (桃井)		小切紙・1	994-04
記 (桃井) 四大区小区ごと村名控		小切紙・1	994-05
2-1-4. 出勤			
県庁出務 紙背文書あり 壬申戸籍か 「桃井用」 罫紙使用	(明治5年) 申年1月同6月	罫半・1	946-2
御庁出勤諸用控 上今井村与頭当山長十郎・同藤本平五郎・同田中裕蔵・同溝上治平・戸主中原周治、戸長桃井重九郎→筑摩県御役所 他六通写并雛形同綴 紙背文書あり 壬申戸籍か 「桃井用」 罫紙使用	明治5年3月	罫半・1	946-1
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡第四大区三十一小区上今井村上条治郎(爪印)→筑摩郡権令永山盛輝殿 上條治郎御召出シ被仰付候に付、書付三通綴	明治6年7月9日	綴・仮・1	897
錢幣差出人員控 (桃井控) 二十三名、計十一円七十錢	明治6年11月25日	小切紙・1	989-02-04
2-1-5. 三村合併			
以書付奉申上候 四大区小七区副戸長中原周治・戸長桃井重九郎→筑摩縣権參事高木惟雄殿 上下今井・古池原新田・野口新田、四村合併願	明治7年3月7日	小切紙・1	994-06
第四大区七小区今井村・古池原新田・野口新田 右区今井村副戸長中原周治(判)・同桃井藤太(判)・同横山秀一(判)・古田治平(判)、古池原新田副戸長古池利平(判)、野口新田同野口吉十郎(判)→筑摩郡権令永山盛輝殿 三ヶ村合併示談仕、今井村ト名号改申度候に付	明治7年6月28日	罫紙・1	905
2-1-6. 歎願			
乍恐以書付奉歎願候 筑摩郡古池原新田副長古池利平(判)、野口新田副長野口久治郎(判)、竹田村副長唐沢平雄(判)、小坂村副長永田幾藏(判)、大池村戸長中村平	明治6年3月	綴・仮・1	896

作(判)→筑摩県参事永山盛輝殿 今井村下分座敷手踊悔悟に付宥免願			
第四大区七小区下今井村 右村副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑摩郡権令永山盛輝殿 梅樫松下ケ願	明治7年3月13日	綴・仮・1	904
下、戸長様、上副長、急用 副長→戸長様 大急差掛り御相談申上度儀出来に付参上可致カ返書願書	8月29日	小切紙・1	781-1
下、戸長様、上副長 副長→戸長様 日延の件、心配に付明日出勤願書	9月1日	小切紙・1	781-3
(某覚) 租税課へ渴水の儀に付、御窺申上候		小切紙・1	961-11
乍恐以書付奉願上候 当申年渴水に付		切紙・1	961-13

2-1-7. 争論

(松本区裁判所告) 松本区裁判所 広岡村郷原藤次郎より係ル訴訟に付	明治10年1月18日	罫紙・1	964-10
-----------------------------------	------------	------	--------

2-2. 村

2-2-1. 布達

廻達 四大区长→第三～第七小区、右戸長御中 天長節に付永山筑摩縣権令布達文。封筒あり	明治7年11月1日	罫紙・1	977-04
記 笹下村役場→今井村御役員中 御布告受取候に付	11月4日	罫紙・1	961-09

2-2-2. 村況

(人名覚) (桃井) 人名百三人覚	明治5年9月15日	小切紙・1	995-06
(開墾地再調依頼) (今井村) 事務扱所→桃井重九郎様急用	明治6年11月	小切紙・1	977-01
(捕丁割給下書) (桃井) 野口新田・古池原新田・上今井村・下今井村・四カ村石高・軒・人口割の下書	(明治6年11月)	小切紙・1	989-02-01
第六小区岩垂村・本洗馬村・小曾部村、戸数・人口書(桃井重左衛門控)		小切紙・1	976-04

2-2-3. 割金

村金割合二付人別調帳 副書「上条五八書状」あり	明治6年2月	横長半・1	681
-------------------------	--------	-------	-----

2-2-4. 学校

乍恐以書付奉申上候 筑摩郡第貳拾八区大池村戸長中村平作、第三拾壹区下今井村戸長桃井重九郎→筑摩県御役所 小学校取建の儀に付	明治5年6月2日	罫紙・1	953-07
乍恐以書付奉申上候 右三拾壹区下今井村世話役桃井重九郎、同式拾八区大池村世話役中村平作→筑摩県御役所 郷学の儀、近々開校仕度候に付	明治5年6月3日	横切紙・1	953-09
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡第六拾壹区下今井村桃井重九郎→村御役人中 学校世話役御免願 右村(下今井村) 百姓代、組頭より筑摩県御役所宛取次文付	明治5年7月	横切紙・1	951
(学校元資金并訓導覚) (世話役惣代十名署名)→筑摩縣御庁	明治5年	横長美・1	589

2. 今井村/2-2. 村/2-2-4. 学校

乍恐以口上書奉申上候 右区今井村世話役桃井重九郎(判)→学校御掛様 古池原新田へ小学校開校仕儀得共、未だ盛大に不相成候に付	明治6年3月9日	罫紙・1	953-10
乍恐以書付奉願上候 第三拾壹区下今井村副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑摩県権令永山盛輝殿 学校創立地所の儀に付	明治6年4月23日	綴・仮・1	953-21
第百貳拾貳小学校創立元資出金帳 第三十一小区下今井村世話役村山藤治・同桃井吉治、副長村山七郎・同古田治平、戸長桃井重九郎→筑摩縣権少属杉浦義方殿	明治6年5月30日	横長美・1	583
(学校出金覚) 学校下調帳分	明治6年5月30日	横長美・1	587
学校元立金記 上今井村写控	明治6年5月	横長美・1	586
乍恐以書付奉願上候 学校創立願に関する雛形	明治6年5月	豎半・1	953-12
記 筑摩郡下今井村野口新田世話役村山藤次・同桃井吉兆次、副戸長村山七郎・同古田次平、戸長桃井重九郎・同野口吉十郎→筑摩縣権小属杉浦義方殿 六歳以上就学者数、及び不就学者数進紙背あり	明治6年5月	横切紙・1	953-16
乍恐以書付奉願上候 第四大区七小区筑摩郡下今井村学校世話役桃井吉兆治(判)、学校世話役戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 小学校教員の儀并学校創立之場所の儀に付	明治6年8月31日	罫紙・1	953-08
乍恐以書付奉願上候 第四大区七小区筑摩郡下今井村学校世話役桃井吉兆治(判)、副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)、学校世話役戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校創立地所の儀に付	明治6年9月18日	罫紙・1	953-01
乍恐以書付奉願上候 第四大区七小区筑摩郡下今井村学校世話役桃井吉兆治(判)、学校世話役兼戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校興隆に付教員命令願	明治6年10月20日	罫紙・1	898-1
乍恐以書付奉願上候 第四大区七小区筑摩郡下今井村学校世話役桃井吉兆治、学校世話役兼戸長桃井重九郎→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校興隆に付教員命令願 898-1の下書き	明治6年10月20日	罫紙・1	898-2
差上申御請書之事 四小区大池村中村平作・七小区下今井村桃井重九郎→筑摩縣権令永山盛輝殿 小学校御下ヶ金の儀に付	明治6年10月23日	小切折紙・1	976-02
請取金記 端裏書「中学校夫々小書付包」	明治6年10月	小切紙・1	976-01
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村学校世話役村山藤治(判)・同桃井吉兆治(判)、正副村山七郎(判)・同古田治平(判)、学校世話役戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校創立地所の儀に付	明治6年11月30日	綴・仮・1	953-02
縣學校献金記 「下今井村割受金五拾壹円四錢貳厘ノ内訳」	(明治6年)	横長美・1	588
(松本師範学校講習所創立規則) 証書雛形同綴	明治6年	豎半・1	948
乍恐以書付奉申上候 普請中古池原新田実治宅借受先月廿四日小学校開校仕候	(明治6年)	小切紙・1	953-11
小学校規則奉書上候 筑摩郡三十一区古池原新田古池利平、上今井村中原周治、下今井村桃井重九郎→竹田村唐沢平雄・百瀬文五郎・唐沢五郎、大池村中村平作・上条岡兵衛・大池文兵衛、小坂村永田幾藏・山口小一郎 普請中古池原新田実治宅借受先月廿四日小学校開校仕候	(明治6年)	横切紙・1	953-13
乍恐以書付奉願上候 第四大区七小区下今井村学校世話	明治7年1月12日	横切折紙・1	592

役村山藤次・同 桃井吉兆治、副戸長村上七郎・同古田治平、戸長桃井重九郎→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校創立場所ノ儀ニ付願書			
乍恐以書付奉願上候 第四大区小七区下今井村学校世話役村山藤次(判)・同桃井吉兆次(判)、副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校創立地所の儀に付	明治7年1月28日	綴・仮・1	953-03
以書付奉願候 第四大区小七区筑摩郡下今井村学校世話役村山藤次(判)・同桃井吉兆治(判)、副戸長村山七郎(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校創立に付敷地の儀	明治7年1月28日	罫紙・1	953-05
以書付奉願候 第四大区小七区筑摩郡下今井村学校世話役村山藤次(判)・同桃井吉兆治(判)、副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)、学校世話役戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校創立に付敷地の儀	明治7年1月	綴・仮・1	953-04
初登山人名簿 今井小校	明治7年5月23日	横長半・1	584
通達 学区取締役萩原次郎太郎 筑摩縣権令布達番号校名通達	明治7年9月19日	小切紙・1	976-03
縣学校元資献金利子相納控帳、村方学校元資金利子相納控帳、病院元資献金利子相納控帳 第四大区小七区今井村桃井重九郎	明治7年10月	横長半・1	590
乍恐以書付奉願候 右村五長何ノ誰——、——、→筑摩縣権令永山盛輝殿 学校事件に付御召捕之者、農務多端に付御赦免被仰付候様	明治8年4月3日	小切紙・1	952
長官學校生徒御試検入費帳 桃井重九郎御宿	明治8年9月23日	横長半・1	581
(小學第一、第二、第三級卒業証書) 第六学区長野県管内第十八中学区筑摩郡今井村今井学校	明治10年~11年	横切紙・3	582
差出申証書 今井村立入人藤本代吉、立入人桃井重九郎→下今井村耕地惣代御中 学校付属地売渡証書控	明治12年4月29日	折紙・1	986-03
(筑摩縣管内小校調べ) 裏書「学校加入金高凡仕訳」 (明治年間)		罫紙・1	995-04
(岩垂彦三郎書簡) 岩垂彦三郎→学校御掛桃井重九郎様、中村平作様 学校事に付内々御頼上申候	壬申年5月4日	罫紙・1	961-07
(第三小校訓導) 筑摩県→小野勘一 「筑摩縣管轄内」罫紙使用	壬申年7月20日	罫紙・1	953-18
通知書 今井村外五ヶ村戸長役場(判)→桃井藤太殿 学会児童就学時期に付	4月2日	罫紙・1	980-11
口上之覚 会所町年寄→源次郎殿・重左衛門殿 願書の儀伺い申し仕に付	7月14日	小切紙・1	995-03
覚校出金		横長美・1	585
(小學生徒名覚)		横長美・1	591
以書付奉願候 第四——、筑——、同村——、——、——、——、→——殿、 学校創立に付敷地の儀 雛形		小切紙・1	953-06
西洗馬村元資学校 〆貳千七百六拾壹円七拾五錢		小切紙・1	953-14
(学校元資出資帳) 第四大区小七区信濃国筑摩郡上今井村		縦半・1	953-15
記 世話役→杉浦義方殿 学校元資出資記并六歳以上就学者数、及び不就学者数記、外書付二通写同綴		縦半・1	953-17

2. 今井村/2-2. 村/2-2-4. 学校

記 登山児名簿		綴・仮・1	953-19
(小学校諸々条々注進雛形) 筑摩県庁→小池原新田小学校 学校位置・名称・学科・教則・校則・舎則・教員履歴・教員給料・生徒員数・授業料注進雛形 上今井村控		綴・仮・1	953-20
乍恐以書付奉申上候 筑摩郡第三十一区 学校創立の儀に付、外一通、近々開校仕土に付		小切紙・2	953-22
学校加入金高凡仕訳		小切紙・1	953-23
(就学・不就学調) 古池新田・野口新田		小切紙・1	990-10
(郷学十ヶ所割) (桃井控) 村井・南新・中洗馬・立田村・新田村・塩尻・会田・麻綾・大町村・池田町の十ヶ村に七十三円三十四撰八分一毛の割		小切紙・1	995-05
(覚) (桃井) 〆二千四百六十六円三十四銭		小切紙・1	995-07

2-2-5. 治安

記 副戸長中原周治(判)・同古田治平(判)→桃井重九郎殿 大区割并警察費入用一時借用覚	明治8年7月10日	罫紙・1	906
乍恐以書付奉願上候 第三拾壹区下今井村願人続木治十(判)→村御役人中 荷物伐落、馬被奪取乱妨被致候に付 訴書。下今井村役人五名連署印取次文(筑摩県御役所充)付	7月	罫紙・1	893-1
戸長様、副戸、大急用 副戸長→戸長様 忠之丞差押連 参候に付処分方何書	9月5日	小切紙・1	781-4
乍恐以書付奉願上候 893-1の下書き		小切紙・3	893-2

2-2-6. 病院

病院元金名前帳 下今井村戸長桃井重九郎	明治6年2月27日	横長美・1	598
病院元立出金名前書上帳 筑摩郡第三十壹区今井村下分副長村山七郎(判)・同古田治平(判)、病院世話役桃井吉兆治、戸長病院書記兼桃井重九郎→筑摩縣参事永山盛輝殿	明治6年2月28日	半・1	593
病院加入金連名帳(上分控) 上今井村世話役中原周治・藤本久衛	明治6年2月28日	横長半・1	594
記 (桃井重左衛門控) 病院元立金、御布告代料書上	明治6年2月28日	小切紙・1	972-03
病院元資利子割賦取立帳 下今井村役元 表紙「明治七年戊二日より取立」	明治6年12月	横長美・1	596
病院元資金利子割賦帳 下今井役元 表紙「戊七月十三日取立分」	明治7年1月	横長美・1	597
(病院元資金調達趣旨) 病院大印 「筑摩縣管内」罫紙使用	壬申年8月	半(罫紙)・1	595
(元立金覚) 筑摩郡第三拾壹区村山七郎・古田治平、病院世話役桃井三亀治・右同断戸長重九郎→——殿 病院元立金差出候処、相違無御座候に付		小切紙・1	961-12

2-2-7. 交通

中馬鑑札願 第三十一区下今井村右惣代古田浜次郎、戸長桃井重九郎(判)→塩尻宿陸軍会所	明治6年	罫紙・1	188
--	------	------	-----

2-2-8. 徴兵

乍恐以書付奉歎願候 第四大区筑摩郡下今井村親類惣代 桜井儀作(判)、組合惣代桃井慶蔵(判)、副戸長村山七 郎(判)・同古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑 摩県権令永山盛輝殿 徴兵役御免願	明治6年6月18日	整半・1	949
---	-----------	------	-----

2-2-9. 農林

繭桑株取調書上控帳 上今井村役元	明治5年8月	横長美・1	182
奉願候 村受印→長官宛 山本村公有地入山許可に付。副 戸長免職願同綴	明治7年12月13日	綴・仮・1	903
樺木立木浦取入札包 「金子覚」一通、「入札(覚)」一 通包む、流木	(明治)15年5月1日	小切紙・1	965-22

2-3. 戸口

2-3-1. 戸籍

筑摩縣管轄第卅一区戸籍之二 三拾壹区戸長桃井重九 郎・同副中原周治 下今井村・古池原新田・野口新田	明治5年4月	美(野紙)・1	542
筑摩縣第三十一区戸籍總計 筑摩郡上今井村・下今井 村・古池原新田・野口新田、合四ヶ村、第三十一区戸長 桃井重九郎、副長中原周治→筑摩縣參事永山盛輝殿	明治5年5月	半大・1	142-4
(第三十一区)寄留届 筑摩縣管轄、第三十一区戸長桃井 重九郎(判)、副長中原周治(判)→筑摩縣參事永山盛輝 殿	明治5年10月	半大・1	142-3
戸籍入費番人給料割合 第三十壹区戸長	明治5年11月	横長美・1	180
筑摩縣第三十一区職分總計 信濃国筑摩郡上今井村・下 今井村・古池原新田・野口新田、合四ヶ村、第三十一区 戸長桃井重九郎(判)、副長中原周治(判)→筑摩縣參事 永山盛輝殿	明治6年1月	半大・1	142-2
筑摩縣第三十一区戸籍・職分・寄留總計、戸籍入費取 調書上 筑摩郡上今井村・下今井村・古池原新田・野口 新田、合四ヶ村、第三十一区戸長桃井重九郎、副長中原 周治→筑摩縣參事永山盛輝殿	明治6年1月	半大・1	142-6
筑摩縣第三十一区寄留總計 筑摩郡上今井村・下今井 村・古池原新田・野口新田、合四ヶ村、第三十一区戸長 桃井重九郎(判)、副長中原周治(判)→筑摩縣參事永山 盛輝殿	明治6年1月	半大・1	142-7
筑摩縣第三十一区寄留總計 筑摩郡今井村・古池原新 田・野口新田、合三ヶ村、第三十一区戸長桃井重九郎 (判)、副長中原周治(判)→筑摩縣參事永山盛輝殿	明治6年1月	半・1	143
戸籍入籍送籍控 第三十一区戸長	明治6年1月	半・1	144
筑摩縣第三十一区戸籍總計 筑摩郡上今井村・下今井 村・古池原新田・野口新田、合四ヶ村、第三十一区戸長 桃井重九郎、副長中原周治→筑摩縣參事永山盛輝殿	明治6年5月	半大・1	142-5
出生死亡送籍入籍書留録 四大区七小区戸長桃井重九郎	明治6年6月1日	横長半・1	147
(永尋御届) 第四大区内七小区副長中原周治、戸長桃井 重九郎→筑摩縣権令永山盛輝殿 二綴	明治6年6月19日	半・2	139
第四大区小七区六月三十日現人員調	明治6年6月30日	横長美・1	146

2. 今井村/2-3. 戸口/2-3-1. 戸籍

(戸籍覚) 中原周治→桃井藤太様	明治6年~7年	半(野紙)・1	137
逃亡尋中御届 第四大区小六区筑摩郡洗馬村副戸長鈴木方三郎、戸長岩垂彦三郎→筑摩縣権令永山盛輝殿	明治7年11月19日	横切紙・1	138
養子譲り証書 南第四大区十小区筑摩郡笹下村新田耕地養父何々誰印、親類惣代何々誰印、仲立何々誰印・何々誰印→同大区七小区今井村貳百四十番地実父樹上吉作殿雛形	明治11年1月	野紙・1	909-2
(戸籍願等二付觸) 年番惣代→戸長同副御中	辛未年6月29日	半・1	141
(戸籍雛形) 筑摩縣庁ヨリノ達	壬申年8月	半・1	148
差出申一札之事 何村姓名——印、村使姓名——印→今井村中島周作殿、塩原証一殿 三村八郎右衛門妹伴未夕入籍不仕候に付雛形、或いは控か		切紙・1	961-16

2-3-2. 寄留

託書之事 第四大区七小区下今井村桜井梅次郎兄桜井寿三郎(判)、親類惣代桜井倉次郎(判)→同村戸長桃井重九郎殿外役人中 桜井梅次郎儀、借家へ寄留御願引受候に付 帳間文書あり	明治6年9月20日	横切紙・1	902-1
寄留一札之事 右区下今井村副戸長村山七郎印・同古田治平印、戸長桃重九郎印→右宮田村戸長湯沢元彦殿	明治6年9月22日	豎切紙・1	902-2
他所出寄留書留 戸副重九郎	辛未年	横長半・1	132

2-4. 土地

2-4-1. 地租改正

2-4-1-1. 野帳

検地野帳	明治6年2月6日	横長美半・1	669
検地野帳 西耕地・北耕地の分	(明治6年)	横長美半・1	670
清野帳 原田耕地	明治年間	横長美半・1	641
検地野帳 北耕地五行田1分坪畝改	(明治年間)	横長美半・1	643
清野帳 東耕地より原田耕地	(明治年間)	横長美半・1	644
(清野帳) 表紙「(朱筆) 南耕地、(異筆) 総改済」	(明治年間)	横長美半・1	645
地券野帳 表紙「字正院」	(明治年間)	横長美半・1	646
(清野帳) 表紙「神戸浦まつ林」	(明治年間)	横長美半・1	647
(桃井唯吉田畑屋敷反別帳) 桃井唯吉	(明治年間)	横長美半・1	648
検地野帳 北耕地原田の分	(明治年間)	横長美半・1	671
清野帳 西堰西耕地		横長美半・1	667
野検地帳 原田耕地・田尻耕地分		横長美・1	668

2-4-1-2. 地券・地価・入費等

差上申御請書之事 筑摩郡三十一区上下今井村・古池原新田・野口新田、組頭・百姓代・副戸長→筑摩縣御役所改正村吏御免・新任共連印請書、戸長桃井重九郎	明治5年8月14日	小切紙・1	989-02-03
--	-----------	-------	-----------

2. 今井村/2-4. 土地/2-4-1. 地租改正/2-4-1-2. 地券・地価・入費等

乍恐以書付奉願上候 第三拾壹区筑摩郡下今井村副戸長村山七郎・同古田治平、戸長桃井重九郎→筑摩県御役所開発出来に付地券御下願	明治5年8月	堅半・1	947
乍恐以書付奉願上候 野口新田正副野口久次郎→下今井村戸長桃井重九郎殿 地券調役任命願「下今井村戸長桃井重九郎印、筑摩縣參事永山盛輝殿宛」送り文付	明治6年1月13日	小切紙・1	704
林反別過坪金取立勘定ノ控 (桃井控) 上下今井村惣計百九十七坪四十七錢七厘、と其割下書	明治6年11月30日	小切紙・1	989-02-05
(官林并公有地区別取調雛形) 何郡何村正副戸長何誰印→筑摩県権令永山盛輝殿	明治6年11月	綴・仮・1	899
廻書 大区長→自第三小区副第七小区戸長御中 改正地引帳検査ほか袋書「(朱書) 大至急、三溝村始」	明治7年4月10日	堅半罫紙・1	980-10
古見分畑林地租并入費通 今井村桃井藤太	明治13年12月	横長半半・1	639
岩垂分・地租上納通 桃井藤太	明治15年10月	横長美半・1	194
(名寄帳)	(明治年間カ)	横長美・1	411
(地価取調書上)	(明治年間)	横長美・1	412
(地券御渡願) 持主桃井重郎治	壬申年	半・1	514
(野口保治郎分地価書上帳)		横長美・1	414
(某覚) 西洗馬耕地柳沢曾平 高反別		小切紙・1	965-04

2-4-1-3. 地価修正

現地目丈量合併及分割地控 (脱落地とも) 下今井耕地總代	明治19年10月2日	横長美半・1	638
丈量誤謬訂正願 (第九号) 東筑摩郡今井村地主總代中原国夫・横山秀一・桃井藤太・村山七郎、東筑摩郡今井村外五ヶ村戸長丸山重四郎代理、筆主桜井小文字→長野県知事木梨精一郎殿	明治19年11月21日	半(罫紙)・1	493
脱落地編入願 (第九号) 東筑摩郡今井村地主總代中原国夫・横山秀一・桃井藤太・村山七郎、東筑摩郡今井村外五ヶ村戸長丸山重四郎代理、筆主桃井小文字→長野県知事木梨精一郎殿	明治19年11月21日	半(罫紙)・1	498
開懇熟地成地價修正 (第九号) 東筑摩郡今井村地主總代中原国夫・横山秀一・桃井藤太・村山七郎、東筑摩郡今井村外五ヶ村戸長丸山重四郎代理、筆主桃井小文字→長野県知事木梨精一郎殿	明治19年11月21日	半(罫紙)・1	503
地目変換二付地價修正願 (第九号) 東筑摩郡今井村地主總代中原国夫・横山秀一・桃井藤太・村山七郎、東筑摩郡今井村外五ヶ村戸長丸山重四郎代理、筆主桜井小文字→長野県知事木梨精一郎殿	明治19年11月21日	半(罫紙)・1	512
一類地ヨリ二類地ニ組替願 東筑摩郡今井村地主總代中原国夫・横山秀一・桃井藤太・村山七郎→長野県知事木梨精一郎殿	明治19年11月21日	半(罫紙)・1	513
丈量誤謬訂正願 (第四号) 東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	489
丈量誤謬訂正願 (第五号) 東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	490
丈量誤謬訂正願 (第六号) 東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	491
丈量誤謬訂正願 (第七号) 東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	492

2. 今井村/2-4. 土地/2-1-4. 地租改正/2-4-1-3. 地価修正

脱落地編入願 (第四号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	494
脱落地編入願 (第五号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	495
脱落地編入願 (第六号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	496
脱落地編入願 (第七号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	497
開懇熟地成地價修正願 (第四号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	499
開懇熟地成地價修正願 (第五号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	500
開懇熟地成地價修正願 (第六号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	501
開懇熟地成地價修正願 (第七号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	502
現地目每番調書 (第四号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	504
現地目每番調書 (第五号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	505
現地目每番調書 (第六号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	506
現地目每番調書 (第七号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	507
現地目每番調書 (第九号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	508
現地目每番調書 (第 不用物)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	509
地目変換地價修正願 (第四号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	510
地目変換地價修正願 (第七号)	東筑摩郡今井村	(明治19年)	半(罫紙)・1	511

2-4-2. 讓渡

地所讓渡証文之事 第四大区七小区今井村本人清沢松一(判)、受人同清九郎(判) → 同村清沢治作殿 追書「此書面壹通御役元江預置申候」	明治6年11月15日	横切紙・1	609-05
--	------------	-------	--------

2-4-3. 売買

地所賣渡シ申証文之事 小俣村賣主青木永四郎(判) → 下今井村村山市重殿 追書「前書之通旧高反別相違無之候、以上、戌一月廿五日、右村戸長桃井重九郎印」	明治7年1月25日	竖切紙・1	609-06
対談証書 南第四大区七小区筑摩郡今井村桃井藤大(ママ) 印 → 同大区同村藤沢富雄殿 田地買戻に付	明治11年	罫紙・1	910
地所賣渡シ証書 賣渡人桜井歌治(判)、請人清沢鉄弥 → 同郡同村桃井藤太殿	明治16年11月21日	罫紙・1	609-07

2-4-4. 払下

官有土地拂下ヶ願 東筑摩郡今井村桃井藤太(判) → 長野県知事浅田徳乘則殿 帳間文書一通あり	明治28年11月7日	半・1	515-1
(官有土地払下許可書) 長野県知事浅田徳則(判) → (桃井藤太)	明治28年11月25日	半・1	515-2
(絵図) 払受人桃井藤太(判)	(明治28年)	275mm*380mm・	515-3

2-4-5. 絵図

絵図面 松本支配所堅石町村惣代左次郎(判)・同柴吉(判)・同万蔵(判)・同太兵衛(判) 追書「絵図面之通相違無之候、以上、庄屋三村市左衛門(判)・江原庄	(明治2年)	横切継紙・1	923
--	--------	--------	-----

兵衛 (判)、明治二年巳十二月」 (西洗馬村三村重五郎所持地絵図) 三村重五郎 (判) 二点あり 包紙あり、包紙表「明治十八年酉四月中、觀 解御願夫々証書包、代人川上郁四郎、西洗馬村三村十五 郎」	明治13年11月12日	横切紙・2	964-15
諏訪社地所絵図面		横切紙・5	922

2-5. 租税

2-5-1. 上納

林代金 (桃井控) 二納節分、 \times 四十九円、十円不足	明治6年12月7日	小切紙・1	989-02-06
皆済上納差引控 「明治七年戌四月廿八日ヨリ取立」	明治6年	横長美・1	185
有金調 (桃井控) 林延地寄金錢村方へ可上納分	明治7年1月2日	小切紙・1	989-02-09

2-5-2. 毛附

御用二付郷宿毛附帳 戸長桃井重九郎	明治6年1月吉日	横長半・1	673
御用二付郷宿毛附留帳 第四大区七小区下今井村戸長桃 井重九郎	明治7年1月吉祥日	横長美・1	261

2-5-3. 請取

記 山形村之内大池耕地中村耕三→今井村御扱所御中 古見・大池入会原野手米代金六円二十六銭二厘請取	明治8年12月13日	野紙・1	990-05
---	------------	------	--------

2-5-4. 山本村

記 山本村事務扱所 (判) →今井村事務扱所御中 明治七 年租税金差引、封筒あり	明治7年4月26日	横切折紙・1	977-02
記 山本村事務扱所 (判) →今井村事務扱所御役員御中 役場・旧役場入費割、封筒あり	明治8年4月21日	小切紙・1	977-03

2-6. 金融

2-6-1. 貸借

預り金証書之事 第四大区七小区今井村預り主桃井重九郎 →同区同村倉橋藤作殿内方	明治8年4月29日	小切紙・1	972-04
塩原竹治郎貸分 (桃井藤太) 辰・巳・午三年元金 \times 四 十九円拾二銭四厘	明治15年	小切紙・1	992-02
塩原竹治郎借用分 (桃井藤太) 塩原竹治郎の借入金、 計六百一円九十七銭二厘	明治16年春	小切紙・1	992-04
預り証 東筑摩郡今井村川上郁四郎 (判) →同郡同村桃井 藤太殿 矢島与六へ貸し金に付証書	明治16年4月8日	小切紙・1	965-32
記 (桃井重九郎) 塩原竹治郎へ貸分、桃井藤太分と合 わせ、計七十五円六十四銭二厘貸	(明治16年暮)	小切紙・1	992-03

2-6-2. 証文

差上申一札之事 伊那郡片桐町大沢信藏、筑摩郡野溝村請 人矢沢喜野右衛門→筑摩郡下今井村上条重吉殿 金子勘 定残り外引請両用に御座候に付	明治7年5月	野紙・1	961-10
---	--------	------	--------

2. 今井村/2-6. 金融/2.6.2. 証文

(信濃国筑摩郡山本村古見耕地質地証文) 信濃国筑摩郡第四大区五小区山本村古見耕地質地主齋藤龜太郎、金主武田実弥→筑摩縣權令永山盛輝殿 奥書「前書之趣、双方相糺候処、情実相違無御座候、依之私共奥書連印仕候、以上、右村副戸長武田嘉九朗・上条五八」	明治8年1月20日	横切紙・1	964-08
書入証文之事 第四大区七小区筑摩郡今井村古池新田耕地借主古池利平(判)、同村請人塩原吉治(判)、今井村請人桃井重九郎(判) ※ただし「桃井重九郎(判)」の部分に墨引 →同区内今井村藤本久栄殿 奥書「前書之通実地反別相違無之候也、亥五月二十日、右戸長、桃井藤太(判)」	明治8年5月20日	横切継紙・1	810
預り金証書 東筑摩郡西洗馬耕地中村牧太郎(判) →同郡今井村桃井藤太殿	明治15年6月3日	罫紙・1	809-9
負債返済帳 義太郎分	明治26年	横長美美・1	666

2-7. 用水

2-7-1. 川除

(某記) 川除に付雜文書九点		小切紙・9	806-5
----------------	--	-------	-------

2-7-2. 水論

上(乍恐以上書奉申上候) 筑摩郡今井組今井村役人惣代組頭藤本平吾(判)・同古田治平(判)、名主中原周治(判)・同桃井重九郎(判) →伊那県塩尻御出張所 用水争論の儀に付願	明治4年11月	豎半・1	963-03
乍恐以書付奉願上候 第三拾壹区今井村副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)・同中原周治(判)、戸長桃井重九郎(判) →筑摩郡御役所 当年干魃に付違作に御座候間、御検見願	明治5年9月28日	罫紙・1	963-04
乍恐以書取奉伺候 用水の儀に付	明治6年1月4日	切継紙・1	962-04
乍恐以書付奉願上候 第三十一区筑摩郡今井村下分副戸長村山七郎・同古田治平、戸長桃井重九郎 →筑摩縣權令永山盛輝殿 用水争論の儀に付願	明治6年3月15日	罫紙綴・1	963-05
(書付) 筑摩郡下今井村村方惣代——、——、——、戸長桃井重九郎 →筑摩縣御役所 用水の儀に付、規定被仰付度に付願書	明治6年4月11日	罫紙・1	963-06
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村村惣代村山藤治(判)・同村山柘四郎(判)・同桜井勝五郎(判)・同上条富五郎(判)・同古田伝八郎(判)、副戸長村山七郎(判)・古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判) →井上重藏殿、丸山登殿 用水の儀に付、規定被仰付度に付願	明治6年4月27日	罫紙綴・1	963-07
(書付) 用水の儀、未水流に付、田畝歩に応じ分水の儀願	明治6年4月	罫紙・1	963-08
大川落名前附帳 戸長桃井重九郎	明治6年5月2日	横長美・1	555
乍恐以書付奉願上候 第三拾壹小区筑摩郡下今井村村惣代古田伝八郎(判)・同上条富五郎(判)・同桜井勝五郎(判)・同村山柘四郎(判)・村山藤治(判)、副戸長村山七郎(判)・古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判) →筑摩縣權令永山盛輝 用水の儀、未水流に付願	明治6年5月12日	罫紙綴・1	963-09
乍恐以書付奉願上候 古田伝八郎、上条富五郎、桜井勝五郎、村山柘四郎、村山藤治、村山七郎、古田治平、桃井重九郎 用水の儀、吞水は勿論苗間等干上り、流未村	明治6年5月14日	罫紙・1	963-10

方一向安心仕に付願			
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡第三拾壹区下今井村副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣權令永山盛輝殿 用水の儀、呑水は勿論苗間等干上り流未村方致様無御座に付、見分願	明治6年5月27日	横切紙・1	963-11
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村村惣代村山藤治・同村山柘四郎・同上条富五郎・同古田伝八郎、副戸長村山七郎・同古田治平、戸長桃井重九郎 用水の儀、呑水は勿論苗間等干上り、致方之無候に付、公平水分規定願	明治6年5月28日	罫紙・1	963-12
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村村惣代村山柘四郎(判)・同桜井勝五郎(判)・同上条富五郎(判)・同古田伝八郎(判)、副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣權令永山盛輝殿 今井村上下と相分り、田方用水の儀に付、数度争論出来難儀仕候に付取調願	明治6年6月9日	豎半・1	962-05
乍恐以書付奉願上候 右今井村村惣代古田伝八郎・同藤本源一郎・同副戸長村山七郎・同溝上栄治・同古田治平・同中原周治、戸長桃井重九郎→筑摩縣權令永山盛輝殿 流未下分水行一向不仕候に付、見分願	明治6年6月9日	罫紙綴・2	963-13
乍恐以書付奉願上候 今井村村惣代古田伝八郎・同藤本源一郎、副戸長村山七郎・同溝上栄治・同古田治平・同中原周治、戸長桃井重九郎→筑摩縣權令永山盛輝殿 用水の儀に付願書「請書一通」同綴	明治6年6月9日	罫紙綴・1	963-14
相定之事 第四大区内七小区筑摩郡下今井村戸長桃井重九郎(判)、副戸長古田治平(判)・同村山七郎(判)、(以下村惣代八名連署判) 用水の儀相定に付、利用規定書	明治6年6月16日	豎罫紙・1	963-15
乍恐以書付奉願上候 第四大区七小区筑摩郡今井村副戸長溝上栄治(判)・同中原周治(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣御庁 井節、水行相成候様行届仕候に付、御下ヶ願書	明治6年9月18日	横切紙・1	963-17
差上申済口証文之事 第四大区七小区上今井村下新田耕地願人(四名連名)、上今井村中沢耕地惣代(六名連名)、副戸長(二名連名)→筑摩縣權令永山盛輝殿 呑用水届兼当春御出願仕候に付	明治6年9月	横切紙・1	901
以書付奉願上候 今井村下分村惣代古田伝八郎(判)、副戸長村山七郎(判)・同古田治平(判)、戸長桃井重九郎(判)→筑摩縣權令永山盛輝殿 用水争論の儀に付訴	明治7年2月8日	罫紙・1	962-07
古見村ニ而探穴井筋并五七御願入用帳 下今井村副戸長桃井藤太	明治7年5月31日	横長半・1	682
水防及水防ニ関スル記事簿 下区长桃井重太郎	大正8年4月～10年	横長半半・1	561
以書付奉願上候 用水争論の儀に付訴	壬申年	豎半・1	962-06
御請書 用水争論の儀に付訴		罫紙・1	962-08
(包紙) 包紙表「格別物無之願書類多分、水論諸書付、山方江掛り候願書并に下案」		切紙・1	963-01
乍恐以書取奉願候 渴水にて流未古田植付不相成難洪の村方に御座候に付、地引帳へ早損と記入願書		小切紙・1	963-18
為取替規定之事 第三拾壹区今井村下分戸長桃井重九郎、副戸長古田治平・同村山七郎、上分副長中原周治・同溝上栄治、村惣代——・——、村惣代下分古田伝八郎・同村山柘四郎・同藤木富五郎 今井村の儀は従前田用水立は難洪の村方に有之、年々争論出来候に付		罫紙綴・1	963-19
為取替規定之事 今井村の儀は従前田用水立は難洪の村方		小切紙・1	963-20

2. 今井村/2-7.用水/2-7-2. 水論

に有之、年々争論出来候に付 為取替規則之事 今井村の儀は渴越の村方にて従前水論不 絶難渋の村方に有之候に付		小切紙・1	963-21
乍恐以書付奉願上候 干魃に付流未古田水行如何共致方 無之候に付		小切紙・1	963-22
乍恐以書付奉願上候 田方用水行争論出来候に付、公平 の分水今井村へ仰付願書		小切紙・1	963-23
(某書付) 古見村にて用水引取方不実意之奉歎願候に付		野紙・1	963-24
乍恐以書付奉願上候 鎖川用水相論の儀に付		小切折紙・1	994-01
鎖川水掛り田町歩記 (桃井)		小切紙・1	994-02
(上堰分水割) (桃井)		小切紙・1	994-03

2-8. 寺社

2-8-1. 明細

浄土宗真義真言宗本末寺号其外明細帳 筑摩郡第三拾 壹区上今井村戸長副中原周治印、下今井村戸長桃井重九 郎印→筑摩県御役所	明治5年5月10日	豎半・1	945-1
(神社持物取調書上) 筑摩郡第三十壹区今井村副戸長溝 上栄治・同村山七郎・同古田治平・中原周治、戸長桃井 重九郎、旧神官梶原景貞→筑摩県御役所 帳間文書あり 古池原新田分同綴	明治5年9月30日	豎半・1	944

2-8-2. 造営

宝庫新築勸奨獎標 無極寺宝庫新築に付勸奨標	明治年	半・1	532
宝庫新築勸奨獎標 「和田邨無極寺知庫印」 無極寺野紙使 用	(明治年間)	半(野紙)・1	534

2-8-3. 奉加・寄進

無極寺御本堂疊換奉加書留	明治9年～明治12年	横長半・1	914
証 長野県小縣郡上田町発起世話人竹内宮治郎・矢島清兵 衛(判)→桃井藤太殿 善光寺永代奉加入金受取証	明治15年5月	小切紙・1	919
請取証 無極寺大現堂建築掛(判)→周旋掛桃井重九郎殿 奉加表別紙有り	明治15年12月23日	横切紙・1	918

2-8-4. 下金

証 筑摩郡今井村副戸長中原周治・戸長桃井重九郎、中原 周治代印→筑摩県権令永山盛輝殿 諏訪社収納五分通下 ヶ金割		小切紙・1	989-02-10
--	--	-------	-----------

2-8-5. 檀中

檀中惣代点数標 「和田邨無極寺知庫印」→今井村檀中御 中 無極寺野紙使用	明治14年9月	半(野紙)・1	533
---	---------	---------	-----

2-8-6. 参詣

總本山知恩院参詣書留 信濃国東筑摩郡今井村桃井重九	明治14年4月	半半・1	535
---------------------------	---------	------	-----

郎 知恩院参詣入費後附ノ分	明治14年5月	横長半半・1	536
------------------	---------	--------	-----

3. 桃井家/3-1. 家/3-1-1. 由緒

標題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

3. 桃井家

3-1. 家

3-1-1. 由緒

乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人八人惣代重左衛門(判)、佐野右衛門(判)→名主三右衛門殿御役人中私共分家先祖代々の石碑乱妨致候者礼訴状	天保6年9月17日	横切継紙・1	823-1
(桃井姓代々心覚) 桃井重九郎撰書	明治9年5月	罫紙綴・1	964-12
(郵便請取簿) 「長野県東筑摩郡山本村戸長役場之印」あり	(明治12年)	横切継紙・1	911
掣入覚書 (桃井) 三通	辰年2月	小切継紙・3	998-05
由緒書 (桃井) 桃井家親族由緒書 裏書「此分二月廿日先方へ遣シ」	2月20日	横切紙・2	998-09
(某書) (桃井重左衛門カ) 寿永二年、義仲より今井四郎との宛「朱印状？」偽文書	11月	小切紙・1	982-14
(薄井家由緒書上)		横長半・1	356
(桃井姓代々心覚) 差紙一通 (小切紙二紙) あり		罫紙・1	964-09

3-1-2. 親戚

親戚会決議録	明治35年4月11日	半(罫紙)・1	353
--------	------------	---------	-----

3-1-3. 政情

(大新形大功記十段目雑話) (桃井輩記) 幕末の戯歌写	(幕末)	小切継紙・1	989-01-01
-----------------------------	------	--------	-----------

3-1-4. 日記

年々日記覚帳 桃井重左衛門	文化10年1月	横長半半・1	658
---------------	---------	--------	-----

3-1-5. 冠婚葬祭

諸祝儀愁義理帳 桃井重左衛門	天保8年1月吉日	横長半・1	324
音信受納帳 表紙「五月十四日九ツ時葬式、桃井重左衛門死去ノ時」	天保11年5月14日	横長半・1	325
音信受納帳 表紙「十二月八日葬式、桃井弥曾治死去ノ時」「不幸に付入用覚」合綴	天保12年12月8日	横長美・1	327
墓所書留控 本家桃井重左衛門	天保14年3月吉日	横長半半・1	328
祝儀入用帳	安政4年1月吉日	横長美半・1	329
家内納御立符御名前帳 下今井村 表紙「重郎右衛門席ノ時」	安政5年7月	横長半小判・1	330
諸祝儀愁義理帳 桃井重左衛門	文久1年1月吉日	横長美・1	332
相定之事 亀藏→むめ 「後妻ニ相迎候所不案心ニ付隠居	文久3年9月	横切紙・1	760

地定置候]			
津嶋牛頭天王様家内納御立符御名前帳 信州筑摩郡下今井村控	元治1年7月	横長美半・1	333
於紋祝儀之節貫請帳 桃井藤太嬢 表紙「中沢耕地横山秀一嬢二遣ス時」	明治9年3月12日	横長半・1	334
於紋再祝儀入費書留帳 表紙「十二月ヨリ買入記」	明治13年12月	横長半・1	335
明治十四年八月二十二日没、貞蓮社源譽光阿願応井鏡善大姉葬式諸入費帳 表紙「桃井藤太母」	明治14年	横長半・1	336
音信受納簿 表紙「明治十四年八月二十二日没」「桃井重九郎妻」 後表紙「桃井藤太母七十三歳」	明治14年	横長美・1	337
買物控 一周忌の時分(6)、「屹度此通りト申ニも参り不至候」	明治15年10月6日	小切紙・1	987-02-06
一周忌 一周忌の時分(5)、献立下書「屹度此通りト申ニも参り不申候」	明治15年10月9日	小切紙・1	987-02-05
(桃井重九郎妻三回忌法事節音信受納帳) (桃井氏)	明治16年9月30日	横長半・1	338
桃井誠一死去買物控簿 (桃井氏) 「明治十八年三月三日亡誠一周忌」合綴	明治17年	横長半・1	339
音信受納簿 (桃井氏) 表紙「明治十七年三月三日没」「桃井誠一年二十一歳」	明治17年	横長美・1	340
和田無極寺供養米勘定簿 總代桃井義太控	明治18年10月	横長半・1	341
伊勢昆刀比羅參詣見舞受納簿 桃井藤太 表紙「明治二十年一月三十一日出発三月二十日下向ス」	明治20年1月31日	横長半・1	342
亡母七年回法事執行ノ時受納控	明治20年4月22日	横長半・1	343
祝儀受納簿 桃井義太郎妻	明治21年12月19日	横長美・1	346
行内江縁段じゅう事本名さと祝儀受納帳 桃井藤太嬢「明治十四年於紋池田町江祝儀節、祝儀受納帳」合綴	明治21年12月	横長美・1	344
祝儀諸入費書留簿 桃井義太郎	明治21年12月	横長美・1	345
産着衣受納簿 桃井重太郎 表紙「明治廿三年拾壹月六日生」「称名桃井重太郎」	(明治23年)	横長美・1	347
音信受納簿 (桃井氏) 表紙「明治廿四年八月廿六日」「亡桃井重九郎」「明治廿四年八月廿六日、桃井重九郎死亡に付諸事覚」合綴	明治24年8月26日	横長美・1	348
里縁証御買物入用帳控	明治25年4月	横長美・1	349
隣家火災ニ付見舞貫物覚帳 桃井控	(明治27年)	横長美・1	350
みさよ嫁入ニ付祝儀貫物諸入費帳 桃井藤太控	明治28年12月	横長美・1	351
亡母十七回忌・亡父七回忌・亡誠一十三回忌法事執行諸事控 桃井藤太	明治30年3月26日	横長美・1	352
祝儀受納簿 桃井重太郎	大正2年11月28日	横長半・1	354
十月廿一日法事 (桃井) 法事の際、人名・持參金・持參物、控	10月21日	小切紙・1	998-02
(婚礼受納覚帳)		横長美・1	326
葬式役配		横長半・1	355

3. 桃井家/3-1. 家/3-1-5. 冠婚葬祭

(音信受納簿)		横長半・1	358
買物控 (桃井)		横長半・1	998-01
献立 (桃井)		小切継紙・1	998-03
役配 葬儀役割分担書		横切紙・2	998-08

3-2. 土地

3-2-1. 質地

質物二入置申田畑手形之事 本人吉次郎(判)、請人金蔵(判)、同人忠次郎(判)→堀村重左衛門殿	文化6年11月	横切紙・1	606-57
質物二入置申田地手形之事 本人岩松(判)、請人新吉(判)、同人友八(判)→下今井堀村重左衛門殿	文化6年	横切紙・1	606-58
質物入置申田地手形之事 本人弥助(判)、受人小源次(判)・同断源之丞(判) 裏書「表書之通相違無御座候、已上、名主忠右衛門(判)」	文化7年3月	横切紙・1	606-08
質物二入置申田畑手形之事 本人吉弥(判)、請人吉次郎(判)、同人甚右衛門(判)→当村重左衛門殿	文化7年12月	横切紙・1	606-59
質物二入置申畑手形書事 下新田本人長右衛門(判)、請人清右衛門(判)・同人政吉(判)→下今井村重左衛門殿	文化8年7月	横切紙・1	606-14
質物二入置申屋しき手形之事 本人吉次郎(判)、受人忠次郎(判)・同人金蔵(判)→堀村重左衛門殿	文化8年12月	横切紙・1	606-28
質物二入置申候地所之事 上今井村本人助作(判)、同所受人久蔵(判)、同下新田組世話受吉郎次(判)→下今井村重左衛門殿	文化9年11月	横切紙・1	606-12
質物二入置申田地手形之事 下今井村置主八右衛門(判)、受人茂忠太郎(カ)(判)・同断村蔵(判)→当村重左衛門殿	文化12年11月	横切紙・1	606-37
質物二入置申畑之事 下今井村東組本人佐右衛門(判)、同受人重四郎(判)・同断嶋右衛門(判)→当村堀村組重左衛門殿	文化13年11月	横切紙・1	606-13
質物二入置申屋しき手形之事 本人与左衛門(判)、受人空右衛門(判)→南組重左衛門殿	文化13年12月	横切紙・1	606-05
質物二入置申地所之事 上今井中村組本人太郎左衛門(判)、受人万之助(判)・同断吉郎次(判)→下今井堀村組重左衛門殿 裏書「表書之通無相違候、以上、名主忠左衛門(判)」	文政3年11月	横切紙・1	606-16
質物二相渡申畑手形之事 本人国次郎、受人藤次郎(判)→ほり村重左衛門殿	文政3年11月	横切紙・1	606-17
質物二入置申田地手形之事 市場組本人孫三郎(判)、受人八十吉(判)・同断村蔵(判)→南組重左衛門殿	文政4年11月	横切紙・1	606-04
質物入置申田地手形之事 本人峯吉(判)、請人吉太郎(判)・同断喜兵衛(判)→南組重左衛門殿	文政5年12月	横切紙・1	606-15
質物二入置申田畑手形之事 柳原村本人市右衛門(判)、受人庄左衛門(判)・同断久右衛門(判)→南与重左衛門殿	文政8年12月	横切紙・1	606-29
質物二入置申屋しき手形之事 本人岩松(判)、受人友八(判)→南組重左衛門殿	文政8年12月	横切紙・1	606-50

巻ヶ年季壳渡証文之事 本人惣助、受人友右衛門→村佐兵衛殿 裏書「表書之通相違無御座候、以上、名主惣助、年寄角兵衛、名主勘右衛門」	文政10年11月	横切紙・1	606-48
質物ニ入置添書手形之事 伝八郎(判)、文太郎(判)、菊右衛門(判)→重左衛門殿	文政11年11月	横切紙・1	606-07
質物ニ入置申林手形之事 置主与左衛門(判)、受人儀兵衛(判)・同断左右衛門(判)→南組重左衛門殿	文政11年11月	横切紙・1	606-53
質物ニ相渡申林手形之事 下今井村借主式五郎(判)、受人庄左衛門(判)→当村重左衛門殿	文政12年12月	横切紙・1	606-31
質物ニ入置畑手形之事 東組本人甚左衛門、同請人要右衛門・同断忠次郎→南組重左衛門殿	文政13年12月	横切紙・1	606-10
差出し申規定証文之事 上今井村本人平兵衛(判)、受人亀松(判)→下今井村重左衛門殿 質物ニ入置候地所の儀に付	天保2年10月	切紙・1	966-2
差出し申規定証文之事 上今井村本人平兵衛(判)、受人亀松(判)→下今井村重左衛門殿 質物ニ入置候地所の儀に付	天保2年11月	切紙・1	966-3
質物ニ相渡申田畑手形之事 市場方村本人久左衛門(判)、受人喜兵衛(判)→当村重左衛門殿	天保2年	横切紙・1	606-60
質物ニ相渡し田地手形之事 本人金蔵(判)、請人忠次郎(判)・同断吉弥(判)→南組重左衛門殿	天保4年12月	横切紙・1	606-36
地所替申証文之事 本人牧右衛門(判)、立合人菊太郎(判)・同断吉左衛門・同断唯吉→重左衛門殿 地所質入証文	天保5年2月	横切紙・1	822
質物ニ入置申田畑手形之事 本人佐野右衛門(判)、受人庄左衛門(判)・同断唯吉(判)→当村重左衛門殿 裏書「表書之通り相違無之候、以上、名主平兵衛(判)」	天保7年2月	横切紙・1	606-23
質物ニ相渡申林手形之事 市場方組本人六郎右衛門(判)、請人孫三郎(判)・同断勝右衛門(判)→南組重左衛門殿	天保7年12月	横切紙・1	606-22
質地高入年貢帳 桃井氏	天保8年1月吉日	横長半・1	601
質物ニ入置申林之事 借主亀吉(判)、受人喜代七(判)・同断清三郎(判)→当村重左衛門殿 差紙あり。本文書及び次枝番文書二通紐綴	天保8年12月29日	横切紙・1	862-5
質物ニ相渡し申田地証文之事 市場方組本人八百吉(判)、請人庄左衛門(判)→南組重左衛門殿	天保8年12月	横切紙・1	606-77
質物ニ相渡し申田地手形之事 上組本人斧弥(判)、請人幸右衛門(判)・同断万之助(判)→下今井重左衛門殿 裏書「表書之通相違無之候、已上、名主平兵衛(判)」	天保9年1月	横切紙・1	606-03
質物ニ相渡申田地之事 上今井村本人半左衛門(判)、受人万之助(判)→下今井村重左衛門殿 裏書「表書之通り相違無之候、以上、名主平兵衛(判)」	天保9年閏4月	横切紙・1	606-55
質物ニ相渡ス林地証文之事 本人八右衛門(判)、請人伝七→当村重左衛門殿	天保9年12月	横切紙・1	606-06
質物ニ相渡申田畑証文之事 上今井村本人右太郎(判)、請人佐忠治(判)・縫治郎(判)→下今井村重左衛門殿 裏書「表書之通相違無之候、以上、名主平兵衛(判)」	天保9年12月	横切紙・1	606-46
質地高入御年貢帳 桃井重左衛門	天保10年1月吉日	横長半・1	602

3. 桃井家/3-2. 土地/3-2-1. 質地

質地二入置借用申田地手形之事 市場方借主嘉衛門(判)、請人武助(判)→南組重左衛門殿 裏書「表書きのとおり相違無い之候以上、亥四月、名主三右衛門(判)」	天保10年4月	横切紙・1	606-78
質物相預ケ申証文之事 本人左野右衛門(判)→重左衛門殿 以下枝番3番まで三通綴紐	天保11年12月	横切紙・1	611-01
質地二入置申屋敷畑手形之事 下今井村本人幸之助(判)、請人武助(判)→当村重左衛門殿 裏書「表書き之通高反別相違無い之候、以上、辰正月、名主茂右衛門(判)」	天保15年1月	横切紙・1	606-79
質物二相渡申田畑証文之事 下今井村本人佐野右衛門(判)、受人万次郎(判)→当村重左衛門殿	天保15年1月	横切紙・1	606-81
質物二相渡申畑証文之事 下今井村本人佐野右衛門(判)、同受人万次郎(判)→当村重左衛門殿 以下枝番号83番まで四通綴	天保15年2月	横切紙・1	606-80
差出し申小作証文之事 下今井村本人佐野右衛門(判)→当村重左衛門殿	天保15年2月	横切紙・1	606-82
差出し申一札之事 下今井村佐野右衛門(判)→当村名主茂右衛門殿御役人御衆中	天保15年2月	切紙・1	606-83
奉差上済口証文之事 下今井村ノ訴訟方重左衛門(判)、同村相手林治郎(判)、同村差添組頭新右衛門(判)→松本御役所 下今井村重左衛門より同村林治郎へ相懸り質地取替金の儀に付訴	天保15年6月	横切紙・1	854
質物二入置申地所証文之事 下今井村本人久兵衛(判)、請人幸蔵(判)→当村重左衛門殿 継紙「差出し申一札之事」	天保15年10月	横切紙・2	606-33
質地証文之事 下今井村本人亀吉、請人弥助・同断末吉→当村重左衛門殿 差紙あり	天保15年12月	横切紙・1	862-6
質山林証文之事 下今井村本人新右衛門(判)、受人利兵衛(判)→当村重左衛門殿	弘化3年8月	横切紙・1	606-34
質流地二相渡証文之事 上今井村本人小兵衛(判)、受人秀之助(判)・同断品之丞(判)→下今井村重左衛門殿	弘化5年1月28日	横切紙・1	608-05
一札之事 下今井村重左衛門→上今井村小兵衛殿	弘化5年1月28日	小切紙・1	611-04
質地証文之事 下今井村本人種吉(判)、受人三代吉(判)→同村重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違之なく候、以上、名主茂右衛門(判)、与頭式左衛門(判)」	嘉永1年	横切紙・1	606-84
質地証文之事 上今井村本人増左衛門(判)、受人元右衛門(判)・同断左忠次(判)→下今井村重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無い之候、以上、酉十二月、名主品之丞(判)」	嘉永2年12月	横切紙・1	606-45
質地証文之事 上今井村本人増左衛門(判)、受人元右衛門(判)・同断左忠次(判)→下今井重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無い之候、以上、酉十二月、名主品之丞(判)」	嘉永2年12月	横切紙・1	606-51
己年ヨリ質流 桃井重左衛門 結付・帳間文書あり	嘉永3年1月吉日	横長美半・1	599
質地証文之事 下今井村本人八郎右衛門(判)、請人助右衛門(判)→同村重左衛門殿	嘉永3年1月	横切紙・1	606-35
質地証文之事 上今井村本人増左衛門(判)、同所受人元右衛門(判)・同断文右衛門(判)→当村清兵衛殿 追書「表書き之通高反別相違無い之候、以上、戌六月、名主品之丞(判)」	嘉永3年6月	横切紙・1	606-24

質地御年貢覚帳 桃井重左衛門	嘉永4年1月吉日	横長半・1	603
書添質流地証文事 上今井村本人増左衛門(判)、同所請人元右衛門→下今井村重左衛門殿	嘉永4年1月	横切継紙・1	606-21
差出し申一札之事 下今井村重左衛門印→上今井村増左衛門殿 追書「如斯認め書面差出し置候、下書留候」	嘉永4年1月	竖小切紙・1	606-47
書添申流地証文之事 上今井村本人益左衛門(判)、同所受人元右衛門(判)→下今井村重左衛門殿	嘉永4年12月	横切紙・1	606-44
質地証文之事 上今井村借主益左衛門(判)、受人佐忠次(判)・同断元右衛門(判)・同断清兵衛(判)→下今井村重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無之候、以上、子七月、名主品之丞(判)」	嘉永5年7月	横切継紙・1	606-49
質入土蔵証文之事 上今井村本人増左衛門(判)、同所受人元右衛門(判)→同村重左衛門殿、清兵衛殿 裏書「表書之通双方尔談行届候ニ付奥印致候以上、丑三月、名主品之丞(判)」	嘉永6年3月	横切紙・1	606-11
質地証文之事 下今井村本人佐の衛門(判)、請人吉左衛門(判)・同断佐の吉(判)→同村重左衛門殿 裏書「表書之通高反別相違無之候、以上、丑八月、名主茂右衛門(判)」 継紙「差出し申一札之事」	嘉永6年8月	横切継紙・1	606-85
質地証文之事 本人友右衛門(判)、受人兼蔵(判)→当村佐里殿	嘉永6年	横切紙・1	862-2
質地証文之事 上今井村本人久兵衛(判)、受人源市郎(判)→下今井村重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無之候、以上、寅正月、名主品之丞(判)」 結付文書(絵図)二紙あり	嘉永7年1月	横切紙・3	606-61
差出し申質入土蔵一札之事 上今井村本人益左衛門(判)、元右衛門(判)→下今井村重左衛門殿	安政1年12月	横切紙・1	606-27
差出し申証文之事 上今井村本人増左衛門(判)、受人左忠次(判)・同断元右衛門(判)・同断条右衛門(判)→下今井村重左衛門殿	安政2年11月	横切紙・1	606-26
林質流地証文之事 下今井村本人種吉(判)、受人亀太郎(判)・同断新左右衛門(判)→同村重左右衛門殿	安政3年1月	横切紙・1	608-09
質地証文之事 下今井村本人新右衛門(判)、請人伝七(判)→同村重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無御座候、以上、名主茂右衛門(判)、組頭伝七(判)」	安政4年1月	横切継紙・1	606-42
(某田図・高反別目録) 東新右衛門分	安政4年3月	小切紙・1	606-40
質地証文之事 開発場借主九郎右衛門(判)→下今井村重左衛門殿	安政5年5月	横切紙・1	606-62
質地証文之事 下今井村本人佐之(右)衛門(判)、同受人左の吉(判)→同村重左衛門殿 裏書「表書之通反別上分相違無之候、以上、午十月、名主品之丞(判)」 継紙「差出し申一札之事」	安政5年10月	切継紙・2	606-63
質地証文之事 下今井村本人九兵衛(判)、請人倉次郎(判)→同村重左右衛門殿 追書「前書之通林畝米相違無御座候、以上、下今井村与頭重郎右衛門(判)」	安政5年11月	横切紙・1	606-64
一札之事 下今井村当人平五郎(判)、請人平左衛門(判)→同村重左衛門殿 譲請候畑之事に付	安政6年1月	横切紙・1	733
質地証文之事 下今井村本人倉次郎(判)、請人円右衛門(判)、同断式右衛門(判)→当村重左衛門殿 裏書「表書之通高反別上分相違無御座候、以上、下今井村与頭重	安政7年3月	切継紙・2	606-65

3. 桃井家/3-2. 土地/3-2-1. 質地

郎右衛門(判) 継紙「北村倉次郎屋しき畑覚帳」			
質地証文之事 下今井村本人富弥(判)、受人清九郎(判)・同断吉五郎(判)→上神林村野口庄三郎殿 裏書「表書之通高反別相違無之候、以上(左箇所墨引)、酉三月、名主彦三郎(判)、是ハ未年請戻しニ相成候」	万延2年2月	横切紙・1	606-66
質地証文之事 下今井村本人松弥(判)、請人竹治郎(判)・同断伝八郎(判)→当村重左衛門殿 裏書「表書之通り高反別無相違候、以上、戊ノ三月、地庄屋清兵衛(判)」	文久2年3月	横切紙・1	853-3
質地証文之事 下今井村本人種弥(判)、請人兵右衛門(判)、同断竹次郎(判)→神林村吉重殿 追書「前書之通高反別相違無之候、已上、戊十月、右同村名主重左衛門(判)」	文久2年10月	横切紙・1	606-56
質地証文之事 上今井村本人音右衛門(判)、受人浅吉(判)・同断元右衛門(判)→下今井村重左衛門殿 追書「前書之通反別相違無之候、已上、戊十二月、名主登兵衛(判)」付文書(絵図)二紙(小切紙)あり	文久2年12月	横切紙・1	606-67
乍恐以書付奉願上候 右訴訟人唯右衛門→村御役人中 質地ニ差入候地所請戻度に付願書 以下枝番3号文書まで綴紐	文久3年11月	横切継紙・1	960-1
乍恐以書付奉願上候 右訴訟人唯右衛門→村御役人中 質地ニ差入候地所請戻度に付願書	文久3年11月	横切継紙・1	960-2
乍恐以書付奉願上候 右訴訟人唯右衛門(判)→村御役人中 質地ニ差入候地所請戻度に付願書	文久3年11月	横切継紙・1	960-3
質地証文之事 下今井村本人万兵衛(判)、同受人武兵衛(判)→当村重左衛門殿 裏書「表書之通高反別相違無御座候、以上、組頭重郎右衛門(判)」	文久4年2月	横切紙・1	606-68
質地証文之事 下今井村本人兵右衛門(判)、請人与右衛門(判)→当村重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無御座候、西十二月、組頭次左衛門(判)」副書「(質地証文ニテ奥印致遣ス申候)」(小切紙)あり	元治1年12月	横切継紙・1	606-54
証文之事 下今井村本人勝右衛門印→梶原伊豆守殿 質地ニ入置田畑、差支有之候に付御延し証文	慶応1年12月	小切紙・1	774
油質証文之事 水代村置主油屋亀之助(判)→下今井村桃井重左衛門様	慶応2年3月	横切紙・1	611-02
証書之事 下今井村重左衛門→高遠領小野沢新田茂右衛門殿 裏書「小野沢茂右衛門質証文、一通」、三年春請取代金百五十両相渡	慶応2年11月	小切紙・1	981-09
質流地ニ相渡証文之事 下今井村本人万兵衛(判)、受人重郎治(判)→当村桃井重左右衛門殿 裏書「表書之通高反別相違無之候、以上、組頭重郎右衛門(判)」	慶応3年1月	横切紙・1	608-08
質地証文之事 上今井村名主今井忠左衛門印、組頭久兵衛印・同清兵衛印・同兵左衛門印、百姓代文左衛門印・同平兵衛印・同品之丞印・同三郎左衛門印、下今井村名主桃井重左衛門印、組頭重郎右衛門印・同治左衛門印、百姓代寿太次印・同久右衛門印→神林村上条佐五郎殿 村方入用差支に付共有地質地に入れ候ニ付	慶応3年1月	横切紙・1	860
質地証文之事 下今井村本人与右衛門(判)、請人兵右衛門(判)→当村重左衛門殿 裏書「表書之通り高反別相違無御座候、組頭次左衛門(判)」	慶応3年1月	横切紙・1	957-2
質地証文之事 下今井村本人友右衛門(判)、受人兼蔵(判)・同断亀蔵(判)→上神林村慶治郎殿 裏書「表書之通高反別相違無之候、以上、卯ノ二月、名主桃井重左	慶応3年2月	横切紙・1	606-69

衛門 (判)]			
質地証文之事 御領分堅石村借主八郎右衛門 (判)、請人増蔵 (判)・下今井利右衛門 (判)→御預所下今井村与右衛門殿	慶応3年12月	横切紙・1	957-3
質物証文之事 水代村亀屋亀之助 (判)→下今井村質屋重左衛門殿	慶応4年7月	横切紙・1	611-03
質地証文之事 下今井村本人源右衛門 (判)、受人重四郎 (判)→当村治郎兵衛殿	明治1年12月	横切紙・1	606-70
質物帳 桃井重左衛門	明治2年1月	半・1	604
質地二相渡証文之事 高遠領古見村本人岡右衛門 (判)、受人九郎右衛門 (判)→御料下今井村重左衛門殿 追書「前之通高反別相違無之候、以上、巳二月、名主忠左衛門 (判)」	明治2年2月	横切継紙・1	606-09
質地証文之事 上今井村本人治左衛門 (判)→当村重左衛門殿	明治2年2月	横切紙・1	606-18
質地二付差出申証文之事 下今井村本人重左衛門印→上今井村品之丞殿 副書あり 副書「本証文ハ添書証文之反別相違、添書之分御檢地帳ニ全ク見江須」	明治2年9月	切継紙・2	606-52
質地証文之事 下今井村本人紋四郎 (判)、請人清左衛門 (判)・同断松弥 (判)→当村重左衛門殿 追書「前書之通り高反別無相違御座候、以上、組頭治左衛門 (判)」	明治2年12月	横切紙・1	606-38
質地証文之事 下今井村本人富弥 (判)・同断倅寅吉 (爪印)、請人吉五郎 (判)→当村重左衛門殿 裏書「表書之通り高反別相違無御座候、以上、組頭重郎右衛門 (判)」継紙「小作証文之事」	明治2年12月	横切継紙・2	606-71
質地証文之事 下今井村本人重四郎 (判)、請人治郎兵衛 (判)→当村源右衛門殿 追書「前書之通高反別相違無之候、以上、巳十二月、名主重左衛門 (判)」本文書、事書・事実書・署判・追書に墨引	明治2年12月	横切紙・1	606-72
質流地二相渡申田地証文之事 松平御支配所堅石町村本人惣代太四郎 (判)・治右衛門 (判)・太兵衛 (判)・半六 (判)・治郎左衛門 (判)・善七 (判)・孝重 (判)・万蔵 (判)・与市 (判)・民右衛門 (判)・栄吉 (判)・民吉 (判)→御料下今井村桃井重左衛門殿、裏書「表書之通高反別相違無之候、以上、明治二巳年十二月、堅石町村庄屋三村市左衛門 (判)・同江原庄兵衛 (判)」	明治2年12月	横切紙・1	608-04
流地規定証文之事 下今井村本人松弥 (判)・同断竹治郎 (判)、証人伝八郎 (判)・上今井村同断定兵衛 (判)→当村重左衛門殿	明治3年3月	横切紙・1	853-2
書添備用証文之事 下今井村本人紋四郎 (判)、受人治左衛門 (判)→当村重左衛門殿	明治3年8月13日	横切紙・1	606-32
質地証文之事 下今井村本人与右衛門 (判)、受人紋治郎 (判)・同断兵右衛門 (判)→同村桃井重左衛門殿 追書「午十二月、前書之通高反別相違無之候、以上、組頭古田治平 (判)」	明治3年12月	横切継紙・1	606-73
質地証文之事 下今井村本人重三郎 (判)、請人治郎兵衛 (判)・同断源伍 (判)→同村治郎左衛門殿 裏書「表書之通畝歩所未相違無之候、以上、午ノ十二月、名主桃井重左衛門 (判)」、但し、右裏書「(判)」に墨引	明治3年12月	横切紙・1	606-74
質地高入書留帳 桃井重左衛門 表紙「三月写換改」	明治3年	横長半・1	605
質地証文之事 下今井村本人須沢長之介差合掛り無印、受人須沢仲丁差合掛り無印→同村倉橋増蔵殿 追書「右之	明治4年12月	横切紙・1	606-75

3. 桃井家/3-2. 土地/3-2-1. 質地

通相違無之に付、写奉差上候、			
質流二譲渡地所証文之事 下今井村本人清沢伊藤太(判)、受人清沢鉄弥(判)→同村桃井重九郎殿 以下枝番号9番まで、三通綴紐 裏書「表書之通り高反別相違無之候、組頭古田治平(判)」	明治4年12月	横切紙・1	608-07
質地証文之事 下今井村本人須沢兵右衛門(判)、請人古田伝八郎(判)・同断古田定兵衛(判)→当村梶原景貞殿 追書「前書之反別伝吉無尽書入奥書印致シ有之候上者、来ル亥年迄四ヶ年掛返シ無滞相済候ハバ、右地所質地ニ可致候、以上、壬申正月、右村名主桃井重九郎(判)」	明治5年1月	横切継紙・1	606-19
乍恐以書取御伺奉申上候 筑摩郡第三十一区下今井村桃井重九郎→筑摩県御役所 質地の儀、年季相過候に付	明治5年4月25日	横切紙・1	961-08
質地証文之事 借主橋十郎(判)、請人文五郎(判)→武居八百吉殿 裏書「表書之通高反別相違無之候、以上、壬申年八月、戸長桃井重九郎(判)」	明治5年8月	横切紙・1	606-76
質地証文之事 今井村借主古田治市(判)・同断溝上定市(判)、受人桃井唯衛・同断古田治郎(判)→倉橋増蔵殿 裏書「表書之通高反別相違無之候、以上、申十月、戸長桃井重九郎(判)」	明治5年10月26日	横切紙・1	862-4
質地証文之事 今井村本人小林音次郎(判)、請人村山喜曾次(判)・同断同七郎→御連衆中	明治6年2月	横切継紙・1	606-20
質地証文之事 下今井村借用主桜井儀作(判)、受人桜井五朗→同村桜井慶蔵殿	明治6年2月	横切紙・1	862-3
質地証文之事 三拾壹区下今井村本人村山五郎平、受人村山幸平→当村田中豊太郎殿	明治6年9月	横切紙・1	862-1
証書之事 第四大区七小区今井村桃井重九郎印→同区同村三村紋四郎母三村奈徒殿 追書「右之通り書面亥一月廿二日先方相渡置候、控置候」	明治8年1月21日	縦切紙・1	608-06
質流田地証書之事 第四大区七小区今井村三村紋四郎母三村なつ(判)、請人塩原登奈十(判)→同区同村桃井重九郎殿	明治8年1月21日	横切紙・1	608-10
預り金証書 東筑摩郡今井村田中皆重(判)→同郡同村桃井藤太殿 質地証文	明治15年7月4日	罫紙・1	701
質入地所証 東筑摩郡神林村本人野口保次郎○、保証人藤枝琴三郎・同野口九平→同郡今井村桃井藤太殿 追書「前書之通反別代価相違無之候に付奥印候也、右村戸長石川実太郎○」	明治16年1月4日	半・1	606-86
質地証文之事 下今井村本人亀蔵(判)、受人八百吉(判)→上神林吉次郎殿 裏書「表書之通り高反別相違無御座候、以上、下今井村与頭重郎右衛門(判)」	卯年3月	横切紙・1	606-25
質物ニ相渡シ申手形之事 質物置主新右衛門(判)、受人嶋右衛門(判)・同断長右衛門(判)→重左衛門殿	亥年7月	横切紙・1	606-02
寅年ヨリ流質		横長美半・1	600
(質入証文差紙) 以下枝番文書四通(枝番05まで)をくるむ		小切紙・1	606-01
(質入証文包紙) 以下枝番48号文書までの包紙。紙背文書あり 端裏書「紋四郎証文、此包証書ハ大損致シ地所請取相済候、証ノ分存之候」 質地証文 但し、文書全体・署判・宛所・奥裏書に墨引		横切紙・1	606-30
(質入証文差紙) 以下枝番文書三通(枝番42番まで)を		小切紙・1	606-39

くるむ 表書「此分前田一反歩一枚田当時持居候而外、河原田畝歩之分ハ、伝吉江売り候分、右証文之分也」			
(質入証文差紙) 以下枝番文書三通 (枝番45番まで) をくるむ 表書「此分前田五十両証文、添書証文メ七拾二両二通、外ニ小作証文壹通」		小切紙・1	606-43
(高反別記) (断簡) 以下枝番4番まで四通紙縫		小切紙・2	608-01

3-2-2. 売却

売却地所明細簿 桃井氏	明治35年8月18日	横長半・1	475
-------------	------------	-------	-----

3-3. 小作

3-3-1. 小作帳

小作預ケ方帳 桃井重左衛門	文化15年1月	横長美半・1	359
田畑預帳 桃井重左衛門	文政4年1月吉日	横長美半・1	423
小作預覚帳 桃井氏	文政6年1月吉日	横長美半・1	360
小作覚帳 桃井重左衛門	文政8年1月吉日	横長美半・1	361
小作預帳 桃井重左衛門	文政10年1月吉日	横長美半・1	362
小作預帳 桃井重左衛門	文政11年1月吉日	横長美半・1	363
小作預覚帳 桃井重左衛門	天保9年1月吉日	横長半・1	386
小作預方帳 桃井重左衛門	天保10年1月吉日	横長半・1	387
小作預方帳 桃井重左衛門	天保11年1月吉日	横長半・1	388
小作預方帳 桃井重左衛門 「天保十二丑年粉子受取記」 合綴	天保12年1月吉日	横長半・1	389
小作預粉覚帳 桃井重左衛門 「寅十年納粉子受取帳 (天保十三年十月吉日、桃井重左衛門)」 合綴	天保13年1月吉日	横長半・1	364
小作預納粉子覚帳 桃井重左衛門	天保14年1月吉日	横長半・1	390
小作預納粉子覚帳 桃井重左衛門	天保15年1月吉日	横長半・1	391
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	弘化2年1月吉日	横長半・1	365
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	弘化3年1月吉日	横長半・1	366
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	弘化4年1月吉日	横長半・1	367
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	弘化5年1月吉日	横長半・1	368
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	嘉永2年1月吉日	横長半・1	369
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	嘉永3年1月吉日	横長半・1	370
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	嘉永4年1月吉日	横長半・1	371
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	嘉永5年1月吉日	横長半・1	372
当子納粉請取帳 桃井重左衛門	嘉永5年10月吉日	横長半・1	373
小作預納粉覚帳 桃井重左衛門	嘉永6年1月吉日	横長半・1	375
当丑納粉請取帳 桃井重左衛門	嘉永6年10月吉日	横長半・1	374

3. 桃井家/3-3. 小作/3-3-1. 小作帳

小作預納粉覚帳	桃井重左衛門	嘉永7年1月吉日	横長半・1	376
当寅納粉請取帳	桃井重左衛門	嘉永7年10月吉日	横長半・1	377
小作預納粉覚帳	桃井重左衛門	安政2年1月吉日	横長半・1	378
小作預納粉覚帳	桃井重左衛門 「当辰納粉請取覚」合綴	安政3年1月吉日	横長半・1	380
小作預納粉覚帳	桃井重左衛門 「当巳納粉請取覚」合綴	安政4年1月吉日	横長半・1	381
小作預納粉覚帳	桃井重左衛門 「当午納粉請取覚帳 (安政五午年十月吉日、桃井重左衛門)」合綴	安政5年1月吉日	横長半・1	382
小作預納粉覚帳	桃井重左衛門 「当未納粉請取覚帳 (安政六己未年十月吉日、桃井重左衛門)」合綴	安政6年1月吉日	横長半・1	383
小作預納粉覚帳	桃井重左衛門 「当申納粉請取覚帳 (万延元申年十月吉日、桃井重左衛門)」合綴	安政7年1月吉日	横長半・1	384
小作預納粉覚帳	桃井重左衛門 「当酉納粉請取覚帳 (文久元辛酉年十月吉日、桃井重左衛門)」合綴	文久1年1月吉日	横長半・1	385
卯年納請取覚帳		10月吉日	横長半・1	379

3-3-2. 証文

小作証文之事	下今井村本人種吉 (判)、受人三代吉 (判) → 同村重左衛門殿	嘉永1年	横切紙・1	840-01
小作証文之事	上今井村本人増左衛門 (判)、受人元右衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	嘉永3年1月	横切紙・1	840-02
小作証文之事	上今井村本人益左衛門 (判)、受人左忠次 (判)・同断元右衛門 (判) → 下今井重左衛門殿	嘉永5年	横切紙・1	840-03
小作滞一札之事	上今井村小作人増左衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	嘉永6年3月	横切紙・1	852-5
小作滞証文之事	上今井村本人益左衛門 (判) → 下今井重左衛門殿	安政1年12月	横切紙・1	852-3
小作証文之事	上今井村小作人増蔵 (判)、同所受人佐忠次 (判)・同所同断条右衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政2年2月	横切紙・1	840-04
小作証文之事	上今井村小作人佐忠次 (判)、同所受人条右衛門 (判)・同所同断増左衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政2年2月	横切紙・1	840-05
小作証文之事	上今井村小作人堅蔵 (判)、同所受人佐忠次 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政2年3月	横切紙・1	840-06
小作滞証文之事	上今井村本人増蔵 (判)・同所同堅蔵 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政2年12月	横切紙・1	851
小作滞証文之事	上今井村左忠治 (判)・同断丈右衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政2年12月	横切紙・1	852-4
小作証文之事	下今井村新右衛門 (判)、受人伝七 (判) → 同村重左衛門殿	安政4年1月	横切紙・1	840-07
小作証文之事	上今井村本人浅吉 (判)、受人元右衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政5年1月15日	横切紙・1	840-08
小作証文之事	上今井村宝輪寺 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政5年1月	横切紙・1	840-10
小作証文之事	上今井村本人房吉 (判)、受人幾右衛門	安政5年1月	横切紙・1	840-11

(判)・同断条右衛門(判)→下今井村重左衛門殿			
小作証文之事 上今井小作人嘉左衛門(判)、証人丈左衛門(判)→下今井村重左衛門殿	安政5年3月	横切紙・1	840-09
小作証文之事 下今井村小作人増蔵(判)、請人喜助(判)・同断元右衛門(判)→同村重左衛門殿	安政5年3月	横切紙・1	840-40
小作証文之事 下今井村小作人猶吉(判)、請人市右衛門(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-12
小作証文之事 下今井村小作人八郎右衛門(判)、請人円三郎(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-13
小作証文之事 下今井村小作人円三郎(判)、請人八郎右衛門(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-14
小作証文之事 下今井村小作人左代吉(判)、請人倉次郎→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-15
小作証文之事 下今井村小作人惣五郎(判)、請人武兵衛(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-16
小作証文之事 下今井村小作人九兵衛(判)、請人藤太郎(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-17
小作証文之事 下今井村本人久四郎(判)、請人友八(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-18
小作証文之事 下今井村小作人吉作(判)、請人喜代七(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-19
小作証文之事 下今井村小作人喜代七(判)、請人吉作(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-20
小作証文之事 下今井村清之丞(判)、請人弥五左衛門(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-21
小作証文之事 下今井村小作人鳶右衛門(判)、請人松太郎(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-22
小作証文之事 下今井村小作人八百吉(判)、請人元次郎(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-23
小作証文之事 下今井村小作人五郎右衛門(判)、請人広吉(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-24
小作証文之事 下今井村小作人亀蔵(判)、請人八百吉(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-25
小作証文之事 下今井村小作人元治郎(判)、請人八百吉(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-26
小作証文之事 下今井村小作人楮松(判)、縫之吉(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-27
小作証文之事 下今井村小作人奥右衛門(判)、請人豊太郎(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-28
小作証文之事 下今井村小作人玉吉(判)、六郎右衛門(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-29
小作証文之事 下今井村小作人元右衛門(判)、証人権治郎(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-30
小作証文之事 下今井村小作人勘五郎(判)、請人五助(判)→同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-31
小作証文之事 下今井村小作人嘉助(判)、請人亀治郎	安政5年7月	横切紙・1	840-32

3. 桃井家/3-3. 小作/3-3-2. 証文

(判) → 同村重左衛門殿			
小作証文之事 下今井村小作人伊藤太 (判)、奥右衛門 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-33
小作証文之事 下今井村小作人広吉 (判)、請人五郎右衛門 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-34
小作証文之事 下今井村小作人小作人九兵衛 (判)、請人藤太郎 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-35
小作証文之事 下今井村小作人紋藏 (判)、定吉 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-36
小作証文之事 下今井村小作人源治郎 (判)、請人利右衛門 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-37
小作証文之事 下今井村小作人喜右衛門 (判)、受人宗次郎 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-38
小作証文之事 下今井村小作人浅右衛門 (判)、請人久左衛門 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-39
小作証文之事 下今井村小作人たき (判)、請人紋藏 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-41
小作証文之事 下今井村小作人宗治郎 (判)、請人喜右衛門 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-42
小作証文之事 下今井村小作人定吉 (判)、請人紋藏 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年7月	横切紙・1	840-43
小作証文之事 上今井村小作人吉郎次 (判)、受人团右衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政6年3月	横切紙・1	840-45
小作証文之事 上今井村小作人与左衛門 (判)、受人芳松 (判) → 下今井村重左衛門殿	安政6年	横切紙・1	840-44
小作証文之事 下今井村小作人五右衛門 (判)、請人浅右衛門 (判)・同断惣次郎 (判) → 当村伝八郎殿	万延2年1月	横切紙・1	840-46
小作証文之事 上今井村本人嘉伝次 (判)、受人登兵衛 (判) → 下今井村重左衛門殿	文久3年1月	横切紙・1	840-47
小作証文之事 上今井村小作人金之丞 (判)、請人登兵衛 (判) → 下今井村重左衛門殿	文久3年1月	横切紙・1	840-48
小作証文之事 下今井村本人松弥 (判)、請人竹次郎 (判)・同伝八郎 (判) → 当村重左衛門殿	文久3年3月	横切紙・1	853-1
小作滞証文之事 下今井村本人幸之助 (判) → 当村重左衛門殿	文久3年12月	横切紙・1	852-2
小作証文之事 下今井村小作人五右衛門 (判)、請人重右衛門 (判)・同断伝八郎 (判) → 当村重左衛門殿 差紙 (五右衛門分高覺) あり	元治1年12月	横切紙・1	840-49
小作証文之事 下今井村小作人万兵衛 (判)、請人十郎次 (判) → 当村桃井重左衛門殿	慶応3年	小切継紙・1	840-50
小作滞証文之事 上今井村五人組頭作郎左衛門、親類喜助 (判) → 下今井村重左衛門殿	明治2年4月	横切紙・1	850
差出申小作滞証文之事 上今井村小作人増藏 (判)、請人房吉 (判)・同断元右衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	明治3年3月	横切紙・1	840-51
差出申小作滞証文之事 上今井村小作人増藏 (判)、組合受人房吉 (判)、受人元右衛門 → 下今井村重左衛門殿	明治4年1月	横切紙・1	852-1

小作証文之事 古見村小作人市作(判)(※但し(判)に墨引)「小作不致二付印消シ」・園衛(判)、上今井村受人元市→筑摩縣御管内下今井村桃井重九郎殿	明治5年3月13日	横切紙・1	840-52
小作証文之事 今井堀耕地小作主上条吉作(判)→当組桃井重九郎殿	明治11年	罫紙・1	849
治左衛門勘定覚	辰年	横長半・1	964-19
小作証文之事 下今井村小作人須沢兵右衛門(判)→当村梶原草貞殿	申年2月	横切紙・1	840-53

3-3-3. 書状

(上条浅吉書状) 上新田上条浅吉→下今井桃井重左衛門様 小作御預の件に付	4月8日	小切継紙・1	980-02
--------------------------------------	------	--------	--------

3-4. 貸借

3-4-1. 借用証文

書添借用証文之事 本人平兵衛、受人利助	天保2年12月	切紙・1	966-4
借用申金子之事 今井村借主重左衛門(判) ※ただし(判)に墨引 →塩原五郎左衛門殿	天保7年7月11日	横切紙・1	809-6
書添申証文之事 上今井村半左衛門(判)→下今井村重左衛門殿	天保11年11月	横切紙・1	610-02
借用申金子証文之事 当村本人佐野右衛門(判)→重左衛門殿	天保14年11月	横切紙・1	610-24
酒造貸渡申証文之事 上今井本人清次右衛門(判)、受人清兵衛(判)、立入人武助(判)、受人秀之助(判)→下今井村重左衛門殿 酒造貸貸証文	弘化2年11月	横切継紙・1	828
借用申金子之事 本人佐野右衛門(判)→当村重左衛門殿 継紙「(覚)」	弘化4年10月	横切継紙・1	610-25
借用申金子之事 下今井久平次→同村重左衛門殿	弘化5年1月	横切紙・1	610-11
借入申種代金証文之事 高遠領岩垂村本人弥左衛門(判)、請人吉兵衛→下今井村重左衛門(付箋)「明治二十年五月八日改不入用書留戸区控」	嘉永1年3月	横切紙・1	798
差出申規定証文之事 下今井村米吉(判)→同村重左衛門殿 金子借用仕候に付 小切紙(付箋)継	嘉永2年1月	縦切紙・1	855
借用申金子之事 下今井村本人兼松(判)、請人九兵衛・同倉次郎(判)→同村重左衛門殿	嘉永3年8月	横切紙・1	610-12
借用申金子証文之事 下今井村本人桃次郎(判)、請人富弥→同村重左衛門殿	安政4年12月	横切紙・1	610-18
借用申金子証文之事 下今井村本人彦吉(判)、請人平左衛門(判)→右同村重左衛門殿	安政5年12月	切紙・1	610-07
借用之事 唯右衛門(判)、伝八(判)→重左衛門殿	安政7年3月	小切紙・1	610-19
酒代金証文之事 小曾部村本人伝右衛門印、古見村受人九郎右衛門印、今井村受人久兵衛印→今井村清兵衛殿、重左衛門殿 酒代金借入証文	万延1年12月	横切継紙・1	737
出し金証文之事 下今井村役席与頭重郎右衛門(判)・同伝七(判)、百姓代寿太次(判)→同村百姓代重左衛門 富弥給金上借分借金証文	文久1年12月	横切紙・1	743

3. 桃井家/3-4. 貸借/3-4-1. 借用証文

借入金証文之事 衛門殿	下今井村借主忠右衛門(判)→当組重左	文久2年閏8月	横切紙・1	610-20
借用申証文之事 重左衛門殿	西洗馬村借主曾左衛門(判)→下今井村	文久3年12月	横切紙・1	958-07
預り金証文之事 預所下今井村重左衛門殿	高遠領西洗馬村曾右衛門(判)→松本御	文久4年2月	横切紙・1	958-11
借用申金子之事 主重左衛門殿	下今井村借主重郎右衛門(判)→同村名	元治1年10月	横切紙・1	610-21
借入申金子之事 (判)→下今井村質屋重左衛門様	水代村借主亀之助(判)、受人伝左衛門 継紙「覚」	慶応3年1月	横切継紙・1	610-22
借用申金子之事 与頭助三郎(判)」	高遠領西洗馬村借主曾左衛門(判)、今 井村受人元右衛門(判)→下今井村重左衛門殿 奥書 「前書之通相違無御座候、以上、右村名主新左衛門(判)、	慶応3年3月	横切継紙・1	958-09
借入金証文之事 (判)→桃井重左衛門殿	本人式三郎(判)、請人名主玄九郎	慶応4年5月	横切紙・1	610-13
夫喰借用連印証文之事 (判)→下今井村重左衛門殿	上今井村借主元右衛門(判)・ 同断喜代之丞(判)・同断与右衛門(判)・同断房吉	明治2年7月8日	横切紙・1	878
借用証文之事 門殿	下今井村本人与右衛門(判)→同村重左衛	明治2年8月	横切紙・1	957-4
借入金証文之事 衛門(判)→塩尻御局下今井村勘左衛門殿 追書「前書之通相 違無之候、以上、右村名主井沢吉右衛門(判)、組頭惣右 衛門(判)」	高遠藩小曾部村借主伝十(判)、請人権 左衛門(判)・同断亀右衛門(判)、今井村請人紋四郎	明治3年6月	横切継紙・1	610-03
借入金証文之事 殿 文書全体、署判・宛書墨引	下今井村重左衛門(判)→当村吉左衛門	明治3年12月	横切紙・1	954-6
米代金備用之事 殿	下今井村本人紋四郎(判)→同村重九郎	明治4年3月18日	横切紙・1	610-05
書添借用証文之事 (判)→当村重九郎殿 以下枝番5番まで二通紙繕	下今井村本人紋四郎(判)、請人勘重	明治4年3月	横切紙・1	610-04
借用申証文之事 井村受人元右衛門→下今井村桃井重左衛門殿	西洗馬村借主柳沢曾左衛門(判)、上今	明治4年3月	横切紙・1	958-08
借入金証文之事	松本伊藤町宮阪伊七郎→桃井重九郎殿	明治6年7月13日	罫紙・1	894-2
差出申観定之事 より大和式三郎(判)、要用」	第四大区十小区小俣村本人大和式三郎 (判)、請人大木邦八郎(判)・同断岩木次郎衛(判)→ 第四大区七小区下今井村桃井重九郎殿 金子借用に付 個別包紙あり、包紙表「下今井村桃井重九郎様、小又村	明治6年8月25日	罫紙・1	958-02
差出申証書之事 同村質屋桃井重九郎殿	第四大区七小区下今井村置主筒井六朗→	明治6年11月29日	罫紙・1	862-7
借入金証文之事 貼付	第四大区七小区筑摩郡下今井村借主横山 彦吉(判)・同断右俣横山治郎(つめ印)、古池原新田請 人塩原竹次郎(判)→同区同村桃井重九郎殿 収入印紙	明治7年1月10日	横切紙・1	610-09
借入金証文之事 貼付	第四大区七小区筑摩郡古池原新田借主塩 原竹次郎(判)、下今井村請人横山彦吉(判)・同断俣横 山松太郎(判)→同区下今井村桃井重九郎殿 収入印紙	明治7年1月10日	横切紙・1	610-10

3. 桃井家/3-4. 貸借/3-4-1. 借用証文

借金証文之事 第四大区小七区借主三村紋次郎母(判)、 請人古田治平(判)→同区同村桃井重九郎殿 収入印紙 貼付	明治7年4月21日	横切紙・1	610-01
時借証文之事 第四大区小七区今井村三村紋次郎(判)・ 母なつ(判)→同区同村桃井重九郎殿 収入印紙貼付 「証券界紙」罫紙使用	明治7年12月28日	罫紙・1	610-06
藍玉質延期対談書之事 第四大区小七区今井村筒井六郎、 武居光次郎(判)→同村桃井重九郎殿 金借用の儀に付	明治8年2月2日	罫紙・1	907
糊子借用証文之事 南第四大区七小区今井村武居定吉 (判)→同区同村桃井重九郎殿	明治10年4月15日	堅切紙・1	908
証書 小七区今井村桃井重九郎(判)→同区同村御連衆中	明治10年6月22日	罫紙・1	610-16
金額借用証 南第四大区七小区今井村本人横山伝一(判) →同区同村桃井重九郎殿	明治11年5月	罫紙・1	809-7
借金証書 東筑摩郡今井村借主塩原竹次郎印、請人桜井茂 平印・同断桜井重平印→同村北耕地三村仙三殿 追書 「前書之通、実地反別地価相違無之候也、卯三月日、副戸 長中原周治印」	明治12年2月26日	堅切紙・1	610-17
借入金証書 東筑摩郡今井村借主統木治重郎(判)→同郡 同村桃井重九郎殿	明治12年6月1日	罫紙・1	912
借用申証書之事 中沢耕地借主横山伝一(判)→下耕地桃 井重九郎殿	明治12年7月24日	横切紙・1	809-1
借入金抵当証書 「借入金抵当証書」合綴	明治12年	横長半・1	634
金借用之証 今井村借主須沢源吾(判)→同村桃井重九郎 殿	明治13年3月30日	堅切紙・1	915
借入金証書 東筑摩郡今井村借主森村折弥(判)→同郡同 村桃井重九郎殿	明治13年4月6日	小切紙・1	809-8
借入金証書 東筑摩郡今井村借主桃井松太郎(判)、請人 同村桃井寿八郎→同郡同村桃井藤太殿	明治14年1月4日	罫紙・1	809-2
借入金抵当証書 東筑摩郡神林村本人石川実太郎印、請人 石川米蔵印→東筑摩郡今井村桃井藤太殿	明治15年1月4日	綴・仮・1	917
(借用証書一括) (川上郁四郎(判)、ほか)→(桃井 藤太殿) 九点あり すべて貸主は桃井藤太	自明治16年～明治9年	罫紙・9	964-16
借入金証書 東筑摩郡今井村借主桃井松太郎(判)、請人 桃井藤太→同郡同村中原忠太殿	明治18年3月19日	罫紙・1	809-5
糊子借用証書 東筑摩郡洗馬村小曾部耕地貳百廿番地借主 大井孫四郎(判)、壹番地借主小林豆七(判)→同郡今井 村桃井藤太殿	明治18年7月9日	罫紙・1	807
借入金証書 東筑摩郡今井村借主横山伝一(判)→同郡同 村桃井重九郎殿	明治19年6月28日	罫紙・1	809-3
借入金証書 東筑摩郡今井村借主古池耕地借主古池利平 (判)、同人伴古池種蔵(判)→同郡今井村桃井重九郎殿	明治19年7月8日	罫紙・1	809-4
借用一札之事 上今井村源右衛門→桃井重左衛門殿 端裏 書「仙之助分」	丑年5月18日	小切紙・1	967-11
借用札之事 下今井村重四郎(判)→当村御役元	9月1日	小切紙・1	801
(大和式三郎書状) 小又大和式三郎→今井桃井重左衛門 様 古見村無尽の儀、御延引下され候様願上奉候に付	12月7日	堅切紙・1	610-14
(借用証文之事差紙) 以下枝番10番まで二通をくるむ		小切紙・1	610-08

3. 桃井家/3-4. 貸借/3-4-1. 借用証文

差紙表「借用証文二通、横山彦吉・塩原竹次郎」 (借用証文之事差紙) 以下枝番17番まで二通をくるむさらには紙縫あり 差紙表「此証文二通ハ塩原竹次郎分、是ハ無尽同人取借用江半金仰入候に付、抵当ニ地所貸候書留控」 紙背あり	罫紙・1	610-15
--	------	--------

3-4-2. 貸金

萬出入日記書留帳 桃井重左衛門	安政3年1月吉日	横長美・1	161
申暮勘定覚帳 桃井重左衛門	万延1年12月	横長半・1	195
酒代滞書拔帳 三ツ井帳場	文久1年7月	横長美・1	438
西暮勘定覚帳 桃井重左衛門	文久1年12月	横長半・1	196
戌暮勘定覚帳 桃井重左衛門	文久2年12月吉日	横長半・1	197
覚 御預所郷目付(判) →下今井村名主重左衛門 急場御才覚金、無利息年賦金受取覚	(文久3年) 12月9日	小切紙・1	758
子暮勘定覚帳 桃井重左衛門	元治1年12月吉日	横長半・1	199
丑暮勘定覚帳 桃井重左衛門	慶応1年12月	横長半・1	200
寅暮勘定覚帳 桃井重左衛門	慶応2年12月	横長半・1	201
卯暮勘定覚帳 桃井重左衛門	慶応3年12月	横長半・1	202
辰暮勘定覚帳 桃井重左衛門	明治1年12月	横長半・1	203
請取申証文之事 上今井村本人品の丞(判) →下今井村重左衛門殿 金拾両、要用金差支に付	明治2年10月23日	小切紙・1	990-02
己暮勘定覚帳 桃井重左衛門	明治2年12月	横長半・1	204
午暮勘定覚帳 桃井重左衛門	明治3年12月	横長半・1	205
未暮勘定帳 桃井重九郎	明治4年12月	横長半・1	206
申暮勘定帳 桃井重九郎 表紙「酉年此帳ヲ以勘定致候」	明治5年12月	横長半・1	207
覚 古池原九郎右衛門(判) →下今井村重左衛門殿	(明治6年) 6月28日	小切紙・1	610-23
戌暮勘定帳 桃井重九郎	明治7年12月	横長半・1	208
子暮勘定帳 桃井重九郎	明治9年12月	横長半・1	210
丑暮勘定帳 桃井重九郎	明治10年12月23日	横長半・1	211
(某勘定記) 計四点紐縛	(明治16年)	小切紙・4	965-41
(藤沢周吉書状) 上今井耕地藤沢周吉 →下今井耕地桃井藤太様急用 借金延引願	明治17年10月16日	横切紙・1	987-01-07
(竹次郎分藤太貸分) (桃井藤太) 元利合計二十一円八十二銭	已暮	小切紙・1	992-01
水代村かめや亀之助書状 (水代村かめや亀之助) →質屋様	2月29日	小切紙・1	806-2
(柳原曾左衛門書状) 西洗馬村柳沢曾左衛門 →下今井村桃井重九郎殿 金子証文之日限迄御猶豫被成下候様御願申上候に付 包紙紙あり 以下枝番を包む 包紙表「証文、壺通、西洗馬曾左衛門」	3月11日	小切紙・1	958-06
水代村かめや亀之助書状 (水代村かめや亀之助) →質	3月23日	小切紙・1	806-4

屋様			
(亀之助書状) 水代村亀屋亀之助→下今井村質屋重左衛門様 急場拝借金のお礼、松本より急用	9月3日	横切紙・1	984-01-01
(百瀬利八郎書状) 百瀬利八郎→今井村桃井重九郎 貸金返金、三百五十両貸与依頼	10月15日	小切継紙・1	987-01-01
(亀之助書状) 水代村かめや亀之助→下今井村質屋十左衛門様 急場拝借金のお礼、他	11月1日	切継紙・1	984-01-02
覚 重右衛門(判)→質屋(桃井)様 金四十両受取証 端裏書「是ハ紋四郎分へ返し金ノ書付」	12月11日	小切紙・1	988-01-05
(大和式三郎書状) 小俣村大和式三郎(判)→下今井村桃井重九郎殿 御借用之金子、度々御催促に預り候に付恐入候	12月19日	堅切紙・1	958-04
水代村かめや亀之助書状 (水代村かめや亀之助)→質屋様		小切継紙・1	806-3
(宮阪伊七郎書簡) 宮阪伊七郎→桃井重九郎様・同藤太様 金拝借奉申上候に付願 封筒あり 以下枝番文書まで収める		罫紙・1	894-1

3-4-3. 勘定

亥暮勘定覚帳 桃井重左衛門	文久3年11月吉日	横長半・1	198
亥暮勘定帳 桃井重九郎	明治8年12月	横長半・1	209
(金五円入) 山本村柳沢要六	(明治) 11年12月31日	罫紙・1	965-02
(某)記 「おしん母」分日雇出勤表		小切紙・1	965-39

3-4-4. 質物

子年迄古質物書出覚 米屋久五郎→今井村重左衛門様 整理番号480~483号まで合綴	天保13年1月吉日	横長美半・1	480
蘭預之証 倉橋増蔵(判)→桃井藤太殿	明治4年8月7日	罫紙・1	916-2
水代村かめや亀之助書状 (水代村かめや亀之助)→質屋様 油質物の儀、御書付被仰渡候金子儘請取入帳仕候 綴紐あり 以下枝番4番までを綴じる	3月25日	小切継紙・1	806-1
(亀之助書状) 水代村かめや亀之助→下今井村質屋十左衛門様 油質物元利金返済延期願	12月14日	横切継紙・1	984-01-03
新右衛門質地勘定覚		小切紙・1	606-41

3-4-5. 書入証文

質物二入置申地所之事 文太郎(判)、亀松(判)→重左衛門殿 裏書「名主平兵衛(判)、表書沓ヶ所へ印形致置候所相違無之候、以上」	文政11年11月	横切紙・1	606-89
書添申儀定証文之事 諏訪領北熊井村本人宗助、受人佐兵衛→松本御預所今井村重左衛門殿 元金三拾両之本証文之所利金七両滞候儀、日延被成下候に付	天保9年2月	横切紙・1	820-4
書入申地所証文之事 下今井村本人佐野右衛門(判)→当村重左衛門殿 以下枝番号24番まで十四通綴紐	天保15年12月	横切紙・1	607-11
書入申証文之事 上今井村本人定蔵(判)、受人松五郎(判)→忠左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無之候、	嘉永3年3月	横切紙・1	607-12

3. 桃井家/3-4. 貸借/3-4-5. 書入証文

以上、戊三月、名主品之丞 (判)】			
書入申証文之事 下今井村借主久兵衛 (判)、請人重郎右衛門 (判) → 同村重左衛門殿	嘉永6年3月	横切紙・1	607-03
書入申証文之事 下今井借主源治郎 (判)、請人吉左衛門 (判) → 下今井村南組重左衛門殿	安政2年8月	横切紙・1	607-04
書入証文之事 上今井村本人定藏 (判)、請人松五郎 (判)・同断方右衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無之候、以上、辰十二月、名主品之丞 (判)】	安政3年12月	横切紙・1	607-01
書入申証文之事 下今井村本人惣兵衛 (判)、請人与右衛門 (判) → 同村重左衛門殿	安政5年11月	横切紙・1	607-13
書入申証文之事 下今井村本人代吉 (判)、請人亀藏 (判) → 同村重左衛門殿 追書「前書之通高反別相違無御座候、以上、同村与頭重郎右衛門 (判)】	安政5年12月	横切紙・1	607-14
書入地所証文之事 下今井村本人兵右衛門 (判)、請人与右衛門 (判)・同断長之助 (判) → 南組重左衛門殿 裏書「表書之通高反別相違無御座候、以上、下今井村与頭重郎右衛門 (判)】	安政6年3月	横切紙・1	607-09
書入申地所証文之事 下今井村本人嶋之助 (判)、受人喜代太郎 (判) → 当村重左衛門殿 裏書「表書之通高反別無相違無御座候、以上、申十二月、下今井村役席与頭重郎右衛門 (判)】 表文書全体・署判に墨引	万延1年12月	横切紙・1	607-02
書入申証文之事 上今井村本人覚弥 (判)、受人深八郎 (判)・受人文左衛門 (判) → 下今井村重左衛門殿	文久1年12月	横切紙・1	607-07
書入申証文之事 本人覚弥 (判)、受人文左衛門 (判)・受人深八郎 (判) → 下今井村重左衛門殿	元治1年11月	横切紙・1	607-06
書入申証文之事 下今井村本人重郎治 (判)、請人倉次郎 (判) → 当村縫之助殿 追書「前書之通高反別相違無之候、以上、午六月朔日、名主重左衛門 (判)】 文書全体・署判・宛所・追書に墨引	明治3年6月	横切紙・1	607-15
書入地所証文之事 第四大区七小区下今井村借主須沢源伍 (判)、請人須沢銀弥・同断須沢仲重 → 上今井村中沢庄七殿	明治6年7月10日	罫紙・1	607-17
書入屋敷并二家証文之事 第四大区七小区下今井村借主須沢源伍 (判)、請人清沢鉄弥・同断須沢仲重 → 上今井村中沢庄七殿	明治6年7月10日	罫紙・1	607-20
書入地所并家証文之事 第四大区七小区下今井村借主小松惣八 (判)、受人同惣次郎・同断倉橋定吉 (判) → 第四区七小区上今井村丸山吉郎次殿 追書「前書之通旧高反別相違無之候、以上、十一月十五日、右村戸長桃井重九郎印控」	明治6年11月25日	横切紙・1	607-18
記 (書入証文) 第四大区七小区上今井村借主三村清治 (判)、受人 → 同村三村清内殿	明治6年12月1日	横切紙・1	607-19
書入地所証文之事 第四大区第七小区下今井村本人第二百九十六番屋敷居住桜井儀作 (判)、受人桜井五朗 (判) → 同区同村桜井慶藏殿	明治6年12月20日	罫紙・1	607-16
書入地所証文之事 第四大区七小区筑摩郡下今井村三百廿四番屋敷居住借主高木伊定 (判)、受人桜井久内 (判)・同断桜井冲治 (判) → 同区同村桜井茂平殿	明治7年1月15日	横切紙・1	607-22
書入地所証文之事 第四大区七小区筑摩郡下今井村借主須沢角重 (判)、請人須沢与市 (判) → 同区同村桜井參重殿	明治7年1月24日	横切紙・1	607-21

書入申証文之事 第四大区七小区筑摩郡下今井村三百苧番屋敷居住借主桜井久四郎(判)、桜井儀作、受人桜井慶藏(判)・同断桜井冲治(判)→同区同村桜井茂平殿 追書「前書之通実地反別相違無之候、以上、二月一日、戸長桃井重九郎印、是ハ本書ハ奥書ニ書候故、前書与致候」	明治7年2月1日	堅切継紙・1	607-24
書入申証文之事 本人上条長重(判)、受人清沢鉄弥(判)→当村村山七郎殿	明治7年4月4日	罫紙・1	607-23
地所書入之証 東筑摩郡今井村借主田中皆十(判)、受人田中勇造(判)→桃井重郎治殿 追書「前書之通反別代価相違無之候也、戸長桃井藤太(判〔墨引])」 朱筆「明治十八年二月六日消印(判)〔桃井〕」	明治12年1月15日	横切紙・1	607-10
対談書之事 上今井村本人覚弥(判)→下今井村重左衛門殿 残金支払延期ニ付	2月18日	横切紙・1	607-08
(書入証文差紙) 以下枝番8番まで四通をくるむ 表書「中村耕地、塩原覚弥ノ証文右同人死去いたし候に付、皆損候得共、無抛損毛先者不入用御願心得、無之候」		小切紙・1	607-05

3-4-6. 訴状

乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人重左衛門→名主三右衛門殿御役人中 弥惣次金子返済無之候に付訴状	文政8年	横切継紙・1	818
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人重左衛門、差添人三右衛門→御郡所様 杳右衛門返金滞に付訴状	文政10年7月	横切継紙・1	819
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井願人重左衛門(判)→名主三右衛門殿、外御役人中 下今井村市右衛門金子返済無之に付訴状	文政11年8月	横切継紙・1	847-1
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人重左衛門→名主三右衛門殿、外御役人中 下今井村市右衛門一向金子返済不仕に付訴状	文政11年10月	横切継紙・1	847-4
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人十左衛門煩ニ付代俸奥弥→樽屋利八殿 貸金返済滞に付訴状 郷宿樽屋利八、御役所宛取次文付	文政13年3月	横切紙・1	821-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人十左衛門煩ニ付代俸奥弥(判)→樽屋利八 貸金返済滞に付訴状 郷宿樽屋利八(判)、御役所宛取次文付	文政13年3月	横切紙・1	821-2
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人重左衛門(判)→名主三右衛門殿役人中 返金滞ニ付訴状	天保4年2月	横切継紙・1	697
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人重左衛門(判)→名主三右衛門殿御役人中 上今井村弥曾兵衛へ貸渡候金子年々滞候に付訴状	天保9年7月	横切継紙・1	824-1
乍恐以書付御訴訟奉申上候 重左衛門→諏訪御役所 諏訪伊勢守様御領分北熊野井村村方御上納金貸金候処、返済の儀相見得不申に付訴状	天保11年10月	横切継紙・1	820-3
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人重左衛門(判)→名主茂右衛門殿、外御役人中 下今井村林治郎金子子年より段々滞候に付訴状 連券継紙あり 「差上申一札之事」 「天保十五年三月二十六日、下今井村林治郎(判)・惣右衛門(判)、当村重左衛門殿」 差紙あり	天保15年3月	横切継紙・2	847-5
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人重左衛門 下今井村林次郎金子子年より段々滞候に付訴状、847-5の下書か	(天保)15年	小切継紙・1	848-2
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人重左衛門(判)→当村御役人衆中 上今井村吉郎次粉子代金等一向勘定不致	弘化2年3月1日	横切継紙・1	847-3

3. 桃井家/3-4. 貸借/3-4-6. 訴状

に付訴状			
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人重左衛門→当村御役人衆中 上今井村吉郎次粉子代金等一向勘定不致に付訴状	弘化2年3月1日	小切継紙・1	848-1
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村願人吉左衛門(判)→村御役人中 質地出入一件訴状	文久3年12月	横切継紙・1	858
差上申済口証文之事 筑摩郡上今井村原告人藤本源一郎(判)、被告人上条次郎(判)・同断三村清治(判)、組合惣代上条増蔵(判)、差添異見人桃井重九郎(判)、副戸長中原周治(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 貸金催促之訴	明治6年7月10日	罫紙綴・1	964-07
貸金催促之訴状 第四大区七小区筑摩郡下今井村原告人桃井重九郎(判)、第四大区七小区上今井村代書人中原国夫(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 被告人、農、伊藤定一郎	明治6年11月25日	罫紙綴・1	964-03
貸金催促之訴 原告人桃井重九郎、第四大区七小区上今井村中原国夫→筑摩縣権令永山盛輝殿 以下枝番6号文書まで紐でくるむ 被告人、農伊藤定一郎	明治6年11月	罫紙綴・1	964-01
貸金催促之訴 原告人桃井重九郎、第四大区七小区上今井村代書人中原国夫→筑摩縣権令永山盛輝殿 被告人、農、伊藤定一郎	明治6年11月	罫紙綴・1	964-02
貸金催促之訴状 第四大区七小区筑摩郡下今井村原告人桃井重九郎(判)、伊勢町代書人宮坂伊七郎(判)→筑摩縣権令永山盛輝殿 被告人、農、伊藤定一郎	明治6年12月3日	罫紙綴・1	964-04
乍恐以書付奉願上候 第四大区七小区筑摩郡下今井村原告人桃井重九郎(判) 貸金催促之訴 「済口証文」一通同綴 被告人、農、伊藤定一郎	明治6年12月5日	罫紙綴・1	964-05
貸金催促之訴 第四大区七小区原告人桃井重九郎、同区内下今井村代書人→筑摩縣権令永山盛輝殿 被告人、農、伊藤定一郎	明治6年12月	罫紙綴・1	964-06
貸金催促之訴 筑摩郡今井村原告代言人塩原覚弥→筑摩縣権令永山盛輝殿 二紙あり	明治8年6月4日	罫紙・1	964-14
貸金催促之訴状 筑摩郡宗賀村原告代言人小林百男 借入金規定証の件に付、桃井藤太送り文(筑摩縣権令永山盛輝殿宛)付	明治8年7月	罫紙綴・1	964-13
乍恐以書付奉願上候 下今井村願人重左衛門、上今井村相手方元右衛門・同村定之丞・同村政太郎 上今井村元右衛門・定之丞・政太郎粉子相済不申に付 差紙あり		横切継紙・1	847-2

3-5. 経営

3-5-1. 勘定

算用覚帳 桃井藤太	安政4年5月	横長半半・1	154
証文之事 上波田村車屋松太郎(判)、請人善右衛門(判)→下今井村十左衛門殿 賃掛引受遣ひ込に付	万延1年5月	小切紙・1	740
留主中諸事控帳 桃井藤太	万延2年1月吉日	横長半・1	331
(有金)改 (桃井重左衛門) 有金勘定	自文久2年1月10日	切紙・1	967-02
(有金)改 (桃井重左衛門) 有金勘定	慶応1年7月18日	小切継紙・1	967-07
改 (桃井重左衛門) 有金調	慶応1年7月22日	小切継紙・1	967-08
暮勘定 (桃井重左衛門) 埴原百瀬五郎左衛門口有金調	慶応1年暮	横切折紙・1	967-10

改 (桃井重左衛門) 有金調 端裏書「金持合ノ古書付」	慶応2年1月1日	小切紙・1	967-09
覚 堀米村吉沢源四郎→下今井村桃井重左衛門様 榎樽木勘定要用	(明治1年) 12月6日	横切継紙・1	984-02-05
覚 堀米村吉沢源四郎(判)→今井堀村桃井重左衛門様 辰引銭と極上柵二口勘定	(明治2年) 1月10日	小切紙・1	984-02-07
記 とふ婦や →桃井質屋様 金子勘定記	明治12年	小切紙・1	965-50
(某辰年勘定断簡)	(明治13年)	小切継紙・2	965-40
記 桃井藤太→清沢澤治郎様 某金子勘定記	(明治16年)	小切紙・1	965-49
損木代価取調帳	明治17年11月	半(野紙)・1	479
記 桃井藤太→桃井松太郎殿 金勘定記	明治17年12月	小切継紙・1	965-46
記 桜井→桃井藤太様 唐糸・絹糸請取(買納)	(明治) 18年2月	小切継紙・1	965-44
松木売却帳	明治18年5月16日	横長美・1	449
(入用書付又はいらぬ書付) 封筒に以下枝番52号文書までを収める 包紙あり、明治十年改メ包、松木猥二伐採に付告訴、ほか地所売渡約定仮証等全六点を包	明治19年	小切紙・7	965-43
記 (金子) 払済書出シ証等	自明治29年	小切紙・3	965-51
(有金) 改 (桃井重左衛門) 有金勘定	子年8月11日	小切紙・1	967-05
(有金調べ) (桃井) 正月元旦/二月十五日/五月廿八日/閏五月十四日/十二月八日/	丑年	小切紙・5	993-05
覚 (桃井重左衛門)→栗林(村)常十 榎樽など勘定	辰年7月13日	小切紙・1	984-02-04
板樽覚 (桃井重左衛門)→(堀米村)吉沢源四郎様	辰年	小切紙・1	984-02-06
(金子有金調べ) (桃井) 改日; 四月朔日/八月三日/八月六日/八月二十八日/九月十八日/十一月十七日/十一月十九日/	午年	小切紙・7	993-06
(有金調べ) (桃井) 亥正月二日/七月廿三日/八月四日/文久四年元旦/三月二日/四月二日/	亥年亥~子	小切紙・6	993-04
記 清沢鉄輔→質屋様 油等注文	2月	切紙・1	965-45
(有金) 改 (桃井重左衛門) 有金勘定	6月8日	小切紙・1	967-03
出入差引勘定 (桃井重左衛門)	8月10日	小切紙・1	967-04
舌代 和田駅神沢→今井駅桃井藤太様貴下 切手割賦方	8月17日	小切継紙・1	980-01
(塩原証一書状) 塩原証一→桃井重九郎様 参上の上、勘定の事	8月27日	小切紙・1	980-07
(漬大根三百本依頼状) 松本藩山口又五郎→下今井村桃井重左衛門様	10月13日	小切継紙・1	983-02
記 地所代価記、并売渡証文		小切紙・2	965-47
記 →平林吉平殿 某金子勘定記		小切紙・1	965-48

3-5-2. 売買

裁判言渡書 書記重田辰吉→石川寅太郎、野口保次郎、高山四十郎、石川米蔵、桃井藤太、桃井吉兆次、中原周次、野口九平 証券印税規則違反に付	明治17年3月25日	綴・仮・1	920
---	------------	-------	-----

3-5-3. 質屋

乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村質屋重左衛門(判) →村御役人中 質屋稼仕度願書 名主茂右衛門(判)、組 頭重郎右衛門(判)、百姓代五郎左衛門、より松本御役所 宛取次文付	嘉永3年2月	横切紙・1	834
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡下今井村質屋重左衛門(判) →名主彦三郎殿御役人中 質屋鑑札五年延長願 松本御 役所宛取次文付、下今井村百姓代寿太次(判)、組頭倉次 郎(判)・同伝七(判)・同重郎右衛門(判)、名主彦三 郎(判)	安政7年1月	横切紙・1	735
送質之通 下今井村質屋桃重(判)→竹田村取次人利兵衛 様	万延1年5月吉日	横長美半・1	478
奉差上御請書之事 筑摩郡下今井村質屋重左衛門・松右 衛門、百姓代久右衛門・同寿太次、与頭治左衛門・同重 郎右衛門、名主重左衛門→塩尻御役所 質屋營業触書請 書	明治2年12月	小切紙・1	861-2
乍恐以書付奉願上候 筑摩郡今井組下今井村願人桃井吉 兆次(判)、質屋桃井重九郎(判)→村役人中 質屋稼仕 度に付 包紙あり 包紙表「上、質屋稼吉兆治不用願書、 今井組下今井村」 帳間文書あり 下今井村役人五名連 署印取次文(伊那県塩尻局御出張所宛)付	明治4年9月	綴・仮・1	889
覚 木屋由平→質屋様 金七円二十四銭一厘	12月23日	小切紙・1	991-06

3-5-4. 酒造

酒粕売揚帳 (三ツ井) 帳場	慶応1年9月	横長美半・1	467
奉差上一札之事 下今井村酒造人重郎右衛門、五人組重左 衛門→右村(下今井村)久右衛門・寿太次、治左衛門・ 重郎右衛門・重左衛門 当巳年秋作不熟に付、酒造の儀 見合候様被仰付候に付 下今井村役人より塩尻局御役所 宛送り文付	明治2年9月25日	横切紙・1	871
記 重吉、清蔵、酒売上石数覚		切紙・1	961-15

3-5-5. 繭仕切

(倉橋増蔵書簡) 倉橋拜→桃井大秀(重九郎カ) 繭仕 切の儀延月相成候に付	(明治4年9月4日)	罫紙・1	916-1
--	------------	------	-------

3-5-6. 肥料

田畑養通 三ツ菱運太郎→桃井御氏様 結付文書あり	嘉永7年1月	横長美半・1	448
畑養之通 →桃井重左衛門様 綿新分 文久元年-安政六年 ノ七年分	(文久1年)1月	横長美半・1	456
尿之(通)	丁未年	横長美半・1	488

3-5-7. 郵便局

(甲府郵便局加藤某書状) 甲府郵便局(判)→源全局 御中 飯田林右衛門より倉橋藤作宛金貳円入書状の儀に 付	明治9年7月5日	小切紙・1	978-03
(源村郵便局矢崎某書状) 甲斐国巨摩郡有野村改称源 村郵便局(判)→今井村郵便局御中 金貳円入書状未着 の件に付	明治9年7月7日	小切紙・1	978-04

請取証 山本村西洗馬耕地中村弥源治(判)→今井村郵便局桃井藤太殿 帳問文書あり	明治12年6月23日	小切紙・1	913
(長谷川重吉書状) 東京陸運元会社長谷川重吉→今井村郵便取所御中 五月分切符引替の件に付	5月27日	小切紙・1	978-02-1
(長谷川重吉書状) 東京陸運元会社長谷川重吉→今井村郵便取所御中 五月分切符引替の件に付	6月3日	小切紙・1	978-02-2
御請書 新村(松十郎)→桃井大君 郵便御用取扱人免許の儀に付	11月7日	小切継紙・1	978-01

3-6. 家計

3-6-1. 大福帳

当座帳之覚 桃井氏	天明6年12月	横長半・1	289
大福日記帳 桃井重左衛門	文化12年1月吉日	横長半半・1	297
大福帳 桃井重右衛門	文政2年1月吉日	横長半半・1	466
大福帳 南組重左衛門	文政5年1月吉日	横長半半・1	447
大福貸帳 桃井重左衛門	文政8年1月吉日	横長半半・1	298
大福貸帳 桃井重左衛門	文政9年1月吉日	横長半半・1	486
大福日記覚帳 桃井重左右衛門	文政12年1月吉祥日	横長半・1	299
大福日記覚帳 桃井重左右衛門	文政13年1月吉日	横長半・1	300
大福日記覚帳 桃井重左右衛門	天保2年1月吉祥日	横長半・1	301
大福日記覚帳 桃井重左右衛門	天保3年1月吉日	横長半・1	302
大福日記覚帳 桃井重左右衛門	天保4年1月吉日	横長半・1	303
諸事日記覚帳 桃井重左右衛門	天保5年1月吉日	横長半・1	304
大福日記覚帳 桃井重左右衛門	天保6年1月吉日	横長半・1	305
大福日記覚帳 桃井重左衛門	天保7年1月吉日	横長半・1	306
大福日記覚帳 桃井重左衛門	天保8年1月吉日	横長半・1	307
大福日記覚帳 桃井重左衛門	天保9年1月吉日	横長半・1	308
大福日記覚帳 桃井重左衛門	天保10年1月吉日	横長半・1	309
大福日記覚帳 桃井重左衛門	天保11年1月吉日	横長半・1	310
大福日記覚帳 桃井重左衛門	天保12年1月吉日	横長半・1	311
大福日記覚帳 桃井重左衛門	天保13年1月吉日	横長半・1	313
大福日記萬覚帳 桃野井重左衛門	天保14年1月吉祥日	横長半・1	312
大福日記萬覚帳 桃井重左衛門	天保15年1月吉日	横長半・1	314
諸事入用書留帳 桃井重左衛門	弘化2年1月吉日	横長半・1	263
大福日記萬覚帳 桃井重左衛門	弘化3年1月吉日	横長半・1	321
大福日記萬覚帳 桃井重左衛門	弘化4年1月吉日	横長半・1	322
大福日記萬覚帳 桃井重左衛門	弘化5年1月吉日	横長半・1	323

3. 桃井家/3-6. 家計/3-6-1. 大福帳

大福日記萬覚帳	桃井重左衛門	嘉永2年1月吉日	横長半・1	315
大福日記萬覚帳	桃井重左衛門	嘉永3年1月吉日	横長半・1	316
大福日記萬覚帳	桃井重左衛門	嘉永4年1月吉日	横長半・1	317
大福日記萬覚帳	桃井重左衛門	嘉永5年1月吉日	横長半・1	318
大福日記萬覚帳	桃井重左衛門	嘉永6年1月吉日	横長半・1	319
大福日記萬覚帳	桃井重左衛門	嘉永7年1月吉日	横長半・1	320
萬入用書留覚帳	桃井重左衛門	安政4年1月吉日	横長美・1	163
萬入用書留覚帳	桃井宜知	安政5年1月吉日	横長美・1	266
萬入用書留覚帳	桃井宜知	安政6年1月吉日	横長美・1	267

3-6-2. 万出入日記

萬出入日記覚帳	下今井村桃井重左衛門	嘉永3年1月吉日	横長美・1	264
萬出入日記覚帳	下今井村桃井重左衛門	嘉永4年1月吉日	横長美・1	265
萬出入日記覚帳	桃井重左衛門	安政7年1月吉日	横長美・1	268
萬出入日記覚帳	桃井重左衛門	万延2年1月吉日	横長美・1	269
萬出入日記覚帳	桃井重左衛門	文久2年1月吉日	横長美・1	270
萬出入日記覚帳	桃井姓	文久3年1月吉日	横長美・1	271
萬出入日記覚帳	桃井重左衛門	慶応2年1月吉日	横長美・1	272
萬出入日記覚帳	桃井重左衛門	慶応3年1月吉日	横長美・1	273
萬出入日記覚帳	桃井重左衛門	慶応4年1月吉日	横長美・1	274
萬日記出入覚帳	桃井重左衛門	明治2年1月	横長美・1	275
萬日記出入覚帳	桃井重左衛門	明治3年1月吉日	横長美・1	276
萬日記出入覚帳	桃井重左衛門	明治4年1月吉日	横長美・1	277
萬日記出入覚帳	桃井重九郎	明治5年1月吉日	横長美・1	278
萬日記出入覚帳 用]	桃井重九郎 表紙「明治七年戊七月迄	明治6年1月吉日	横長美・1	279
萬日記出入覚帳 日]	桃井重九郎 表紙「明治七年戊七月從十	明治7年7月	横長美・1	280
萬日記出入覚帳	桃井重九郎	明治8年1月	横長美・1	281
萬日記出入覚帳	桃井重九郎	明治9年2月	横長美・1	282
萬日記出入覚帳	桃井重九郎	明治10年1月	横長美・1	283
萬日記出入覚帳 日ヨリ]	桃井重九郎 表紙「明治十一年寅四月一	明治11年4月1日	横長美・1	284
萬日記出納覚帳	桃井重九郎	明治12年1月	横長美・1	285
萬金錢出納日記覚帳	桃井重九郎	明治13年1月吉日	横長美・1	286
萬金錢出納覚帳	桃井重九郎	明治14年1月	横長美・1	287

萬出納日記帳 桃井重九郎	明治15年1月	横長美・1	288
3-6-3. 通			
現金呉服通 綿屋新助→桃の井重左衛門様 整理番号480 ～483号まで合綴	天保14年1月吉日	横長美半・1	481
現金青物通 こめや久五郎→今井村重左衛門様 整理番号 480～483号まで合綴	天保14年1月吉日	横長美半・1	482
渡金勘定通 下今井村重左衛門→大工棟梁満寿藏殿 結付 文書あり(二通)	嘉永5年3月吉日	横長美半・1	454
米之通 下今井村「桃重印」→上神林村上條郡之助様	嘉永5年12月	横長美半・1	453
車豆腐ノ通 南車屋→本家桃井重左衛門様	嘉永6年7月吉日	横長美半・1	468
車米搗通 下今井村「桃重印」→竹田村銀藏殿	嘉永6年8月吉日	横長美半・1	452
酒米出入通 車屋→質屋様	嘉永6年10月	横長美半・1	455
白米通 「和田荒井中屋印」→酒屋重左衛門様 (付箋) 「保利林并三ツ井酒札書留」	嘉永7年10月	横長美半・1	474
油并二粕之通 鎌油屋市兵衛→今井村十左衛門様	安政2年3月	横長美半・1	437
石灰荷物通 大門村茂右衛門→下今井村桃井重左衛門様 中身記載なし	安政2年3月	横長美半・1	451
御菓子之通 保里家(判)→桃井重左衛門様	安政3年1月吉日	横長美半・1	433
石灰通 平出村・作兵衛→今井村重左衛門様	安政3年1月吉日	横長美半・1	435
瓦荷物之通 神戸村瓦屋孫左衛門→下今井村桃井重左衛門 様 結付文書二通あり	安政3年9月吉日	横長美半・1	442
米之通 神林全(判)→今井村酒屋様	安政3年11月	横長美半・1	434
米之通 和田久右衛門(判)→下今井村重左衛門様	安政3年12月	横長美半・1	431
御菓子通 ほり家→桃井重左衛門様	安政4年1月吉日	横長美半・1	436
三井酒米通 車屋菊太郎→桃井重左衛門様	安政4年8月	横長美半・1	430
地普請金受取之通 上今井村三左右衛門(判)、市之丞 (判)→下今井村桃井重左衛門様	安政4年10月11日	横長美半・1	554
米之通 上神林村上条郡元助→今井村桃井重左衛門様	安政4年10月24日	横長美半・1	432
御菓子之通 松本中町御用御菓子所菜花園重兵衛→今井桃 井重左衛門様	安政5年1月吉日	横長美半・1	440
蠟燭之通 水代村金助→今井村桃井重左衛門様 中身記載 なし	安政5年1月吉日	横長美半・1	460
肴青物之通 白木屋市右衛門→桃井重左衛門様	安政6年1月吉日	横長美半・1	441
三井酒米通 車屋菊太郎→質屋様	安政6年1月吉日	横長美半・1	459
大豆御通 田中屋由兵衛(判)→今井村重左衛門様	安政6年1月吉日	横長美半・1	464
米之通 八十一 神林「野久印」→今井桃井重左衛門様	安政6年11月	横長美半・1	463
現金通 堤屋弥助→今井村桃井重左衛門様	安政7年1月吉日	横長美半・1	444
三井酒米通 車屋菊太郎→下今井質屋様	万延1年1月吉日	横長美半・1	461
萬穀物青物之通 米屋久五郎(判)→今井村桃井重左衛門	安政7年1月吉日	横長美半・1	470

3. 桃井家/3-6. 家計/3-6-3. 通

様			
肴青物之通 白木屋市右衛門(判)→桃井重左衛門様	安政7年1月吉日	横長美半・1	484
酒之通 三ツ井帳場→桃井重左衛門様	万延1年7月吉日	横長美半・1	473
三井酒米通 車屋菊太郎→当組質屋様	安政7年吉日	横長美半・1	485
肴青物之通 白木屋市左衛門(判)→桃井重左衛門様	万延2年1月吉日	横長美半・1	469
米搗通 車屋圓右衛門→桃井重左衛門様	文久1年12月	横長美半・1	472
米之通 下今井村桃重(判)→和田川窪源右衛門様	文久1年	横長美半・1	471
水油之通 水代分→今井村質屋重左衛門様	文久2年1月吉日	横長美半・1	446
石灰通 平出村作兵衛→今井村重左衛門様	文久2年1月吉日	横長美半・1	462
(金勘定覚) しちや→松弥殿	自文久2年	横長半・1	964-17
油之通 水代分→下今井質屋十左衛門様	文久3年1月吉日	横長美半・1	445
(金勘定覚)	自明治2年2月	横長半・1	964-18
記 中沢や→桃井(重左衛門)様 溜り一斗二升六合代金 御座候に付	(明治2年) 10月19日	小切紙・1	974-01
(請取証) 塩原栄助(判)→桃井重左衛門様 金札三十 八両二分二朱請取	(明治3年) 3月30日	切紙・1	990-08
記(勘定) 桃井重九郎→桃井重郎治様	自明治7年1月	小切継紙・1	965-36
売渡し 上耕地清沢兼弥(判)→上耕地桃井様 種粕代請 取	明治12年1月7日	小切紙・1	975-01
(買物控)	明治13年12月11日	横長美・1	450
勘定記 桃井藤太→桃井重郎治様	自明治13年	折紙・1	965-35
記 →柳原要六殿 金勘定記	明治14年1月	小切継紙・1	965-03
売渡し 清沢兼弥→桃井様 種粕代請取覚	明治14年2月2日	小切紙・1	975-03
記 上油屋→桃井様 油二升五分(代)覚	明治14年8月24日	小切紙・1	975-04
記 上油や→桃井様 油代覚	明治14年暮	小切紙・1	975-05
売渡し証 上耕地清沢兼弥→下耕地桃井様 種粕代覚	明治15年2月16日	小切紙・1	975-06
記 上油や→桃井様 種粕代覚	(明治15年) 3月10日	小切紙・1	975-07
記 あぶらや新三郎→上(桃井藤太) 一周忌の時分(3)、 金四十八銭受取	明治15年10月7日	小切紙・1	987-02-03
記 みどりや→桃井(藤太)様 一周忌の時分(7)、ノ四 円五十八銭受取証 この書状で(1)~(6)を包む	明治15年10月7日	小切継紙・1	987-02-07
記 務台辛一 一周忌の時分(4)、買物控	明治15年10月9日	小切紙・1	987-02-04
覚 一周忌の時分(1)、母法事礼二円七十銭ほか	明治15年10月	小切紙・1	987-02-01
覚 一周忌の時分(2)、松本買物八円八十二銭六厘ほか	明治15年10月	小切紙・1	987-02-02
現金酒之通 今井村三村酒店→桃井藤太殿	明治20年9月	横長美半・1	443
呉服通 三原屋善重、かかや又一郎→桃々井藤太様	明治22年1月吉日	横長半半・1	465
現金呉服通 三原屋善重、加賀屋又市郎→桃井藤太様	明治24年1月吉日	横長美半・1	457

現金通 綿新→桃井藤太様	明治25年1月吉日	横長半半・1	458
記 森村車屋→桃井藤太様 八月二十八日より一月十二日まで、米・粟・小麦勘定 (1)～(6) までの包紙「廿五年ヨリ後、両車屋掲勘定書入」	明治25年1月	小切紙・1	987-03-01
記 森村車屋→桃井氏(藤太)様 明治二十四年盆前から明治二十五年盆後まで粟ヌカ・米糯米勘定	明治25年2月	小切紙・1	987-03-02
記 寿八→本家(桃井藤太) 二月十六日より七月まで米・小麦・粟・豆・蕎麦など勘定	明治26年盆	小切紙・1	987-03-04
記 車屋→桃井藤太様 五月十日より八月二十日まで、粟・米勘定	明治26年8月	小切紙・1	987-03-03
記 森村車屋→桃井藤太様 二月十五日より八月二日まで、大工米・粟勘定	明治29年8月	小切紙・1	987-03-05
青物乾物通 米屋久五郎→今井重左衛門様 整理番号480～483号まで合綴	辰年1月	横長美半・1	483
覚 金子覚	1月	小切紙・1	958-05
記 とふ婦や→桃井質屋様 とうふ四十八丁半代金子覚	2月～4月	小切紙・1	974-13
覚 石工甚兵衛(判)、世話人五味長助(判)・小萬乃右衛門(判) 石灯笼代金	3月16日	小切紙・1	982-12
記 上今井村油や→下今井村桃井様 油二升代覚	3月30日	小切紙・1	975-02
記 横町福田屋弥郎→上 饅頭屋金子受取覚	4月21日	小切紙・1	974-06
仮証 桔梗や→上(桃井) 中飯・酒・さしみなどの代	5月14日	小切紙・1	988-01-07
舌代請章(証) 光輪寺密波羅→桃井藤太様 燈明料請取書	5月23日	小切紙・1	990-11
記 うりや→上(桃井) 酒肴代、一円三十九銭請取証	6月8日	小切紙・1	988-01-01
寿書 松本全 油屋豊一→塩原様 婚礼の雑費、メ二円五十四銭九厘受取	8月21日	小切紙・1	998-06
記 山家屋太兵衛→上 金子請受取状	8月24日	小切紙・1	974-08
記 清五郎→桃井重九郎様 金子覚	8月25日	小切紙・1	974-11
記 叶→上 金子覚	9月9日	小切紙・1	974-12
記 五八→上 某覚	9月10日	小切紙・1	974-09
記 みな重→上 金子覚	9月10日	小切紙・1	974-10
記 とらや太平→上(桃井) まんじう・五りまん、一円二十五銭受取証	9月10日	小切紙・1	988-01-02
記 政 →上(桃井) 忌中払買物、メ二円二十七銭三厘	9月10日	小切紙・1	991-02
覚 つるや→上(桃井) 忌中払買物、請取覚、メ六円二十九銭并三十銭	9月10日	小切紙・1	991-03
(大根) 覚 辻々左太夫(ほか) →下今井村組頭重左衛門様 大根一駄御取締に遣わし下され候様、頼み入れ候三通あり 表紙あり、紙表「辻々左太夫から重左衛門宛」	10月13日	小切紙・3	980-06
覚 飯尾清助→下今井村名主桃井重左衛門様 包紙あり 大根式駄注文	10月13日	小切紙・1	982-03
覚 林義太郎→下今井村重左衛門様 大根二百本注文	10月13日	小切紙・1	982-04

3. 桃井家/3-6. 家計/3-6-3. 通

記 御茶所喜撰堂→上(桃井) 一円七十銭	10月21日	小切紙・1	991-04
覚 上条絹右衛門→下今井村名主桃井重左衛門様 包紙あり 大根一駄注文	10月29日	小切継紙・1	982-02
覚 すみ・あふら・とふ婦・酒・たたきなどの代 おぼへ 御村春吉	16日	小切継紙・1 横長美半・1	988-01-06 439
記 柳橋→桃井質や様 手桶・ひしゃく・めしたき・ふた・床風呂桶・盥など勘定		小切紙・1	987-03-06
瓦覚 重左衛門→瓦屋孫左衛門様 瓦筆代支払覚		小切継紙・1	991-01
覚 中町烏竹→上(桃井) 金子請取覚、生鯛代		小切紙・1	991-05
記 松本本町善福寺→今井村桃井様 金二円、三十銭、三円五十銭、葬具代等請取証		小切紙・3	998-07

3-6-4. 小遣帳

年内小遣ひ控帳	安政3年1月吉日	横長美・1	162
年内小使入用帳 桃井於谷控	安政4年1月吉日	横長美・1	160
年内小使帳 米屋久五郎(判)→今井村桃井重左衛門様 於谷控	安政6年1月吉日	横長美半・1	476
年内小使控帳 「野沢屋平右衛門印」→桃井重左衛門様 於谷(控)	安政7年1月吉日	横長美半・1	477
盆後小使控帳 米屋久五郎→今井村桃井重左衛門様 於谷(控)	万延2年1月吉日	横長美半・1	487

3-6-5. 奉公人

奉公人請状之事 奉公人兼松(判)、請人惣右衛門(判)・同断九兵衛(判)→当村重左衛門殿	天保12年12月25日	横切紙・1	519-1
奉公人請状之事 上今井村置主安右衛門(判)、請人治右衛門(判)→下今井村重左衛門殿	安政2年12月	横切紙・1	519-2
奉公人請状之事 下今井村奉公人親彦太郎(判)、請人平左衛門(判)・同倉次郎(判)→同村重左衛門殿	安政3年1月	横切紙・1	519-4
奉公人請状之事 下今井村置主弥市(判)、請人浅蔵(判)・同断武七(判)→同村重左衛門殿	安政3年12月	横切紙・1	519-3
奉公人請状之事 下今井村奉公人佐重(判)、請人勝右衛門(判)→当村重左衛門殿	文久2年12月	横切紙・1	519-5
定夫奉公請状之事 下今井村定夫金左衛門(判)、請人清左衛門(判)・同断松弥(判)→当村御役元様	文久3年12月	横切紙・1	695-02
奉公人請状之事 下今井村奉公人重吉(判)、本人親役蔵(判)→当村重左衛門殿 役蔵俵重吉	慶応1年12月	横切紙・1	695-01
奉公人請状之事 高遠治下西洗馬村奉公人とも(判)、今井村請人鶴吉→下今井村重左衛門殿	明治3年12月	横切紙・1	695-03
奉公人請状書 本人兄清沢政吉(判)、請人大槻清五郎(判)・同断米山與平→東筑摩郡今井村桃井藤太殿 清沢藤吉十六才	明治15年4月23日	罫紙・1	695-04
雇人日数書留帳 桃井重九郎	明治16年1月吉日	横長半・1	516
年季奉公請書 東筑摩郡洗馬村小曾部耕地置主青柳興治郎	明治16年11月16日	罫紙・1	808

(判)、同郡同村岩垂耕地置主鰐部松三郎→東筑摩郡今井村桃井藤太殿			
雇人日数書留帳 桃井重九郎	明治17年1月吉日	横長半・1	517
雇人日数書留帳 桃井藤太	明治18年1月吉日	横長半・1	518

3-7. 学芸・信仰

三ヶ所狂言踊ニ付書留帳 桃井重左衛門控	安政2年3月	横長半・1	539
(無極寺住職吉水豊山書状) 無極寺住職吉水豊山(判) →桃井重九郎様 本尊修覆に付御助成礼状	5月29日	罫紙・1	799-1
記 無極寺住職吉水豊山(判) →桃井久内様始御六名御中 本尊修覆に付御助成請取礼状	5月29日	罫紙・1	799-2
(歌分) →岩倉少将殿 贊川にて詠める	11月5日	小切継紙・1	998-04
無極寺本尊御彩色奉加堀耕地 本尊彩色奉加帳		小切継紙・1	799-3
(伊勢参宮出費書付) (桃井控) 前・後欠		小切折紙・1	975-08
発句集 俳句十二句		小切継紙・1	998-10
発句集 俳句十九句		小切継紙・1	998-11
秀華十六番 月庵雪斎 秀華十六句		小切継紙・1	998-12

3-8. 藤太及び桃井家書状

(被仰渡書并英吉利人江之書翰) (桃井重左衛門) 近來外国之事務類ニ御差湊ひ相成候に付	文久2年6月	切継紙・1	968-02
(小坂村名主某書状) 小坂村名主→上今井村・下今井村・岩垂村 三月二十六日集会願他、一通書状を同紙に写取める	(明治3年) 3月25日	小切紙・1	990-07
(塩原英介書状) 小坂村名主塩原英介→(今井村) 御名主今井忠左衛門様、急用 兵夫の儀に付、秀十願出	(明治3年) 4月7日	切紙・1	990-09
(上名主書状) 上名主→下名主様 受人高右衛門願書表書の件	(明治4年) 2月17日	小切紙・1	989-01-05
(松本郵便局神田久蔵書状) 第三総会会員投票扱人松本郵便局神田久蔵→新村郵便局長新村松十郎殿、和田郵便局長神沢善一殿、今井郵便局長桃井藤太殿 郵便局事務総会会員選挙の件に付	(明治8年) 12月	小切継紙・1	978-05
(筑摩郡今井村三村亀吉書簡) 筑摩郡今井村三村亀吉→長野県権令栖崎寛直殿 印形差出に付 別文書一通と対	明治10年1月	罫紙・2	964-11
(藤沢東三書簡) 松本南深志町藤沢東三→桃井藤太様 封筒あり	明治12年11月5日	小切紙・1	965-28
(柳沢要六書簡) 西洗馬耕地柳沢要六→下今井桃井重九郎様 封筒あり	明治12年12月5日	罫紙・1	965-06
(柳沢要六書簡) 山本村西洗馬耕地柳沢要六→東筑郡下今井桃井重九郎様 封筒あり	明治13年2月7日	罫紙・1	965-05
(梶原元碩書簡) 梶原元碩→桃井吉左衛門様	(明治) 13年12月7日	小切継紙・1	965-15
(柳沢要六書簡) 山本村柳沢要六→桃井藤太殿 封筒あり、以下枝番7号文書まで紐綴。袋あり、以下枝番文書を収める。袋表「明十四年ヨリ同十五年一月ヨリ書出書入	(明治) 14年1月20日	切紙・1	965-01

3. 桃井家/3-8. 藤太及び桃井家書状

袋]			
(桔梗屋太郎兵衛年賀状) 桔梗屋太郎兵衛→桃井重九郎様	明治16年1月1日	はがき・1	965-37
(桃井誠一書簡) 桃井誠一→桃井藤太様 封筒あり	(明治16年) 5月13日	切紙・1	965-55
(桃井義太郎書簡) 桃井義太郎→桃井藤太様 封筒あり	(明治17年) 8月17日	小切継紙・1	965-54
(大和邦八郎書状) 小又村名主大和邦八郎→下今井村名主桃井重左衛門様 岩垂原畑小前帳の件	子2月27日	横切紙・1	987-01-05
(小澤儔書簡) 北安曇郡池田小澤儔→桃井藤太様 封筒あり	1月13日	小切継紙・1	965-21
(葉鐘吉右衛門書状) 葉鐘吉右衛門→波田村山崎様 表書「波田御出張先キ山崎様貴下」	1月26日	横切紙・1	980-08
(中村平作書状) 名主中村平作→御名主桃井重左衛門様 御用句 三岳伝習御開夫役に付歎願	2月7日	小切継紙・1	980-04
(某書状) 上条→山崎様 実地山方仕払方	2月17日	小切継紙・1	980-09
(小澤儔書簡) 小澤儔→桃井藤太様 封筒あり	3月5日	小切継紙・1	965-11
覚 西川曾右衛門・渡辺民左衛門→下今井村名主・与頭取締御用に付書状 包紙あり、包紙「御用先上神林村、西川曾右衛門・渡辺民左衛門」	3月6日	小切継紙・1	980-16
(松本郵便役所某書状) 松本郵便役所→今井村・和田町村郵便取扱所御中 脚夫賃会符持参出頭之事に付	3月9日	小切継紙・1	978-07
(大和式三郎書状) 小俣村大和式三郎(判)→下今井村桃井重九郎殿 御地所の儀相成候に付 付箋あり	3月15日	堅切紙・1	958-03
(小澤海造書簡) 北安曇郡池田町小澤海造→桃井藤太様 封筒あり	4月7日	小切紙・1	965-09
(小澤儔書簡) 小澤儔→桃井藤太様 封筒あり	4月8日	小切継紙・1	965-13
(藤牧琴三郎書簡) 神林村戸長役場筆主藤牧琴三郎(判)→桃井藤太様	4月9日	野紙・1	965-38
(新村空十郎書簡) 新村空十郎→桃井藤太殿 封筒あり	4月13日	小切継紙・1	965-42
(藤沢東三書簡) 松本南深志町藤沢東三→桃井藤太様 封筒あり	4月19日	小切紙・1	965-27
(某書簡) 丸山(太枝カ)→桃井藤太様	4月30日	小切紙・1	965-16
(三国屋いと書状) 三国屋いと→今井村重右衛門様	5月28日	小切継紙・1	980-12
(藤沢東三書簡) 松本南深志町藤沢東三→桃井藤太様 封筒あり	6月3日	小切紙・1	965-26
(藤沢某書簡) 藤沢(東之)→桃井様 封筒あり	6月19日	小切継紙・1	965-30
(桃井重左衛門書状) 名主重左衛門→下今井村御役人衆中様 六月十日高遠で評定始まらぬ情況に付 包紙あり、以下枝番二号までを収める 包紙表「高遠横町松屋より桃井重左衛門、下今井村にて桃井藤太様無事要用」	6月27日	小切継紙・1	979-01
(桃井重左衛門書状) 桃井重左衛門→桃井藤太様 御用金一条長引く情況に付	6月27日	切継紙・1	979-02
(藤沢東三書簡) 藤沢東三→桃井藤太様 葉書一点、小切紙二点、計三点紐縛	6月	小切紙・3	965-33
(下今井村役人中書状) 下今井村役人中→高遠にて御名	7月12日	小切継紙・1	979-03

3. 桃井家/3-8. 藤太及び桃井家書状

主桃井重左衛門様 評定の遅れ存外に付			
(藤沢東三書簡) 南深志町藤沢東三→桃井藤太様 封筒あり	7月13日	小切継紙・1	965-29
(桃井重左衛門書状) 重左衛門→上下御役人衆中様 岩垂村吉兵衛殿七月十三日帰村に付	7月14日	小切継紙・1	979-04
(桃井藤太書状) 桃井藤太→高遠にて桃井重左衛門様 盆前に帰れず候に付 包紙あり、包紙表「七月二十三日、要用無事」	7月22日	小切継紙・1	979-05
(桃井藤太書状) 桃井藤太→高遠にて桃井重左衛門様 再挙の遅れ致方無しに付 包紙あり、包紙表「要用無異」	7月22日	小切継紙・1	979-06
(上今井村役人中書状) 上今井村役人中→高遠にて御名主桃井重左衛門様 盆御帰村無く候に付 包紙あり、包紙表「要用無異」	7月22日	小切継紙・1	979-07
(桃井重左衛門書状) 桃井重左衛門→桃井藤太様 御用金一件、又々長引に付 包紙あり、包紙表「要用無異」	7月24日	小切継紙・1	979-08
(大槻源次郎書状) 小又(村)大槻源次郎→桃井重左衛門様 礼状	8月10日	小切紙・1	987-01-04
(山本留八郎・荒川右門太書状) 山本留八郎・荒川右門太→下今井村名主重左衛門 包紙あり、包紙「山本留八郎・荒川右門太、下今井村名主重左衛門」	8月15日	切紙・1	980-15
(小澤海造書簡) 小澤海造→桃井藤太様 封筒あり	8月18日	小切継紙・1	965-14
(中島某書簡) 中島→桃井君	10月5日	小切紙・1	965-23
(殿村寿右衛門書状) 殿村寿右衛門→下今井村重左衛門様	10月8日	小切継紙・1	980-13
(小澤儔書簡) 北安曇郡大町小澤儔→桃井藤太様 封筒あり	10月13日	横切紙・1	965-10
(新村書状) 新村拜→桃井様貴答 勘定取差引、村吏交代の件に付	11月5日	小切継紙・1	980-05
(梶原元碩書簡) 梶原元碩→桃井吉左衛門様 封筒あり	11月11日	小切継紙・1	965-20
(某書状) 堅石町村役元→下今井村桃井重左衛門様	11月20日	切紙・1	608-02
(倉橋増蔵書簡) 倉橋増蔵→桃井藤太様 小切紙二点紐縛	11月27日	小切紙・2	965-25
(浅井正兵衛書簡) 浅井正兵衛→桃井藤太様 封筒あり	12月5日	小切継紙・1	965-31
(福間忠三郎書状) 福間忠三郎→桃井重左衛門様 包紙あり 郡太右衛門方へ御出願	12月8日	小切継紙・1	982-05
(某亮次郎書状) 亮次郎→山崎君 過日相願候使に付	12月11日	小切継紙・1	978-06
(小澤儔書簡) 北安曇郡池田町小澤儔→桃井藤太様 封筒あり	12月12日	小切継紙・1	965-12
(無極寺某書状) 無極寺→桃井藤太殿 無尽会延期に付	12月17日	横切紙・1	980-03
(梶原元碩書簡) 梶原元碩→桃井吉兆治様 封筒あり	12月18日	小切継紙・1	965-19
(清沢源七書状) 山本村針尾清沢源七(判)→東京築地新栄町六丁目三十五番地清沢源重 封筒あり	12月22日	罫紙・1	987-01-06
(小澤儔書簡) 小澤儔→桃井義太郎様 封筒あり	12月23日	小切紙・1	965-08
(梶原元碩書簡) 梶原元碩→桃井吉兆治様 封筒あり	12月29日	小切継紙・1	965-18

3. 桃井家/3-8. 藤太及び桃井家書状

(某書簡) →桃井藤太様	12月29日	小切紙・1	965-24
(高橋多四郎書簡) 針尾耕地高橋多四郎→桃井藤太様 小切紙書簡計二通、双方共封筒あり	12月31日	小切紙・2	965-34
(柳沢要六カ書簡)		小切紙・1	965-07
(西京和尚書簡) 西京和尚 無極寺へ西京和尚書、西宮 濟鱗寺住職名		小切紙・1	965-52
(封筒) 封筒のみ17点、桃井重九郎宛10点、桃井藤太宛5 点、桃井藤太差出1点、ほか1点		封筒・17	965-53
(新村李十郎書状) 新村李十郎(判)→神沢善一殿、桃 井藤太殿 駅通察官巡回の儀		小切紙・1	987-01-02

3-9. 丸山登之助

(丸山登之助書状) 丸山登之助→(下今井村)今井忠左 衛門様・桃井十左衛門様 米代、夜具損料割ハ札にて差 上べきこと	明治2年1月4日	横切紙・1	984-02-01
(丸山登之助書状) 丸山登之助→下今井村桃井重左衛門 様 塩尻局出勤に付便り	明治2年1月13日	横切紙・1	984-02-02
(丸山登之助書状) 丸山登之助→桃井重左衛門様 旧冬 洗馬、本山米代・夜具損料、正金から札にて宜敷こと	明治2年1月13日	横切紙・1	984-02-03
(丸山登之助書状) 丸山登之助→今井忠左衛門・桃井重 左衛門・中村平作・堤久之丞・永田式藏・大池喜多右衛 門様 今般姓名一洗の時、来月上旬浅間で開く集会に参 加されたし	明治2年2月20日	小切紙・1	989-01-03

3-10. 山崎家

入林鑑札御下付願 東筑摩郡松本北深志町弘受人山崎直 五郎→農商務省木曾山林事務所御中 入林鑑札十枚	明治18年6月24日	罫紙・1	997-09
(永井弥助書状) 永井弥助→山崎様 注文上等米の件	(明治18年)6月28日	小切紙・1	997-18
(永井弥助書状) 永井弥助→旧新町山崎様 封筒あり 百瀬忠五郎の件	明治18年7月27日	小切紙・1	997-19
(小松伍助の刑事公判傍聴願) 山崎直五郎・丸山湊→ 書記局御中	明治18年8月28日	罫紙・1	997-13
仮書 山崎直五郎→百瀬小十郎殿 官林売渡証 計三十三 本、代金百円	明治18年11月9日	横切紙・1	997-12
約定書 山崎直五郎→百瀬元弥様 材木五十五本、代金壹 百十七円	明治18年11月12日	罫紙・1	997-15
覚 波多出→新町三原や行(古田泰太郎殿) かき一駄三 十二目送り状	明治18年11月13日	罫紙・1	997-10
送り状 波多より→新町三原屋	(明治18年)11月15日	小切紙・1	997-11
(酒井作治郎書状) 南七番町石師酒井作治郎(判)→波 多官林山崎様 石垣石代払い願	(明治)18年12月13日	罫紙・1	997-23
(高橋某書状) 高橋→山崎様 百瀬忠五郎へ約束の件	明治19年1月6日	小切紙・1	997-20
(栄作書状) 東京千年堀栄作→松本北深志旧新町山崎直 五郎様	明治19年1月12日	はがき・1	997-24
(山崎里吉書状) 山崎里吉→新町山崎直五郎様 材木一	明治19年2月17日	小切紙・1	997-03

件、今晚代金支払に付、材木受取度			
借入金証書 →松本銀行頭取・支配人御中 借用書雛形	明治19年2月	小切紙・1	997-28
(山崎直五郎書状) 波多村ニテ山崎直五郎→郡役所関様、塩島様 封入、官林借地料上納の件	明治19年3月22日	罫紙・1	997-16
(吉澤栄蔵書状) 太田やニテ吉沢栄蔵→波多三直(山崎直五郎)様 金六円渡し方願	(明治19年)4月3日	小切紙・1	997-26
記 松本三亀(亭)(判) →上(山崎直五郎) 金四円二十六銭受取証	(明治19年)6月8日	小切紙・1	997-25
(出頭証) 東筑摩郡松本北深志町山崎直五郎→小林殿	1月29日	横切紙・1	997-14
(川上角次郎書状) 東筑摩郡波田官林鍋割山崎出張所川上角次郎→田切豊八殿・小松原銀二郎殿、松本北深志町山崎直五郎殿方迄 官林開始の件	3月15日	小切紙・1	997-07
(呉松新雄書状) 松本呉松新雄→波多ニテ山崎直五郎様 金二十円拝借願	3月26日	罫紙・1	997-21
(山崎競治書簡) 北安曇郡会染村山崎競治→桃井藤太様 封筒あり	4月11日	小切紙・1	965-17
(山崎直五郎宛封筒) 鳥津亮太郎→山崎直五郎様	4月20日	封筒・2	997-29
(片瀬盛胤書状) 片瀬盛胤→山崎直五郎様 封筒あり、封筒表「北深志山崎家内ヨリ山崎直五郎様」	5月22日	便箋・1	997-17
(呉松新雄礼状) 呉松→山崎様 封筒あり	6月11日	小切紙・1	997-22
記 永井弥助→御三人様 御泊り・酒肴代、請取証	10月23日	小切紙・1	997-04
三溝土手がわ 大池忠五郎 十三本採伐分	10月23日	小切紙・1	997-05
覚 せと利→山崎様	11月5日	小切紙・1	997-08
記 橋場清水屋→山崎様 酒・そば・山鳥代、請取証	11月18日	小切紙・1	997-02
記 裁判所前梶原→波多マチ、山崎様 雉子壺羽受取礼状	12月14日	横切紙・1	997-01
約定書 東筑摩郡何町村買主何ノ誰印→山崎直五郎殿 官林之内、松木買受約定書		縦折紙・1	997-06
(嶋津亮太郎書状) 嶋津(亮太郎)→嶋村(正玄)君 波多官林出張之上は、山崎氏と相談し、金子都合の可否 聞合願		小切紙・1	997-27

史料館所蔵史料目録 第70集

信濃国筑摩郡下今井村桃井家文書目録

印刷発行 平成12年 3月31日

編集兼 国文学研究資料館
発行者 史料館

〒142-8585

東京都品川区豊町1丁目16番10号

電話 03-3785-7131(代)

印刷所 株式会社 三協社

〒164-0011

東京都中野区中央4丁目8番9号

(本文用紙は中性紙を使用)